

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心
遼寧省檔案館

合編

東北邊疆檔案選輯

(清代 民國)

(五六)

廣西師範大學出版社

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心
遼寧省檔案館

合編

東北邊疆檔案選輯（五六）

（清代 民國）

廣西師範大學出版社·桂林

目錄

朝鮮移民

亦塚正朝著《在滿鮮人論策》

昭和五年一月二十四日

勸業公司酒井龜喜為報送借款使用明細事給永井參事的函

昭和五年一月二十四日

東亞勸業株式會社總務課長為報支付借款數額事給滿鐵興業部農務課長的呈文

昭和五年二月一日

東亞勸業株式會社常務董事吉植莊三為召開停止收買土地的替后事宜問題董事會事給社長大藏公望的呈文

昭和五年三月二十日

滿鐵興業部長田村羊三為函送有關東山農場動亂情報事給東亞勸業株式會社常務董事吉植莊三的公函

昭和五年三月二十四日

東亞勸業株式會社事務分擔表(昭和五年三月三十一日止)

滿鐵地方部長為補助鮮人學校鳳凰城私塾事給安東地方事務所長的公文

昭和五年四月九日

東亞勸業株式會社昭和五年四月至十月個人貸款明細表(業務月報節選)

調查課松木俠等昭和五年四月編寫的《收買間島土地概況》

滿鐵撫順煤礦庶務課長關於附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)

昭和五年五月九日

滿鐵吉林公所長為報告龍井村附近水田經營概況事給商工課長的呈文

昭和五年五月十二日

八六

八二

七三

六六

六三

五七

五二

四八

四五

四三

四一

一

監查役山内勝雄關於新收買土地情況及各種事業經營方法的監查報告極秘	八八
昭和五年五月十五日	
滿鐵遼陽地方事務所長關於附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)	九五
昭和五年五月二十日	
哈爾濱仁和寮中野清助為視察鮮人農村概況事給滿鐵地方部長的報告	一一〇
昭和五年五月二十八日	
滿鐵營口地方事務所長關於附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)	二〇八
昭和五年五月三十一日	
有關收買間島土地的交接事項及其概況(昭和五年五月三十一日止)	二一一
在滿鮮人對策私案	二四七
昭和五年五月	
滿鐵四平街地方事務所長關於附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)	二五五
昭和五年六月七日	
東亞勸業株式會社常務董事花井修治為收買間島土地利用管理事給滿鐵興業部農務課長松島鑿的呈文	二六〇
昭和五年六月九日	
附：朝鮮總督府官房外事課長為收買間島土地事給東亞勸業會社常務董事函	二六一
昭和五年五月二十八日	
滿鐵興業部農務課長松島鑿為收買間島土地利用管理事給東亞勸業株式會社花井修治的復文	二六一
昭和五年六月十二日	
東亞勸業株式會社為送交昭和四年度水田耕作面積和產量及朝鮮人戶數表事給滿鐵考查課長的呈文	二六四
昭和五年六月十六日	

滿鐵安東地方事務所長關於附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)

昭和五年六月二十五日

二七六

滿鐵本溪湖地方事務所長關於附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)

昭和五年六月三十日

二八一

滿鐵奉天地方事務所長關於附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)

昭和五年六月

二八六

滿鐵長春地方事務所長關於附屬地居住者私人經濟及其移動情況給地方部長的報告(節選)

昭和五年七月八日

二九四

東亞勸業株式會社常務董事花井修治為關於收買間島土地事給滿鐵考查課長中山正三的報告

昭和五年七月八日

三〇〇

滿鐵地方部事務員杉本吉五郎等給滿鐵總裁關於參加間島東亞勸業株式會社收買土地實地調查報告書

昭和五年七月三十一日

三〇四

附：江禮源市郎編寫的對滿鐵調查課員間島土地調查書的說明

昭和五年四月二十日

三六〇

滿鐵地方部長為修改昭和五年度鮮人學校校舍建築費預算事給經理部長的申請

昭和五年八月十四日

三六九

滿鐵總務部長為提交收買土地的相關文書事給東亞勸業會社常務董事花井修治的公函

昭和五年八月十五日

三七一

滿鐵經理部長為函請修改昭和五年度鮮人學校校舍建築費預算事給地方部長的答復

昭和五年八月二十一日

三七四

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交收買土地的相關文書事給滿鐵總務部長的答復

昭和五年九月二日

三七七

滿鐵總裁為介紹東亞勸業會社收買間島土地的利用情況給朝鮮總督的公函

昭和五年九月二十五日

三九三

滿鐵地方部長為補助安東六道溝朝鮮人私塾事給安東地方事務所長的批復

昭和五年九月二十九日

三九五

增進對朝鮮人的福利設施問題(東亞勸業株式會社議會說明資料節選)

昭和五年十二月

四〇一

滿鐵各地方事務所關於昭和五年度各區公費事務報告(節選)

滿鐵龍井派出所編(龍井村的朝鮮人社會團體一覽表)秘

四〇七

昭和六年一月二十八日調查

四五九

東亞勸業株式會社昭和六年二月至三月個人貸款明細表(業務月報節選)

奉天總領事林久治郎為補助奉天居留民會產業資助金事給滿鐵總裁仙石貢的申請函

昭和六年三月二十四日

四七八

附：奉天居留民會長野口多內為請求資助產業事給滿鐵總裁仙石貢的申請

昭和六年三月十八日

四七九

東亞勸業株式會社昭和六年度事業計劃書

昭和六年三月編成

四八四

在滿鮮人論策

一、緒言

赤塚正朝

在滿鮮人數は八十萬人前後を以て合理的數字と看做すことが出来る。(註1) 内約九割は農民で沿線より離れた奥地に居住してゐるが、(註2) 南滿に於ては大部分が水稻耕作者であるが、北滿(除黑龍江省)及間島方面では畑作の方が水稻作より多いといふ状態である。(註3) 分布から見れば間島が在滿鮮人數の半を占め、他は、新民・奉天地方、通化・興京地方、沿江西間島地方、吉林地方、龍江地方、寧安地方、東内蒙地方等に散在してゐる。(註4)

註1 在滿鮮人數に関する統計を羅くれば左の如きものがある。

調査者	調査年度	人口	調査者	調査年度	人口
(一) 領事館調査	昭和元年	五四二、八六九人	(五) 正義府調査	昭和元年	七三九、八九二
(二) 同	昭和二年	五三八、七一七	(六) 滿鐵調査	昭和元年	七八三、一八七
(三) 同	昭和三年	五八〇、二八五	(七) 滿鮮中報所載	昭和二年	八一、六二九
(四) 夏洋協會調査	昭和元年	七三六、二六六	(八) 支那側調査	昭和三年	五四〇、五〇〇

註2 都會地居住鮮人數(昭和元年六月朝鮮總督府調査)

地名	人口
順通州	121
旅大金州	706
普蘭店	15
瓦房店	58
登口	71
大石梁	20
陽山	108
天湖	34
東嶺	83
原嶺	236
四平街	49
公主嶺	6,418
吉林	649
長春	361
龍井村	63
局子街	217
頭道溝	101
百草溝	563
原	233
哈爾濱	11,239
計	1,468
	2,509
	804
	900
	1,200
	28,250

右表に據れば都會地居住鮮人數は約二萬八千であるが、

右表には哈爾濱を除ける東支東西沿線及間島地方を除ける處都會地居住者を含むてゐないから全聯合計數は大約四五萬と見ていゝと思ふ。(朝鮮總督府調査)

附屬地籍人口は次の如くである。(昭和三年七月末現在)

地名	男	女
瓦房店	29	24
大石橋	13	25
管口	66	62
鞍山	89	79
遼陽	21	23
奉天	220	130
本漢湖	30	32
安東	4,119	3,590
撫順	541	489
遼寧	61	11
開原	104	172
四平街	165	134
公主嶺	50	42
長春	480	356
計	6,007	5,178
男女計	11,275	

註。鮮農の水稲作畑作の割合を示せば

全	遼	吉	遼	水稲作	對	畑作
遼	遼	吉	遼	三	一	二
遼	遼	吉	遼	三	一	二
遼	遼	吉	遼	三	一	二
遼	遼	吉	遼	三	一	二
遼	遼	吉	遼	三	一	二
遼	遼	吉	遼	三	一	二
遼	遼	吉	遼	三	一	二
遼	遼	吉	遼	三	一	二
遼	遼	吉	遼	三	一	二
遼	遼	吉	遼	三	一	二

註4 省別昭和三年債事概観調査

合	遼	吉	遼
計	五八〇、二八五	四三七、五九一	一三五、二四五
		七、四四九	
		(内所謂開島地方三八二、九三〇人)	

此等の移住原因は色々言はれてゐるが(註5)明治四十三年の日韓併合前後に於ける一部の一時的、政治的不平分子、逃に分子の脱出は別問題とし、北間島、西間島即ち圖們江及鴨綠江對岸地方は、大體地理的環境ミ屢次の凶歉に基くものである。その他の地方は凡て經濟的事情ミ一時支那人が鮮人を歓迎した事に基くものである(註6)



註。移住原因については

一、朝鮮總督府、施政年報大正十一年度三一頁、「最近に於ける朝鮮人の滿洲移住は物價騰貴に依る生活難に起因するもの多く」とあるがこれは當時に於ける一部の原因を示せるにすぎない。

二、Koller, Colonization, p. 27. 氏は鮮人海外移住は主として政治的不満に惹くと指摘してゐるが、それも、併合前後に於ける少數不者に於ける一時的移住(實は逃亡)を偏重しすぎである。

三、朝鮮及朝鮮人社、最近簡易事情、一〇三頁—一〇七頁、同頁一六頁、「移住する所、朝鮮の移民は人口過剰にする生活の脅威を受けて環境の適應に適應する能力がなく、その適應的性癖のままに、安住の地を蒸氣開墾の野に求めようとするものに外ならぬのである」

四、宮崎兩女氏、朝鮮獨立運動史論二二頁(日韓併合後、朝鮮人の滿洲に移住する者其多きを加ふるや、嘗て寺内前總督は之を政治的意味を含める道東移民と誤認し各地の警察官廳は、移民の統領を擁して其不得策なるを説諭したり)

五、蔭生永助氏、朝鮮の人口研究、二七八頁(李朝末葉以來、朝鮮人は壓制政治と詐欺謀求の弊に堪へず、國內の地方荒廢して附土となり、收養乏しき爲めに生活の困難甚だしく、且つ身地頗々と趣る凶靈靈體に苦み、遂に滿洲及び西比利亞に無限の大開野を見出し實々關境外に移住したものであり)ある。

六、淺見登紀氏、日本殖民地統治論、二六〇—二六一頁にその原因は「其移住の時期と移住して行く土地と人によつて相違して居る故、一般に其實相を説明する事は出来ない」と指摘してゐることは眞をうがつてゐるが「しかし之を概括的に述べて見ると政治上の不満と經濟上の利益を主とする」と述べてゐるのは物足らない。

七、Chung, H. The Case of Korea, pp. 116-117. 朝鮮人の滿洲移住は強迫に於けるものであるとし、その理由としてその二を掲げてゐる。

(一) 日本人の朝鮮移住の餘地をつくること

(二) 朝鮮人を滿洲に散布せしめて日本がその保護の名目の下に駐兵をなし爾時此地を觀賞すること

右第一點は、日本人としてかゝる論をなすものもあるが、彼の云ふ如き「故實なる追放ではなく、自然的なる代位である」(括弧内、矢内原史雄氏、種民及種民政策、三七九頁參照)

第二點は排日論者の口實として支那人の御體面とりに云はれるところであるが、Putnam Walsh の所謂「Imperialistic Tactics」による。New York Times Current History, II, pt. 2: 165-168, Jan. 1913. Korea Behind Japan's Imperialism)

Onyiah Greenleaf は Asia の一九一九年九月號に Korea Aspects Himself と、小題で萬國事件當時京城附近の譯に於ける群衆を以て海外への移民の弊であると指摘してゐる。

八、某省縣報告、九一〇頁の西伯利亞への移住原因として列擧せるものを要約すれば、

(一) 自限的原因 (二) 未墾地豐富 (三) 地味肥沃 (四) 原始生活向 (五) 移住便利

(六) 自限的原因 (二) 謀韓民心調和 (三) 親露派庇護 (四) 樞東總督の壓迫迎舞政策 (五) 移住不制限 (六) 歸化者待遇 (七) 待遇公正

(八) 政治的原因 (九) 謀韓民心調和 (十) 親露派庇護 (十一) 樞東總督の壓迫迎舞政策 (十二) 移住不制限 (十三) 歸化者待遇 (十四) 待遇公正

財政上の危機を来しこれを救ふ爲め私船を雇つたもので、公然と獎勵をしてゐなかつたのは體面の問題からである。次の時代は招徠の時代で、官制は積極的に移住の經濟的利用を計つたのである。次は制限時代であるが、これは鮮人が日本臣民たる資格を得てから顯著となつた。所謂制限時代なのである。今や、一部では制限時代より禁止時代に入らんとする傾向があるが、これは行はれないであらう。朝鮮壓迫に關しては新天地、昭和三年六月號五頁—三八頁摘稿「在滿鮮人壓迫の史的考察」及昭和三年一月號一五頁—三三頁摘稿「朝鮮壓迫問題の批判」

滿鮮、在滿鮮人壓迫事情

滿鮮、支那官憲の在滿鮮人壓迫問題

滿鮮研究會、昭和三年三月、會報第二號「在滿鮮人壓迫問題の調査」

滿鮮調査時報、昭和三年第八卷第二號及第五號福福氏及福橋

大報朝日新聞、昭和二年二月二十八日—三〇日武内文彬氏「軍大化した滿洲の鮮人問題」

滿鮮調査時報、昭和二年十二月、鮮滿壓迫の其後

東亞經濟研究、昭和三年一月號「支那官憲の鮮人壓迫」(津村幸夫氏)

斯の如く鮮人移住が主として經濟的動機に出でて居るものとすれば、朝鮮人の移住は今後も繼續するであらうと思ふ。

(註7) 此の様な譯で在滿鮮人の多くは經濟的劣敗者云へるのであつて、不平分子逃じ分子は勿論、經濟的原因による移住者も日本の經濟的壓迫によつて困難を來すに至つたを考へてゐるのである(註8)であるから何れも對日反感を有して居る事は當然云はねばならない。此の點は問題を研究する者の常に考慮に入れて置かなければならないことである。

註7 朝鮮人の移住の趨勢を示す左の統計がある。

大正六年	一一七四二増
大正七年	三〇、六九一増
大正八年	四〇、二〇三増
大正九年	一一、九二五増
大正一〇年	五、〇四五増
大正一一年	二、四二九増
大正一二年	七二二増

(尾澤事件のありし年)

(一) 人爲的原因 (二) 西伯利亞に於ける土地供給問題補助策 (三) 其他

九、滿鮮、滿洲移住民と労働者第二編朝鮮人労働者、第一章移住民二節移住労働、七一—一三頁

一〇、矢内原忠雄、殖民及植民政策、三七九頁「朝鮮人の海外移住は内地人の殖民の必然的結果といふべきである」とて、統計により兩鮮地方と北鮮地方よりの移住者多きを擧げ、これは北鮮の火田の整理、兩鮮の耕地整理とによるものであるとて前記結論を導出してゐる。

註。支那人の朝鮮人政策については、朝鮮及朝鮮人社、最近間島事情、二一七頁以下にあるが、それに據れば(一)領土時代(二)私設警察時代

(三)移民招徠時代(四)移民制限時代の各時代の變遷を來してゐると。大體この分類は正確である。領土時代は滑川の吳民放(漢族も含む)に對して行つた封禁政策の時代で特に韓族のみに對しなされたものではない。次の私設警察時代は滑時代の反動政策で、即ち封禁政策の結果は

大正一三年 三、一九九増

大正一四年 二、四六七増

昭和元年 一、〇〇八増

昭和二年 四、一五二減

昭和三年 四一、五六八増

(組織的飢饉壓迫のありし年)

註。移住期より見たる在滿鮮人の遷移につきては「新天地」昭和三年三月號三頁以下參照

種別	移住期	移住原因	素質	
			思想	資質
第一期移民	日韓併合前途	行政請求凶獸	健	中
第二期移民	大正五年頃迄	不平等條約	健	無
第三期移民	大正六年頃以降	經濟的	健	無
第四期移民	大正十年頃以降	社會的	健	無

二、在滿鮮人問題の本質と對策理論

第一彼等が經濟的劣敗者であるといふ事及大部分が農民であることからは經濟問題としての在滿鮮人問題が起る。即ち第一は大部分は支那人地主の小作人又は日傭労働者であるから、小作料、小作法、雇傭條件等につき地主對鮮農の對抗が生れる。(註一)鮮農はこれに對抗する組合を持たないし、類似のものはあつても經濟的色彩よりも政治的色彩のもので従つて團結力なく(註二)多くは小作地を得たため自ら小作料を體上げてかへつて支那地主に乘ぜらるゝ等、鮮農は支那地主に搾取されるのである。加之、彼等は收穫までの生活費すら持たないので耕作と同時に支那地主から生活費の借用を餘儀なくされ、しかもその利率は十割といふ様な高率なものが多く、爲めに到底收穫を以てしても返却出来ないといふ實狀で、又借りる猶崇むといふ

風で小作料借金で二重の搾取を受けるのである。(註3)これ金融問題が、在朝鮮人問題の重要なる一部を構成する所以である

註1 小作状況に關しては、朝鮮總督府内務局社會課編滿洲及西比利亞地方に於ける朝鮮人事實(一六—二五八頁)參照。

註2 鮮人團體の團體經營能力の根本的缺陷とは、(一)名聞欲強きこと。(二)情實多きこと。(三)社會的團結の疎離なきこと。(四)濫性に驅られ

理論倒れとなること。(五)妥協性なきこと。(六)地方的感情濃厚なること。(七)主義主張が妥協者板に過ぎざること。等である。

註3 奉天附近鮮人農家收支計算(昭和二年末實施)

勞働者鮮人夫婦小作地の計算(家族五人)

收支	種別	一天地割	三天地割	單價	合計
收	租	15.0斗	45.0斗	13.00 ^円	585.00 ^円
	雇	3,000斤	9,000斤	(百斤) 0.25	22.00
入	計	—	—	—	607.00
支	種子租	1斗7升5合	8斗2升5合	(石當) 17.00	14.00
	墾地水利	7人	21人	0.60	12.60
	稻種費	1人	3人	0.60	1.80
	除草費	60人	180人	0.20	36.00
	刈取運搬	10人	30人	1.00	30.00
	租調製	5人	15人	1.00	15.00
	水利稅	3期	9期	3.00	9.00
	農具費	—	—	—	6.00
	運搬費	—	—	石當 1.00	22.50
	年貢	—	租 22.5石	石當 13.00	292.50
	生活費	—	—	—	150.00
	借家費	—	—	—	15.00
	負債利子	—	—	—	50.00
出	計	—	—	—	671.65
差額					- 64.65

第二は山東方面からの移民との競争で、(4)年百萬以上押寄せせる支那移民との競争は生活分野、移住分布が異なる位では樂觀出來ないのである。況や分野分布共に競争の地位に立つの實狀に於ておやである。

註4 鮮農と直轄移民との競争については多くは樂觀論を唱へてゐるが、勝くとも直轄移民が案なかつたとすれば鮮農はより歓迎されらうことは想像に難くない。兩者の競争につきは、清陵(中島宗一氏「民國十六年の滿洲出稼者」一六五頁以下及新天地理和三年一月號第二二頁掲載)及除開漢日日新聞昭和二年一月各日曜附録(北滿に移民せる朝鮮人の生活現狀)參照。

此等二つは本質的には經濟問題ではあるが、實際問題としては政治問題の一部分を構成してゐるものと云はねばならない。其の理由は即ち次の如くである。鮮農の貧苦を救ふ金融上の救濟問題はさうしても内地人が之に關與する事になる。換言すればその救濟機關は内鮮人の私設機關であつても、これが監督指導は領事館乃至朝鮮總督府である。(註6)しかも場合によつては直接の警官裏が表に立つてやることもある。するに不逞の一派はこれを以て日本と妥協するものだとして没收、發行、義務金徴収などの妨害をなす。(註6)そしてこれは日本が爲めにする意圖が包蔵されてゐるに宜傳する。するに支那人も亦鮮人の背後に日本人ありと稱して鮮人の居住を壓迫する様になる。(註7)であるからこれ等の經濟問題もその解決は先づ政治問題としての對策が先決問題でなければならぬのである。

註6 例へば朝鮮保民會の如き、又大正九年改正東天原朝鮮人協會規則に「總會及役員會ニ於テ決議シタル事項ハ總領事ノ認可ヲ受テ(第一九節)」とあるが如きその他金融機關、自治機關、日本官廳の經濟關係下にある。

註6 昭和三年六月二十七日日本通關は「通關費金種收條例」なるものを公布して、直接間接に朝鮮獨立運動を妨害せんが爲め日本人又は日本人の手先から資金(現金又は有價物)を受取つた場合は之を沒收することを規定し、その資金は、教育補助費、醫療補助費、自治機關補助費、補助器具、種痘、農務資金その他救濟費をも含むことになつてゐる。

又同題は同年七月一日「營業稅徵收條例」なるものを制定したが、これは所謂慈善金であつて、大體資金又は資金乃至利益の百分之一以上百分の三位までを年二期に課税するものである。そして所謂徵稅は倉庫により五等乃至七等に分つてある。

註7 昭和二年末前後の鮮人壓迫につき支那側が出した報告は随分あるがうち四分の一は、鮮人の背後に日本があるから、我々は手權保持の爲め

朝鮮人を排斥しなければならぬといふ様な趣旨の文句が書かれてゐる。(在滿鮮人墾進事情附録参考資料参照)

直魯移民ミの競合も、その移住の原因は原住地方面の政變、凶賊によるものさ云へ、支那の移民政策の現れであることも考へられる。十七世紀露國が滿洲北邊を掠むるや、清朝は直ちに移民を此の地に送り屯墾せしめ露國の侵犯に備へたのである。

(註8) 今日支那の移民政策がかくまで政治的意圖の下になされたことは云へないが、少くも山東農民が無條件に『滿洲好』を呼び、滿洲支那當局が、之等に對し覺束ないながら相當の便宜、消極的積極的援助を與へてゐることを見、(註9)更に商民の移民政策に對する建白書等を見れば、(註10)鮮農に對抗せしめる意圖が包蔵されてゐることは明白である。であるから支那國內移民ミの競合問題も單純なる經濟問題でなく、やはり政治的見地より對策を講ずべきものと云はねばならない。

註9 之に關しては色々の資料があるが、矢野博士『近代蒙古史研究』、宮崎正義氏『近代滿支關係の研究』第一卷、参照。
註10 滿鐵、在滿鮮人墾進事情五八頁參照。

吉林省にては難民救濟辦法、難民救濟附辦法、控擄外來難民辦法、沿邊清丈完賦審判檢閱試辦章程、依蘭邊區招墾簡章等。黑龍江省では國有荒地承墾條例、國有荒地承墾條例、開墾土地移民章程、土地墾殖規則等が頒定され具體的には、招墾處の設け、墾具の年賦販賣、未墾地の無償提供、課税の減免、移民輸送汽車運賃の減免等を行つてゐる。

註10 昭和二年吉林省農會長趙雨生は『招墾移民政策』なる一紙白書を省農會に提出した。又紳商郭乃平も同じ頃東省移民勸導社なるものを提出してゐる。(滿鐵、前掲二〇二頁以下參照)

既にして直魯移民ミの競合及金融等の經濟問題にして政治的意圖を有するにせよ、不過鮮人問題、歸化問題、移住問題の如きは本質的に政治問題であるから、在滿鮮人問題は、政治問題であつて政治的解決を見るに非ざれば政治問題は勿論經濟上の問題も解決されないといふ結論に到達するのである。換言すれば在滿鮮人救濟指導は鮮人問題の政治的解決を見ないことは有害無益なのである。

三、所謂積極論に與ふべき事實上法理上の疑點

世に在滿鮮人對策の急務を説くものは極めて多い。(註1)曰く、大いに金融機關をつくり指導救濟せよと、又曰く大いに移

住せしめて日本植民政策、滿蒙進出の一助させよと、又曰く問題は無智より起るのであるから教育をせよと、又曰く、不法なる排日漢は嚴重に取締れと、又曰く歸化鮮人を大いに利用せよと。又一方では對策には先づ調査よりと、決して何年経つても完全な調査は出来ぬのに調査に腐心してゐる向もある。(註₂) 對策を講ずるもの輕卒を深く戒むるも、もに飽まで腹痛であつてはならない。先づ大言壯語をする前に事實を正視し靜觀せよ。對策を論ずる前に先づ翻つて在滿鮮人の人心、地位を考へよ

註₁ 従来の對策論は大體經濟的指導經濟の急務を説くものが多い。中には無學な利用論を説くものがあるが、多くは實狀に即してゐない。

註₂ 官廳方面では、特に調査の完全を認んでゐる體であるが、夫々專門家は實狀を熟知してゐるのであるから、實狀に即した理論立つた一時的でない對策を立て、實ひたい。

在滿鮮人の日本に反感を持つてゐることは既に前述の通りであるが、内地人に對しては口毎に救濟の屈かざるをこぼす。内地人はこれを以てすぐ救濟は焦眉の急務だと云ひだすのであるが、直ちに救濟をして鮮人の不平がなくなり救濟が出来ると思ふのは謬見である。金を貸す返さぬなと嘆ずるは救ふべからざる時に救はんとしたが爲めである。(註₃) 荒んだ彼等は飲、打、買ふの三拍子それしか楽しみがないと云へばそれまで、あるが生活苦を前にしてすら敢てこれをするのである。歸化證をもらへば土地を獲得して轉賣するとしては又土地を得る。(註₄) 支那人が田を作るといつては神をまく、稻をぬく、(註₅) 金を借りては夜逃する(註₆)、又郷黨心理の強い彼等は(註₇) 同志流血の特事まで犯しても一致しない、(註₈) 一家が榮ゆれば一族郎黨よつてたかつて食ひ潰す(註₉)、いふ風又在滿鮮人中には多くの密輸業者及關係者、並に不逞鮮人、浮浪鮮人があるのだから見れば、これにすぐ利く名乗、對策はない筈である。

註₃ 各方面の金融成績を見るに邊耕資金の回收成績が一番面白くない譯である。借りる時額に據つて返さぬといふのもあれば利子が高くて返せぬといふものがあるが、現状では、鮮人の良心も悪化し、地主その他の搾取を防ぐ方法もないので、返して來ることを望むのは無理である。

註₄ 支那では戸籍制度が不完全なので鮮人はこれを濫用して歸化證により土地を入手すれば別の鮮人に賣渡す、するとこの鮮人は他地方に行つて又子の歸化證によつて土地を買入れるのである。奉天省(遼寧)當局が三矢協定を利用して、居住證明書の所持、轉居届の提出を入答版云ひ、

宣 祖	東 人		西 人	
	南 人	北 人	尹 西	申 西
光 壽 君		小北 大北 <small> 西化 東化 南化 北化 </small>		
仁 祖			清 西 老 西	濁 西 少 西
孝 宗	南 人		西	人
顯 宗	南 人		西	人
肅 宗	清南 南 人	濁南 南 人	老 論	少 論
景 宗			老 論	少 論
英 宗			老 論	少 論
正 宗			老 論	

又同化を禁止するの方針に出でたのも實の一半は鮮人が負はなければならぬのである。
 安率治標其他には、支那人米作者も相當あるが、支那人は鮮人が有利なるを知り、支那人自ら鮮人を雇傭して米作を営みんとするものが相當あつた。鮮人の中には、支那人に覺えられるのを嫌つたり、種痘代を供出さんとして、支那人の不明を利用して碑を建てて繁知らぬ顔をしてゐた不徳漢も出た。又、夜間物かに、隣の支那人の本田に到り細石を抜いた等いふ例も一再ならずあつた。

註 鮮人が米住耕作に當つて先づ、收穫迄の生活費金を地主から借入ることは既に述べたところであるが、高利の爲め、支拂へず夜逃するものも出て来る。この借財による、移動も相當多いが、在滿鮮農の移動の多い原因には此外左の如きものがある。(一)支那官廳の壓迫。(二)水利、防水施設なき爲め、水害等で、耕種が砂礫地となつて終ふこと。(三)施肥の餘力なき爲め、地力減退すれば地をかへること。(四)不逞漢其他郷里を同じうせざるものゝ壓迫又は擄取。(五)惰怠性、等。

註 鮮人の郷黨心理の強きは主として李朝以來の激烈なる政争に基く。その政争に關しては、林義順氏『朝鮮近世史』下巻二七丁—五二丁、幣原博士『韓國政争志』、細井駿氏『滿鮮の經營』下編一頁—五四頁、青柳瀧太郎氏『李朝史大全』、『李朝五百年史』等。なほ、李朝朋黨争を掲ぐれば(前掲林氏により作製)

論議考まで併合以來昭和元年末に至る間に移住せる鮮人につきその總數別を示せば次の如くである。(朝鮮總督府關係により作成)

北 部	平安北道	52,805
	平安南道	17,944
	咸鏡北道	129,697
	咸鏡南道	24,783
	計	225,229
中 部	黃海道	10,128
	江原道	16,484
	京畿道	6,942
	忠清北道	2,041
	忠清南道	310
	計	35,905
南 部	全羅北道	525
	全羅南道	1,082
	慶尙北道	31,889
	慶尙南道	14,310
	計	47,306
總 計	計	108,940

右表によれば北部四道七割、中部五道一割、南部四道一割五分の割合である。本表は在滿鮮人の總數別を見るに役立つのみならず移住原因をも示すものである。矢内原氏種民及種民政策三七九頁參照。

註⑧ 地黨心理の激烈なる現れは、小は隨時各所に起る殺人事件、大は關税の聯合集散、争闘までその例が甚だ多い。有名なものとしては、西北派と俄附派の對抗たる、統議府より脱退せる總督府と向府との争闘がある。參議府が平安道人、新民府が兩鮮人、在滿農民同盟總府人、正義府が平安道人といふ處に主張より地土により別派を造つてゐるのは面白い。(新大正昭和四年六月號五五頁池田「朝鮮人思想運動の趨勢」參照)

註⑨ 朝鮮では「分食」といふ言葉がある。

又更に飄つて條約上その他の地位を考へよ。

居住について保證さるゝは一九〇九年の間島協約による間島の鐵路權だけではないか(註10)一九一五年の滬蒙條約は南滿洲に於ける日本人の居住往來の權利を認めてゐるが(註11)その條件たる支那國警察法令及課税に服するの義務が日支官憲の協議に俟ち決定するものにも不拘その協定が出来て居ないが爲め居住は出来ないのである。故に間島地方の四十萬の韓民はいゞこして南滿三十萬、北滿十萬の韓民は條約によらずして居住してゐる譯で立退きを命じられても一言もないわけである(註12)又商租權も現在では空文同様で鮮人の爲め土地を獲得しようとする努力も空しい譯である(註13)

註10 間島ニ關スル條約(一九〇九、九、四)第三條「清國政府ハ從來ノ通關門江北ノ聖地ニ於テ韓民ノ居住ヲ承認ス」とて延吉、和龍、汪清三縣を盛居區としてその居住を認め、此の地域への出入は、特定のものを除く外自由であるが自國官廳の牌照を必要とする事になつてゐる(第五條) 俄國は支那に服することとしたが、日清通商航海條約(一八九六、七、二)が日韓併合により韓人にも適用されることとなり、完全なる治外法權を有するに至り更に南洋洲及東部内蒙古に關する條約(一九一五、五、二五)により、多少制限を受けることとなつた。間島韓民法權問題に關しては「新天地昭和四年七月號第二七頁以下拙稿『間島に於ける日本警察權要求問題』參照。

註11 南洋洲及東部内蒙古ニ關スル條約、第三條「日本國臣民ハ南洋洲ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商業其ノ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得」

註12 同條約第五條に居住往來、商租、合辦ノ場合ニ於テ日本國臣民ハ「支那國警察法令及課税ニ服スヘシ」とあり、交換公文には右につき「豫メ支那國官廳ニ於テ日本國領事官ト協議ノ上施行スヘキ」旨定められてゐる。

註13 同條約第二條「日本國臣民ハ南洋洲ニ於テ各種商業上ノ建物ヲ建設スル爲メ又ハ農業ヲ經營スル爲メ必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得」とあるも本條の實施は、細則を作成してない爲め今日まで遲延せられ、土地の商租は不可能である。

更に歸化は如何、朝鮮には日本の國籍法は適用されてゐないので、舊韓時代の法令によりその國籍離脱は許されず(註13)支那國籍法又、この種の國籍離脱不能の外人の歸化を認めないから法理上は歸化は出來ないのである(註14)これを支那が眞向から適用して來た場合には歸化出來ず、土地は得られずして、居住は許されぬといふ結果になり、そうなれば金融さこの問題ではないのである。

註13 朝鮮人の歸化に關しては、朝鮮總督府從來の方針としてその國籍離脱を認めないので、日本國籍法は朝鮮には適用されてゐないのである。

(拙稿『在滿鮮人歸化の考察』)

註14 一方支那の國籍法第四條には

「外國人或無國籍人其内務部許可得歸化内務部非對於其備左列各款條件者不得爲前項之許可」として五項の條件を挙げその第五項に「本無國籍或因取得中華民國籍即喪失其本國籍者」とあるから法理上歸化は不可能である。『拙稿前掲同上』

論者は、歸化もさせてゐる、居住もさせてゐるのになにも問題はないと云ふかも知れぬが(註13)法治國となるのをぞみ、治外法權を撤廢してもいゝやうな状態に進むことを望むことは大なる矛盾で、縱令支那が現在かくの如き辦法を以て待遇したまひし

(二) 昭和四年七月調査

縣別	全人口	歸化人口	%	縣別	全人口	歸化人口	%
吉林	一、六八五	二〇〇	二	綏化	四、四三〇	一、〇三〇	二二
石甸	三、三三三	一、〇三三	三〇	雙陽	三、四三三	一、〇三三	三〇
磐石	二、二二二	八三三	三七	合計	一七、六六六	五、一〇〇	二九
				平均	二、九四四	三、二〇〇	一一

(三) 大正十一年二月在外朝鮮人事情調査、哈爾濱支部長、李昌林氏調査(最近簡易事情)に依り作製

地名	全戸數	歸化戸數
一面坡	15	—
周家堡	18	—
一姑嶺	18	—
周家店	17	—
董沙河	10	—
石頭河子	49	16
廣道河子	8	1
站北洞	12	—
三道溝集	3	—
那林	590	—
寧古塔	675	600
亞樓站	15	15
勃蘭村	40	40
八面屯	80	80
ボクヲ	8	—
八道河子	20	—
教養河	22	10
計	1,680	782

(四) 大正十一年三月總督府派遣員調査

瀋江、双陽、同賓、寶安、德惠、遼寧、富錦、依蘭、密山各縣戸數一、九九八戸中約四百戸歸化する。

(五) 昭和二年末、吉林省長公署調査

縣名	歸化人口
吉林	748
石甸	425
磐石	474
綏化	937
雙陽	598
東寧	446
延吉	632
汪清	484
鎮賚	413
扶餘	92
江寧	137
蘭江	241
利江	87
春林	48
雙陽	108
雙陽	423
雙陽	125
雙陽	274
雙陽	486
雙陽	124
雙陽	84
雙陽	72
計	7,458

右數字は女子及十七歳未満の男子を含みたるを以て右數に人口を減はずと雖も歸化戸數と見て大體なく、一家五人とすれば三七、二四〇人の

歸化者ある處である。

(六) 昭和二年末に於ける余の歸化推定数は、大約次の如くである。

	全戸數	全人口	歸化戸數	歸化人口	歸化率	備考
間 庫 地 方	六、九六六	一、四〇、六八	二、三五〇	一一、四九	三%	任清、和龍、延吉、康春の四縣
吉林 中 部	一、七〇、八六	八六、二六六	二、三五三	一、四、八六	三%	吉林、延吉、舒蘭、輝南、磐石、双陽、敦化、濛江の八縣
吉林 北 部	八、二〇〇	一、〇〇、〇〇	〇	〇	〇%	長春、德惠、農安、伊通、長嶺の五縣地方の各縣を除ける吉林省の全縣
黑龍 江 省	二、〇、〇〇	一、四、八二二	一、四九	七、八〇	三%	
遼 寧 省	一、五、〇〇〇	一、三、〇、〇〇〇	二、七	二、七	〇%	
計又は平均	二、三、二、四二	八二、二、〇六	六、〇〇〇	三六、四四	〇%	

即ち右によれば在滿鮮人の約一割は所謂支那に歸化してゐる處であるが、鮮人は色々な便法を心得て居るから實数は更に少なからう。

又、鮮人の取締は如何、大正十四年の商定取締韓人法は東邊道の鮮人に對する支那側の取締勵行を約したものであるが、(註17)居住證書を發行したりして面倒を起したり、善良なる鮮人を捕へたりして、鮮人の反感を招きなごし所期の効果は得られず、また、その施行地は東邊道のみであるから全體に及ばず、取締らんごして得るごころは支那側の悪用ご不退團の宣傳の具になる事位である。(註18)

註17 商定取締韓人法は、大正十四年六月十一日、東邊道の不逞鮮人を取締る爲め、朝鮮總督府警務局長三宮富松、奉天全省警務局長于珍兩氏によつて協定成立を見たもので、取締韓人辦法施行細則は同年七月八日協定された。

註18 本協定の廢棄すべき理由を尋ぐれば左の如くである。

- (一) 支那側は之により取締の面倒と費用とを負擔せしめられこれを軽減する方法として口實を設け関金、租税、手数料を課し、或は華人を管外に放逐する計圖を立て多數の排斥壓迫令を出した
- (二) 支那側は朝鮮側が華人取締の煩を負擔せしめられたるに對し對日報復として華人排斥を行つた
- (三) 魯長鮮農必すしも保護されず却つて壓迫をうけ不逞鮮人必すしも放逐されず不逞分子がやはり居住してゐる
- (四) 華人側は之を不満に思ひ排日氣分を増大した

- (一) 國運安全性の増大(これを示す統計が出来てゐる)
- (二) 日支官憲の緩和
- (三) 警備費の減少
- (四) 廢棄論は不逞鮮人の宣傳に過ぎず

以上の如く在滿鮮人の民情廢煩及法理上の弱點は通り一纏の對策論の無効なるを教ふるのみならず、かゝる對策論は鮮人支那人の宣傳の具になるのみである。これ所謂積極論者の一考を煩はす所以である。

四、第一次在滿人問題解決策(政治的解決)

在滿鮮人問題は政治問題である。先づ政治的解決を得て解決の根本條件とする。支那人は、以夷制夷を以て外交の傳統政策としてゐる(註1) 彼等は鮮人を以て日本人の發展を制肘しやうとしてゐる(註2) 支那側が支那人の附屬地學校設立を拒絕すれば鮮人學校を壓迫する(註3) 積極政策を唱へるに鮮人排斥を始める(註4) するに鮮人は日本の爲めに苦しむて不平を唱らすかくて日本は牽制されてゐるのである。日本人が鮮人の發展策を講じたり、鮮人を操つたり利用したりするに支那人は鮮人の後に日本人ありを宣傳する(註5) するに鮮人が反對し、内鮮人共牽制されてしまふのである。

註1 古來支那には合從通衡、遠交近攻、以夷制夷する等の傳統政策ありしは周知の事である。支那外交史關係者間には皆以夷制夷につき語いてある。

註2 支那が日本の滿蒙發展妨害に鮮人をとれ種差利用したかは疑問であるが、少くとも一部鮮人を煽動して日本のある種の政策を牽制し來りた

るは事實である。

註₃ 之に關しては劉鴻鈞在滿鮮人壓迫事情二〇七頁以下文は『新大陸』昭和二年一月號劉鴻鈞在滿鮮人壓迫問題の批判二九頁以下參照。

備、在滿鮮人教育に對する支那側の態度については劉鴻鈞在滿鮮人壓迫事情及劉鴻鈞氏支那官憲の在滿鮮人壓迫問題參照。

支那側の鮮人教育に對する態度は鮮人自營學校は不逞鮮人の御用機關であり日本の補助學校は日本の發財主義の御用機關であるから、一律に中止せしめ支那人學校に收容せしむるか又は鮮人の爲め別に支那學校を設立しようといふのである。或不過關は、この機關を洞察し、歸化種族同種會の名で一校主義で巧妙な策動をした。但し今のところ、支那側も鮮人側も經營の關係で學校を創設するには至つてゐない。昭和三年一月二月の吉林省領尹會議で、鮮人に高等教育を授けるのは危險であるから之を禁止し、鮮人學校は閉鎖して教育を統一せよとの總官の決議をしてゐる。又昭和二年七月の吉林省長公廳の訓令によればその過渡的方法として、支那教員に鮮語を教習せしめて鮮人教育にあたらしめ、特別の鮮人教育監督官を置くことになつた。

註₄ 昭和二年末より三年へかけて激甚を極めた鮮人壓迫の原因については、劉鴻鈞在滿鮮人壓迫事情參照。

『要するに今又の壓迫は、張作霖が自己の信託を破く爲めと、滿蒙種族政策を挫折せしめん爲め命令を下したるに基き、かねて鮮人問題につき日本側の態度を不平に思ひ、鮮人の來任を不快に思ひ居たる奉天殖産會局が張作霖の命に勢を借、又張への首謀の爲め、日本當局が不逞鮮人取締に急なるを利用し其の暗なる排斥令を出したるに依るものといふべく、これが深惡下流、軍費輸出等の事情により激烈となれりと云ふを得べし。』(劉鴻鈞五二頁參照)

註₅ 一例として左の如き一節を挙げよう。

『日本人はその殖民政策を遂行する爲鮮人移住者に賃料を加へ……居留民の保護を口實とし領事館を設け警察を度き其の野心を逞しうし其の課税を行はんとす……』

故に吾人は第一に鮮人の全滿洲雜居權の獲得を期し居住の法的根據を確立したい。

第二には土地を獲得するの權、例へば商租權の確立を期待する。(一九一五年の滿蒙條約にある如く商租に限らぬこと)

第三には土地を買いたいもの・ため、合法的歸化の許容をのぞむ。歸化禁止は從來主として治外法權あるが爲め日本側が取締區別に好都合であつて歸化すれば治外法權が適用出来なくなるからこいふこゝを唯一の理由として反對されたが早晩撤廢するべき法權であれば歸化反對の理由はなくなるのである。

註6 鮮人歸化問題に關しては消極在滿鮮人歸化の考察(參照)。今、内、鮮、支人の歸化に對する賛否兩論を掲ぐれば、

内地人側

賛

- 1 土地所有權等の擁護
- 2 鮮人取締に關して起る誤解の一端
- 3 鮮人取締の便宜

- 4 不逞鮮人が日本人たるの故を以て負擔すべき責任の免除
- 5 鮮人のみに國籍法の適用をなさざるは差別待遇なり

支那人側

賛

- 1 日支涉外關係の煩瑣を避くる爲め
- 2 國權擁護の爲め
- 3 風俗、習慣、言語、宗教を支那化する爲め
- 4 歸化手数料増加の爲め
- 5 淳良鮮人招致の爲め

鮮人側

賛

- 1 國籍權説と鮮人へのみ認めぬは差別待遇である
- 2 二重國籍を支那側が認めず従つて土地所有權が得られない

否

- 1 不逞鮮人取締の困難
- 2 支那が歸化を認めてゐる以上、國籍權説をするの理はない
- 3 二重國籍であるから、便宜により土地を得る時は支那人だと云ひ不逞鮮人を取締るときは日本人だと云へるから國籍法を朝鮮に適用の要なし

否

- 1 二重國籍では取締上不可
- 2 戶籍制度不完全の現在歸化證を歸化鮮人から購受けて土地所有權を得るの不正行爲が行はれる
- 3 歸化鮮人の背後に土地を得んとする日本人あり

否

- 1 歸化しても支那人同様の權利は附與されぬ
- 2 支那歸化は國籍である

から

3 歸化して日本官廳の追及から逃れたい。

4 國體護衛を日本が認めぬことは支那に日本人が鮮人を利用せんとする意圖あるやうに思はれる。

3 歸化すれば獨立運動の意義がなくなる。

第四は、かくて治的基礎をかためた後の問題で、支那人に鮮人は日本人の發展の手先だといふ口實を與へぬことで、今迄何故かく支那人に云はれたかといふに、

A 無益なる鮮人利用論

B 歸化鮮人利用の地權獲得

C 國內官廳の在滿鮮人事務干與(註7)

D 極端なる取締保護及び指導(註8)

E 不逞鮮人の宣傳

等で、不逞鮮人の宣傳は後に述べるとして前四者は嚴に謹み又は革むべきことに(1)の如きは、是非外務省事務たらしめなければならぬ。

註7 國內官の在滿鮮人事務干與の不當につきましては拙稿在滿鮮人壓迫事情七九頁、及本稿七、在滿鮮人間題と對策機關の項參照。

註8 在滿鮮人の保護なる保護指導の尙早に至ては、本稿第一、第三節參照。又取締問題につきましては、滿鮮申報昭和三年八月一八日所載週稿「在滿鮮人取締問題」參照。論右に簡單にその不可及不能なる所以を列擧せん。

一、在外鮮人は國內鮮人の如く取締刑罰し得るものではない。

二、思想主義の問題は例を以て取締し得るものにあらず。

三、支那側の誤解を生じ爲めに鮮長が壓迫される。

四、不逞鮮人と一般鮮人の差は昔嫌マツチと安全マツチの差位のもので、發火の危險は同じである。反日反感を有するは五十歩百歩で差を有す。

ないものが程度が非道いといふ丈である。だから一部鮮人を取締ることは結局他の新たな代位分子を生ずる結果となる。

五、不逞鮮人は團體經營能力なきが故過るゝに足らず(之に關しては本編第二節註參照)

六、不逞團運動には金と主義とのデレンマあり。

七、取締ると運動が次第に陰性になるし、かへつて取締りにくい僻遠の地に逃避する。

八、歸順せんとする鮮人の決心の實行を阻害する。

九、一般鮮人は、不逞團を一種の政府と思ひ國民的、實目的、漠然たる信賴を持つてゐるから緩令撲滅し得ても他のものが生れてくる。

第五は不逞鮮人の口實をなくし反對を緩和するに於て、

A 三矢協定の廢止(註り)

B 歸化の許容

C 國內官憲の撤退

D 實狀にそはぬ極端なる保護指導中止

等である。

註り 本編第三節註參照。

第六はかくて法的に基礎をつくり、感情的に緩和を計りたる後の問題で、こゝで在滿鮮人問題が經濟問題として轉換したものであるから、はじめて經濟問題としての對策を講ずべきである。余は從來の對策論がこゝまでの對策を等閑に付してゐたと思ふのである。

五、第二次在滿鮮人問題解決策(經濟的解決)

然らば經濟的對策とは如何なるものであるか、先づ消極的のものとしては、

一、地主の搾取の防止

二、不逞鮮人の搾取の防止

三、支那農民の對抗緩和

等で、第一に對しては非官憲的な方法のみに非打算の利率を以て、鮮人に組合の収益を分配するやうな組織の金融組合を設立すること(註一)第二に對しては不逞鮮人を全然取締らず却てこれを近づけ所謂歸順せしめ、順次正業につく様斡旋すること(註二)第三に對してはなるべく特殊技術たる水稻耕作をなさしむること等である。

註一 之も勿論第一次的解決後の問題であるが、地主の搾取の防止としては、金融も勿論一番必要だが、食糧品の生活物品給與、小作權獲得競争防止もその有力なる救済手段である。金融は、鮮人を組合員として出費せしむるか、責任を分擔せしめざればうまく行かないと思ふが、韓人だけでは内紛が起り易いから、この點は相當考慮の餘地がある。

註二 不逞團が日本の憲法に反對する一半は、支那側の誤解による放逐を恐れるが爲めである。又日本の救済食品を搾取したり鮮農から搾取するのは糊口の爲めである、彼等に對しては、正業につく體にしなければならぬがその正業化は、沿韓鮮人の正業化(第六節註三參照)とは異なり、先づ商賈し易い體にするが第一の段取りである(在滿鮮人壓迫事情八二頁參照)。

更に吾人は消極的對策に満足せず、積極的に彼等の福利増進、人性向上を圖らねばならない。その方法としては、

- 一、販賣、購買組合を設立し、投賣を防止し、農具生活品の安價供給を計ること(註三)
- 二、倉庫業を經營し、産米を待たせしめ、以て米を擔保に金融を計ること(註四)
- 三、副業を奨励し、農村副業は販賣組合にて處理し、都市副業は日本人官民にて斡旋すること(註五)
- 四、それが爲め授産場を設立し、授産教育をなし、併せて普通公民教育を施すこと(註六)
- 五、信用ある鮮人醫を配置すること(註七)

等である。これ丈では從來の對策論と何等異なる所はないが、從來の對策論が懸言はよくとも本來顧慮思ひつき主義で政治的解決は次にして經濟的問題のみを考へてゐたことは何んぞ云つても失敗である。金融をさげび教育をさげび効果なきのみか反

對の結果を招來したのも皆此の爲めである。

政治的解決、より經濟的解決へ、これこそ在滿鮮人問題解決のモットーである。

註3 勸業社、參看、鮮義は、その借金の爲め、多く、賣田賣買を續けなくされたり、欲せざる不當の安價に賣却する餘儀なきに至つたりする、これを防止する爲め、販賣組合を設けることは必要である。(最近吉林に農産物共同販賣組合なるものが創立された)

註4 これも註3と同様の理由により、是非必要である、この種の對策は昨年長春であつたし、他の地でも盛々對策されたことはある。

註5 農村副業は感觸しても鮮人の不熱心な爲め行はれなかつた。邦人副業とは自ら種籾も與るが、婦人が主體となつてやり得るものでなければ

成功は出来ないと思ふ。

註6 奥地鮮人教育につきては、政治問題の解決まで手を下してはならない。鮮人教育機関收は、支那側が、最も目をつけてゐるところで、不遑圖は、これを宣傳機關に利用せんとし、支那側はこれを閉鎖して支那學校に入學せしめんとしてゐる。鮮人壓迫に關する船橋氏及(滿鐵)總務參照。沿線の、教育については、實業教育を主とする方針にかへたい。在滿鮮人教育に關する文獻は、朝鮮總督府「滿洲及西比利亞地方に於ける朝鮮人事情五八頁—七六頁、桑畑氏「在滿朝鮮人と教育問題」參照、又、朝鮮人教育につきては幣原博士「朝鮮教育論」種民地教育「滿洲編」參照

註7 鮮人壓迫は朝鮮總督府が月三千万内外の補助をしてゐる。奉天、遼陽、興京、新民、通化、延吉、汪清、兩湖、安東、長白、通遼、煇南、東豐、長春、吉林、海龍、綏化、東寧、密山等各縣に一箇學乃至數箇學設置してあるが概して成績はよい。鮮人に對しては尙より人格が大害である。金になる客は支那人であるが、文化的施設として、支那人の反感はもたれないのみならず漢蒙兩民族間の調和者として役立つことが多い。これ鮮人壓迫の配當をのぞむ所以である(拙稿「在滿鮮人の衛生状態衛生施設」による)

重復するかも知れないが對策上常に心に留めておくべきことを並べるならば、

一、問題の發生地は支那であるから在滿鮮人對策といふも常に對支那關係を第一に考慮すべきこと

二、鮮人は異民族であるから感情はあくまでも日本に敵對的であることを考慮に入れること

三、鮮人の郷黨心理、對不逞鮮人心理(註8)

を考慮すること等である。

註8 在滿鮮人と云はず一般無智なる鮮人の對不逞鮮人心理については、新大地、昭和四年六月號、拙稿「朝鮮人思想運動の趨勢」中第五八頁、又は「在滿鮮人壓迫事情（拙稿）」八二頁參照。

「不逞國はこれを機嫌に云へば存置するの要あり、故に取締りてその撲滅を策するは失當の策なり」とす「鮮僑より搾取し、支那領之により拵斥の口實を作らしむるが如き不逞鮮人國を何故に存在せしむる要あり乎といふに、一般鮮人は假政府、正義府、新民府の如き不逞國に對し物質的には幾多の搾取に逢ひつゝも彼等の民族心理より見るときは不逞國の存在は潛在的に「我等の政府」てふ満足感を興へつゝあるものなり、故に之が撲滅を計らんか必ず何等かの形式を以て別個の團體をつくるや必せり」。

六、第一次解決迄のルーティンの對策

在滿鮮人問題の解決は政治的解決をなした上ではいくら焦つても無効であるのみか、或る種の對策は有害であることを指摘したが、政治的解決までは相當の日子を要するものを見ねばならぬ。この朝鮮人の滿洲移住並に在滿鮮人の問題を此儘放置すべきや否やの問題がある。余は現在の狀態に於て問題は全く不良に陥つてゐることを考ふるが故に、全然の放任は禁物であると思考する。然らば如何すべきや、余はそこに「なすべきこと」「なさざるべきこと」の二つを考へるのである。こゝには繁を避けて列擧するに止めるが、先づ第一第二次解決に先ち、之が對策遂行に有害なるべきこと即「なさざるべきこと」は

- (1) 鮮人の不平を増すことをなさざること
- (2) 不逞鮮人の討伐
- (3) 鮮人自治機關の利用
- (4) 職業的鮮人救濟
- (5) 支那人の對日本、對鮮人反感を増すことをなさざること
- (6) 鮮人利用論

(2) 鮮人利用土地買収

(3) 積極的移民奨励

(4) 積極的救済

(5) 積極的指導(例へば奥地鮮人教育)

(6) 鮮人の積極的取縮

等である。

次に解決までに鮮人支那人の反感を増すことなくして、指導救済なし得ること、これは是非「なすべきこと」であるが、これは主として滿鐵沿線に限られ、滿鐵に於いても大いに關係を有するものである。即ち、

(一) 沿線鮮人の工業化

(二) 悪周旋屋の移住周旋取締

(三) 沿線教育の實業化

(四) 副業的手工業の指導及設備

(五) 天災時に於ける運賃の減免

(六) 社會施設の設置

(七) 金融の利率低下、貸借手續の簡易化

(八) 倉庫業の奨励

等である。即ちルーティンの對策は根本的解決に至るまで放置し得ざる積極的、消極的の對策及多少なりとも無害有益に窮状を救ふの對策であつて、根本的解決に比し姑息なるは止むを得ないのである。



七、在滿鮮人問題と對策機關

在滿鮮人問題の對策機關と云つても研究機關と實行機關とがある。前者は主として本國官憲であり、後者は主として出先官憲である。出先官憲は本國官憲の對策研究に對する報告者であり、同時にこれによつて樹立された對策の實行者である。而して出先官憲は領事官であつて本國官憲は外務省である。出先官憲は本國官憲への報告につき、その他の現地官民の援助を受けることは差支へない。否援助を受くる事は報告を正確ならしめ否て適當な對策を講ずる結果となるので寧ろ望まじき事である。又出先官憲は對策の實行につき現地官民の助力を乞ふことも効果あらしむる上に於て悪いことではない。又、本國官憲が對策を講究する場合内地官民と協力することも必要である。かくて余の云はむと欲するところは、對策機關の中心の存在を明かにし、從的乃至第二次的機關との連絡を強調するにある。

翻つて對策機關及其の連絡状況を見るに、遺憾ながら、吾人の庶幾するところを一致せざるを窺見するものである。敢て具體的に説明することは面白くないから之を避けるが、一言にして現状を評せば、相互に連絡統一なく中心なき個所的機關の對立である。平たく云へば何れもが俺がやること云つた態度なのである。而して現状が惡いといふ理由は、

- (一) 支那側の誤解を招くこと
- (二) 對策が樹立せられざること
- (三) 失費の多きこと

の三點に歸するのである。第一支那側の誤解は勿論文字通り支那人の誤解には相違ないが、在外國民の保護は外務省關係の事務であるのに他の國內機關が保護指導、取締の任に當るのは何か他意あるものと思ふのは無理からぬ所なので、さういふ機關は撤退しなければならぬ。第二の對策が樹立せられぬといふ事は即ち、色々な機關が連絡なく各自調査し報告し、互に自己の主張を正しいとし、排他的に事を選び、且つ責任ある事については相互に避けて日和見の事なるからで、この點から見

も一つの中心機關を定め相互に連絡をとり協調して行かなければならぬのである。第三の失費は徒費のことで、相互協力して一定方針に進めば、各自思ひ／＼の失費はなくなり、對策の爲めの費用は有効に使用されるのである。

次に在滿鮮人の對策機關については管轄の問題がある。事物の管轄、土地の管轄の問題である。現在を見るに、詳しい事は公言できないが、極密のうちに云はゞ、土地の管轄については關東州内は關東廳、鐵道附屬地は、關東廳及滿鐵、其他は外務省（領事官）及朝鮮總督府（派遣員）である。又事物の管轄については、特別の管轄範圍はなく大體土地の管轄に従ひ事物の管轄を行つてゐるが、××については、大體附屬地は滿鐵、その他は朝鮮總督府、××については、舊東邊道は遼寧省政府當局附屬地及關東州内は關東廳其他一般は領事館、警察、朝鮮總督府警務官、××については、滿鐵、朝鮮總督府、外務省、其他鮮人會、民間金融機關、××及××については、外務省、朝鮮總督府、陸軍、滿鐵、關東廳、さういふ風で、これを見れば實に、嚴重にも重複してゐるこゝが判明しよう。この原因の一半は朝鮮と、滿洲が接壤地なるこゝに、附屬地なる特殊區域のあるこゝ（行政關係の複雑）にあるので、根本的にこの重複を除去する譯には行かないが、少くも前述の如く中心を定め相互連絡をミツて行くこゝは今からでも遅くはないから、今後、在滿諸機關連絡合議して、現地諸機關一致の強力な妥當な對策案を提出して當該官廳の不動の對策を樹立し、以て在滿鮮人の上に幸あらしめたい。而して樹立さるべき對策は私見を以てすれば前記の如き理論に合致するものでなければならぬ。然らば各機關の土地及事物に關する管轄を如何にすべきか。これについては敢て云ふを止め、唯、滿鐵についてその一斑を窺ふに止めよう。

滿鐵は在滿鮮人から見れば從的機關であつて、對策樹立迄の報告、意見提出の援助機關であり、樹立された對策の遂行の援助機關である。即ち何等政治的、積極的行動を執るべき機關ではないのである。同時に全然無關心であつてはならないので大いに内助の功を擧げなければならないのである。土地の管轄からいへば大體附屬地に限るが政治的意味政治的影響なきがぎり、附屬地外でも相當の援助はなすべきである。事物の管轄としては、義務負はされてゐるのは、所謂三大臣の命令書（註一）

と總督府との協定(註2)で附屬地教育關係だけであるが、教育も關東廳がして悪いといふ事もなく、同時に他の事、即ち社會事業その他も滿鐵がしても差支へのない事である。かく云ふと滿鐵は營利會社なりや、特殊會社なりやといふ問題にも關係して來るが、滿鐵が商會社たる性質を有する反面、特殊會社たる性質を有する事は誤りのないところで(註3)此の意味から對鮮人問題も二つの考へ方が同時に成立する譯である。

註1 明治三十九年八月一日通信、大藏、外務の三大臣よりの總裁第十四號による命令第五條

註2 昭和二年協定、村田後氏「在滿鮮人教育概説」參照

註3 岡松參太郎博士「附屬地經濟株式會社の性質」及大川風明博士「殖民地特許會社制度の研究」參照

先づ營利會社として對鮮人關係に於て考ふれば

一、朝鮮勞働者の使用の効果

二、鮮人職員採用の効果

三、米穀倉庫業の金融

等であるが、勞働者としての使用は勞働條件の第一たる賃金に於て支那人には競争出來ず能率が低いこと移動率の高きこと等は經驗上使用の不可能を思はせる。鮮人職員の使用は鮮人關係事業が起れば兎に角、目下のところ、積極的に溇山採用することには出來まい(註4)次に米穀倉庫の營業であるが、これは飽まで鮮人がなすべきで會社としては營利方面ではなく特殊會社として助成金を交附するが適當であるが、余の所謂政治的解決の出來ないうちは、大して効果は期待し得ぬ。

次に特殊會社の立場としては、

一、鮮人教育

二、鮮人移住輸送

三、鮮人調査

四、鮮人保護、救済指導

五、鮮人兼備

等である。

鮮人教育は昭和二年の朝鮮總督府と滿鐵との協定で沿線の鮮人學校の經營は滿鐵でやることになつた。(註5) 滿鐵としては沿線以外の學校に手を出すことは鮮人の政治的問題の解決が出来ない限り不得策である。沿線の鮮人學校も移民教育としては實業教育を主とし、常識教育を従とする様改むるを以て策を得たものと信する。

註4 鮮人労働者は滿鐵では常備はした事がない様である。尤も一時土木に使用せること、並支那人として無期契約で使用してゐることは聞いた。現在のところ、鮮人の労働者の最も多いのは安東で、自由労働者に近い米の密輸入業者をも含めると、約一千名位に上る。余は昨年安東邦人工場の一部につき鮮人の労働状況及條件をざつと調査したことがあるが、鮮人労働者の比較につき、

A會社は技能は優するが缺點が多いと云ひ、B會社は手工は優るが馴れると仕事をなまけ、甚だしきは一箇月に十日以上休み、備入十人を雇入るれば二箇月の終りには六七名は離職すると云ひ、C會社は資金支拂後離職者多く業務に支障を來すと云ひD會社は出勤率支那人に比し二%至く、簡句、祝祭日の翌日、給料支拂の翌日は殊に缺點が多いと云ひ、E會社は女工をのぞき怠惰で殊に青年鮮人の就業状態がわるいと云つてゐる。

それにも拘らず一部鮮人を使用してゐるのは、(一)特殊専社なる爲め、(二)鮮人關係業務ある爲め、(三)従來鮮人を使用し來りし沿革より、といふ理由からである。群内では鮮人労働者保護の特別法があつて所謂軍工の優入を以て防いでゐるの状態であるから、滿洲の如きは特別の保護もなく、支那人との競争も激しいから、到底使用の見込みはない。

通貨支給日額は

A 會社 (金 票)		群 人		支 那 人	
男 工	女 工	最 高	最 低	最 高	最 低
一・〇五	・九三	・四三	・三七	一・五〇	・五〇

B	會社(小洋館)	一〇〇	五〇	一三三	五〇
男	工	一〇〇	五〇	一三三	五〇
女	工	五四	四〇	—	—
幼	年	五〇	二〇	五六	三三
C	會社(金型)	一六三	三三	一八五	三一
男	工	一六三	三三	一八五	三一
女	工	六一	二八	五九	二八
D	會社(金型)	一三〇	四五	一七〇	四五
E	會社(金型)	—	—	—	—
男	工	一五〇	二八	一九〇	二五
女	工	四〇	二八	三五	一六
F	會社(金型)	一八〇	二〇	—	—

鮮人職員は滿鐵では現在極少數である。

鮮人使用につきては、李東興氏「滿鐵と朝鮮人使用問題」(協和 昭和二年?月)參照

註。詳細は前掲滿鐵學務課村田氏論文參照

鮮人輸送の運賃減免も政治的問題の片附かないことは大々的に公表して植民政策的見地よりの減免は不得策であるが、凶歎その他の時には、先づ、領事館、總督府等の官憲の證明あるものにつきては、縣長限りで減免の方法を講じたい。

鮮人調査は余の経験を以てすれば滿鐵としては強制力と現地機關を持たないから結局官憲、民會の實料を兼むるに止まりたゞ十萬金を投ずることも出來た結果は前記官憲の調査以上に出でぬことを保證する、たゞ、いつでも對策につき考究出來る様政治的、經濟的の實料を蒐集し、一應の調査書をつくり、且常にその動きを知り得る丈の準備はなければならぬ。而もそれにつきては、前述の如く在滿各關係機關と緊密なる連絡をもちねばならぬ。

鮮人の保護は一の社會事業であるが、滿鐵の事業としては無科宿泊、職業紹介、救食、種痘配布、(註6) 授産施設(註7)を有する鮮人社會館を奉天に特設し、ここに授産事業につき沿線鮮人の正業化(註8)を圖りたい。

註6 種痘配布は、滿鐵農務課でやつてゐるが、昨年は某團體の授産令で多少影響をうけた。

註7 授産施設は、農家の副業獎勵と共に度々企てられたが多くは失敗に終つてゐる。その理由は鮮人の不熱心に基づくけれどもその實の半分はやり方にもある。又、所謂鮮人社會事業家の體を記す結果となつたこともあつた。授産事業は鮮人相手にすること、教授、材料購入、製作販賣の施設は、皆、こちらで面倒みることの二點が要點である。滿鐵の栗野氏が安夏ではじめた授産施設はこの意味で成功した。

註8 在滿鮮人のうち一般鮮農をのぞく他の半數は、正業をもたない(といふより表面はとも角裏面では不正なることを行つてゐる)これは、内地人も支那人も、鮮人自身すらも認めてゐるところである。不正とは

(一) 所謂不潔鮮人

(二) 獎勵品密賣者

(三) コントラバンダリスト

(四) 各種密プロカー

等得不潔鮮人については敢て此處で述べないが、獎勵品密賣者は、沿線各都市殊にハルビンに多く、プロカーには、農民の零細なる金を積取するもの、移住その他の周旋をなして仲介料をとるものがある。

コントラバンダリストは、主として脱税行爲により利を得るもので東京關境、鴨綠江國境に殊に多い。

安東方面のものは鹽の密輸入殊に米の密輸出者多く、その直接關係鮮人、多きは小千人に上る(尤も日本の取締が大分緩つたが)

兎も角もこれ等鮮人の正業化は在滿鮮人の思潮を良好にする所以である、何故にかくも不正業をする鮮人が多いかといふに、大體鮮人の性質に由来するも、その他鮮内有教育者(中等教育以上)の就職難と、これにつけてこんで密プロカーが滿洲にそれ等鮮人を呼込み、しかも滿洲には獎勵以外の職がないといふところに原因がある様に思はれる。

特殊會社としての鮮人雇傭も滿鐵が營利會社としての素質を有する以上、或程度迄これを顧慮せねばならず、先づ顧慮しないにしても労働者としては、土木方面に雇へば雇はれぬこもないといふ程度、又高等教育をうけたものは内地人に比べて優秀なものは之をこり、然らざるものも雖も鮮人向の事務あらば之を備ふべきである。余の考へとしては、滿鐵沿線在住鮮人の

子弟はなるべく採用したい。たゞ注意を要するのは、採用した上は凡ゆる待遇は内地人ニ他まで同等でなければならぬことである。

要之、在滿鮮人の對策機關は、國內機關の進出及び諸機關の分立の現状を改め、外務省が中心となり、從的機關を連絡して妥當な對策を樹立し、理解ある對策を實行する様にならなければならぬ。茲に一言附加して置くが、間島は特殊區域だから或は沿線は特殊區域だから對策は夫々他の地と異なるべきであるといふ論者があるが、これは個別的對策についての問題で大局から見た對策理論から見ればかゝる特殊地域なるものは存在し得ない。従つてその對策機關も特殊地域によつて中心が異なるといふ事はないので、たゞ個別的對策に對する從的機關は異なる事があるのである。

八、朝鮮人の滿洲移住に關する根本問題

朝鮮人の滿洲移住につき吾人の考ふる點は、

- (一) 鮮人の滿洲移住に内地人口問題解決の可能性
- (二) 鮮人の滿洲移住に日本の滿蒙發展利用の可能性
- (三) 鮮農の米作に、日本の食糧問題解決の可能性
- (四) 鮮人の滿洲移住の可否、及可能性である。

(一) 日本人は内地人を朝鮮に移住せしめんとしてゐる。朝鮮人は滿洲移住を以て内地人の代位政策だと稱してゐる。支那人は朝鮮人の滿洲移住を以て日本の帝國主義的政策に基くものだと云つてゐる。これ等の議論は別として、朝鮮人が海外に移住したてて日本人が朝鮮に入れるか否か。先づ過去の統計に示すところを見るに、大正十四年末の在鮮内地人の數は四二四、七四〇人で、同年の鮮外鮮人推定數は約百萬であるから大體内地人一人の入鮮につき二・五人の鮮人が海外又は内地に

出た事になる。在鮮日本人の職業別を見るに、農牧林漁業者は五一、八三二人で約八分の一を占め他の多くは官公吏、商工業、交通業者及鉱業者である。(註)人口問題としての移植は原始的業務、殊に農業者の移植を以て第一とするが、僅か五萬の農牧林漁業者中純農業者は更に少數であり、その農業者も所謂專業關係者で、謀農民は極少數であるを見ねばならぬ。これでは、將來朝鮮への内地人移植は困難である。その上生活、文化程度の低いところへの移植は困難で、又耕地歩合から見ても内地一六%に對し朝鮮は一九%であるから、内地人を朝鮮に移住せしめ人口問題解決の一助とするは困難である。斷ぜざるを得ないのである。百萬の鮮人中その半は日本人の朝鮮開拓による自然的代位ではあるが、内地人の企業方式の進化整理による代位で(註)朝鮮人がこれが爲め、海外へ移住したまで到底内地人はそれ丈入鮮することは出来ない。この理由からして朝鮮人を滿洲方面地方に移住せしめたまで内地の人口問題の解決にはならぬのである。

註一 之に關する詳細の數字は滿蒙、調査資料第七十五編、工藤氏「我國人口問題と滿蒙」參照。

註二 矢内原氏「殖民及植民政策」三七九頁參照。

(二) 日本は鮮人を滿洲に移住せしめて日本の滿蒙發展の爲め利用し得るや否や。日本が鮮人を利用して滿蒙發展を計らうなさいふ事は、從來の利用論は利用策の失敗によつても不可能である事は疑であらう、異民族を利用して出来るものでもない支那人は、間島問題を記憶して移住領土問題(附)考へるが間島所屬問題は、清の肅宗三十八年(一七二二年)康熙帝の命により烏喇總管穆克登が白頭山に定界碑を建て、以來の問題で決して支那人の所謂「日本の帝國主義」に關係はないのである。(註)故に、鮮人を日本の滿蒙發展に利用する可能性なさいふ事は問題にならないのである。

註三 間島問題については、朝鮮及朝鮮人の最近間島事情四一頁五六頁參照。

白頭山定界問題については、丁若鏞「大韓輿地考」命得堂「北嶺製造」露田博士「白頭山定界碑建立の真相」小窪博士「滿蒙邊境歷史」參照。

(三) 在滿鮮農の多くは米作に従事してゐる。さいふより滿洲産米の殆んど全部は鮮農の耕作にかゝるものである。この事か

ら鮮魚を多く移住せしめて日本の食糧問題解決の一助をしようといふ論をするものがある。人口問題を海外移民により解決せんといふ時代は過ぎた(註4)人口問題を海外より食糧を得て解決せんとするのも國民の購買力が伴はねばならない。購買力を増す爲めには商工業の發展即ち産業立國政策を採らねばならぬ。

滿洲米作と食糧問題との關係は、この産業立國策を前提としての問題で、滿洲の地理的關係より見て、平時安い運賃で購入し得ること、我が支配國であるから戰時安全に輸入可能であること、よりして兎に角滿洲の米作は相當の重大なる性質がある。見ねばならない、これが爲め鮮魚を多く滿洲に入れて、可耕未墾地を開拓し米作をなさしめることは望まじきことには相違ない。が、まだ生産と消費の關係、換言すれば滿洲産米が原地消費をして剩餘ありや否やの問題、それから米價の關係、換言すれば、輸出税、輸入税、運賃を支拂ひてもなほ商品として内地産米と競争し得るかの問題、並びに、人爲的關係、即ち、滿洲防蔽令、日本の外米制限令に關する問題がある。

註4 Mr. George H. Kitchin は Journal of the Statistical Association に於て「人口増加の法則」と稱して自身を例をとり「直接比の土地に於て人口を支へて居るのでなく、農業以外の産業を通じて之を養つてゐるのである。多くの國で多かれ少なかれ農業以外の産物を賣つて得た購買力で其の人口を支へて居る。だから人口が調衡になればなる程自給自足が困難となり、人口の増加は益々農業以外の産業及世界との關係に依存せざるを得なくなるのである」と云つてゐる。

人口問題、植民問題に關する主なる文獻は
安部磯雄氏「人口問題と産兒制限」

東條博士「日本植民論」

米田博士「現代人口問題」

松岡正男氏「植民論」

櫻井子「日本植民政策一斑」

社會政策學會「移民問題」

永井勲太郎氏「社會問題と殖民問題」

滿洲東亞經濟調查局「本邦食糧問題と滿洲」

滿洲調查隊「我國人口問題と滿蒙」

永井氏「殖民問題」

高野博士「本邦人口の現在及將來」

大岡平氏「日本移民論」

矢内原氏「殖民及殖民政策」

東條博士「移民夜話」

先づ産米と消費の關係を見るに（註5）『商品としての滿洲米』の記載によれば『産米額は大正十五年に於て二百三十八萬七千石餘、玄米にすれば歩留り五割として百十九萬三千石餘、更に之を白米にすれば九十五萬五千石である（註6）更にその消費額を見るに、昭和二年度に於て約四十一萬石（滿洲米のみの消費額）でその剩餘米は約五十四萬五千石である（註7）然らば將來の産米及消費の増加の趨勢如何といふに、試みに領事館統計により産米増加の趨勢を窺ふに、穆で昭和二年度は前年に比し約四十六萬八千石増、昭和三年度は、一五萬五千石増で、天災の影響の多い滿洲では、一定の増加率を見出すことは難いが兎に角鮮農移住の増加耕地面積の増加と共に相當増加の趨勢にあることは推定出来る。又消費の方を見るに、註七に示せるもの、うち推定の困難なるは支那側の消費で、殊にその消費は近來支那人の米食傾向により著しき増加の徴を示す云へば、生産と消費の關係も推定甚だ困難である云はなければならぬ。しかし二三の例外をのぞいては一般に樂觀説に傾き、余も亦支那人の消費の増加を甚だしいものと見ないから、樂觀説をこるものである。即ち、余の見るところでは産米の増加率は消費の増加率より、大きいと見るのである。かくて滿洲産米は内地又は朝鮮に輸入するの可能性ある結論に達したのであるが、實際問題として、滿洲米が日本人の特殊嗜好品ではないから、さうしてもその輸入の能否は、價格によつて決定されなければならない。これ即ち、内、滿、米價の關係の比較研究で判断をしなければならぬ。



註5 産米と消費の關係につきは、東洋協會「滿蒙の米作と移住移民問題」二頁六頁、滿鐵「本邦食糧問題と滿洲」三〇頁一七四頁及滿鐵「商品としての滿洲米」二〇頁一二六頁參照。

註6 滿洲水田耕作面積及び推定收穫高は

滿鐵調查隊調査	一、一三〇、九〇〇反	二、三八七、五一七石	(大正十五年春調査)
支那調查會	五七二、〇〇〇反	一、一七三、八〇〇石	(昭和三年吉長日報による)
東亞協會調査	六六六、三八八反	一、三二九、〇九九石	(昭和三年)
朝鮮總督府調査	四三三、六三四反	七〇五、八九四石	(大正十五年春調査)
領事館調査	七三六、三三四反	九四〇、八三五石	(昭和元年末現在)

で實に區々であるが、滿鐵以外は多く領事館關係の調査によるものであるから過少と見て、暫らく滿鐵調査に従つて取らる。勿論滿鐵調査もどれまで實際に近いか甚だ疑問だが。

滿鐵「本邦食糧問題と滿洲」七三頁及七四頁に滿洲産米を白米千五百六十六萬石、輸出能力を一千五百二十六萬石と覺べと對いてあるが非常な誤りである。

註7 滿鐵「商品としての滿洲米」による。同書二六頁によれば

消 費		生 産 額												
邦人食料	陸軍用米	支那人消費	入港船舶積込食料	酒造原料	種子	九五五、〇〇七	二四〇、〇〇〇	一〇、九五〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	二六、九〇一	在滿邦人二十萬人、一人當年消費一石二斗として計算 駐屯軍年平均八千人要米三〇石	年餉邊高を三千石、一石二斗所要白米を一石として計算 反當り額六斗とし白米に換算
													額收量を二、三八七、五一石とし歩留四割として計算	

滿洲米は朝鮮に入り朝鮮米として内地に移出されるものがあるが、生産地の中心を奉天とし、消費地の中心を大阪として滿洲米に負はせられる諸掛を計算するに、一石につき、護照料、海關稅、運賃（輸入稅）雜費で約六圓近くを要し、或る特殊な方法により輸出するも猶五圓五十錢位を要するのである（註8）。今滿洲取引所米定期取引先物公定平均相場を、大阪堂島米取引所定期米先物公定平均相場を比較するに、統計は一寸古いが、大正十三年には五圓二十二錢、大正十四年には二圓八十六錢、昭和元年には六圓十六錢の値開きあり、平均四圓七十五錢の値開きとなるが（註9）前述の諸掛を比較すれば、最下等品は別として、内地に持込む可能性のないことを知るのである。しかも内地に於ける取引に際し、無検査品なる場合は一圓五十錢乃至二圓を値引しなければ取引成立しないといふ實狀にあれば、その輸出の困難なるは猶更である。然らば朝鮮米を内地に送り、滿洲米を以て朝鮮の需要に充つれば如何、今滿洲米の値開を比較するに（昭和元年平均）三斗以建で、鮮米特等は滿洲米に比しその品質により二圓六十五錢乃至三圓九十錢高く、鮮米一等は滿洲米に比し、その品質により一圓九十一錢乃至三圓十六錢高い（註10）又安義兩地の大正十二年より昭和元年に至る四ヶ年間の精白米一石の平均相場の比較によれば、新義州の米價は安東のそれに比し、六圓高い（註11）正式輸出によれば護照料、海關稅及（輸入稅）にて石當り五圓四十錢を要するから、相場によりては、陸出困難なることが多い。然るに特殊輸出によれば石當り三圓五十錢を要するから、これによれば相當兩地の相場が近寄つても輸出の可能性はある譯である。が以上の検討により滿洲米の價格より見た輸出の可能性も、生産、運輸、又輸入につき政策的補助、割引、減免、及其他特別の便宜をはかるに非ざれば可能性はうすいといふはなげばならない。

註8 護照「商品としての滿洲米」二九頁

噸數額	合計	輸入移入米の消費を含む
五四四、六五六	四一〇、三五一	

納所浦江料なる密輸出課税料は石當り約九十錢である。

註9 浦鏡同對六八—九頁

註10 浦鏡同對六七頁

註11 浦鏡同對七〇頁

一、米穀貯倉庫より密輸出課税の課税費

二、倉庫料

三、倉庫より江岸迄の運搬費

四、江岸より浦鏡迄小舟運賃

五、艀船の割増迄の運賃

六、艀舟より陸上港及倉庫迄の運賃費

七、雜費

計

九〇錢

一〇錢

五錢

三五錢

二〇錢

五錢

一〇錢

今假に一步を遡つて價格の點より滿洲米の輸出の可能性多しとするも米の輸出禁止を傳統とする支那が果して米の多量の輸出を認めるか、又安い米が澤山内地に入つて内地米の相場が下落しその結果農民が困るこゝになるをの當局がだまつて見てゐるかの二點を考慮しない譯にはいかない。即ち人為的關係を輸出の可能性の問題である。もつと具體的に云へば支那の米の輸出禁止令を防殿令、日本の米穀法を米外米輸入制限令と滿洲米との關係である。先づ支那側の米に對する政策から云ふと大體輸出禁止の政策をまつて居り、(註12)一八二四年の南京條約から一八五五年の上海道台禁令が出るまで十數年間解禁をしてゐたこゝがある(註13)現在に禁止の傳統に基き條約を以て絶對的輸出禁止となつてゐる(註14)これでは折角滿洲に過剰米があり、價格の點で輸出の可能性があつても輸出が出来ないので、一九一九年奉天總領事は恰も滿洲産米の剩餘がある證據を得たのでこの分に對する解禁の交渉をはじめた(註15)これに對する解決は大分遅れたが、其後交渉に交渉を重ね、奉天省産米額の二分の一は一推金一圓(一石に付二四五十錢)の護照料を納め護照の下附を受け正規の輸出税を支拂つて輸出せざる、こゝになつた

のである（註16）が前述護照料の爲め内地米の植開きが少くなり、且つ輸出量にも制限があるので、一部解禁はされたことは云へ、支那の禁止の傳統から見れば一の除外例で、滿洲米の内地輸出の可能性云ふ點から見れば、重大なる障礙でなければならぬ。之加、支那には狭義の防穀令といふものがあり、これは一九〇二年の英清通商條約第十四條で認められたもので（註17）これが爲め支那側は缺乏又は饑饉を理由として三週間の豫告を以てその輸出を禁止するこゝが出来、東三省に於ても、これに付き防穀令の出た例頗る多く、殊に一九二六年に於ては最も廣かつた様である（註18）右防穀令は全國のものもあれば一省のものも一縣のものもあるが、この爲め、産米を縣外に輸出も出来ず、であるから折角の制限付の解禁であつてもこの爲め輸出するに米なき事が出来て来るのである。この様な譯で、支那側の人為的政策により、滿洲産米の輸出は多大の影響を蒙り、將來もこの爲め、滿洲米に多大の期待は持てないのである。であるから輸出数量については時期を見て制限を緩和せしめねばならぬ。次は日本の對米穀政策であるが、假に支那側で米の輸出を認めたとしても、日本で滿洲米を阻止する様な結果を生ずべき政策をすれば、これまた滿洲米輸出の可能性を減殺するの結果を招來するこゝ言を俟たない。大正十年（一九二一年）日本政府は「米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲メ」米穀法を制定實施した（註19）そして「米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲メ」特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀ノ輸入税ヲ増減若ハ免除シ、又ハ其ノ輸入若クハ輸出ヲ制限スルコトヲ得」るこゝになつた。輸入税の増徴及輸出の制限は米價を引上ぐるこゝを意味し消費者の保護の爲めである。又輸入税の減免若くは輸入の制限は、生産者即ち農民の保護の爲めである。昭和三年三月七日、農民に多くの支持者を有する政友党内閣は米穀法第二條に其き、當時下落しつゝあつた米價の引上の爲め、所謂外米輸入制限令を公布した。（註20）許可なくしては内地及朝鮮の外米輸入は禁止されたので、事實制限に非ず禁止なのである。これは勿論一定期間だけであるが將來もこの勅令は出るものと見ねばならぬ。而もその目的が一定價格の維持にありとすれば、滿洲米が折角入つても、米價が下れば内鮮輸入が禁止せられるのであるから、安い米を多量に滿洲から輸出出来ないといふ事になる。であるから、この日本の米穀法及米穀法第

二條に基く外米輸入制限令があるうちに滿洲の産米は、日本に向つて輸出するの可能性が少ないといふ事になる。斯く觀すれば滿洲産米の日本輸出は餘りに悲觀材料が多すぎる。余は鮮農米作と日本の食糧問題の解決の可能性といふ一項に於て戰時の爲めならば兎も角、平時に於ては多くを望めぬといふ結論に到達したのである。

註12 蘇鐵、中島氏、支那防穀令二九頁—五〇頁參照。

註13 防穀令の小治五は左の如くである。

(一) 無條約制令禁止時代

一六六八年の禁令は米の輸出を禁止す

一七四一年の戸部則例は穀物其他の輸出を禁止す

(二) 條約解禁時代

一八四二年南京條約

一八四三年天津通商條約 穀物を輸出農産品とせず

(三) 有條約制令禁止時代

一八五五年の上海通商條約は穀物の輸出を禁止した

(四) 條約禁止時代

一八五八年英(米・佛)通商條約第五條 米穀等輸出禁止、沿岸貿易移出不禁止、豆、豆粕の登州牛莊以外よりの輸出不禁止(但一八六三年右

兩港よりも輸出し得ることとなつた。

一八六一年獨逸通商條約第五條

同 上

一八七一年日清通商條約第二六條 船用外米麥糧食類輸出禁止(免務的)

一八九六年日清通商條約第九條 一八五八年の英清天津條約の適用

一九〇二年英清改訂條約第一四條 因作廢條約の場合は二十一日前に通告して米穀類の輸出を禁止し得米その迄の積貯の輸出は廢棄

一九〇三年日清追加通商條約第九條により適用をすべし

一八八一年露清陸路通商條約第十五條 米の輸出禁止他の穀類は不禁止

一九〇五年日清滿洲通商條約附屬協定第十一條 同 上
 一八八四年英清條約 米其他の穀類輸出禁止
 一八八六年佛清條約 同 上

註14 只問島地方の産米のみは一九〇九年九月四日の間島協約第五條により「凶年ニ際シテ(商業止スルコトヲ得)るといふ條件付でその輸出を認めらるる。

註15 右事例に關しては平田五郎氏「滿洲に於ける支那の特殊關稅制度(滿鐵調查資料)一六四頁以下參照。
 註16 滿洲米の輸出保護の状況を記さんに、大要次の如くである。(平田氏前掲參照)。

	第一次解決	第二次解決	第三次解決	第四次解決
解決年月	大正八年十一月	大正十一年七月	大正十三年五月	大正十五年七月
護照料	百斤ニ付銀一元五角	奉天省米一石(三百二十斤)ニ付一元五角	百斤ニ付銀一元五角	百斤ニ付銀一元
護照發給官廳	財政部	奉天財政廳	同 上	同 上
輸出數量	三省産米(試驗約)	奉天省産米二分ノ一即二十萬石	奉天省産米二分ノ一	同 上
輸出期間	一箇年	暫定的	永續的	同 上

註17 一九〇二年九月五日英清通商條約第一四條(外資者)「英米佛滿洲ノ各商及支那國間ノ條約第一〇八頁參照)

註18 伊地知厚氏「支那防穀令」(滿鐵)參照。

註19 大正十年四月四日法律第三十六號

大正十四年三月十一日法律第三十六號(改正)米穀法第一條第二條參照。

註20 昭和三年三月七日勅令第二十二號「米及穀の輸入は昭和三年八月三十一日までには内地に於て農林大臣、朝鮮に於ては朝鮮總督の許可を受くるに非ざればこれを爲すを得ず(後略)」とこれ所謂外米輸入制限令で、この實施期間は延期となり未だに有效である。最近米穀委員會では更に之を擴充して永久性的のものたらしめんとする計劃すらある。

(四) 要之以上の所論によれば鮮人の滿蒙移住は(一)内地人口問題の解決にも(二)日本の滿蒙發展の利用にも(三)日本の食糧問題の解決にも、重大なる意義がないといふ結論に到達した。又(四)鮮人の移住が「*mass to mass*」であることればそれは鮮人にも氣の毒な次第である。茲に於て朝鮮人滿蒙移住の可否の問題が生ずる。即ち、日本の爲めにもならず、而も思想問題獨立運動等より見て滿洲に鮮人を移住せしむることは不得策で、且つ又現在数十萬の在滿鮮人に對しては多數の困窮を費すは無益であるから宜しく放棄すべしとの論が成立する譯である。然しながら、滿洲米の輸出が困難であるにせよ、我が接壤地方に米作地を有するところは有事に備ふる所以であり、又、鮮人が滿洲に移住しても人口問題の解決には出来ぬにせよ、朝鮮にて耕地は次第に減少しつゝある現狀であるから、人口稀薄で未墾地の多い滿蒙に移住することは人口密度を平均させ農産物の産出を増加せしむる所以であり、又滿洲には畑作は出来ぬが米作は出来るといふ米作のみに適する未墾地があるから、支那の土地利用の上からも見てもこれ等の土地に鮮人を入れることは望ましく、且、米作は畑作に比し有利であつて支那地主、支那稅收から見ても良きことであるから、朝鮮人の滿洲移住は可であり望ましき事であること斷ぜざるを得ないのである。かく論ずれば移住自體は可なるも放置するも弊支なかるべく、支那人の反感を買ひて迄、保護救済の要なからべしといふ論者もあるに相違ない。しかしながら日本帝國臣民たる以上當然これを保護するの要がありその爲め國帑を費すも亦止むを得ないのである。而して之が爲め支那人の反感謀解を招くことも事實で、これが爲め余は、鮮人問題を政治問題なりとし、政治的解決をつけて以て後に經濟的解決をなすべしと論じたのである。

以上を約言するならば「食糧問題人口問題解決策として鮮人の滿蒙移住問題は取扱ふ事は出来ぬが、その移住が望ましき事である以上、大いに保護指導の要がある、而して、これより起る支那人の誤解、不逞鮮人の反感を緩和する爲め、在滿鮮人問題を先づ政治的に解決するの要がある」といふのである。而して更に考慮すべきは「かく在滿鮮人及鮮人の滿蒙移住對策に躍起さなるも果して今後在滿鮮人が現在數より減少しないであらうか。又果して今後移住の可能性があるだらうか」といふ問題

であるが、朝鮮人の移住が主として社會的經濟的事由に基き、余の見解にして甚だしく誤りなしせば、移住の現象は將來も漸く見ねばならない。次に壓迫により鮮人の在露数が減少しないであらうかといふ懸念に對しては、余の前數項に互れる對策を講ずることによりその懸念は除かれるであらう。又山東移民との競合、ならびに支那人の水稻耕作技術習得による脅威に對しては、余の所謂政治的解決後ならば、日本の資本、技術等により充分バツク出来るに信するのである。即ち余は朝鮮人の滿洲移住の可否、可能性、趨勢に關しては悉く樂觀說をこころものである。

九、結 言

以上八項に亙つて述べたるところにより、余の言はむに欲する所は盡きた譯ではないが、筋だけは大概述べてあると思ふ。余の策案を呵して對策を論ずる所以のものは、目前の事に捉はれた強辯的對策、支那人及一部鮮人の反感を増す様な對策、机上の空論で實狀に即せぬ對策、鮮人を利用して滿洲を何うかしようといふ様な無茶な論策等、何れも如何にも非論理的で無意味で、實狀に即しないのに鑑み、支那人の心理、朝鮮人の心理は如何なるものであり、實狀は何うなつて居り、鮮人移住と日本的人口食糧問題は如何なる關係を持つてゐるかを明らかにし、仍て正しき對策を導出せんことを百の對策も無益であり、且つあるものは有害であるといふことが何つて貰へれば、本稿の目的はそれで達せられたのである。繰返して曰ふ政治的解決より經濟的解決へ、これこそ在滿鮮人問題解決の唯一理論である。今や條約改訂を眼前に控へ、商權、治外法權、居住權等鮮人問題に關係を有するもので解決を之に期待するものが多い。敢て具體的に明らかには云はぬが、適當なる解決を望むものである。

在滿鮮人論策（完）

一月二十日

永井 水

永井 水

お勝 時下 煮之 内 清 事 年 加 之 切

借入 金 之 途 如 細 一 仲 之 分 之 種 之 内

高 部 之 亦 便 以 備 之 事 却 之 矣 之 先

之 途 送 送 強 理 者 見 之 付 金 之 入 是

誰 致 假 出 之 事 之 内 所 以 決 之 卜 亦 必 在

修 築 湖 之 事 必 致 之

事 之 而 強 之 内 回 差 上 回 差 之 元 亦 必

在 此 一 面 之 内 報 出 致 有 之 何 亦 必 決

回 議 箋

回 議 箋

(乙號)

取物ノ取立申論等ノ付書等

本

此ノ部係ノニ是ノ空等ノノノノ

任拂金

五二一五二八三

内訳中

旅費

水費出張旅費任拂

三二〇〇

八幡養育費任拂増ノ下

同島満口

カ物ノ費押費送付其他

二八五七五三

ト凡ノ金額六〇九八〇ニ市行ノノノ

勸業公司

四四

東亞勸業株式會社

凡モノナリ一別表ノ通一有之何レ四五月中ニ月末納付可致候ニ付其
ノ結果ヲ見テ更ニ御伺申上度存居候間右御含置被下度一應小取ヨリ
貴答石申進候
敬具

十二月及
一月中 支拂概算

拾壹月末企業費漸係銀行殘高

龍井村鮮銀預金 11,426,250

本社 11,426,250

合計 22,852,500

拾貳月中支拂

地所買收 間島

2,000,000

假 排

1,523,921

地所買收諸掛

1,191,946

管理費 安東

11,708

管理費 間島

9,800

農産收入

11,198

雜 收 入

8,808

預金利息收入

25,233

○ 拾貳月合計

1,776,911

壹月中支拂（間島ノ出納報告未着ニ付於本社支拂シタルモノノミラ計上）

三陵官地假拂

1,771,891

其 他

1,780,118

一月分合計

1,773,009

支拂額合計

1,773,009

支拂決定額（板橋子土地買收費）11,000,000 （二月五日支拂ノ約束）

差引借入金残高

1,110,000



第一四七七號

昭和五年三月二十日

專務取締役 吉植庄三

社長 大 融 公 望 殿

土地買收打切ニ關シ重役會召集ノ件

今回滿鐵總裁通牒ノ次第モ有之當會社ハ今後土地買收打切りノ事ニ相成候ニ就テハ南滿沿線ニ於ケル土地買收條約取消シヲ爲ス場合ニ起ル損害賠償金及取消シニ懸セサル探約地ノ買收ニ要スル土地代金並ニ買收地既定計劃ニ係ル工事費等ノ資金問題ニ就キ慎重考慮ノ必要アリ殊ニ間島ノ如キ大規模計劃ヲ以テ買收ニ着手シ僅カニ其一割程度ノ買收ヲ爲シタル儘ニテ既定計劃ヲ打切ルトセハ是レカ整理ハ頗ル困難ノ狀態ニ陥ルヘクト存候即チ交通不便ノ地域ニアリテハ其

占有利用スラ容易ナラス從テ各方面ニ散在スル買收地ヲ採算的ニ管理スルコトハ實際不可能ト云フモ過言ニアラス元來間島ノ土地買收ハ國策ノ遂行ヲ前提トシ豫定計劃ノ買收ヲ敢行セハ日本勢力ノ侵入ニヨリ漸次土地ノ占有利用ヲ可能ナラシメ得ルモノトノ觀察ノ下ニ着手シタルモノナルカ故ニ買收地佃々ノ評價ハ平穩ニ耕作收益シツツアル其當時ニ於ケル其地方ノ生産量及地主ノ收得セル小作料ヲ大體基準トシテ採算セルモノナリ然ルニ其管理ニ移ラントスル現在ノ狀況ヲ見ルニ買收地積ハ所定ノ一割ニ過キス且ツ政情不安ニシテ旅客ノ行通スラ容易ナラサル状態ニアリ地積ノ稀少ハ當然ノ歸着トシテ採算的ノ農事經營ヲ不可能ナラシムルハ自明ノ理ニシテ加フルニ政情ノ惡化ヲ以テス政策上多大ノ犠牲ヲ拂フコトナクシテ平穩ニ土地ノ占有利用管理ヲ爲シ所定ノ小作料ヲ收獲スルカ如キハ到底望ミ難キヲ恐ル果シテ然ラハ買收ノ中止ハ當會社ノ一大打撃ニシテ又是レカ管理經營ヲナスコトニ依リテ礙ル當會社ノ損害ハ決シテ輕微ナラ

サルヘシ此見地ヨリ之レカ善後方法ヲ措フルニ

一、更ニ相當面積ノ買収ヲナシツツ既買收地ノ占有利用ノ方法ヲ購

シ除ロニ合理的管理方法ヲ樹立スルコト

二、政策的ノ新機關ヲ間島ニ設立シテ既買收地ノ管理ヲ爲サシムル

コト

三、間島鮮人民會ヲ通シテ歸化鮮人ニ分割放賣ノ方法ヲ講スルコト

但シ此場合ニハ買手カ賣手ノ足元ヲ見ル結果トナリ相當ノ損失

ヲ免レサルヘシ

右三案ノ何レニ依ルトシテモ目下買收地ノ納稅關係アルヲ以テ權利

保全上是等ノ施設ハ最モ急ヲ要スル事情ニアルコトハ特ニ注意スヘ

キ點ナリ

以上ハ主トシテ滿鐵事業方針ノ急激ナル變革ニ伴フ直接ノ影響ニシ

テ之レカ爲メニ蒙ル直接間接ノ損害ハ獨リ當會社ノミニテ負擔スヘ

キモノナルヤ否ヤ又滿鐵ノ同情ト援助ヲ受クル可能性アリヤ否ヤ相

當研究ヲ要スルモノト存候殊ニ今後當會社ノ經營方針トシテハ政策
的方面ノ事業ヲ擧ケテ滿鐵ニ委ネ一事業會社トシテビジネスイス
ニ進ムヘシトノ御指示モ有之間島ノ買收地ハ滿鐵ニ於テ引取りヲ願
フ方妥當ナルヤモ知ルヘカラス又買收打切りノ爲メニ生スル直接ノ
出費ハ是又滿鐵ノ補助ヲ受ケ得ラルヘキ性質ノモノカトモ考ラレ候
ニ付彼是御指示ヲ仰クヘキ諸問題不少候間此際重役會召集相成候様
致度此段得貴意候

直に参考ノ為別紙同島駐在ノ報告書を添付

Handwritten initials/signature at the top left.



回 議 箋

議 案 號
14 35
程

號 番

(乙號)

興農第一八三號

昭和5年7月22日
昭和5年3月24日

決 議 送 任



者任附

所 開 議 所

興農部長

農務課長

農務係

出 席 務 課 長

名 件

東山農場勸業、関心件

滿鉄興業部長 山村 羊三

東 新 業 株 式 會 社

東松阪取締役 吉屋 庄三 宛

件 名

南滿洲鐵道株式會社

前題、休、閑、別紙情報ノ入手レトシ
 入藏理事、命、紙、御為考
 送付致レマス

別紙奉天公所長、情報可添付、
 一

10608



南滿洲鐵道株式會社

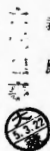
第34号

業種

農會社へ納入スヘキ小作料ノ件ニ就キ問題ヲ惹起シタル外土地

東亞勸業會社ノ經營ニ係ハル柳河縣三源浦東山農場ニハ小作鮮農五六戸ノ外教戸ノ小作支農ヲ收容シアルカ昨十三日海龍領事分館ニ到達シタル情報ニ依レハ支那官憲(仙人溝公安分局)ヨリ同農場支鮮小作人ニ對シテ其ノ立退キヲ命令シ來レル由ナルカ元來同農場地主名義人ハ西安電燈會社社長趙興麟ニシテ去秋同農場ヨリ勸

東山農場勸業ニ關スル情報ニ就テ(海龍情報)



副總裁殿

通報先 大藏 人事 庶務 興業
奉公情篤六一六號

昭和五年三月十八日

奉天公所長



(タイフ紙1號) 南滿洲鐵道株式會社

利問題ニ就テモ種々復雜ナル事情アリ然ル處同農場管理人大矢某
 (山城子福聚興糧棧店主)ノ盡力ニ依リ小作料ノ大半及趙ノ爲數
 年前奪取セラレアリシ執照(地券)モ悉ク之ヲ回收シ得タルカ之
 カ爲大矢ハ既往半年間殊ニ特産出廻最盛期間ニ於テ糧棧ノ經營ヲ
 休止セサルヲ得サルニ陥リ糧棧トシテハ不尠損失ヲ被リタルニ依
 リ勸業會社トシテハ當然糧棧ニ對スル慰籍竝ニ謝禮ヲ施サザルヲ
 得サル始末トナリ爾後大矢ニハ相當報酬謝禮ヲ施ス事ニ内定シ鬼
 毛角モ問題ハ一先落着シタル次第ナルカ其ノ結果トシテ勸業會社
 殊ニ同社事業關係主務課トシテハ其ノ業務ノ不整理ヲ曝露スルニ
 至リ其ノ責任ノ歸スル所極メテ鮮明ナルモノアリ而シテ地主名義
 人趙某ニ於テハ當初大矢某ト内密ニ提携シテ巨利ヲ博セント企圖
 シタルモ遂ニ大矢ノ計策ニ陥リ何等得ルトコロナキノミナラス執
 照モ全部勸業ヘ回收セラレ甚タ失望シアリシ折柄此間ノ消息ヲ知



南滿洲鐵道株式會社
タイプ紙1號

悉シアリシ勸業會社事業課長ハ趙ニ對シテ大矢ノ今日迄策動シ來
レル計策内容経緯ニ就キ趙ニ打明セシ爲爾來趙ノ大矢ニ對スル感
情ハ著シク惡化シ來リ殆ント絶交ノ儘推移シツツアリ。

如上ノ情況ニ於テ趙今期ノ仕事トシテハ往年勸業ヨリ騙取シタル
地券ヲ奪回サレタル外何等ノ利得ナカリシノミナラス今後東山農
場カ直接勸業會社ノ手ニ由ツテ經營サルル形式トナルニ於テハ國
土盜賣ノ譏ヲ免カレサルヲ虞リ出先官憲ヲ使喚シテ同農場ニアル
小作人ノ驅逐ヲ試ミツツアルモノト推測セラル

因ニ記ス東山農場ハ三源浦公安分局ノ所管區ニ屬スルニモ拘ラス
仙人溝公安分局ヨリ之ニ干渉スル事ハ不可解ニシテ全ク異例トス
惟フニ三源浦公安分局員ハ去秋來大矢某ノ施セシ懷柔奏功シタル
ニ因リ今尙同農場ノ問題ニハ拱手傍觀シテ之ニ干渉スルヲ回避シ
ツツアルモノノ如ク之カ爲隣接區ナル仙人溝分局カ前記趙某ト共
謀策動シツツアルモノト揣摩セラル

事務分相表 昭和五年三月三十一日現在

係別 分相事務

總務課

標文會社、標文會社、事務取締、滿洲原系、標文會社、監查役

庶務係

人事、園、事務、一級事務、園、事務、福利關係、及、薪、人、問題、園、事務、油、查、事務、標、式、其、他、一、級、庶、務、園、事務

會計係

現金、一、級、事務

少イビスト
又、書、收、入、園、事務、庶、務、神、助

課、目、定、理、(神、助、簿、一、部、係、之)
課、目、定、理、(事、業、定、理) 呈、報、務
物、品、出、納、帳、目、註、推、務
金、動、定、理、(神、助、簿、一、部、係、之)
給、付、簿、有、其、他、簿、目、等
土、地、台、帳、(地、台、帳、註、推、利、用、件)
高、額、整、理

資格

本俸

氏

名

出身

課長

三三〇

錦織 芝喜代

三七年
法政大學

主任
職員

一六〇

酒井 龜喜

一五

齋藤 為次

職員

一五〇

德永 八工

昭和三年
高峯女校

主任
職員

一五〇

我妻 文吾

九五

畑谷 文助

大正二年
中學校

七五

北浦 虎雄

大正十年
商業學校

七五

齋藤 孝作

事業課

現大洋勤定整理
財產勘定、整理(土地、建物)

譯文、其他事務補助

臨洲居系務、會社取締技

農場、監督指導、園、事項

未園土地、復用、園、事項

小作人、指導誘掖、園、事項

生牛取引、園、事項

扇場經營、園、事項

庶務、園、事項

事業豫算、園、事項

精米所園、事項、農場其他

非正生産物販賣、園、事項

農事、改良指導、園、事項

農事技術、園、事項

計業地帳、園、事項

文書整理及庶務、園、事項

土地測量、園、事項

職員

七五

柴田芳雄

大正二年
高業學校

備員

一四〇

范光豆

課長

三五

石津半治

北大農科
大正二年

職員

一五五

井上權藏

北大農學科
大正二年

一四五

矢野真人

大正三年

一三〇

小田島興三

京大政経科
大正二年

一三〇

大崎共一郎

高業學校

八〇

加藤四郎

大正六年
岩手學校

六五

大沼幹三郎

大正三年
高業校

五五

伊藤義又

四〇

徐海圭

教育衛生課之事項
縣人園之用務處理

生牛取引事務補助

翻譯及通訳之事項

其他一般事務補助

精米所

精米之調査之事項

工場作業之調査之事項

生產品出納之調査處理之事項

倉庫現場

米倉等之收納所管理任務之事項

倉上神助

倉上望收納所管理任務之事項

倉上神助

臨秋

五五

權

命相

備員

二四五

佐々木喜代之助

職員

一六五

徐

廷勵

備員

八五

生駒

民藏

備員

二五〇

林

盛三郎

職員

九五

竹下

末義

備員

六〇

高橋

慶

備員

四〇

文

武一

備員

一五

石

九陽

備員

一〇五

金

廣

職員

八五

北田

隆

備員

四二

朴

岩益

備員

一五

趙

景瑞

一九二八年
西農別科

一九二九年
農字校別科

龍村

望月及一級事務員之事項

土佐實收事務

庶務會計員之事項

合謀小生

土佐同之坊外事項
土佐名義人

隆青公司名義人

大連

一級事務

東京

東京、長子、生年、與實地共
經理、副之事項

弟

主任
嘱託

職員

嘱託

日名
一五〇

五〇

六〇〇

七〇〇

職員

九五

齋藤存作

江種彦市郎

渡邊七藏

劉錦川

王潤清

水口隆三

横瀬花兄七

岡田卓雄

橋井保三

四十年
本上控評
協賛事務
職員
協賛事務
支社員
大二十年
明大專門部

同 議 箋

(甲號)

會社番號	滿鐵地學三〇第三號ノ三	昭和三年三月二日 昭和三年四月九日決議	主 任 者 任 擔
發議番號	地方學第八三八號	昭 和 三 年 三 月 二 日 發 送	學 方 學 政 地 方 學 政 公 益 係 學 務 係
總 長 森 久		地 方 學 政 學 方 學 政 地 方 學 政 公 益 係 學 務 係	學 務 係 學 務 係 學 務 係 學 務 係
副 總 長 森 久		地 方 學 政 學 方 學 政 地 方 學 政 公 益 係 學 務 係	學 務 係 學 務 係 學 務 係 學 務 係
大 藏 理 解		地 方 學 政 學 方 學 政 地 方 學 政 公 益 係 學 務 係	學 務 係 學 務 係 學 務 係 學 務 係
名 件	研入學校風風地地補切二關スル件	學 務 係 學 務 係 學 務 係 學 務 係	學 務 係 學 務 係 學 務 係 學 務 係
安東地方學務所長 宛	地 方 學 政	地 方 學 政	地 方 學 政



南滿洲鐵道株式會社

(納量補校)



件

名

辭人學校風風敷塾ニ對シ左記條件ヲ附シ昭和五年度ニ於テ金八百圓也補助可致ニ付御了知ノ上此ノ旨設立省ニ申請相成度追テ右ハ追加豫算ヲ可認ニ付當ノ時期ニ申請相成度

記

一、昭和六年度以降補助金ヲ要スルトキハ申請ナル豫算ヲ編成シ前年四月十五日迄ニ安東地方事務所ニ提出スルコト

二、前年度決算書ヲ四月末日迄ニ安東地方事務所提出本社ニ提出スルコト

三、會社所定ノ學費要覽ヲ毎年五月十日迄ニ月本所提出ヲ翌月七日迄ニ本社ニ提出スルコト

以上

以上



備考

一、風風鐵道ハ現在一年二七名二年十六名計四三名ヲ有シ昭和四年度ハ朝鮮總督府ヨリ六三〇圓ノ補助及其ノ返ノ收入約七三九圓ニ依リ經營シホリシモ昭和五年度以及ニ於テハ朝鮮總督府ハ補助トノ協定ニ依リ其ノ補助額ヲ支出セサルコトトナリタルニ付鐵道ニテ補助ヲ爲スニ必要ヲ生セリ(昭和四年度決算資料紙添付)

二、昭和五年度ノ同業ノ繰算ハ別紙ノ通ニシテ支出ニ九四三圓ヲ要スルモ收入ハ益維持組合ニテ組合員ヨリ賦課徴収スルニ〇四三圓其ノ他一〇〇圓ニテ八〇〇圓ノ不足ヲ生スルニ付此ノ額ヲ重粒ヨリ補助セムトスルモノナリ

三、本件財源ハ公費留置(教育費)ニ計上済

四、同業ノ五年度ノ兒童球定數左ノ通

計 一年 四〇名 二年 二七名 三名 一六名
八三名

(口) 貸付金個人別貸出明細表 (昭和五年四月)

貸付年月日	金額	債務者	擔保	利率	償還期限
五四 八	1000.00	撫順鮮人金融會	無 (連帶保證債務)	日歩 0.285	11.10
五四 二八	500.00	鐵嶺金融組合	無 (連帶保證債務)	五 六	11.10
四月中	561.50	鐵嶺保小口貸付	擔保額 二九五石	〇	四、五、六末日迄
計	2061.50				

貸付金個人別貸出明細表(昭和五年六月)

貸付年月日	金額	債務者	擔保	利率	償還期限
五、六、一三	一、〇、〇、〇、〇	牡丹江木材公司	青分月報記載	日利率自五、六、一三	至五、六、一三
五、六、一四	三、〇、〇、〇、〇	協濟公司	無	〃	〃
五、六、二三	五、〇、〇、〇、〇	〃	〃	〃	〃
五、六、二七	二、〇、〇、〇、〇	〃	〃	〃	〃
五、六、二七	一、〇、〇、〇、〇	鐵道會社 金時鉉	鐵道會社 金時鉉	〃	〃
計	二一、〇、〇、〇、〇				

貸付金個人別貸出明細表

貸付年月日	金額	債務者	擔保	利率	償還期限
五、七、一	三、〇〇〇	協濟公司	無	0.12	六、三、一五
五、七、三	七、〇〇〇	〃	〃	〃	七、三、一五
五、七、三	三、〇〇〇	順朝金	無	0.028	五、一、二〇
五、七、三	一、〇〇〇	元奎	赤煉瓦造瓦葺一棟 建坪拾大坪 清水式構木依特六百	0.03	六、二、二〇
計	一四、〇〇〇				

勸業公司

貸付金個人別貸出明細表

貸付月日	金額	債務者	擔保
九、一	三五	安東金融組合	無
九、四	四	安東金融會	無
九、四	二	崔士霖	發動機二台 其他五六件
九、一二	九	協濟公司	無
九、一八	一、三七八	李尚賢	建物一棟 木口一三
九、二五	六	安東金融會	無
九、二九	一、五	三宅松花	無
計	三三、二二八		

保率償還期限

日六 五、一二、五

日六 六、二、二

日六 五、一、二

日六 六、三、一五以內

日六 一、九、一

日六 六、二、二

日六 六、五、三

貸付金個人別貸出明細表

貸付月日 金額 債務者 擔

利率 償還期限

一、二	一〇、〇〇〇	安東金融會	無	日歩	六、二	二十年
一、一五	二、五〇〇	許益	鉄山郡西林面	日歩	三、二	二十年
一、一五	二、〇〇〇	安東金融會	鉄山郡西林面	日歩	三、二	二十年
一、一五	二、〇〇〇	許延仁	鉄山郡西林面	日歩	三、二	二十年
一、一六	二、七〇〇	李尚賢	無	日歩	五、一	二十年
一、二四	三、六五〇	三宅松花	無	日歩	六、五	二十年
一、二九	五、〇〇〇	長春朝鮮金融會	無	日歩	六、二	二十年

計 二四八五〇

昭和五年五月

一、關於...
 二、關於...
 三、關於...
 四、關於...
 五、關於...
 六、關於...
 七、關於...
 八、關於...
 九、關於...
 十、關於...



間島地方ニ於テ買收シタル土地ハ地券三十八枚、地券面積一萬二千九百七十三畝、實收買收面積十萬六拾五畝五分一厘ニシテ買收債權ハ金四十三萬七千二百十五圓ナルカ、其地券中向本間島出立所ニ在ルモノアリ且ツ之カ尙銀本々完備セサル爲メ之ニ對シテ完全ナル調査ヲ進クルコト附ハス、從テ一應ノ調査ヲ進シタルニ止ルモ、其權利關係ニ於テ疑問トセララルル點少ナカラス。此等疑問ノ點ニ概シテハ目下間島山銀員ニ商合セ中アルモ本々同答ニ據セス。但テ茲ニハ此等ノ疑問トセララルル點ヲ列記シテ參考ニ供スルニ止ム。

一、本件土地ノ地券面積ハ一萬二千九百七十三畝ニシテ其ノ實收買收面積ハ十萬六十五畝五分一厘ナルヲ以テ其ノ差八萬七千九十二畝五分一厘ノ土地ハ浮多地ニシテ、浮多地ノ面積ハ地券面積ノ約七倍トナリ、中ニハ地券面積三百六十畝ニシテ買收面積カ四萬一千六百六十六畝六分七厘ナルモノアリ其ノ浮多地ハ地券

面積ノ約白十五倍ニ達ス。次ニ地券面積ト買收面積トノ差ノ甚シキモノヲ挙クレハ左ノ如シ。

所在地	地目	地券面積	買收面積	買收價	備註
越前縣津幡郡二青町	山野	140	140	1000	(牧場) 1000 (木林) 4000
越前縣春遊郡黒原町	荒地	10	1000	1000	
		14	1000	1000	
		20	100	1000	
		10	100	1000	
越前縣津幡郡柳川町	荒地	10	1000	1000	
越前縣津幡郡大町	荒地	14	1400	1000	
		14	1400	1000	
		14	1400	1000	

他吉縣崇德縣大甸屯	荒地	1畝	5780	1000-
他吉縣崇德縣大甸屯	荒地	1畝	5780	1000-
他吉縣開慶縣老頭溝外	荒地	100-	3810	1000-
他吉縣崇德縣太平溝	無地	1畝	3810	1000-
他吉縣崇德縣大西溝屯	水田	200-	4800-	10000-
	荒地	200-	4800-	10000-

三、 別取ニ指ケタル如ク本件土地ノ浮多地ハ高クシク廣大ナルモノナルカ、吉林省ニハ「海四至」ナル混習アリテ其ノ地至内ノ面積カ地券面積ヨリ廣大ナルヲ普通トシ價値上浮多地カ地券間格ノ五、六倍アルコトハ稀レナラストスルモ又一方「地多子少」

ナル旨智モアリテ母即チ地券面額ハ子即チ浮多地ヨリ大ナラサルヘカラサルモノトシ、吉林省清金土地局（現在ノ吉林省清種出賦局）ハ大正六年十二月二十一日即指合ヲ以テ延春縣及賓州知事ニ對シ地券面額ノ一倍又ハ二倍以上ノ浮多地ハ之ヲ地主ノ浮多地トシテ認メサルヘキコトヲ指合シタルコトアリ。依テ本件土地ニ於ケルカ如キ廣大ナル浮多地ハ法科上倒底之ヲ地主ノ浮多地トシテモ認メラレサルモノニアラスヤトノ疑ヲ極ス。

三、地主カ浮多地ニ對シテ有スル權利ハ所有權ニ非スシテ浮多地ハ單ニ地券面ノ土地ニ附隨シテ地主カ之ヲ占有用益スルコトヲ得ルノ狀態ニアル土地タルニ過キス。而シテ官ニ於テ新クノ如キ土地ノ存在ヲ公認シ浮多地何處トシテ地券面ニ記載サレタル場合ニ於テ如メテ地主ノ所有權ニ屬スルモノナリ。浮多地ニ對シテ官ノ公認ヲ認ルニハ本來一定ノ地價ヲ納入シテ拂下ラセクヘキモノナルモ現在吉林省ニ於テハ吉林省民風納租地賦自報浮多升科免科賦

章程ニ依リ一定ノ經費（現在ニ於テハ一畝地ニ付十二元）ノミ
 ヲ納メテ拂下ヲ受クルモノニシテ、本件土地ノ如キは大ナル浮多
 地ハ目ニ於テ之ヲ認メサルモノナルヘキコトハ前項ニ述ヘタル如
 クナルモ、指令具ノ全部力浮多地トシテ認メラルルモノナリトスル
 モ、之ニ對シテ完全ナル所有權ヲ取得セントスルニハ尙ホ巨額ノ
 經費ヲ支出スルコトヲ要スルモノナルコトハ明カナリ。然ルニ本
 件土地ノ買収ニ斷シテハ浮多地ニ斷スル、斯クノ如キ巨費ヲ究メス
 シテ地界圖ノ土地ト一様ニ之ヲ買収シタルモノニアラスヤト慮ハ
 ル。

四 浮多地ハ年々開墾ヲ終リタル部分ニ就キ其拂下ヲ申請スルヲ吉
 杯省ニ於ケル例トスルモノナルニ付キ、種來其制度支那ニ此等ヲ
 擬ホスルノ必要アルヘク、此ルニ據テ在ノ如ク支那地方外人ノ土地
 取得ヲ禁止スルコト難ナル時期ニ於テ年々地界圖ニ據テ買収ス
 ルモノトセハ既ハ之ヲ沒收セララルルカ知キ厄ナキヤノ點ニ據ン

考究ヲ加フルコトヲ要ス

五 本件土地ニ對スル地券ヲ見ルニ前地吉林省長旗^納租地賦自報浮多升種先償章程ニ依リテ發給セラルル財政部執照一枚ノミニテ即輸售額ノ添付ナキカ、同章程第九條ニ依レハ浮多地ノ掘下ヲ申請スルニ際シ提出スヘキ原租地ノ地券其他契據、納稅證書等ノ謄寫ハ之ヲ地主ニ編遞スルモノトス。故ニ本件土地ノ地券ニモ之等ノ謄寫ヲ具備スルヲ以テ正當ナルモノト爲スニ非スヤト思フセラルルモ、此ノ點ニ疑シテハ地方官署ニ於ケル實証ノ取扱ヲ調査スルノ要アリ。

六 本件土地ノ中數モ浮多地ノ廣大ナル越吉縣崇德地二首肯所在ノ地券面積三百六十畝買収面積四萬一千六百六十六畝六分七厘ノ土地ハ之ヲ買収シタルモ森林種ハホク之レヲ買収セズ。此ノ土地ハ初メ森林種ト共ニ二十三萬五千圓ヲ以テ買収スル契約ナリシモ、初極ハ個人ニ於テ之ヲ所有シ証ニ之ヲ買収スルニ困難ナル事出アリ

シ知メ先ツ土地代金引當トシテ八萬圓ヲ支拂ヒ五萬五千圓ハ之ヲ
 俵知シ今ニ至ルモ森林權ハ之ヲ取得スルニ至ラサルモノナリ。
 森林ニ對シ森林ノ伏林權ヲ有セシテ其ノ土地ノミヲ所有スルモ
 之カ利用ノ邊ナキコトハ斷ナキ所アリ。而シテ此ノ土地ノ大部分
 ハ浮多連ニシテ浮多連ハ地主ニ於テ他人ニ先シテ之カ下ヲ反
 クル權利ヲ有スルモノナルカ、東三省鐵道森林權法規則第十六條ニ
 依林役ノ林地ニ付テハ其森林權下人ニ於テ四年ヲ充當スルトキハ
 鐵道有地權承継條例ニ依リテ之ヲ得テ下クル旨ノ規定アルヲ以テ森林
 權者モ亦伏林役ノ林地ニ對シテ先承權權ヲ有ス。此ヨリ右規定
 ハ鐵道有林ニ關スルモノナレトモ本行土地ハ其ノ大部分浮多連ニ
 シテ固モ地界面ノ自十畝倍アル浮多連アルヲ以テ商業森林權ヲ以
 得スルノ諒ナキニ至リタル場合ニ於テハ斯クノ如キ浮多連ニ於テ
 地主ノ有スル先承權權ト森林權者ノ有スル先承權權ト何レカ
 先スルヤ、支那官廳ニ於テ何レノ先承權權ヲ認ムルモノナリ

十二 敷キテモ尚ホ研究ヲ爲スノ要アリ。

七 本件土地ハ全歸^{武蔵}後ナル方租利ヲ確保スル爲メニハ登記ノ手續ヲ極ムコトヲ要ス。

八 本行ノ土地ニハ名義人タル朝鮮人ノ數多キモ其多ク多數ノ名義人ヲ使用スルコトハ其中ニ小長ノ分子アキク保シ難キニ依リ將來二、三ノ事實ナル名義人ニ替テフルノ必要アキキ。

九 名義人タル朝鮮人ハ支那領ニ於テ土地ノ所有權ヲ認メラレタル者アリ。從テ名義人ノ土地ニ於シテ取得シタル租利ハ所有權ニシテ同租額ニアラス。然ルニ本行土地ニ於シテハ和來公司向ト名義人トノ間ニ同租額ノ契約ヲ結ビシテ日本領事館ノ監督ヲ受ケ居ルモ、實ツテ同租額ノ設定ヲ爲シタルコトナキ名義人ヨリ租額ノ辭退ヲ受タルコトハ租額上矛盾アルモノノ如ク思ハルルカ、等口之トノ間ニ同租額設定契約ヲ爲スヲ以テ適當ト爲スモノニアラスキ。即チ日本國法上朝鮮人ノ地化ヲ認メザルモノトスルモ支那領ニ於テ土地ノ所有ヲ認メラレタルモノナル以上總令其レカ日本入タリトモ之トノ間ニ日本人カ同租契約ヲ締結スルコトハ日支

條約ノ解釋上支障ナキモノト云フヘシ。

昭和五年五月九日

地方 部長 殿

臨時居住者ノ私設及共ノ移動情況

臨時居住者事務課長

臨時居住者戸數ノ移動及趨勢

（附） 表

種別	昭和四年度		昭和五年度	
	實數	比率	實數	比率
臨時居住者	△ 二七九	八七	△ 二六四	七
官公吏	△ 一三二	四二	△ 一〇八	三
ソノ他	△ 二五三	七	△ 一八〇	五
小計	△ 三八三	九三	△ 三六二	一〇
合計	△ 二六二	三九	△ 二六六	六
	△ 三六二	一〇	△ 三七一	一〇
	△ 二六二	三九	△ 二六六	六

△印ハ朝録人

甲		乙		丙		丁		戊		己		庚		辛		壬		癸				
官公吏	三	三	六	二	八	一	五	九	二	三	六	九	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
小計	六	二	八	六	一	五	九	二	三	六	九	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
計	一〇〇	九〇	△二六	二〇〇	九	九	一	七	△二六	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

日 人 口

日 本 人				區 別	
小 計	ソノ 他	官 公 吏	滿 鐵 社 員	實 數	比 率
△一、四一〇	△一、三九〇	△ 四四六	△ 一、五五八	昭和四年度 下半期末現在	
二四	八		一六		
△一、三四四	△一、三一九	△ 三六一	△ 一〇、八〇三	昭和四年度 上半期末現在	
二五	九		一六		
△一、二七八	△一、一八三	△(+) 一〇	△ 一〇、四五六	昭和三年度 下半期末現在	
二三	八		一五		
八八三	七三	△(+) 一	△ 七五五	昭和四年度 上半期	增
〇六			△ 三六		
一、〇二二	△ 二〇七	△(+) 一	△ 一、一〇二	昭和三年度 下半期	減 (-)
二二			一六		

△印ハ朝辭人

計	甲 國 人			ソノ他外人
	小計	ソノ他	官公吏	
七二、六五〇	五四、七五二	二三、六三七	一、一五	七二、二〇〇
〇〇	七六、五〇	三三、二六		四三、二四二
六七、六三〇	七二、五	二六、四四八	五五	六六、二八六
〇〇	七五、五	三九、三一		七〇、八一五
七二、〇	三九、九	三一、九二八	五五	一、三二八
〇〇	七七	四四、八		七〇、八一五
五、〇	四〇、七	四四、八	(一) 四〇	四九、一〇
六〇、八	(一) 六四七	△八、二九	(一) 四〇	三、八六



吉公監第五四號
 昭和五年五月十二日
 吉 研 公 所 長

商 工 課 長 殿

輸出貿易係



龍井村附近水田經營概況 (龍調二八)

龍井市外ニ於ケル朝鮮人經營ノ水田ハ龍江洞(龍井村西方約十町)ニ約百町步、土城堡(西南方約十五町)ニ約七十町步、水南村(南方約二十町)ニ約六十町步、合盛里(東南方約十五町)ニ約三十町步、東盛湧(東方約一里半)ニ約八十町步、慈新年



(東北方約一里)ニ約六十町歩、合計約四百町歩テアルカ水利
 工事ヲ擴張スルニ於テハ灌溉可能面積二千町歩ニ達スル見込ミ
 ニテ從來屢々擴張計劃ヲシツツアリシカ今年ハ解水後海龍河ノ
 水量例年ヨリ多カリシ爲メ前肥龍江洞、土城堡、東盛湧、總新
 坪ノ四ヶ所ニ於テハ右計劃ニ着手シ三月下旬ヨリ工事ヲ起シ既
 ニ竣工セリトノコトテアルカ四ヶ所ニ於テ新ニ灌溉ヲササル面
 積ハ百五十町歩ニ達スルテアラウト爾フ

以 上

山

極秘

滿蒙査報 5 第 14 號

總 裁
岡 總 裁

大 藏 理 事
神 樂 理 事

文 書 課 長
業 務 課 長

〔他見御断リ〕

東亞勸業株式會社別途報告

新規土地買収ノ結果及各種事業ノ
經營方法ニ關スル監査

控

昭和 5 年 5 月 15 日

監 査 役 山 内 勝 雄

(左) 興 業 長 業 務 課 長

東亞勸業株式會社
監査役
山内勝雄
八八



(1) 目 次

(1) 目 次

- (2) 當社ハ國家政策遂行ノ機關トシテハ較意識アル
モ單純ナル企業トシテハ成立セズ
- (3) 當社ハ政府ガ期待スル如キ政策ヲ行ヒ居ラズ
- (4) 間島買收地ハ敷在セル雜地多ク農耕地ノミ投資
ニ對スル本年度利廻リ僅1分8厘ナルハ高買セ
ル證據ニシテ内地農民及群農ヲ設定スル商賈ノ
目的ニ副ハズコハ田邊前社長吉植專務ノ責任ナ
リ
- (5) 新綏州買收土地中昭和製鋼所敷地ハ利廻9厘鐵
州郡農耕地ハ利廻8分ニシテ買收價格ハ高カラ
ズト認ム
- (6) 水踏買收見込立タザルニ蓋平土地ヲ速キ高買セ
ルハ田邊前社長以下取締役ノ責任問題ナリ
- (7) 浦井土地本年利廻1分9厘ニ過ギズ買價高キニ
失ス
- (8) 撫順水田買收價格モ較高シ
- (9) 牡丹江森林伐材資金トシテ牡丹江木材公司ニ不
充分ナル擔保ヲ徵シ八萬圓ヲ貸附ケタルハ田邊
社長以下取締役ノ連帶責任ナリ



南滿洲鐵道株式會社

- ⑩撫順農業公司ニ一萬五千圓貸附タルハ專務ノ專
 斷ナリ
- ⑪貸金回收及利子收入率甚惡シ是專務及金庫課長
 ノ責任ナリ
- ⑫乙種貸金中無擔保貸金六件九千三百六十六圓七
 十五錢アルハ專務及金庫課長ノ責任ナリ
- ⑬既設農場ノ收益率惡シタ管理法改良セラレズ是
 專務及事業課長ノ責任ナリ
- ⑭各附帶事業ノ缺損多シ是專務及事業課長ノ責任
 ナリ
- ⑮關島土地買收ハ特別會計ヲ以テ處理スベク當社
 取締役會ノ決議アルニカカワラズ5890,081.45
 ヲ他ノ目的ニ濫用セルハ吉植專務及總務課長ノ
 責任ナリ
- ⑯接待費節約ヲ要ス
- ⑰本年度中接待費台ヲ開會業務執行方法ニツキ決
 議セルハ九回ニ過ギズ專務ノ專斷多カラシメタ
 ルハ田邊社長ノ責任ナリ
- ⑱一大改革ヲ要ス



(2) 當社ハ國家政策遂行ノ機關トシテハ較重氣アルモ
單純ナル企業トシテハ成立セズ

當社ハ滿蒙ニ於テ土地ヲカク得改良シ農業及附帶事業
ノ經營及農事資金ノ貸附ヲナスヲ目的トス而シテ在滿
鮮人ヲ保護シ安住ノ地ヲ得セシムルノ使命ヲ有ス
然ルニ中國ニ於テハ土地ヲ外國人ニ賣ルコトヲ嚴禁シ
アリコトニ東北四省ニ於テハ例ノ二十一箇縣兩租問題
以來日本人ノ土地カク得ニ對シ非常ニ恐フシ國土盜賣
罪ヲ強行スルヲ以テ土地ノカク得。權利ノ保持至難ニ
シテ且名義人管理人ニ乗ゼラルルコト多ク收益擧ラズ
管理費ヲ要シ採算トレ難シ是國禁ヲ犯シテ秘密ニ行フ
事業ノ痛弊ナリ

マタ百餘萬ノ在滿鮮人ニ對シ支那側ハ非常ニヤツ介視
シ是ヲ驅逐セントシテ拵セキ至ラザルナキヲ以テ彼等
ハ生活ニモ窮シ四方ニ流浪シツツアリテ是ヲ保護シ安
住ノ地ヲ得セシムルコトハ多大ノギセイヲ要ス

即チ當社ノ事業ハ支那及奉天取極ノ國禁ヲ犯シ國是ニ
逆フコトヲ日本政府ニ代ツテ代行シツツアルモノニテ
採算本位ナルヲ得ズシテ缺損多シ

是當社ガ株式會社トシテムジユン多キ所以ニシテ日本
政府ガ當社ニ對シ厚キ補助金ヲ下附シテ缺損ヲ補給ス



ル所以ナリ。

若シ天レ官社ヲ國家政策ヲ行ハズ補助金モ受ケズタダ採算本位ノ營利會社トシテ見ルトキハ國策ヲ犯ス。業丈ケニ全然企業トシテ成立セズ收支相償ヘバ上ノ部ニシテ到底配當ノ望ナシ

當社事業ヲ公正ニ批判スルニ際シテハ先ヅ此ノ理解アルヲ要ス

(3) 當社ハ政府ガ期待スル如キ政策ヲ行ヒ居ラズ

當社ハ八箇所ノ相當大面積土地ヲ支那人名義ニテ保有シ居レリト雖鐵道ヲ距ルコト遠クシテ不便ナルト地味惡シキト支那官憲ノ妨害ト當社資金缺乏ノ爲奉天農場以外ハ土地ノ改良ヲナシ居ラズ多クハ支那人ニ財貨小作ニシムルノミナリ

滿蒙ノ野ニ日本人ノ資本ト技術トヲ發揮シ土地ヲ改良シ美田ヲ得日露人ヲ入レテコソ初メテ意義アルモノニテ腹バクタル而シテ野ニ九牛ノ一毛ニモ如カザル土地ヲ私カニカケ得シ何等ノ改良ヲモセズシテタダ支那人名義ニテ保有シタリトテ國家政策ニ何ノ貢獻スル所アラナヤ



土地カク得ガ浸略ノ第一歩ナリト考ヘタル二十年^三前ノ
軍伐者況ノ顯見ニシテ新ル思想ヘ封建時代ノ遺物ナリ
徒ラニ支那官民ノ脚經ヲ尖ラシサイ疑心ヲ深カラシメ
鐵道敷設交渉ノジヤマヲナシ何等得ル所ナシトス
他國ノ領土ニ於ケル所有權無キ土地保有ハ要スルニ失
敗ニ終ル

次ニ在滿鮮人ヲ保護シ安住ノ地ヲ得セシムル使命ヲモ
當社ハ充分果シ居ラズ

當社ハ農場小作群人六百八十五戸三千五百六十四人ヲ
養ヒ農事試驗指導ヲナシ小作人子弟ニ普通教育ヲ施シ
ツアアルモ保護便益ヲ受クルヘ小作人ニ限ラレタリ
コノ外滿洲各地鮮人金融組合及鮮人ノ農業者ニ對シ百
萬圓程度ノ貸附ヲナシ居ルモ在滿鮮人百幾萬人ニ比ス
レバ當社ノ恩惠ヲ受クル者ハ實ニ小部分ニ過キズ政府
ガ期待スル如キ政策ヲ行ヒ居ラズ

是ガ會社事業ノ現狀ニシテ將來何トカシテ日本政府ノ
期待ニ副フ様土地ヲ改良シ鮮農ヲ入レ、安住ノ地ヲ與
ヘ、鮮人ヘ廣ク貸附金ヲナシテ保護シヤリ度キモノナ
リ



(4) 間島買收地ハ散在セル雜地多ク農耕地ノミノ投資ニ對スル^{本利}廻リ値1分6厘ナルハ高買セル證據ニシテ内地農民及鮮農ヲ設定スル滿賦ノ目的ニ關ハズコハ田邊前社長吉植事務ノ責任ナリ

滿賦ハ昭和8年11月15日決議ノ滿賦與長28第10號ノ1ヲ以テ間島及吉敦沿線地方ニ對シ内地農民及鮮農ヲ設定スル爲土地ヲカク得スルハ緊要且現時ヲ以テ適期ト認メ五百萬圓限度ノ貸附金ヲナシテ先ツ間島土地買收事業ヲ當社ニ依頼シソノ實行ニ當リテハ細心ノ注意ト充分ナル研究トニ依リ萬遺漏ナキヲ期スベキ様依頼セリ而シテ條件第5條ニ於テ土地買入ノ箇所、面積方法、時期、價格等ニツキ將來經營ノ適合ヲ充分考慮ニ入レ且時局柄ニ種ヘ周到ナル注意ト最善ノ努力ヲ拂フベキコトヲ要求セリ

然ルニ實際買收セル土地内容ハ次ノ如クニシテ三十八箇所ニ散在シ荒地、墾地山野等經濟的價值ニ乏シキモノ多シ



寫影送先 副機長、興業部長、文書、情報、業務、調査各課長

副委員長、各地専長、機長、機長、機長、機長

遊樂第三〇四號

昭和五年五月二十日

渡邊地方事務所長

地方 部長 殿

貴國を居住者ノ私經濟及其ノ移動情況報告ノ件
首題ニ關シ昭和四年下半年分左記ノ通り報告

記

一、貴國を居住者私經濟生活ノ消長概観

富強國地居住邦人ノ約七割ハ本社員、官吏、軍人、滿洲紡績社員等ノ
俸給生活者ニシテ、其ノ餘ハコレヲ顧客トスル商人ナリ
俸給生活者ハ密シテ質安ナル生活ヲナシテワアアレハ生活安定シ、然ニ
公私經濟發達ノ弊ニ制シテラシメテ簡約ヲ旨トシ生活ノ安定ヲ計ルハタ
努力シテワアアル傾向ヲ示シテ強硬貯蓄ノ増加ハキトシテコノ階級ノ
節約ノ結果ヲ現ハス一節左ト見ルコトヲ得ハシ、然レハ富強國地商人

三陸地方居住者人口ノ移動及其ノ推移情況

戸數

區	知	今期調査期末現在		前期調査期末現在		前年同期末現在		増減
		官	民	官	民	官	民	
日	滿	五九七	三六四	六九五	三九七	六八七	四〇六	〔一九八
本	官公吏	八八	五四	八六	五〇	七〇	四二	一八
人	其ノ他	△九六	△三〇	△一〇〇	△八六	△五六	△九一	〔一五
小	計	一八一	一七一	一八二	七三三	二四九	七五九	〔一〇一
中	滿	一六八	一〇二	一五	一三三	一〇九	一三四	〔四七
國	社							
官	公吏	一八	一	一	〇七	九	〇五	〔六
人	其ノ他	二七五	一六八	二四〇	一三七	二二三	一三三	〔三五
小	計	四六一	二八一	四六七	二六七	四四一	二六一	〔一〇
其他	外國人							〔一
計		一、六四二	一、〇〇〇	一、七四九	一、〇〇〇	一、六九一	一、〇〇〇	〔一四九

備考 滿洲計目ノ漸減セルハ探採工場閉鎖ニ依ルモノナリ

(四) 人口

區	別	今期調査期末現在		前期調査期末現在		前年同期調査期末現在		前期比較	前年同月比較
		官	對比	實	對比	實	對比		
日 本	總 員	一、八七二	—	二、一七〇	—	二、四九一	—	二、五九〇	—
	官 公 吏	二〇八	—	二〇四	—	一九九	—	二〇一	—
人 其ノ他	小 計	一、九五三	—	二、三三五	—	二、九七七	—	三、〇〇〇	—
	其ノ他	△七三	—	△三五	—	△六八	—	△三六	—
中 計	總 員	二六六	—	三三一	—	四三一	—	四一五	—
	官 公 吏	四四	—	〇五	—	三三	—	〇三	—
人 其ノ他	小 計	四二〇	—	四八八	—	四三九	—	四〇三	—
	其ノ他	一〇八	—	一四八	—	一〇二	—	一〇三	—
其 他 外 國 人	小 計	四五一	—	五二四	—	四八五	—	四八四	—
	其ノ他	一八	—	二四	—	一五	—	一四	—
計	總 員	八六二	—	一、〇〇〇	—	九六一	—	一、〇〇〇	—
其 他 外 國 人	小 計	四五一	—	五二四	—	四八五	—	四八四	—
其 他 外 國 人	其ノ他	一八	—	二四	—	一五	—	一四	—
計	總 員	八六二	—	一、〇〇〇	—	九六一	—	一、〇〇〇	—
其 他 外 國 人	小 計	四五一	—	五二四	—	四八五	—	四八四	—
其 他 外 國 人	其ノ他	一八	—	二四	—	一五	—	一四	—
計	總 員	八六二	—	一、〇〇〇	—	九六一	—	一、〇〇〇	—
其 他 外 國 人	小 計	四五一	—	五二四	—	四八五	—	四八四	—
其 他 外 國 人	其ノ他	一八	—	二四	—	一五	—	一四	—

備考 一、簿籍計員ノ削減セルハ操業工場ノ閉鎖ニ依ルモノナリ

二、△印ハ朝鮮人ヲ示ス

(ハ) 各種小賣業者

各種小賣業者ノ商況ハ(ハ)ニ於テ説明セル如ク評多ノ不振原因ノタメ發行
良好ナラス而シテソノ賣上高ノ如キモ正確ナル數字ハ判明セサルモ大約
左表ノ如キモノト思料サル

各種小賣業者賣上高

區	今期		前期		前期比較増減		前年同期比較増減	
	營業者數	賣上金額	營業者數	賣上金額	營業者數	賣上金額	營業者數	賣上金額
日本人	六九	三九三、一〇	六九	四五六、五一	一	一、四四三、〇	一	一、二五七、七五
中國人	四四	一三〇、五〇〇	四七	一五二、〇〇〇	三	一、一五〇、〇	四	一、三三七、九〇
計	一一三	五二二、七一一〇	一一六	六〇八、五一	一	一、八五八、二	一	一、二九五、六五〇

七 料理店營業者及民衆娛樂場經營者ノ業績ノ概況

邦人側料理店營業者ノ業績ハ前期以來不振ニシテ本期ハ特ニ公私經濟ノ條
約、工場撤廢等ニヨリ不成績ニ終レリ

朝鮮人料理店ハ勢雖可良ナレト中國人ハ前期ニ比シ勢甚セリコレ中國人側
ノ不況及銀ノ暴落ニ依ル

編 錢本社

保々地方部長殿

鮮人農村視察概況

昭和五年五月二十六日

哈爾濱

仁和泰 中野清助



目次

- 一、鮮巖村視察ニ就イテ
- 二、旅行地帶略圖
- 三、地名及里程
- 四、沿道鮮農所在概況
- 五、阿城縣平房農場概況
- 六、五常縣小山子水田計畫
- 七、五常縣沖河農場概況
- 八、榆樹縣高子橋農場概況
- 九、扶餘縣南靛昭附近鮮人概況
- 十、扶餘縣三念瓦街概況
- 十一、扶餘縣三峯子農場概況



- 三、々々年鮮農ノ收益概算及觀察
 三、鮮人ト支那官民
 三、病者ノ處置及衛生状態ノ概況
 三、鮮人隔化問題ニ就イテ
 三、日本商品ニ就イテ
 三、主要地ニ於ケル日本商品
 三、縣下ノ行政ト民人
 三、軍隊及警察機關
 三、陸軍、保衛團、公安局、所在地、及武器ト概況
 三、視察ヲ終ヘテ
 三、提出先芳名

鮮農村の視察に就て

に和齋 昭和四年度の事業報告書中にある

「私の希望として、各地の鮮農村を視察し其の事情を詳にして今後出来得る限り相互の連絡を圖り以つて鮮人の爲に最善の努力を致したい、而してその意圖に基き豫てから計画を進めておりますが、経費の關係上遺憾乍ら未だ実現の途に至らずに居ります」

と云ふ希望を哈爾濱商品陳列館民衆御蔭先生の御好意により其計画は誠に良いと思ふから、次行するならば、援助しようとの激励の御詞を含む賛成を得亦これと同時に其先輩の後援を得まして、後に第一回農村視察に旅立つことに決しました。

さて出發に當り殿初三名を一行とする予定でありました。内地に跨る農村を巡視訪問するには其間多少の危険を考慮した方がよいと、各方面からの懸念と御注意があり更に人員を加えて内地人三名、鮮人一名、支那人一名、都合五名を一行とし、愈々昭和五年四月十六日の早朝を期して哈爾濱を出發予也の旅程に上り、この間踏査の行程千三百六十華里(和里約百七十里)農村の訪問は十七ヶ所(この内六ヶ所は一百响地乃至四百五十响地を耕する農場であります)尚その過程には一行健脚に任せ徒歩を以つて終始し去る五月十八日無事頭初の目的を遂げ帰哈致しました。

この書の各項は私の稚鈍の筆を以ての視察であり、四つ亦文章に拙い結果其調査、觀察に於いて、甚だ粗漏不充分の憾

があります。實地に就いての眞剣な視察踏査によるもの
收穫であります。勿論御参考になる様なものでなく内心
忸怩たるものがあります。幸に閣下の御披見を賜るを
得ば、これに過ぎる不肖の光榮はありません。

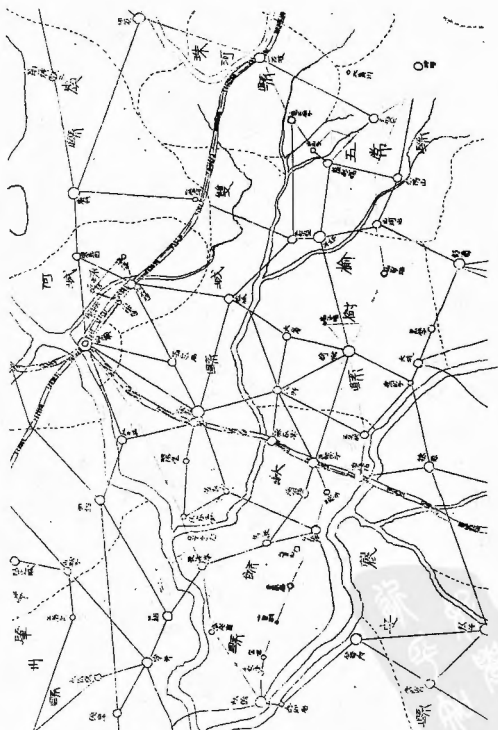
尚奈次の農村視察を動機とし今後漸次に北滿一帯の僻地
に散在する鮮農の實況を踏査の歩を進め鮮農の現在及將
來の安定を圖るべく建策と而して其の具體化を期したいと
思います。

何卒新附の同胞の爲め、閣下の御盡力を翼ふて止まぬ
次第であります。

昭和五年五月二十八日、

哈爾濱

仁知齋主 中野 清助



八級木架橋示造查踏八級木架橋

200

地名及里程

哈爾濱(香坊)——二〇〇——阿什河

香坊——二五里——山邊哈——二〇里——大嘴哈——二〇里——平房——四〇里——小海

海溝——一五里——阿什河

一面坡——一三〇里——小山市

一面——二〇里——六里流——一五里——虎痘橋——五里——朱家營——一〇里——馬

家店——二五里——五十二堡——一〇里——龍王廟子——二〇里——陳蘇店

五里——小山市

小山市——一〇〇里——沖河

小山市——一〇里——藍彩橋——双樹河子——四〇里——王船口——一五里——鷄冠砬子——三五里——沖河

沖河—二五里—山河屯

沖河—三五里—鷄冠砬子—二五里—土門子
山嶺(西邊甸)—三〇里—湯
家店—三五里—山河屯

山河屯—六五里—土橋子

山河屯—二五里—六道崗—四〇里—土橋子

土橋子—八五里—榆樹縣城

土橋子—五里—新立屯—五〇里—老鷹嘴子—一〇里—小山河屯—二五
里—高子橋—一五里—榆樹縣城

榆樹縣城—一二〇里—陶賴昭

榆樹縣城—三〇里—大家子—二五里—劉家店—二五里—五棵樹子
(三林子)—五〇里—陶賴昭(陶賴昭—四〇里—三岔河)

三岔河—八里—五家站

三岔河—二〇里—長嶺子—一〇里—羅家窩柙—五里—大三家子—

(西外子)—(西三家子)—四五里—五家站

五家站—一八〇里—扶餘縣城

五家站—六五里—卜家店—(大平莊)—三〇里—央隆堡—二五里—
—拓拙樹—二五里—干家窩子—(官地)—二五里—十家子—二五
里—扶餘縣城

扶餘縣城—二〇里—長春嶺

扶餘縣城—(郭家窩柙)—七〇里—苗家窩柙—(四馬家)—五〇里—長春嶺

長春嶺—二四〇里—願卿屯

長春嶺—二五里—伊家店—三五里—康家店—二〇里—天德興—

五五里—正白旗屯—二〇里—相白旗四屯—(正白旗三屯)—(相白旗三屯)

—三〇里—元宝城—(郭家窩柙)—(山三姓屯)—(王家店)—六五里—願卿屯

備考

綏里程壹千三百六十里（日本皇程百七十里）

一、哈爾濱大洋村日本金換算ハ日本金百圓ニ付キ哈大洋百七十五圓内外
 吉林官帖村日本金換算ハ日本金百圓ニ付キ吉林官吊三万〇五百吊
 位ノ時期ニ調査セルモノナリ、

吉林大洋村日本金換算日本金百圓ニ付キ吉林大洋二百四圓外

一、里程ハ總バテ支那里程ヲ記載シテアル別ニ歩度計其他ノ方法
 ニ依リ測ツタモノデナク支那人一般ノ通稱ニ基クモノナリ、而シ
 テ邦里トノ比例ハ一邦里ガ八華里位デアリ是レハ時間測量ヲ各處
 ニ於テ綫回トナク試シテ平均ノ比較里程デアル

沿道鮮農所在概教

所在地名	戸教	耕地概教	小作料	摘要
火嘎哈	五〇餘	一五〇 <small>南地</small>	三五石	
小嘎哈	一〇	二五	〃	
平房	五八	一五〇	〃	
小海溝	五〇餘	一三〇	〃	學校アリ
河什河	三〇餘	八〇	〃	
大窰溝	六〇餘	一七〇	〃	踏込沿道ニアラス
二曹甸子	四〇餘	一一〇	〃	踏込沿道ニアラス
一面坡	一一〇			民会學校アリ人口三六〇
六里流	一	四	五斗 五斗 五斗	支那地主が一〇坡ニ在リシガ昨年山 ニ墾リ墾成セズ
大青川	四〇餘	一〇〇	三石 二石	學校アリ 新民府ノ連絡機關



朱歌營	二〇餘	五〇	三〇	支那人地主ノ關係ハ頗ル固着ナル
馬家店	七	二〇	三〇	土地ハ豊富ナラス
龍王廟子	一四	二〇 二五 二五	二〇 二五 二五	地主支那人全三田取州從銀八六表半西利 牛ヲ飼スルモノ多ク一般ニ餘裕アリ
小山子	二	元 元	二〇	匪徒林義永氏ハ地方紳人尙ニ力ナリ
双樹河子	四	一〇	三〇	今年吉林方面ヨリ移住シホリタル者ナリ
冲河	二〇〇	四五〇	三〇	昨年ハ三〇畝地ナリシモ今年度ハ四五〇畝地ヲ耕作スルケレ 銀履移住シタリ。公水田地トシテハ千畝地アリ
高子橋	二三〇	五五〇	四〇	學校アリ、小英漢語池子屯、高子橋ノ三ノ村ヲ含ムルニ ノナリ人口約若干畝金耕地ハ約八百畝地ナリ
淹煤昭	約 五〇	一一〇	三〇	人口約一五〇名
大三家子	八〇	二〇〇	三〇	兩帳昭ノ十五里附近ニ帯リ合ム第三年校ヨリ三三 畝外子小坡南堆子等ヲ含ムモノニシテ學校等アリ
扶餘縣	一	東北醫院		
水泉子				
相宜溝五地				

以上ハ沿道ト離レタルヲ以ツテ其ノ部彙ニ

所在地名

戸数

耕地概数

小作料

摘要

和尚齋棚
相白旗三屯

雁家窩棚

顧那屯

三岔河

一六

七〇

三
旅館業一
遊樂業二

八行ガザリシモ領出得ベキ支那人ノ高トシテ
昨年迄八四十余戸アリシモ今年ハ他ニ移
轉シ約二十戸トナレリ

収獲マ地主ト等分ス
學校アリ

于師長經營ノ船田公司事務所アル

一、河城縣平房農場概況

一、位置

中東鐵路小嶺哈站ノ東北方約二〇里ノ地点ニシテ哈爾濱ヲ去ル約六五里アリ

一、地主

支那人教名

一、鮮人代表

裴善容

一、鮮農數

二六家族及獨身者三二名、總人口約二〇〇名

一、住家

四家族ニ對シ支那式建物三間房ヲ地主ガ支給ス

(一家族一炕當テトナリ炊事場共同使用)

一、學校

以前設立セラレ居タル之今年ハ校舍ニ當ツヘキ家

屋ナキ爲メ休ミ居ル又巨下校舍振替中ナルニ付ホ不

日設立セララルベシ

一、医療

鮮人ノ医療業者ナク病氣ノ場合ハ支那人藥店ニ

一 宗教

テ其ノ治療ナスラ普通トス

農場附近ニ天主教ク會堂アリ、鮮人ニ信徒多シ

一 耕作地

水田トシテ五〇〇响地位(已墾、未墾合計)ノ開墾ハ容

易ナルモ水量差カナラザル爲メ全部ヲ開墾スル事

不可能トセラル、現在ハ一五〇响地位ヲ耕作セリ、

昨年耕作セル場所ハ水不足其ノ他ノ關係ニテ予定

ノ收穫ヲ得ザリシ爲メ今年ハ新ニ水溝ヲ掘リ其

隣地ヲ(昨年ノ耕地ヲ去ル約五里ノ北方)耕作スル事ト

シ新水溝掘リ作業ヲ致セリ

一 水溝

水溝ニ使用セラレタル土地ハ全部地主側ノ負担ニシテ

其地料等ハ一切鮮人側ノ負担ニアラザルモ溝掘作業

及向後ノ修築作業等ハ一切鮮人側ノ負担タリ

一 耕作及別

六人耕ヲ二响地半トス(内二响地或ハ三响地耕スル者アルモ稀ナリ)

一 小作料

一响地ニ對シ稻(粃)三石五斗

一 種子

一响地ニ對シ五斗

一 普通收穫

例年(特別ノ天災ナキ場合ヲ去テ)一响地粃ニ十三石位

一 小作方法

地主ニ所也ノ小作料ヲ納付シテ耕作スルモノト收穫

時迄ノ食費等ヲ他ヨリ借用シテ耕作スル者トノニ

別アリ前者ヲ「自種」ト云ヒ後者ヲ「分種」或ハ「半濟」

ト云フ其ニ差ノ内容左ノ如シ

(イ)「自種」ハ「種」及「收穫時迄」テノ費用一切ヲ自耕シ收穫時ニ粃

ヲ返ツテ其小作料ヲ納付シ殘餘ハ自己ノ收穫トス、

住家ハ地主ヨリ支給セラル

(ロ)「半濟」ハ無産者が耕作スル場合資本主ヲ求メ、收穫時ニ資

本主ト粗ヲ分配スル方法ニシテ其出資額及分配率尤ノ如シ

資本主側ノ出資額

一 出資額 (一响地ニ対シテノ計善)

粟五斗、塩十五斤、種子、五斗、

下作人ノ出資

一 下作人ハ労働出資ガ原則トナリ居ルモ資本主ヨリハ前記以外ノ必要ニ對シテハ出資セザルニ付キ處要ノ諸雜費ハ他ヨリ融通セズハナラス

分配率

総收穫ノ粗ヨリ始メ資本主ガ出シタル處ノ粗種子ヲ引キ去リ殘額ヲ等分ス小作料ハ全部資本主ノ負担トス

一 粗價 昨秋最初ノ新粗價額ハ一石哈大洋二十八元ナリシ

万四十一月頃ニハ哈大洋十七元位ニ下落セリ現在
種子一石哈大洋二十五元一石重量ハ支那秤二百四
十斤トス

二、五常縣小山子水田農場計画

小山子居住鮮人朴義永氏ハ(同氏ハ現在小山子街ニ高踰「宝元
堂」ナル菓店ヲ開設シ區菓業ヲ營ミ、支那人間ニ相當希望
アル由、亦其店舖之外觀兎若シカラズ)小山子街ヲ去ル五〇〇米点
ノ西南地帯ノ甸子(湿地)ヲ開墾シ水田農場計画ヲ建テ約三百
响地ノ借地契約ヲ締結シ昨冬以來、鮮農券集ヲ爲シ本年終
氷時ニハ二十余家族移住シ来リタルヲ以ツテ水道溝掘作業ニ
着手セントセシニ、十名ノ支那人地主中ノ趙某一名が頓ニ反対
ヲ申出デ如何ニ交渉シテモ作業着手ヲ承諾セズ依テ中止ノ

外ナク折角ノ移住者ハ他ニ耕地ヲ求ムベク四散セリ
其後朴氏ハ地方有力支那人及地主等ト種々協議ノ結果、又
那人有力者ト共同經營ノ形式ヲ採リ、地主趙某ガ承諾セザル件
ヲ五常縣長ニ告訴セリ、然ル處縣長韓慶雲氏ハ斯ノ如キ有
望ナル事業ヲ反對者一名ノ爲メニ中止スルハ實ニ不利益ヲ次
第デアル亦趙某ノ反對ハ他人ノ事業ヲ妨害スルモノデアル故ニ
趙某ノ反對ヲ許サズ若シ、尙後反對スルニ於テハ處罰スベシト
云フ縣長ノ仲裁的言動ニ依リ極度ニ反對セシ趙某モ遂ニ二
諾シ滿扱作業モ出末耕作ニ着手モ出末得ルコトニナリタル也
移末ノ農夫ハ己ニ他ニ移轉シタル後ノ事ニテ詮方ナク本年
ハ事業ヲ中止セリ、該農場ヲ見當ニ吉林省輝甸縣ヨリ今春
移住シ末ル鮮農咸京諺ハ一同ガ解散スル時旅費ナク亦適

當ナル行先地ヲ求メ得ズ隣接地タル双樹河子ニ土地ヲ得テ耕作セ
リ夫レ等ノ言ニ曰ク「該農場ハ明年愈々着手出来得ル事ニ成ツテ
居ルガ、若シ設立サレタル以上ハ、水量充合ニシテ断水ノ慮ヒナク
亦洪水被害ノ心配モナキ地形デアルカラ至極立派ナ農場ナ
ル事ハ疑ヒナシト」右農場ノ計画地ノ概況ヲ視ルニ土地平坦
ニシテ肥沃ナシ而シ可成遠クヨリ引水セズバナラヌ不便カ
ル、其水道溝ノ借地料モ亦尠ナカラザルヘシ、水溝ノ爲メ後日
地主トノ向ニ向題ガ起リハセヌカト思ハレル、耕地ニ對スル賃借
契約ヲ聞クニ水溝ハ鮮人側ノ負担ニ成ツテ居ル、収益ト去
事ニ付テテ盲目的ニ我利々々ナル地主等ハ何ノ時機ニ於テカ
文句ヲ暴利ヲ得ントスル事ハ明デアル

然レトモ、一旦開拓セラル、ニ於テハ市街ニ隣接シ居ル關係上

匪賊ニ対スル警備ハ充分ニ行キ届キ農家ガ物資ヲ得ルニ於テニ
叔ノ賣捌キ等ニ付キテモ至便ナル農場デアアル。

三、五常縣冲河農場概況

一地主 支那人于除舟

同氏ハ中東路双城堡ニ居住シ元東北軍師長ノ職ニアリシ人ニ
シテ今尚一艇ヨリ于師長ト称ス

一稲田公司 冲河ニ在ツテ地主ガ設立シタモノデアアル耕地ノ監
督及指導ヲ爲シ經理ハ商萬春氏(支那人)デアアル

一鮮人代表 劉大興、朴一萬

一學校 支那學校ニ通學スル者多シ

一鮮農数 二百戸餘

一耕地

四百五十响地

昨年ハ三百响地内外ナリシガ四百五十响地以上トナリ夫レニ
テ鮮農モ昨年ヨリ増加セリ

一水灌地

六百响地以上アリ

年々鮮農ノ募集ヲナシツアルカラニ年経テハ全部開墾
セラル、モト思料ス

一水量

機械力ニ頼ラズトモ引水溝ヲ掘レハ不足スルコトナ

キヲ認ム

一水作料

一响地級ニ石

一開墾費

自檢農ハ開墾當時一响地ニ對シ吉林官帛三千吊ヲ使

墾費トシテ地主ニ交付ス

一穀重量

穀一石支那秤二百五十斤

一 粮販路

一面坡方面ニ搬出セラル、モノ多シ

一 分種農

農家ノ過半数ハ公司ガ資本主トナリ、指導シ其ノ待遇ニ他ニ比シ良好テヤル

分種農ニ對スル一般資本主ガ給典スルモノ以外、一响地ニ對シ大豆五升(副食物トナルモノ)ヲ支給シテ
ナル

一 警備

沖河街ニ夫那公安島、保衛團アリ

遼陽、沖河流域ニ多ク沖河街ノ上ニアリ、市街ニ近ク便利ナル
支鮮人ノ語ル處ニ據レハ鮮人同郷會ノ支部ガアツテ外來ノ
鮮人ニ對スル警戒ハ特ニ嚴重ニシ、亦内地人ニ對スル反感ハ
尚更ニ強イモノガアル、

沖河街ノ東方、約三十里以東ハ森林地帯ニシテ、葦沙河、固家

輪、牙不里、石炭河子、樸道河子、山市、寧古塔、額穆、方面ニ遊スル山
脈が遼リ、深山此谷デアル此ノ地滞ニ根據ヲ設ク馬賊ハ四
中絶ヘ向ナク出沒シテオル、斯ノ如キ地帯ニ隣接スル沈河
街ハ夏季彼等脅威ヲ受クル事が多い、

沈河附近、大青川及小山子附近ヲ合スレバ今後相當鮮農ガ
移住スルモノト思料セラル

前記セルが如キ地勢ニ多敷鮮農ガ居住スルト去フ事ニ就イ
テハ或ル意味ニ於イテ今ヨリ其監視ノ必要アルハ勿論デ
アル現在ニ於イテハ鮮人尙ニ相當勢力アリ同卿會莫ク
及動的行爲ガ窺知セラル、カラ今後鮮人増加ト夫ニ現在
ヨリ以上ニ會ノ勢力ノ後肉セラル事ハ亦明デアル、日露
憲ノ監視ハ特種ナキ限り行キ届カザルニ、夫レニ支那宮憲

トシテハ、彼等ノ反動行爲ヲ徹底的取締ル事ハ至難デア
彼等ガ常ニ潜行的戦法ニ依リ鮮人向ヲ巧ニニ横行スル
ニ於テハ支那官憲ノ取締リハ良ニ困難デアルホ今日ノ如ク
彼レガ日本ニ対スル反動行爲ヲ帰化鮮人云々ノ口實ニテ庇
護スルガ如キ支那官憲ノ態度ナルニ於テハ後曰テ廣シ
適當ニ措置方法ヲ執ル必要アルヲ切ニ感ズル次第デア
四面ノ地勢、支那官憲ノ警備状態、耕地状況、鮮民移住ノ
激増、同御會契、新民府兵等ノ行動等ヨリ考察スル時ハ、
二、間隔タルノ感カアル

南北滿洲ヲ通シテ馬賊ト鮮人ノ武装團トハ相入レザル場
合ガ多ク、而シテ若シ今後謀利ノ爲メ双方間ニ妥協カ成
立シ馬賊ノ武カヲ背景トスル鮮人が便衣隊式ニ鮮人向

ヲ活動スルガ如キ事アルニ於テハ、鮮人ノ被害モ多カルベク
 亦其討伐モ支那官憲ノ令ニ依ツテスル事ハ至難ト思料ス
 要スルニ此ノ地帯ハ此處五年ヲ出デスニテ、鮮人団体ノ一
 大勢力圏内トナルコトハ断言シテ憚カラヌノデアル、

是非コノ地帯ニハ有力識者ノ出張ニ據ツテ親シク周到
 ナル視察ニ基キ、コレニ対スル監視、指導、或ハ援助ニ關
 スル対策ノ確立ヲ要望シテ止マサル次第デアル

四、榆樹縣高子橋農場概況

一、位置

榆樹縣城ヲ去ル八里ノ東北方地帯ニシテ農場ハ高子
 橋小興隆溝、泡子屯ノ三部落ニ跨レリ

二、地主

沖河農場地主ニ同シ、稻田公司経理、卜振泉、副経理

楊基(高氏共ニ支那人)デアル

朴一万、金奎鎮、朴鐵東

百五十餘戸ニシテ人口約七百名アリ

全戸數ノ内八割ハ日穆數ニシテ播田公司が資本主トナル

分穆農デアル

生徒約八十名アリ

教師二名アリ、教師八年俸一名ハ穀十石一名穀七石ニシ

テ學校費一切ハ鮮農公費ヲ以テスリ

四石五斗乃至五石

例年一响地三十石ヲ下ラス、數年前ヨリ凶作ナシ

三石五十响地が現在所懸セラレタル五斗壘地ハ約五百

响地アリ

一鮮人代表

一鮮農教

一耕作法

一學校

一小作料

一收穫

一耕地

二級路

毎年、穀約五千石、精米數百石が三岔河に搬出せられ、餘

ハ地方ニテ消費セラル

歸化

居住ハ殆んど歸化ノ形式ヲ取ツテオル

一生治状態

自給農ガ多イ丈ニ一暇ニ餘裕アリテ食肉者稀ナリ

緬甸公司ハ從不樹膠城內ニマリシカ、鮮農、悉互ヲ計ル爲メト

直接其指導ニ當ル爲メ本年二月高子橋ニ移轉セリ、其爲メ川作人

ハ非常ニ便宜テアルト喜ビ居レリ

鮮人代表者タル、朴鎮東氏ハ、榆樹縣城內ニ於イテ石油農動機

ヲ備へ精米所經營中ノ處本年二月農動機ニ故障ヲ生ジタル

タメト、穀ノ買収ガ予定ノ如ク出来サリシトニ依リ止レラ

内止シ高子橋ニ移轉セリ

居住者ノ大部分ハ歸化シテ居ルガ、歸化シ居ラザル者ハ鮮人

代表三名が保証ヲ付シテ縮田公司ニ申告シ、公司ハ縣當局ニ交渉シ一時的ノ(形式的ノモノ)帰化手續ヲ缺ツテ而シテ其居住ヲ許入事ニ成ツテオル、亦新ヲタニ、移住シ来ル者ハ同地ニ從來居住スル者ノ保証ヲ要シ其保証者が代表者ニ紹介シタル後、代表者ニ於イテ前記ノ手續ヲ公司ニ申出デルノデアル現在ノ居住者ヲ頼リテ移住シ来ル者モアルガ此ノ外ニ公司ガ直接募集シテオツテ夫レニ対スル帰化手續ハ公司ガ行フカラ代表者が保証スルノ必要ガナイノデアル、公司ノ直接募集シタル者モ一旦居住シタル上ハ学校費或ハ公費、同撤ニ負担スルノデアル、

小作人ニシテ金品ノ必要ヲ生ジ、公司ヨリ借用スル場合ハ代表者ノ保證ヲ要スル亦公司以外ノ人ヨリ借用スル場合

ニ於テモ代表者ノ承諾アルニ否ラサレバ借金スル事ノ出来ナイ
規則ニ成ツテオアル、而シテ金利ハ年五分、其返済ハ多ク概
(時價ニ見積)ヲ以テスルノガ通例デアル

本年、四月二十七日高子橋ニ四名ノ鮮人木リ、ヨク、

「自分等ハ國民府カラ汎遠セラレタルモノデアルガ國民
府支部ノ設置ニ盡カシテ呉レ」

ト物シ一名ヲ殘留シ三名ハ三泊ノ後本部ニ歸ルト物シテ退
出セリト去フ事ヲ耳ニシタガ其後ノ模様ハ詳テナイ
鮮人代表者ハ、相當餘裕アル暮シテ居ルト去フ事ハ鮮人間
ノ噂デアル、尚事情ニ委シイ同地鮮人ノ話ニ據ルト護身
用モノセル拳銃六挺ヲ備ヘテオルト去フコトデアル

五、扶餘縣陶賴昭附近鮮人概况

一位置

中東鐵路南部隊

一、農家数

陶賴昭ヲ中心トシ十里以内ノ周圍ニ約五十戸人
口約百五十名アリ

一、小作料

南望第一年度七斗乃至一石第二年度ハ第一年度
ノ倍額、第三年度以後ハ三石一石ノ重量ハ支那秤
二百八十斤トス

鮮人金一奎氏ハ市街ノ南端ニ在リ沼池ノ水ヲ利用シ二十四畝
地ヲ耕作スル計畫ヲ建テ昭和三年地主トノ契約ヲ締結シ
テ昭和四年該沼池ニ「ポンプ」ヲ設置シ耕作シタル處、始メ非
常ニ良好ナリシガ、八月ニ至リ洪水ノ爲メ全滅セリ、今年
ハ資金難ノ爲メ耕作不可能トナレリ

昨年洪水ノ爲メ收穫不能ノ赤貧者ヲ出シ現在金恭永能耐
 成外ニ名計四家が陶頼昭市街ニ居住セルモ食ナキ有様テア
 ル主人ハ耕地ヲボムベク他行シ殘留家族ハ毎日停車場ニ
 棄テアル石炭灰ノ中ヨリ「コークス」三十斤位ヲ撰出シタ
 ル是レヲ三十吊文内外ニ賣却シ一日ノ生計ヲ樹テ居ルト
 云フ奥ニ同情スベキ境遇ニ在ル故ニ若テ金ヲ贈與シ、金徳
 臣、鄭、阪一、両氏ニ對シ仁和齋ノ主旨及事業詳細ヲ述ツ
 ル處感謝ノ意ヲ表サレタリ

前記ノ如ク毎日停車場ニ鮮婦人が「コークス」拾ヒニ出テ居
 ル有様ヲ見テ、物見高キ支那人ハ鮮人乞食ト侮リ嘲笑
 シテ居ル、實際見ルニ忍ビザルガ故ニ何等カノ方法ヲ講
 ズベク協議シタルモ主人不在ノ爲メ纏ラナカツタハ

残念ナル次第デアツタガ何レ後日適法ヲ講ズル考ヘテ
アル

同地居住ノ鮮人ハ鉄道ヲ中トシテ東西ノ兩流ニ分レ常
ニ相及回シ乎論絶ヘズ國籍ヲ欠イデオル、

粃ハ三岔河ニ搬出シ費却スルモノガ多イガ三岔河迄デノ馬
車運賃ハ一石吉林官幣六十吊文位デアアル、

六、扶餘縣三岔河街概況

一位置

中京鐵路南部沿線

一戸教人口

戸教一千三百餘戸、人口約一万五千餘名

但シ概教ヲ示セルモノナリ

一商店概況

百戸位ノ店舗ニシテ大商店ヲ認メザルモ、鉄道

交通便ナル爲メ、縣下ニ於ケル商業中心地デアル

商店ハ扶餘街程大商賣ハナイガ、物資集散地デ

アツテ市中ハ雜踏ヲ極メ、扶餘ヲ渡ク盛況デアル

一 鮮人居住教

八戸、人口二十五名

農業ヲ營々者ノ居住者ナク、旅館、娯興業等デアル

支那人有力向ノ話ニ依レバ、同街ヨリ扶餘縣ニ至ル鐵道ノ敷

設計画ト將來三等驛設置ノ予定アリト聞ク

附近農業ノ概ハ三岔河ニ集散セラレテ居ル其ノ實教ヲ知ルニ

難イガ、周圍ニハ農場、大樹驛、二十五驛、四方台子、老廟

子、二道灣子、猪兒山、双龍泉、大三家子、陶賴昭、高子橋、等

ニ在ル、其他ニ三戸散在セル鮮農ガ耕作セル水田ヲ合スレ

ハ、千三百响地（此ノ教ハ今回踏査セザリシ）地帯ノ農場ヲ合メ

ルニ鮮人居住教耕地ノ状況等ヲ鮮人ニ訊キ詢ベタルモノニ
付キ実教ニ近キモノト信ズ）ヲ下ル事ナシ然ル時ハ一响地平
均十八石トシテニ万三千四百石ノ叔収穫ガアル、此ノ内精米
トシテ地方ニ消費セラル、モノト、陶煖厩、双城堡等搬出セ
ラル、モノトアルガ前記地帯ニ生産セラレタル叔ノ大部
分ハ三岔河ニ於イテ集散ノ状態ニ在ル

鮮農自作料ヲ納付スル叔ト耕作期間ニ於イニ借り入レ其
金ノ返済ニ叔ヲ以ツテセル分ト鮮農ガ現地ニ於テ商人
ニ賣却スル大レ等ノ叔ヲ合スレバ生産額ノ七割ニ達スベシ
然ル時ハ三割内外ノモノヲ鮮農ガ市場ニ搬出賣捌イ
テオル

三岔河街ニ鮮人が叔賣ノ爲メ往來スル時期ハ十月中旬ヨ

ヨリ翌年三月未頃迄ノ間デアル

鮮農等が販賣リノ爲メ市場ニ出テク其間遊蕩ト賭博ニ
耽ル状態ハ別記セル通りデアルガ、此ノ爲メニ一ケ年奮身
ヲ惜マズ、全カヲ揚ゲテ勵キタル仕事モ遂ニ鉛泉ハ水泡ト
ナリ無ニ帰シ後悔已ニ遅シト云フ破目ニ陥リ一家奮族
ガ赤貧ヲ繰返ス境遇ヨリ脱スル能ハザルモノモ次シテ少
クナイノデアルカラ、彼シ等が一ケ年間ノ汗ヲ金ニスルト云
フ其最モ大切ナル時期ニ於テ止シテヨク指導シ、努力ノ結
晶ヲアル收穫ノ実績ヲ得セシムルト云フコトハ尤モ緊要
デアルト切ニ思考スル次第デアルガ夫レニハ適切ナルト認
ムル案モアルガ爰デハ其發表ヲ控ヘ省略シ何レ機會ヲ得
テ具體的案ヲ纏メテ發表シタイ方ヘデアルガ一言ニシテ盡ハ

是レハ指導、扶助、或ハ思想善導ノ意味等カラ是非必要ナル
機関デアルト確信スル次第デアル

右ノ主旨ニ依リ其機関ヲ設立スルニハ中東南部線ニ於テ
ハ地勢或ハ叔ノ市場タル關係上三岔河ヲ最モ適當ナル
地点ト認メラレルカラ、仁和縣ノ主旨ニ依リ指導、扶助、
善導、監視ノ意味ニ於テ亦鮮人トノ連絡機関ヲ兼ネ彼同
地ニ設立スル計画ヲナシ己ニ成案ガアル

Ⅹ、扶餘縣三家子農場概況

一 位置

陶賴昭ヲ去ル四十里三岔河ノ西南方三十五里ニ在リ

一 鮮農數

約八十戸鮮人百家長アリ

一 耕地

約二百响地

一地主

支那人牧名

一學校

三家新街ニアリ

一農場略図

尤記ニ示ス

一未墾地

二百响地以上

三家子農場ト云フニ耕地ハ三家子、西新子、西三家子、山坡、南堆等ノ村落ニ跨ル平坦ナル水匂子ヲアル。現在ハ水匂子ノ約半分が相墾セラレタルニ過ギズ、而シ未墾地ヲ開拓スルニ於テハ水量ノ不足ヲ生ズル事ナク、夫レニハ耕地ノ西端ニ沼地アリ、若シ其ノ豊富ナル沼水ヲ使用スル方法ヲ講ズルニ於テハ三家子ノ南方廣袤タル地帯ハ大約水田トナルヲ得ベシ。同地居住ノ鮮人ニハ及動的思想ヲ有スル者多ク、常ニ居住者ノ暗闘抗爭絶ヘズト、雖ノ如キ状態デアルカラ、不良者ノ往

水エアリ亦夫シ等ガ潜伏スルニハ適當デア
ル
山作人ト地主ノ折リ合ハ良好デア
ル
別紙「農場附近ノ略図」ヲ添付ス

一ヶ年鮮農ノ收益概算及觀察

小作料穀種子地方ノ物價或ハ白己ノ境遇等ノ關係等カラ其ノ
収益之亦決シテ一皮セナイガ普通年順調ニ勞働シ得ル者
ヲ標準トシ亦今回踏査沿道附近鮮農状態ヲ種々對照シ平
均數ヲ推測シ一人耕ニ對スル收支計算ノ標準トシテ尤ノ如シ
一鮮農ニ自種農ト分種農(或ハ半清ト云フ)ノ二様ガアル即チ

自種農ト云フハ地主ニ所定ノ小作料ヲ納付シ一ヶ年ノ食料及
穀種子ヲ自辨シ得ル農家ヲ云ヒ

分種農トハ一ヶ年間食料ノ一部、穀種子等ヲ自辨シ得ズシテ他
ニ資本主ヲ求メ勞資共同ヲ以ツテ耕作シ收穫ノ穀テ所定
ノ分配ヲ爲ス農家ヲ云フノテアル。

一、一家族ヲ夫婦及兒供ニ名ノ計四名家族トシ其ノ家族ガニ

响地半ノ耕作ヲ爲スモノトシテ左記ノ通り収支計算ヲナス
 他身者ニシテ二响地或ハ二响半ヲ耕作スルモノモ多敷アレドモ
 左記計算ハ家族ヲ標準トシ共生計費等ヲ中等級ニ見換ル
 家族ノ都合ニテ二响地ノ耕作ヲスル者或ハ三响地ノ耕作ヲ爲
 ス者アルガ普通ニ响半トカフノガ彼等ハ標準耕地デア
 ルノ收穫ハ六地ノ良否、耕作ノ年数等ニ依ツテ其收穫ニ大差ハ
 アルカ十一石乃至二十三石位デア
 ル、亦例外トシテ二十五石或ハ三
 十石ニ近キ数量ノ收穫アル事モアルガ夫レ等ハ重量輕キ爲
 ヲ斤数上ラズ故ニ例外收穫ヲ以ツテ標準トスル事ハ出来ナイ
 カラ普通ノ收穫ヲ標準トシ平均一响地收穫十八石トシテ
 計算ヲ爲ス

一、住家ハ普通地主ガ耕農者無償提供スル事ニ成ツテ居ルカラ

給ニ計算ス

其家屋ハ四家族ニ対シ支那建家屋三間房ニシテ一家族一炕
(オンドロツ)ノ割テアル故ニ家屋費ハ計算セズ

一、米ノ賣價ハ品質、時機、生産地、賣捌地一石ノ重量等ノ関係
ニテ一畝セサルモ普通平均ト見ラル、哈大洋十五元ヲ以ツテ
米一石ノ賣價ナシテ計算ス

自種農収支計算

支出ノ部

一、哈大洋三十一元二十五仙 (米種子代)

但シ種子米一石二斗五升ノ代價ニシテ一响地五斗當リトシ

一石代二十五元ノ割

一、哈大洋九十元

(粟 代)

但シ家族四名ノ一ケ年食料タル粟三石代ニシテ一石三十元ノ割

一、哈大洋五元 (大豆代)

但シ副食物タル大豆ニ斗代ニシテ一斗二元五十仙ノ割

一、哈大洋十二元 (塩代)

但シ塩六十斤代ニシテ一斤二十仙ノ割

一、哈大洋六十元 (雜費)

但シ被服、石油、豆油、交際費、農具費等代ニシテ一ケ月五元

ノ割

支出合計哈大洋百九十八元二十五仙

収入ノ部

一、哈大洋五百四十三元七十五仙 (販賣却代)

但シ総收穫四斗石ノ内ヨリ小作料六石二斗五升及學校費

義務費、総代費等ノ二石五斗（一响地一名ノ割）ヲ差引キタル
残額三十六石二斗五升ガ純収トナル、夫レヲ一石價十元ニ
賣却シタル代價

分種農 資本家ノ収支明細

資本家支出ノ部

一、哈大洋三十一元二十五仙（粃種子代）

但シ粃種子一石五斗ニ付代ニシテ收穫時下作人ヨリ粃ヲ以テ
回收スルモ一時粃ヲ以テ出資ス

一、哈大洋三十七元五十仙（粟代）

但シ下作人ニ無償支給スル粟一石二斗五升ノ代價（二石三
十元ノ割）

一、哈大洋六元（塩代）

但シ下作人ニ無償支給ノ塩三十斤代(一斤二十仙ノ割)
 出資総額哈大洋七十四元七十五仙

収入ノ部

一 哈大洋二百三十四元三十七仙(粃賣却代)

但シ粃十五石六斗二升五合ヲ一石價哈大洋十五元ニテ賣却シタ
 ル総金額ニシテ全收穫ノ四十五石ノ内ヨリ種子トシテ下
 作人ニ交附シタル一石二斗五升ヲ天引キニ受取り其残額
 タル四十三石七斗五升ヨリ更ニ地方費トシテ粃ニ石五斗
 ラ差引キ其残額ヲ下作人ト等分ス其配當ヲ受タル粃ハ
 即チ二十石六斗二升五合トナル其配當ヨリ資本主ガ負担
 スル小作料六石二斗五升ヲ地主ニ納付シタル残額ガ資本
 主ノ純益トナルモノナリ

下作人側収支明細

支出ノ部

一 喰大洋五十二元五十仙 (粟代)

但シ喰大洋九十元ノ粟代ヲ要スルニ資本金ヨリ無償ニテ粟一石三十五斤ノ支給ニ
受ケテ居ルカラ其ノ數丈ヲテ年ノ食料粟數ヨリ差引キタル粟代アル

一 喰大洋六元

(塩代)

但シ大洋十二元ノ塩代ヲ必要トスルニ資本金ヨリ無償ニテ
給塩三十斤アリ夫レヲ差引キタル塩代アル

一 喰大洋六十元

(諸雜費)

但シ被服代、煙草、石油、豆油、交際費、農具費、其ノ他一々
ノ諸雜費

一 喰大洋五元

(副食物代)

但シ大豆代(食料用)

支出計 哈大洋百二十三元五十仙

収入ノ部

一 哈大洋三百〇九元三十七仙(穀費却代)

但シ 粃四十五石ノ收穫ヨリ種子トシテ資本主ガ出シタル三
二斗五升ヲ天引キセラレニ石五斗ヲ諸掛リノ粃ヲ納メタル程
額ヲ資本主ト等分シタル配当ニ后六斗三升五合ニ后哈大洋十五元ニテ賣却セル粃代

自種農ト分種農及資本主ノ收支對照

自種農

収入総額 哈大洋五百四十三元七十五仙

投資総額 哈大洋一百九十八元二十五仙

純利益 哈大洋三百四十五元五十仙



分種農

收入総額 哈大洋三百〇九元三十七仙

投資総額 哈大洋百二十三元五十仙

純利 哈大洋百八十五元八十七仙

資本主

投資総額 哈大洋七十四元七十五仙

収入総額 哈大洋二百三十四元三十七仙

純利益 哈大洋百五十九元六十二仙

左記ノ如ク自種農ガ三百四十五元五十仙ノ純利アルニ対シ分種
農八百八十五元八十七仙ノ純利ヲ得テ居ルガ同様ノ勞働ヲシ
乍ラ其ノ利益ニ於テ百九十九元六十三仙ノ差ガアル、着手時
ニ資本主ヨリ受ケタル資金ハ僅ニ七十四元七十五仙テアル

此ノ僅少ナル資本が無イ爲メ資本主ニ暴利ヲ貪ラレテ居ル
 カラ分種農ハ自種農ノ半額位ノ利益ト成ツテ居ルノデアルガ夫
 レ^{資本主}ヨリ嚴重ニ制限セラレタ資金以外ニ自己ハ尚ホ百二十三元
 五十仙ノ資金ヲ投ジ且ツ一家族ハ勞役ニ服シテ居ル、分種農
 ハ殆ンド全部が流ガ如キ赤貧者デアル、故ニ始メ資本主ヨリ受
 ケシル粟及塩ノ外ニ勿論生活上雜費ヲ要スルカラ、其ノ粟ヲ賣
 リ、或ハ友人知己ヨリ無理算段ヲシ、何ケ月カラ過シ愈々行々絶
 マル頃トナツテ青田ノ畝ヲ賣ルノデアル、夫レハ收穫時ニ畝ヲ
 交付スルノテ所謂先キ物賣リラスルノデアルカラ、大底七元乃至
 九元位が一石ノ價トシテ契約セラレテ居ル前記ニ示セル者ハ自
 己負担額タル百二十三元五十仙ヲ投ジ得ル者ニ於テ前記ノ
 純益ヲ収メ得ルノデ負担額ヲ投ジ得ナイ者ハ何等カノ方法

ニ依リ融通スネハナラヌ又何人カノ援助的カ保護的カノ融通
受ケサル限リ彼等トシテハ先物ノ扱ヲ賣ルヨリ他ニ方法ハナイ
ノデアル而シ先物扱ヲ賣ルニシテモ保證人トカ或ハ耕作物ノ都
合トカ色々ノ關係カラ其賣買契約ハ至極困難デアルが故ニ從
ツテ其價格モ安ク付ケ込マル、事ニナルノデアアル

唯々自己負擔額ノ資金ヲ得ルニモ大ナル困難ヲシテ居ルノニ、
病人ガ出末トカ或ハ不時ノ金ガ入要デアルトカ去フ場合ニ
サレハ一家大困却ラ末夕スノデアアル夫レ等ノ爲メニ自己ガ金
配額ノ扱ヲ半價タルセハ元ヲ以テ先キ物扱ヲ賣ルニ於テ
ハ予期ノ収入ヲ得ル能ハズシテ純益數ノ半額ハ愚カ金部ガ消費
サレテ一ヶ年ハ遂ニ空働ノ有様トナル者ガ多イノデアル亦幾分
カノ利益ヲ得タル者ノ中ニテモ販賣ニ都會等ニ出テ飲食遊蕩

ニ浪費シ式ハ堵博ニ敗ケ賣ツテ叔代ハ皆無ノ状態テ歸ルニ帰
ラレズ居ルニ居ラレズ泣テモ詮方ナシト去フ破目ニ陥ル者亦
決シテ少ナシトセン実況デアル故ニ何時追テ経ツテモ根據ニ
出末ズ点々トシテ居ヲ轉ジ渡リ鳥的ニ表業ヲ換ヘ耕地ヲ
新ラタニシテ金クノ深浪農夫タル境過ニ徃往スル者ガ甚
大多數デアル、

分権農ノ資本主ハ僅カニ七十四元ノ投資ヲシテ倍額以上ノ純
益ヲ得テ居ルガ此ノ資本主ヲ得ルニ至難デアル夫レハ、兵
索ノ監督等ニ特ニ收穫時ニ於ケル面倒事故ガ多イカラ、投
資者モ始メニ於テ充分調査撰擇スルカラ煮算不良者
或ハ紛故ノ薄イ者ハ因ル事ニナル亦資本主トシテ莫ニ危儉ハ
天災地変、或ハ戦禍匪賊被害等ニテ其ノ收穫ガ無イ場合ハ

全部資本主ノ収損トナルノデアル。戦禍賊災ノ多イ滿洲チ在
舎ノ投資ハ資本家トシテ最モ考慮セネハナラヌカラ不當利
得ノ様デアルカ投資者側ノ身ニナリテ考フレハ前決シテ逆理
リラヌ事デアル。鮮農ヲ安定セシムル事ハ最モ困難デアルカ現
在ノ状態ニテハ、幾年ヲ経ルモ其安定ハ難カルヘシ。其安定ヲ
援助スル方法ホシテハ支那人地主トノ了解ヲ充分ニ諮リ
地主ノ疑惑ト放棄ヲ受ケザル方法ヲ探リ、分種農業ニ對シ規
切ニ周到ナル監視、行々届ク指導監督ヲ致シ以テ必ず回収
出来得ル否是非回収スルト云フ計画ヲ建テ最モ利益ノ資
金ヲ融通スル事が策ノ得タルモノト思料ス亦鮮農ヲ放棄
スルニハ此ノ方法ニ依ル外策ナシト切ニ思考スル次第デ
アル。

無責任ナル投資ト不親切ナル放蕩、不徹底ノ指導監督ハ
其人ヲ迷ハセ或ハ及テ害トナル場合ガアルカラ、援助的資金
ノ融通ニハ周到ナル注意ヲ要スル事ハ勿論デアルガ如何ナル
方法ヲ以テカ依利ノ資金ヲ彼等ニ融通セザレバ何時ニ至ツ
テモ鮮感ノ大部分タル分種農ハ安否スル能ハスト加ニクニ
思考スル次第デアル

其方法、資金等ノ件ニ就キテハ機ヲ得テ項ヲ改メ発表スル予
定デアル依ツテ茲ニ省略ス

鮮農ト支那官民

鮮農ト支那官民トノ關係ヲ視ルニ、南滿方面ニ於テ疎外排斥ヲ蒙リ受難状態ヲ彼等ニ北滿方面ニ於テハ南滿ノ夫レニ及シ寧ロ驕迎的ナ態度デ遇セラレテオル事ハ私ノ頭初予想ニタ以上ノ事實デアツタ、コノ異ツタ現象ヲ考察スルニ先ツ支那當島ノ政策ニ基ク方針ヲ爰ニ指キコレニハ南北滿洲ノ経済的事柄ニ起因スルモノデ贅言ヲ要スル迄ニ無ク南滿方面ニ於テハ鮮農ニヨツテ土地ノ開墾ト其成績ノ如何トハ既ニ悉クナシ盡サレタ、今日ニ於テハ鮮農ヲ利用シテ開墾或ハ耕作スル時代ガ去ツテ鮮農ヲ俟タズ支那人自身がコレニ從事スルコトノ出水得ル所謂変遷期ヲ示シテオルガ、コレニ及シ北滿一帯ハ各地方ニ跨リ鮮農

ニ期待スル尨大ナ未肉墾地ヲ控ヘコノ農法ニ無智識無経
験ノ支那人が怪异的必然的ナ關係カテ鮮農ノ移住ヲ待
望シテオルノデアル(コレハ從來私が已ニ發表シタ卑見デアリ
本邦人ニ對シ支那官民ノ觀念が先入的ニ一面尊敬の
ナ点ハアルが懷疑、警戒的デアリ、同時ニ一種ノ敬遠スル
様ナ態度ヲ窺フガ鮮人ニハ輕視スル侮蔑的ナ觀念
ハアツテモ、本邦人ニ對スル様ナ懷疑、警戒ノ態度キ敬遠
的態度ノナイコトハ、吾々一行が旅行中鮮人ト見做サレ
ソウシタ、空氣ニ觸レ特ニコレヲ痛感シタノデアル
各地ニ散在スル鮮農等ハ、皆間ニ在テ如上ノ感情ノモトニ一
般支那人カラ、表面的ニハ禮遇サレ、内面的ニハ利用セラレテ
居ルノデアルガ、其如何ニ係ハラズ、官民ノ保護ノ下ニ居住撫

ヲ得テ耕作ニ從事ノ出来ル事ハ鮮農ニトツテ幸甚デアルト
去ハネバナラヌ、

然シコノ尙ニモ頃来ノ如キ同嶺縣ニ於ケル地主ノ暴虐
ナ行爲、大海溝ニ於ケル地主ノ横暴カラ鮮農トノ醜イ
競争尙題等々惹起シテ居ルガ、コノ場合ニ於ケル島外
地方支那人ノ解釋トソノ批評ハ決シテ、白國人ト鮮人
區別の偏頗ガ益イノヲ見テモ一般支那人ガ鮮人ニ對シ排
他的感情ヲ抑シテオラヌコトガ充分ニ肯定サレルノデア
ル支那官民ガ政治的野心ノナイ民族ト見做シテ之ノ動靜
ニ關シテ監視的デナイ尙隙ニ鮮農ノ尙ニ介在シテオル
朝鮮共產黨、或ハ同仰會、新民府等ノ徒輩ノ行動ハ至
ル處ニ連絡機關ヲ置キ中ニモ阿城縣城、大青川、沖河

高子橋、大ニ家子、等ハコノ不逞凶兇ノ集團地或ハ潜伏
 地トシテ、獨立運動ト云フ名目ノ裏ニ匿レテ輩ガ農村
 ヲ頻ニ横行潛行シテ異卿ニ刻苦シツ、アル無辜ノ農民
 カラ強制的ニ金錢ノ搾取ヲナシツ、命肌ヲ佩テ策動
 ヲ續ケテオルガ、支那官憲ハコレ等徒輩ニ對スル取締リ
 ニハ無關心位緩慢デアルト亦彼等ガ鮮農ニ任シ善良
 ナル農民ヲ収フテオルノデ、稽察取ニ任シイ而モ無責任
 ナ支那官憲ノ法網ニ懸ル場合ガ無リト云フテモヨイ
 前頃述ヘテ鮮農ノ移住ヲ待望ト驍迎的ト北滿一帯ニ
 漸次鮮農ノ増加スルニ伴フテ不逞團ノ勢力ト地盤ハ更
 ニ擴大サレ絶大サレテ其実行力ノ加ツテ場合今後必ず
 從来ノ活躍、域ヲ本邦及本邦人ニ對スル反動ニ一變ノ急

境ヲ兎ルモノト推察サレ寒心ニ堪ヘズカアル。

コノ鮮農等ハ本邦人トノ交渉ガ極メテ薄イ、ソレハ必ズ之彼等ハ内地語ヲ解セズ殊ニ市街ヲ距シタ農村ノ僻ニ居住シテオル理由ノミテナク、コレハ鮮人ノ本邦ニ對スル教本的ナ反動思想團體(不逞團)ノ宣傳ト其威壓宰ヲ受ケテオルカラ一般鮮農等ガ思想的共鳴若シク進シテ居ル訳デハ無イガ彼等ノ忌諱ニ觸レルコトヲ尤怖シテオルガテ無難ヲ冀フ包圍擁護ノ立場カラト從本邦人ト接近ノ機會ノ少イ亦支那ノ治權下ニ歸化ノ形ヲ執ツテオル關係ノ外前述ノ如キ環境ノ裡ニ支配サレテオル結果本邦人トノ接近ヲ避ケセシメテオルノテアル、コノ外鮮農ガ支那ノ貪官汚吏ニ官錢ト稱シテ有路ノ

求ヲ受ケル事ニアルが此ノ種ノ要求ハ強ク鮮農ノミ
 ナク自國民共ノ者ガヨリ以上官吏ニハ愧マサレテオレ状
 デアルカラ別ニ不思議デハナイ、尚コレハ絶對的或ハ一
 迫的ニ強要スルノデナイ、

吾々ノ旅行シタ範圍内ニ於ケル鮮人對支那官民トノ折
 ハ倭述ノ如ク尤モ良好デアツタ、鮮農ハ地方ニ於ケル或
 意味ノ特殊階級ノ感ガアル、

最後ニ彼等ノ將來ニ就イテノ感想ト希望ハ南北地方ニ
 於ケル邦人獨得ノ仕事(墾墾、下駄ノ齒替、煙筒ノ羅字仕事
 ノ如キ)デアルタメノガ己ニ支那人ニ獨占サシテ居ル有様
 アルカラ商賣ニ拔ケ目ナク、利ニ敏キ支那人が彼が有望
 ル、水田米作ニ着手セヌ筈ガナイノデアルが現在ニ於イテハ

農法ノ知識ト経験ガナイ若シ向後コレヲ経験シ其方法ヲ他
ル上ハ必ズ支那人自身耕作スル事トナルノハ明デア
南滿ニ於ケル鮮農驅逐ガ即チソレヲ鮮農ノ手ヨリ奪ヒ自
等ガ直接耕作セントスル意图ニ出テタモノニ外ナラヌ

南滿ノ状態ガ斯ノ如キデアルカラ北滿ノ現在状態カラ推シ
テ直ニ其轉換期ガ末ルベシトハ思ハレヌガ、逐年或十萬ノ山
東移民ガ殺到シ木ル今日ニ於イテハ南滿ノ夫レト同様
詰果ヲ要ソフ事ハ唐ニ時間ノ問題デアルト思料スル

支那側トシテ現在鮮農ノ必要ヲ認メ偏則的ナ形式ヲ
付シテ居住ヲ許シテホルト云フモ後日若シ鮮農ヲ必要
トシナイ時代ニ至リバ亦勝手ナ政策上ノ藉口ヲ設ケテ
鮮農驅逐ノ拳ニ出テルデアロウ

コノ状態ハ早晚来ルベキ大問題デアルカラ、後日鮮農地
在耕地没収等ノ事件發生ヲ充分予想考慮シ北滿鮮
農向後ノ爲メ比較的有利ト現在ノ立場ヲ利用シテ以ツ
テ將末支那側ヨリ故障百出ノ時期ニ於テモ己ニ動カス
ベカラサル根柢ヲ築キ置ク事ヲ痛切ニ感ズルノデア
ル幸ニ有力識者ノコレニ着目セラレ北滿鮮農百年ノ長計ニ
関スル興体策ノ建策ニヨツテソノ実現ヲ冀望シテ止マ
ヌ次第デアル。

病者ノ處置及衛生状態概況

救済事業ニ當ル者等ノ精神トシテ最モ必要ナルハ徹底
ナル親切デアルト思フ、例ヘハ「喰セ」其ノ資金ヨリモ親切
ニ世話スルト去フ事ガ大切ナ条件デアル、病人ニ對シテナル
施弊ハ、患者トシテ、物足又感ヲ抱ク場合ガ多イ、病人ニ對
ル親切ノ必要ハ因窮ヲ救フ夫レヨリ更ニ必要ナル事デア
アリ、區々ノ親切ハ其ノ救ズル藥ノ効カヨリス上ノ効ヲ病人
ニ與ヘル場合ガ多イ、夫レハ医師ノ親切ガ病人ノ精神ニ及
ズ影響ノ大ナルカラデアルト思フ、

現在 救済和寮ニ 疾病者ヲ出シタル場合ハ哈爾濱鮮人醫院ノ施

療藥ヲ受ケテ居ルガ 數ニ 適當ニ家庭轉ヲ願滿シ慮急
手當ヲスル事ニシテモ居ル外、今日追哈爾濱日本病院長、増

田博士ノ同情的御親切ニヨリ、救回ノ往診、施薬、或ハ施療
入院（遂ニ死セリ）等ニ入院ニ際シ看護手當ニ至ル迄デ、心カサ
ル親切ヲ受ケテオル、疾病ノ中ニハ死去セルモノモアルガ、其ノ
御手厚サニ感謝、意ヲ表シツ、永眠シタ等亦哈爾賓道裡
大石須道街武田病院長武田忠造氏ハ昼夜ノ別ナク、寮ニ往
診セラレ、心カラ、親切ニ診断シテ施療投薬、手當材料恩
共等今迄デニ二十数回ニ及ホシタ、或ル時ノ如キハ夜半、在
寮ノ鮮人が支那人ト爭論ノ結果殴打セラレ病院ニ擔
キ込ミタル時ノ手當及其右何回トナク往診ヲ受ケタ
ル等ハ實ニ寮ハ勿論、在寮ノ鮮人等一同感謝シテ居ル也
デアル、尚亦「阿片、毛ヒ」中毒患者ノ治療等少ナカラザ
ル懇篤ナル施療ヲ受ケテ居ル、

是レ等皆、鮮人貧困者ニ對スル同情ヨリ出テタルハ勿論デア
ルガ、西渡長ノ義侠的精神ヨリ斯クモ親切ナル施療が出
木ルノデアル

實亦現在中東鐵路東部線一面故ニ回生醫院カアル院長島
中徹郎氏ハ軍人出身者シテ、頗ル義侠ニ當ル人格者デア
ル常以木口尚ホ殘キニ拘ハラズ、病苦ヲ爲メ送境ニ在ル
貧困者ニ對シテ同情ト誠意ノ籠ル施療試ハ治療方法
ヲ施サレテオルガ中ニハ、賊難ニ遭ヒ、濒死ノ重態ヲ受フモ、
中丞文文ノ爲メ手術ヲ受ケ得サルモノ、應急手當ヲ施
シテ十救日尚ノ久シキニ亘リ入院治療セシメテ、重重生
命ヲ救ハレル等亦一細民ノ嬰兒(生後七ヶ月)ガ尤モ危険ナ
行性腦脊髓膜炎ニ罹リ、疾病以東西三日間、鮮人医師ノ手

當ヲ受ケツ、アツタガ医藥科支辨因難ノ爲メ治療俵ヲ拒
絶セレタ窮餘畠中医師ノ許ニ至リ事情ヲ想ヘ治療ヲ
哀願シタ同院長ハ兩親ガ余ナルガ故ニ愛児ノ医藥ニ苦シ
ム憐ムベキ心情ヲ洞察サレ快諾ノ後其ノ病状ヲ危険ニ性
ニ鑑ミ患者ノ降離ト他家トノ出入ヲ遮断シ看護上必
ノ用具ノ授杖等親切ヲ盡サレ熱心ナ加療ノ方法ヲ講ゼラレ
タガ既ニ共ノ時ハ病状昂進シテ予途ヲアリ不卒遂ニ死ノ
轉師トナツタト然レコノ兩親ハ愛児ニ死別シ悲嘆ノ裡ニモ
畠中医師ノ處置ト共ノ好意ニ對シ感激シタト去フ事デアル
コノ外ニモ私ノ感激シタ例ハ多々アルガ朝鮮總督府ノ神
助金ヲ受ケル鮮人医師ニ於テスラ受付ザル患者ヲ尚ホ良ク
懇切ナル予當ヲ施サレタト去フコトハ更ニ感謝ノ至リデアル

同 医師ハ今後ニ於テモ、疾病ノ鮮人貧困者ニ對スル出来シヤケ
ノ盡カサレル覺悟ヲ語ラレテオル

斯クノ如クニシテ都會ト去ハス、田舎ト去テ、内地人経営病院
ニ於テ施療ヲ受ケテ居ル、自己ガ自己ヲ救助シ得ザル人ヲ
他ヨリ救助スルト去フ事ハ人道上當然デアルト思フ、茲ニ多
言ヲ省キ、鮮人ニ對スル終ベテガ亦然リト信ジマス、曰、轉機合
ノ精神ハ勿論デアルガ、今日ニ於テハ、人道ト或ハ立場上、内
地人が是非鮮人ノ面倒ヲ見ラネハナラヌト思考ニ茲ニ
敵仁和寮、モ設立シテ、友ヲデアルガ一般篤志家ノ所後援ニ
對シ、常ニ在寮者一般モ感銘ヲ居ル友ヲデアリマス
時ニ前記ノ如キ人土ノ所援助アル事ハ、敵寮トシテ誠ニ心
強サヲ感スルモノデ、万腔ノ謝意ヲ表シ、踏査者ニ附記シタ

鮮農ノ住居ニ就イテ視ルニ彼等ノ住家ハ支那式ノ家デア
ルカラ、折中式ノ設備ヲシテ居ルガ衛生ニハ何等考慮ス
ル處ナク、実ニ不潔デアル刹ヘ支那建三間房ニ四家族乃至六家
族同居シ其中夫が共同炊事場ニ成ツテ居ルカラ從ツテ其場
所モ行キ届カズ不潔ニナル状態デアル、農村ニハ医藥ノ設
備等ハ殆ンドナク、稲田公司ノ所在地ト尾モ公司ニ其用意
ガナイノ事、病者ハ自己ガ支那人ノ医藥ニ依ルカ或ハ適宜
ノ地点ニ出デ治療スルヨリ他ニ方法ハナイノデアル、
新潟所在ノ鮮人医師ニ経路上ノ補助ヲシテ安定ヲ図ツテ
ヤルト去フ意味、或ハ他ノ高等政策ヨリ出デテ多額ノ
補助金ヲ支給スルト去フモノナレバ、茲ニ議論ノ必要ハ無
キテアルガ鮮人貧困病者ヲ實際カラ救助シ衛生上ノ立

ヲ得セシメルト去フ眞ノ病者救済ヲ意味スルモノカラ
計画サレタ施療屬地デアラナラバ、最モ親切デアツテ、我
俵ニ富ム、物質及精神上ノ犠牲ヲ鮮人ノ爲メニ奉仕スル
ト去フ慈愛心ノ深キ医師ニ属托スルノ至當適切デア
ルト思フノデアツテ、若シ他ノ政策ヲ加味セザルモノデ
アルナラバ考慮ノ必要アルモノト信ズルモデアル

鮮人帰化問題ニ就イテ

鮮人ノ帰化ト去フ問題ハ決シテ小サイ問題デナイ大ケニ識者向
ニ相當論議セラレテ居ルノデアルガ、私ノ觀察ハ鮮人第一不安ヲ感
ズルハ居住權ニ就テ向断ナク有カサレテ居ルコト、土地所有
權ノ認めラレナイ事デアアル、勿論現在偏則的ノ帰化ヨリシテ

居住シ而一部ノ土地所在者モアルガ夫レハ次シテ、安定シタ、永久
的ノモノデナク、唯其ノ時ノ都合ニ依ツテ行ハレ四ツ亦支那官廳
ノ都合ニテ問題トモナル性質ノモノデアル、茲ニ鮮族ヲ根據トシテ
是レヲ見ルルハ名外法權國民が支那ノ法權下ニアル事トナリ何時
モ不徹底ノ治下ニアツテハ行政上不便が多い、而一面ニハ斯シク
境遇ニ何時迄デモ置クト去フ事ハ及テ親切ラ欠グ事ニナリハ
セヌカノ觀ガアル、斯ノ如キ境遇ニ彷徨セシメテ置クヨリモ恣
恣權が確定セナイ、限リ彼レ等ノ歸化ヲ認メ自由意志ニ任
セルヲ公國策ニ合致セヌカモ知シヌガ機宜ノ處置トシテ
適切デアルカラ深ク感ズルモノデアル、

日本商品ニ就イテ

旅行中經由シタ主要地ニ於ケル主ナル日本商品ハ別紙ニ記載シ
テアルガ、其賣價又ハ仕入値級ハ商畧ニ當リ支那商人ニ値其儘デ
アルカラ正確ナモノテナイカモ知シ又ガ参考迄ニ記入シタ

各地ノ店頭ニ陳列サレテアル商品ノ大部分ハ日本製品デアツテ
織物類ニ次ク陶器、瑛瑯器、鍍鍍類等ニハ偶ニ支那本國製ノ類
似品ヲ見受ケルガ、其仕入ノ数量ニ於テ遙カニ日本商品ニ及バナイ
殊ニ陶器類ノ如キ元來南北支那ニ於テ、相當製産サレテオルニ
拘ラス製飾用花瓶類ト極ク粗製ノ飲碗類ノ外支那本國
製ハ稀デアール

一時極端ニ支那製靴業有リ排領運動ニ煽ラレ禍サレタ
福助足袋本舗創製ノコム底靴及地下足袋ハ價格ノ底廉

ト聖宰ナ特質トニ據ツテ一般労働者、農民ニ需要者ガ多ク
各地方トモ熾ニヲ賣捌ケ方デアル。

日本商品輸入ノ経路ハ一面坡、及小山子、藍彩橋、冲河、方面ハ主
ニ浦塩ヲ經由シ一部分ハ、哈爾濱ヨリ仕入セラレル、五常縣城
山河屯、土橋子、拘樹縣城、五棵樹方面ハ、民倉ヨリ南部緑陶
縣昭ヲ經テ馬車ニヨツテ、輸入セシ、扶餘縣城及其附近ハ主ト
シテ直接民倉ヨリ馬車ニヨル外多少ハ、哈爾濱ヨリ松花江
ノ水運ニヨツテ輸入セラレテオル、尚民倉ヲ經テ、南部錦陶縣
昭、三岔河、ニ仕入セラレル、商品ハ同時ニ兩地ヲ經テ、拘樹縣
五家站、民倉嶺方面ニ輸送セラレテオル、而仕入方法ハ各地
トモ、直接日本内地トノ取引ナク、安東縣、民倉、哈爾濱ニ
於ケル、白國商人ノ仲介ナク、同卸商トノ取引ニ據ルモノデ

各地ノ賣價ヲ对照比較シテ見ルニ仕入値段及運賃ノ關係
カラ東部線一面坡ト南部線陶縣昭三岔河ハ畧同一デアルガ
足レヲ標準トシテ、小山子、藍彩橋、沖河方面ハ五分乃至一割
五分高、更ニ扶餘縣城及長春嶺方面ニ割高デコノ地方ハ纒
ジテ物價が騰イ、尚沿線附近、五棵樹、榆樹溝、五家站方面五
分乃至一割高デアル、五常縣城榆樹縣城方面一割乃至一割五分高
商品ノ需要ヲ視ルニ、一面坡ハ東部線中樞ノ市街デアリ、附
近ノ大青川、六里屯、疙疸橋、朱家營、馬家店ノ大小部落ヲ控ヘ
爾等力ニ富ニテ、商況殷盛極メテアルガ、五常縣城及榆樹
縣城ハ周圍ニ土橋子、大嶺、山河屯、興隆屯、各山街が散在
シテアル、關係モアルガ大体ニ於イテ、地方農家ノ富裕ナ
ルニ拘ラズ、活況ナク、隨ツテ、商品ノ需要モ少イ、扶餘縣

城ニ至ツテハ、同縣城附近一帶ヲ砂漠然タル地味ニ思マレヌ
砂地デアル關係其他ニ依ツテ多ク我ガ貧農デアルカラ需
要者モ縣城内居住者ヲ樞手トシテオルノテ從來購買力ニ乏
シイガ、同縣内ニ於テハ南部線ニ沿テ河ガ隆起力ノ中心デア
一般商売ハ縣城ヲ凌イテオル、

尚コノ種ノ視察ニハ旅行ニ餘裕ガ垂カッタト元木屋新
取ニ近シイ結果不充分ヲ別紙表ニ付スル簡厚ナ説明ニ
過ギナイ事ヲ遺憾トスル

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一面坡
〃	云製品	〃	〃	食料品	〃	〃	〃	〃	〃	穀物
〃	ゴムマリ	白砂糖	南部大尾栗	南砂糖水類入	〃	茶壺	上等白一七碗	朝日地不足袋 越靴	〃	白水綿
(11)	(大)		(11)		石礮入					緑色着草襪 挿入コツ
								大陽標 印		地球印
				明治製糖	〃	〃	名古屋	〃	〃	大阪
一〃	一個	一斗升	一袋	一箱	一〃	一〃	一個	一尾	一匹	一匹
				三五匹						一〇〇尺
〃	高島	〃	〃	金	〃	〃	高島	〃	〃	〃
三五	二〇	一五五〇	〇五	三四〇	八五	一八五	二五	一〇〇〇	一六五	三五〇
〃	賣價	〃	〃	長春入仕	〃	〃	〃	〃	〃	〃

類別	種類及名稱	商標	製造元	單位	數目	價格	備考
"	石硃		錦洋行	一打	金	一三〇	賣價
"	絨物			一打	金	一〇〇	長春住入館
"	蘇沙木綿物			一匹	三碼	一七〇	安東縣住入館
"	瓦搗物			一匹	三碼	一〇〇	"
"	白皮沙搗物			一匹	三碼	一〇〇	"
"	黑紗			一匹	三碼	四五〇	"
"	瓦搗物	鹿茸牌		一匹	三碼	二八〇	"
"	滑霞緞	桐火八牌		一匹	三碼	一五〇〇	"
"		金山寺牌	河部市商店	一匹	三碼	一〇〇〇	"

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	扶鐵城 赤岩	金 鐵物
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	夏 將電火 落起 牌
土瓶	湯谷	歌 海 洗 西 番	〃	茶 産 山	三 三 碗 皿 付	成 皿	牛 乳 指	南 砂 雅 紙 要 入	純 糸 〃	マ ツ ク ケ 鐵 器	
月 雁 印		日 比 野 牌	女	T.S 標	日 比 野 牌		日 比 野 牌	三 印		金	
									神 和 井 商 店	廣 慶 金 銀	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一個	一 匹	一 〃	一 個	一 匹
											三 匹
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	金
三 〇	三 〇	六 五	二 〇	五 五	五 五	六 〇	六 〇	五 〇	一 九 〇	一 九 〇	二 〇 〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

地方別	種類及名称	商標	製造元	單位	數目	價	拾	備考
〃	鐵手磨花帽	全	大塚孫子	一對	二個	〃	〃	〃
〃	見物物盆蓋	大陽美人牌	〃	一	〃	〃	〃	〃
〃	小斜文布	張長拾機牌	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	格線	双雁金%	信隆洋行	一箱	〃	〃	〃	〃
〃	批紙去手		瀧沙社	一	〃	〃	〃	〃
〃	系真呢(毛)	西島和吉	〃	一尺	〃	〃	〃	〃
〃	絹花(文)類之	春秋牌	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	綿布	浴池牌	遼陽紡織	一匹	二〇尺	〃	〃	〃
〃	ペイント		大造	一	〃	〃	〃	〃
〃	洋瓦漆板トシ		大造	一	〃	〃	〃	〃
〃	洋灰金棒入	馬牌	〃	一個	〃	〃	〃	〃
						五三〇	賣價	長春仕入値
						九五	賣價	
						二八〇	賣價	長春仕入値
						二〇〇〇	賣價	
						一七	賣價	
						四二	賣價	
						一五〇	賣價	
						一六五〇	賣價	
						三〇	賣價	
						四〇	賣價	
						三〇〇	賣價	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	抄録紙
〃	〃	〃	〃	〃	〃	雄
封筒	綜合	大和瓦原料	ガラ紙	九重石礫	齒磨 クリーン挽入	エナメル小罐
百派壽牌	壽山花月香 重蠟					
	野村正貞	大和原料廠	富士製紙			川上製
一〃	一箱	一匣	一巻	一個	一打	一缶
		弁				
〃	〃	〃	〃	書帛	金	書帛
九〇	六〇	四三〇	一五〇	四八賣價	二五〇長香仕入値	八五賣價
〃	〃	〃	〃			

縣下ノ行政ト民人

縣政府ニ縣長(縣知事ニシテ審政監督ト稱ス)ト、司法監督(縣政府
司法公所)トガ配サシテオル、

縣長ハ公安局、清卿局(縣政府内ニアル管下ニ保衛團事務所
ル)ヲ指揮監督シ、縣内行政機關ヲ統轄シテオル、

司法監督ハ縣内ノ司法裁判事務ヲ辦理シコレヲ掌ツテ、
公安局ハ縣所在地ニ在ツテ縣城及縣下ノ各地ニ配置サレタ
公安局分駐所(鮮人ノ多數居住スル地方ニハ鮮人密偵ヲ雇
テオル)ハ警察事務ヲ管理シテオル

清卿局ニ屬スル保衛團事務所ハ縣所在地ニ在ツテ歩、騎兵ヲ
以ツテ編成サレ亦縣下適當ノ個所ニ保衛分隊分駐所(鮮人
保衛兵又アル)ヲ設ケ匪賊ノ討伐、警戒ヲ任務トシ希ニ警察

機關ト連暗シ武力上ノ補佐ヲスルト共ニ警察機關ノ配置ナシ
ナリ土地ニ於イテハ、其ノ代理事務ヲ執ツテオル（武器ハ公
安局ノ廢物同様ノモノニ比シ尙完全ナモノデアル）一般農村
ニハ自治例が敷カレ選舉ニヨル十家長、百家長（十家長、百
家長ニハ鮮人モアリ）十家長ニ區別サレ各地公安局分局長
ノ支配下ニ在ツテ農村ノ自治ニ關スル一切ノ事務ヲ處理シ
テオル、

尚疎鉄沿線附屬地ニハ特別區警察分所が配置サレテアルカ
シハ、哈爾濱特別區警察管理處ノ管轄下ニアル

地方行政ニ當ル者ノ内、十家長、百家長、千家長、等ニ對シテ、一般
人民ノ感情ニ於イテ、他ト趣ヲ異ニセル良カアル、夫レハ、一般
ヲ選出シクルモノニアルカラ、若シ、不法行爲、或ハ不公平ナル

取扱ヒラセシ場合ハ、一方ヨリ、代表ヲ執シテ縣長ニ願書等ヲ
呈出シ、一方司法監督ニ向ツテ訴訟ヲ提起（受シ等ノ事件ハ今
回ノ旅行中ニ於イテ三件アルヲ見聞セリ）スルトモ、事モ比
較的容易ニ行ハレテ居ルガ他ノ機關ニ對シテ人民ノ不平不服ヲ
發表或ハ披瀝スル事ハ困難デアル。何故ナレバ、各家長等ノ行
爲ニ對シテハ、一般民衆ノ監視ハ行キ届イテオリ、不正ナ行
爲ハ從ツテ少イ事ニナルガ、他ノ機關ニ在ル者ハ、自己ノ職務ノ
權限内ニ於テ、各々不正不法ナ行爲ヲ商取引的ニ殆んど公
然トシテ行ヒ贈收賄、或ハ、不當徵收、禁制品賣買運搬扱或
（是レハ殆んど官吏、軍人等が獨白的ニ取扱フテ居ル）甚ダシキニ
至ツテハ、偽造紙幣ノ行使等縱ッテ人民ニ成シ能ハザル仕
事ハ彼等ノ手ニ依ツテ、取扱ハレ、最モ不当ナ利益ヲ貪ツテオ

ル、例へバ、禁制品ノ如キ、人民ニハ嚴重ニ取締リ若シ夫レヲ犯シタル場合、重罪ニ向ヒ又ハ極刑ニ處シテオルガ反面自己等ハ、平然ト「スマジキ」行爲ヲ敢ヘテスルト去フ實ニ他國人ノ判断シ得サル、実情デアル、斯ノ如キハ不肖等ガ茲ニ六七追モナク、多クノ誠者ハ知ラル、處デアルガ、一步ヲ田舎ニ踏入レバ大都市ニ於ケル夫レヨリモ更ニ深刻ナルモノヲ見聞スルノデアアル

茲ニ一言ヲ附シ度イノハ、例へバ、田舎ニ在ル、薄給ノ下級吏員及兵卒ガ其困難ナ経済生活カラ物質ニ汲々トシテオルノハ無理モナイガ、一体支那ハ官吏ガ公職ノ傍ラニ商賣ニ携ルノヲ普通トスル、大官ニシテ、然リ自己ノ境遇ト職權ヲ利用シテ種々ノ商賣ニ關係シテオル、其ノ風習ハ、上下何等コトノ大小ハ

アルが、其ル處が無イノデアル。

是レ等ノ横暴ナル官吏兵士等ノ態度ニハ民衆ハ死度ノ反感ヲ有シテオル、更ニ一般ノ経済的疲弊ト共ニ各紙幣ノ暴落等経済上ノ行キ能リマリ等ヨリ一増人民ガ政治ニ對ス反感高シ遂ニハ漸次ニ赤化ノ傾向ヲ醸シテオワテソノ官辺ニ對スル呪ノ焰ガ充分ニ窺カハレルノデアル

或ル支那人ハ、私等ノ一行ヲ鮮人ト見做シテ曰ク「旺盛ナル露西五毛今ハ七國ニ近キ状態デアル、君等ノ韓國ハ遂ニ日本ノ領土トナリ、白令等ノ清國ハ中華民國ト改稱セラレタガ、改稱セラレテ以來、内亂ニ欠グニ内亂ヲ以ツテ一日トシテ國內ノ安定ヲ見ナイ、人心ハ極度ノ不安ニ彷徨シ各省ノ紙幣ハ益々サレテ其ノ價值ヲ失ヒツ、アリ、今日紙屑同様デアル

爲メニ被ル人民ノ損害亦大ナリ、斯ノ如キ支那ノ行政下ニ
人民ガ要如タリ得ルヤ否ヤ、而亡國ノ半死ノ病弱者ニ等
シイモノガ東缺事件ヲ爲端トシテ対外的ニ武力ヲ用ヒ
抗争シタガ忽ニシテ敗退シ國辱ヲ蒙ツテオル、行政機關
ハ軍隊ト共ニ支那國民ヲ壓迫スル機關ニ過ギナイ

若等ハコノ情勢ヲ見テ何ニト考ヘル、自分等ガコノ國情ニ
在リ想ヲ他國ニ過ラス時、現在日本ノ制度ニハ實ニ羨マシ
イモノガアルト頻ル悲愴ナ慷慨ヲ感シソノ言葉ハ教刻ニ
及ンダガ、是レ實ニ自國ノ政治ニ對スル一種ノ反感の氣焰デ
アル、

亦或支那人ハ四ク支那ノ官吏ハ官人ト商人ノ合辦組織ヲ益
緒ケスル特殊階級デアアル、軍人ハ國ヲ守リ得ヌバカリテナク、

ノ危険性ハ實ニ猶狼ニ飼ツテ居ル樞ナモテアルカ、夫レハ
今日始マツタモノデハナイ、亦將來ノ國家ニ害スル時、實ニ悲
觀ニ堪ヘザルハ今ノ學生デアル、街道ヲ游行モ歩シ故意ニ行
人ト衝突シソレヲ扱ハテ爭論暴力ヲ振フトカ、或ハ奸商其他ノ
煽動ニ乘ジソノ手先キト成ツテ國家社会ヲ禍スル輕擧所謂
無自覺ト他動的ト示威運動ヤ談ツタ受國主義ノ蚊吹スル外
嘗テ支那ニ見タコトノ無イ無類遊蕩ニ流レル行爲ガアル。一西考
ブレバ、學生ガ悪化スルノモ無理カヲ又事ガアル、夫レハ昔ノ教師ハ
教師ニ迷ソルモノアツタガ、今日ノ教師ニハ洵ニ見ニ堪ヘヌ唾棄
スベキモノガアル、現ニ自分ガ居住スル、地餘蘇ノ某中學校ニ一
般カラ「勾通男セ」ト諱名サレタ一教師ガアル、其人ノ頭髮ハ斷
髮婦人ト同様ナリ、男性テアルカラ、顔ニハ髭ガアルガ服装ハ

婦人ニ紛フ糺ナモノデアル、然シコノ女性化シテ外形ニ對シリノ
 精神状態ハコレニ逆行シテ粗暴デアル故ニ幸々男女ノ合体教師
 ト云フ俾名ヲ嘲笑的ニ對サレタノデアル是レハ最モ極端ナ皮肉
 ノ甚ダシキモノデアルガ一般教師ノ素質ガ惡イカラ延イテ學
 生ガソノ惡感化ヲ受ケノモ次ニテ無理デハナイ、現在學生ノ
 行爲ニハ監督ノ當事者モ困ツテ居ルガ斯ノ如キガ吾々ノ芽
 ニ國民デアルト思フ時、吾國ノ前途ハ愈ク暗澹タルモノガアリト
 嘆ズル外ナイ云々、地方行政機關ノ終ベテノ者が日本ニ對スル言
 動ハ亦ハ禁制品屋デハ無イカト兜ルト弟ニハ支那ヲ復讐シ或ハ測
 量侵略陰謀ノ爲メ派遣サレタ者デナイカトノ疑ヒヲ以ツテ應接
 ラ受ケルガ缺道沼緋ヲ離シテ四名ノ機關ハ或ベク曰本人ニハ敬遠
 主義ヲ採ツテ居ル事ハ確認シ得ル。

軍隊及警察機關

巡脚視察セル地方ニ配置セラレタ軍警各機關ノ配置ノ現状ハ概略別紙
表示ノ如キモノナルコト各縣ヲ通ジ、縣内軍警ノ警備概數ハ、千名
内外及至千五百名内外程度ノモノデアツテ時局等ニヨリ正規軍隊ノ出
動亦ハ夏期匪賊ノ跳梁頻ニ入り警備薄ニ陥ツクル場合、主要地ニ
アツテハ、商務會組織ノ商團隊ヲ臨時増員スルト同時、縣下部落
ニ於テハ、立排及排ヲ組織シテ自治團的ノモノヲ組織シテ公安局支配
下ニ、警察、保衛隊ノ補助機關兼自衛團ノ組織ヲ例トシテラル
尚他縣ニハ何レモ正規陸軍ガ駐防シテ居ルガ、榆樹縣ノミハ陸軍
ノ駐屯ナク、コレニ代フルニ、他縣ニ比シ多數ノ保衛隊騎隊及警
備隊ガ警備ニ當ツテ居ルガ、同縣ハ阿城、五常、扶餘、双城、縣等ニ
比シ匪賊ニ荒ヤレル被害卒ガ少イト云フ土地柄デアアル

一面、該地附近ハ匪賊不逞鮮人が横行跋扈スル地方ヲ同站ノ東
 南方大育川ニハ保衛騎兵分駐所ノ支配下ニ別ニ鮮農保護
 機關ト去フ名目ノ下ニ鮮人保衛隊(三十名内外武器モ一セル概算)
 ヲ組織サレテ居ル。内容ハ新政府ニ連絡ヲ有スル一味ヲアルト
 シテ事ヲ支那官憲ノ承認ノ下ニ鮮人保衛隊ノ組織サレテテ
 ルノ、恐ラク此ノ土地ノミニテアル

軍警ノ待遇給與等ト其ノ策

各機關ニ携ル軍警ノ給與待遇ハ上級官吏ヲ段ニ指キ陸軍ニ準
 ケル。中少尉警憲機關ニ於ケル公安分局長級ニシテ月当秋大
 洋三三十元普通兵卒及巡警ニシテ僅々七八元程度ノ支給ヲ
 受ケテ居ルモノデ如何ニ生活程度ノ倓イ支那ハニ於テ此
 ノ薄給ニ倚ツテハ其ノ体面ヲ保ツ生活ヲ營ハ事ハ容易デニク

ニ因難テアル随ツテ民衆ニ接近シ直接其ノ交渉ヲ持ツ軍警
ニ良實カ人物ノ得難イ因由トモナツテ居ル

軍警ノ内幕

コウシタ待遇ニ依ツテ各機関ノ下ニ職権ヲ掌ル彼等ハ從軍習
慣的ニ自己ノ職権ヲ濫用シテ專斷橫暴ニ任セ各自大川ノ地位
ヲ善用シテ熾シニ金錢上ノ醜事が行ハレテ腐敗ノ状態ニアル
殊ニ警察方面ニ於ケル公務ノ處理ガ阿賄物ニヨツテ自由ニ
サル、コトハ日常茶飯事ノ如ク露骨デアツテ地方ノ公安分局
長が在職一二年ニシテ數千元ノ不淨金ノ收得ハ珍シイ事テナク
一ヶ年分ノ給典手當等ハ上司ノ許ニ贈ル賄賂ノ額ニモ當ラ
ナイト亦此ノ分局長級ノ椅子ヲ得ルニハ所管課長ニ少カラズ
運動費ヲ各マス、犧牲ニ供セネバ警官ニ切シ茶々又トカ去フコ

トテ此ノ方面ニハ縣政府主腦者ノ親族亦ハ特別ノ縁故者ラン
レニ据ヘラレタ個所モアル、コウシタ關係ニ據ツテ得ラレタ官
吏ニ對シ公正ニ其職責ヲ守ル潔白サヲ成メルコトガ出来ナイ
軍隊ニ於テモ警察方面同様ニ運動経路ニヨツテ官途ニ就クノ
可実カ年功等ニ據ル者ハ極メテ少イ、軍人ノ横暴ハ地方ニ於
ケル警察官吏ヲ凌ギ、絶對的ノ権カラ振舞キ曲事非行ハ
警察権ノ于犯ヲ敢テスル事モ屢々デアルガ彼等モ亦物實
態ノミニ汲々トシテ成スベカラサル行爲ヲ自介ラ、特權ト心得
不正ノ利得ニ血眼テ活躍シテ居ル者ガ多イコレ上司ノ支配
下ニ属スル一般兵卒及巡警等ガ善事ニコレニ倣フノモ支那人
根性モシテ自然ノ成行デアロウ

軍警ト地方人

軍警ヲ通シ無教育ニシテ其ノ質ガ劣惡デアルコトハ今更去リ追
エナイガ彼等ハ強者ノ立場ニ倚ツテ遠慮ナク兪官汚吏振ラ
光輝スルノテ地方民ノ軍警殊ニ軍隊ニ對スル反感ハ心塊ニ
徹シテ居ル者ガアル

軍警ガ管内巡察或ハ匪賊討伐ノ場合隨所ニ於テ無儀テ宿泊
飲食等ノ徵收ヲ行フガ地方旅客業者或ハ農家ハ常ニ迷惑ヲ
蒙ツテオル

琳河縣陳家店ノ某ハ同地附近一帶ニ十數軒ノ宿屋敷ヲ營ムテ居
タガ一面波方面カラ匪賊討伐ニコト寄セタ多額ノ出勤軍隊ニ
屢ク其ノ全部ヲ旅舎ニ独占喰荒サレタ結果逐ニ彫カラヌ陸海
的打撃ヲ受ケテ破綻ヲ来シタト云フ同地スベキ悲惨ナ話モ直
接本人カラ聞イタ、亦扶餘縣内興隆堡縣城ニ至ル一帶ハ最モ地

味ニ及シク狂瀡的疲弊ノ地方デハアルガ數年前迄ハ二十里ヲ
距テ三十里ヲ置キ食糧等ガ部落ヲナシテ居タト去フ、今日デハ
其ノ部落ノアツタ處ノ土壤ノミガ空ビシク殘骸ヲ止メテ居ル、コ
ノ一帯モ陳家店ノ如ク官匪両方面ニ禍サレコノ地方ヲ捨テ去
ツタモノデアル

駐防地兵營内ニ於ケル陸軍及保衛隊員ノ食費ハ各自ノ受クル給典
内カラ個人デ負担スルコト、ナツテ居ルカラ彼等ハ管内ノ匪賊
討伐、巡察等ハ度外トシ各地ニ游行スルコトヲ狂瀡的意味カニノ
悦ブノデ罕警何レモ民人ノ困惑損失ハ怙トシテ顧ミルコトナ
ク強請的デアル、

榆樹縣内ニ正規軍隊ノ駐屯シテ居ラヌ因由ヲ聽ケバ嘗テ同縣ガ空
隊ノ移駐ノ通牒ニ接シタ際縣民ガ誓ツテ其ノ阻止運動ヲ起シタ

ノテ當時ノ縣長カラ省政府ニ事情ヲ詳細兵隊中止方ヲ懇請シタ
結果駐防中止トナツテ以未陸軍ノ駐防ヲ見ナイコト、サツタト
力是レ等ハ外面ニ表レタ軍隊嫌忌ヲ結果デアルガ何レ、地方
ニ於テ軍警ノ横暴ハ縣政府就中情實ニ左石サレ亦裏面ニ於テ
ル運動費ノ多寡ノ如何ニヨリ裁次サル、墮落シタ裁判別度ト共
ニ地方民怨嗟ノ的デアル
尚ホ如上ノ事實ハ其一端ヲ觀ルニ一ノ例ニ過ギズ詮索スレバ限
リが無イカラ省署シタ。

陸軍保衛團公安局所任地及其ノ武器ト概數

地方別	管轄縣及縣長	機關別	武器種類	人數	備考
大海溝	阿城縣 白鴻遠	保衛團兵分駐所	三八式步兵銃及套筒子式	三	早厩附近
阿城縣城	〃	公安局分駐所 東北市六旅四十二團營本部	〃	一〇	乘馬ヲ有ス
〃	〃	公安局	三八式及發衛子	一〇〇	馬隊ヲ含ム
〃	〃	保衛團本部	三〇年式及三八式銃	一〇〇	
特別區	特別區	警察分駐所	三〇年式步兵銃	三〇〇	
一面坡	珠河縣 孫登芳	東北十八旅四十一團本部	三八式步兵銃	一〇〇	送發砲機關銃而隊ヲ含ム
〃	〃	公安分局	三〇年式及發衛子	五〇	乘馬ヲ有ス
〃	〃	商團隊	三八式步兵銃及三〇年式	一五〇	警察全組織
特別區	特別區	警察分駐所	三〇年式步兵銃	三〇	

大青川	珠河縣	係衛騎兵分駐所	三〇年式步兵銃及三八式騎銃	三〇	二 系馬ヲ有ス
〃	〃	公安分局分駐所	〃	〃	一 系馬ヲ有ス
大板管	〃	係衛騎兵分所	三〇年式步兵銃	二〇	二 〃
〃	〃	公安分局分駐所	三〇年式及發筒子式	一五	二 系馬ヲ有ス
系發店	系發店	係衛騎兵分駐所	三〇年式及三八式步兵銃	一五	二 〃
〃	〃	公安分局分駐所	〃	一五	二 系馬ヲ有ス
小山子	〃	係衛騎兵分隊	三〇年式步兵銃	五〇	二 〃
〃	〃	公安分局	三〇年式步兵銃及發筒子	二〇	二 系馬ヲ有ス
沖河	〃	係衛騎兵分隊	三〇年式步兵銃及三八式騎銃	四〇	〃
〃	〃	公安分局	三〇年式步兵銃及發筒子式	六〇	〃
〃	〃	係衛騎兵分隊	三〇年式步兵銃及三八式騎銃	二〇	〃
山河屯	〃	公安分局	三〇年式步兵銃及發筒子式	三〇	二 系馬ヲ有ス

地吉別	管轄縣及縣區	機關別	武裝種類	機數	備考
北橋子	榆樹縣及縣區	保衛隊步騎兵	三八式步兵銃及騎銃	三〇	
“	“	公安分局	三〇年式步兵銃及發筒子式	三〇	
榆樹縣城	“	保衛隊本部	三八式步兵銃及騎銃	一五〇	
“	“	公安局	三八式及發筒子式	八〇	
五棵樹	“	保衛騎兵分隊	三八式步兵銃及騎銃	五〇	
“	“	公安分局	三八式步兵銃及發筒子式	二〇	
陶城子	扶餘縣及縣區	東北八旅四十二團營本部	三八式步兵銃	五〇	
“	“	公安分局	三〇年式及發筒子式	二〇	永馬ヲ有ス
“	特別區	警察分駐所	三〇年式步兵銃	二〇	
三岔河	扶餘縣	東北八旅五十七團營本部	三八式步兵銃	五〇	
“	“	簡務會商團隊	八一及短銃	二〇	

三岔河	扶餘縣	公安分局	三〇年式步兵銃	三〇	三〇	永馬ヲ有ス
〃	特別區	警察分駐所	〃	三〇	三〇	〃
大嶺子	〃	保衛騎兵分駐所	〃	三〇	三〇	〃
五級街	〃	東北三旅第四團 騎兵一連	七一〇式騎兵銃	三三	三五	永馬ヲ有ス
〃	〃	公安分局	三〇年式及重筒子式	三五	三五	〃
〃	〃	東北三旅四團中隊 騎兵一營	七一〇式騎兵銃	三五	三五〇	〃
〃	〃	特科隊一營	三八式步兵銃	三五〇	三五〇	機關銃隊一連、迫撃炮隊一連、騎兵一連、步兵一連
〃	〃	保衛團本部	機關銃六、迫撃炮六	二五〇	二五〇	騎兵分隊
〃	〃	公安局	三〇年式步兵銃、三八式騎兵銃	二五〇	二五〇	游撃隊ヲ含ム
〃	〃	東北三旅騎兵 營本部	重筒子式步兵銃	二五〇	二五〇	〃
〃	〃	公安局	七一〇式、新式騎兵銃	二五〇	二五〇	〃
〃	〃	公安局	三〇年式步兵銃	二五〇	二五〇	永馬ヲ有ス

地方別	舊割賦及賦長	機關別	武署種類	人員數	備考
伊敷店	双坂縣 搦原五	公安局分駐所	三年式歩兵銃	〇	朱馬ヲ厨ス
〃	〃	公安局分駐所	〃	〇	〃
〃	〃	公安局分駐所	〃	〇	〃
〃	〃	公安局分駐所	〃	〇	〃
〃	〃	公安局分駐所	〃	〇	〃
〃	〃	公安局分駐所	〃	〇	〃

旅行を終えて

今次の旅行は鮮農の實際問題と、私の微力を捧げておる事業の上に抄むからぬ知識を得亦尊い自然の教訓を感じたのであります。

一般鮮人を見るに鮮人が支那人及内地人に對して、何等恐怖の念は無い様であるが（内地人に對し敬遠気分と亦一部には反抗的気分のあるのは別問題として）尙^上民族の鮮人を怖れる事と同時に警戒を拂ふ様子は確かに認められ其言動は総てに顯われておるのであります。

其の例は果敢に於いて、一行中の鮮人に通譯せしめ貧困者に金品を恵與するに當り、彼は体面上の言辞を彼に弄し敬遠しい受くるをも快しとせず、夫れは自分を侮辱す。

ものである等と去ふ、實に不快を感ずる態度に出たのであります。が、鮮人を通譯せしめて持する多くの場合、こうした態度に出ざる事か屢々でありました。

然るに或る日、黃山咀子より三家子に移住する貧困者と、逼迫し路傍に於いて、共に休息し、其兒供に若干金を恵んだ屢私等も最初支那人と見做し、脱んじ受納したか後、仁和齋の名刺を興へたので内地人であることを知つて、氏に怒縮し、衷心謝意を述べたのであります。爰に於いて、私の深く感じたのは、夫れは鮮人を救助するに去ふ事は鮮人であらざるして、内地人であり、亦内地人であらわねばならぬ事を。

鮮人は鮮人によつては救われぬ、亦鮮人は鮮人を救い

得ないといふ事があります故に元々あり弟がある新
同胞は如何にしても、内地人に於いて盡力せなければ
りぬと忠考致しました。夫れには、内地人が寛容で謙
高潔な氣持で、及ぶる弟を、救助補佐して何處迄も
任侠的に徹底した救済に努力せねばならぬと思ひま
すと共に萬難に當り身骨を捧げ、仁和祭の趣旨目的
を遂行する決心を致しました。

自己を顧みれば此の困難な事業に處して、その手腕を
甚だ疑ふものであります。何卒賢明な、閣下の御指導
と御教諭を切に冀ふ次第であります。

爰に多言を憚り実践躬行北滿鮮人の現在及將來の爲に奉
仕し努力する事を天に誓ふものであります。

朝鮮總督府

授出先芳名

齊藤總督閣下

兒三政務總監閣下

內務局長閣下

警務局長閣下

太田長官閣下

內務局長閣下

畑司令官閣下

三宅參謀長閣下

仙石總裁閣下

吉田外務次官閣下

江水鐵道大臣閣下

旅順関東廳

関東軍司令部

大連滿鉄本社

東京外務省

鐵道省

東京拓務省

青山原宿

警視廳

第九師團司令部

旭川第七師團長

朝鮮炭督府

大連滿鉄本社

松田拓務大臣閣下

赤池濃閣下

丸山警視總監閣下

秦少將閣下

新井中將閣下

穂積外亨課長 殿

大藏理事 殿

宇佐美鉄道部長 殿

田村兵衛部長 殿

保々地方部長 殿

山崎文書課長 殿

末松理事官 殿

東京外務省

大連國際

京城大和町

東京荒谷

〃

〃 赤坂

〃 露西亜通信社

〃

〃 大鏡社代表

山口縣

東京王子

京都市外稻荷町

東京麻布

平田國際專務殿

廣江澤次郎殿

早川 鍬治殿

頭山 滿殿

内田 良平殿

高橋 利雄殿

田中清次郎殿

吉田 三郎殿

松岡 洋右殿

荒澤 榮一殿

河嶽 大作殿

渡利 三郎殿

東京麻布

哈爾濱總領事館

〃

〃

〃

〃 滿鐵事務所長

〃 日本商品陳列館長

〃 持務機關

〃 露西亞通信社

高倉 寬 殿

八木 總領事 殿

松嶋 親造 殿

隈部 雅 殿

小川 警察署長 殿

築島 事務所長 殿

森 街 殿

澤田 中 殿

近藤 義晴 殿



營地七第...

業務課長殿

山口地...

附屬...

三週...

二附為地...
 仁費...
 印...

日	區別	本期未現在		前期未現在	
		實數	比率	實數	比率
一一	鐵材費	九	九	九	九
一		九	九	九	九

間島ニ於ケル土地買收關係 (昭和五年五月三十一日現在)

一 買收地面積及價格

區別	面積			買收價格
	畝	町	畧	
買收地	一三九六三	一八五六八	五八八四三八	七三九六九
附屬學田	一六八〇	四三一九九	四四八七七	四九三四六五
				六八四
				五五五
				〇
				〇

備考

一 内譯別紙買收地一覽表ノ通り

二 附屬學田ノ評價外トス

二 買收諸抵費

種別	總額	既拂額	未拂額	摘要
名義書換料	三五三七七・一九	二八三三四・一九	七〇四三・〇〇	
名義料	二五〇九六・〇〇	二〇三三四・〇〇	四七六二・〇〇	
仲介料	四九五二六・七五	三四五四九・七五	一四九七七・〇〇	

計

一〇九九九九四
八五二一七
九四
二六七八二〇

備考

仲介料ハ秀村氏扱賣買金額四九、二九、四〇、對スル制即ケ四九、二九、四〇、

龍川氏関係賣買金額三二、五、四、對スル實費四九、七、四、七、五

三買收地現在利用面積並、管理

買收地總面積七、〇九、六九、九、内既耕地(蕎及畑)面積八、三二、五、三、一、二、

テ其他ハ將來明墾利用スヘキモノナリ

現在ノ耕地ハ大体ニ從來ノ小作人ヲシテ小作セシメ之等小作人ノ
指導監督並ニ小作料收納ノ為メ各地方ニ管理人ヲ置ク又
地方ニヨリテハ一定小作料ヲ以テ委託管理ニ附スヘク因テ極力
手配中ナリ而シテ既ニ管理者決定シタルモノ又ハ管理契約進
行中ノモノ或ハ適任者物色中ノモノヲ別表ニ掲ケタリ

未墾地ハ大部分カ荒聲摺子方面ニアリ最近不逞解人、跋扈

賊徒ノ横行等不安危険ノ状態アリテ開墾至難ナルヲ以テ所
有権確保ノ為メ適宜管理者ヲ定ムル必要アリ目下適任者無
色中ナリ

四目下行掛中ノモノ

(イ) 森林伐採権関係

明月溝所在森林三千町歩ハ森林伐採権付ニシテ既ニ土地ハ
所有権移轉済トナリ伐採権ハ價格ノ揚定整ハスニテ未解
決ナリセレカ整理ノ急務ナルハ云フ迄モナキ如ナレトモ強テ急カハ
是元ヲ見ラシ、概念アルカ故ニ本件人一定ノ猶豫期間ヲ置キ
仲介人ヲシテ整理セシムル外ナレト仲介人トノ關係ハ買收價格
拾參萬五千圓ノ内土地名義書換當時八萬圓ノ内渡シテ
ナシタルモノナリ

(ロ) 名義書換未済ノモノ

目下名義書換未済ノモノハ買収番地五番地三二番地ノ二
件トス

其内三二番地ハ韓壽山ヨリ土地向題運動費返却金全額ハ
程ノ為メ提供シタルモノナリ今人ハ土地向題ノ關係ヨリ支那官
憲ノ注目ヲ惹キ名義書換手續困難ナル為メ昭和五年
迄之レカ手續ヲ保留スル條件ノ下ニ提供セシメタリ但シ何
時ニテモ名義書換ノ出来得ル標圖係書類ハ全部完備
セリ

他ノ二件ハ何時ニテモ書換出来得ル標書類完備セルモ時
局關係ニ鑑ミ地券没收ノ危険ヲ防ク為メ差控ヘ右ルモ
ノナレハ今後駐在員引揚ケ國土盜賣問題（声）ノ静マリタル
際之レカ書換ヘラナス要アリ

(ハ) 仲介者秀村得一氏ニ對スル貸付金關係

間島方面土地買收ハ昨局ノ影響音ヲ受テ昨春五月以來殆ト
停頓ノ状態ニテリ仲介者タル秀村氏トシテ豫定ノ仲介ヲス
能ハサルニ至リ種々ノ矣、齟齬ヲ未タシタルヲ以テ難局打穿、
策ヲ講シ買收ノ進捗ヲ計ルヘク運動ノ必要アリ為メ彼是
ト準備資金金ヲモ要スルノ故ヲ以テ金壹萬圓借入方ノ願
出アリ事情諒トスヘク矣、モアリ又三千町歩山林問題ノ如キ
モ既ニ土地シテハ買收シ名義書換済トナリ、右リ森林伐採
権向題解決セハ一割ノ手數料壹萬參千五百圓ヲ支持
フコトナリ、右ルヲ以テ事情已ムヲ得ヤンモノトシ入金千圓ヲ一
時貸付セリ右貸付入金ハ買收中止ト共ニ返済セシムヘキモノ
ナルモ右三千町歩ノ山林関係モアリ且ツ台人トノ契約解除
協定ノ必要アルヲ以テ其際一括整理スルツ適當ト思考ス
尚名義書換未了ノ為メ未支持ノ債コソ仲介料一四七七円

アリ之レ又前記ノ方針ヲ以テ整理スヘキモノト認ム

(二) 小作人ノ對シテ貸付シタル農事資金金関係

昨春農事資金金トシ小作人ニ貸付セルモノニシテ現在未回収ノモノ千貳百入拾五圓アリ其大部分ハ免聲鳩子方面(明月溝倒木溝)ニテ貸付金盡クシト人食料及種子ニ充當セリ返ルル種子粗ノ如キハ各地方天候ノ関係ニテ二回モ播種シ居リ一面貸付當時ノ穀價ハ取入レノ際ノ二倍以上ナリシヲ以テ秋收ニ當リテモ返済困難トナリシ事情モアリ加フルニ該地方ハ不逞解人ノ跳梁ニヨリ小作人ハ勘カラス痛手ヲ受ケ離散セルモノモアリ為メニ回収ノ見込ナキモノアリシヲ以テ昨年度未収損込分方申請請ノ苦ナリシモ取扱者タル申養銀ハ一月以來旅行ニ漸ク四月未帰ノ龍シ今一人ノ轡^車平均ハ国土盜賣問題ニテ拘禁中等ニテ其邊ヒニ至ラサリシモノナクモ等ハ本秋可及約回收ヲ

計リ己ムヲ得テモノハ欠損分トスル外ナキモノナリ

而シテ取扱者別入金額へ申奉銀分一三五圓車平均分

一五〇圓ナリ

(ホ) 車平均(当座土地名義人)ニ對スル貸付金

今人ハ國土盜賣問題ニテ昨春五月以來四ヶ月余モ拘禁セラレ多額ノ運動費ヲ使ヒ余躬地ニ陥リ更ニ釈放ノ為メ申シ
 動費ヲ使ヒ要シ三五〇圓貸付方歎願ニ來リ担保トシ地
 券ヲモ提供セシヲ以テ事情己ムヲ得サルモノト認メ貸付タル
 モナリ其後今人ハ之レカ返済ヲナス知人金策中又々本年未前
 今様國土盜賣問題ニテ拘禁セラレ為メ未回収ノ終ニカ
 モ本件ハ今人釈放後ハ返済確實ノモノナレバソレ返猶豫
 ノ己ムナキモノナリ

五買收中止ニ伴フ今後ノ意見

(4) 間島駐在員ハ一時全部引揚クルコト

其理由ハ支那官憲ノ態度四圍ノ情勢ヨリ見ルニ当社ノ内情ヲ知レル支那官憲ハ国土盜賣ヲ種々当社ノ目標トシ何等カ物モシカ爲メ關係者ノ逮捕拘禁ヲ常用手段トシ又其間ニ介在セル悪辣ナル者ハ之レヲ利用シ私腹ヲ肥サントシ一面全地方ハ最近不逞解人ノ跋扈賊徒ノ横行甚シク一般不隱ノ形勢ニテハ社員駐在スルモ積極的管理出来サルノミナラス却テ支那官憲ノ目標トナルヲ以テ買収中止ノ決機ニ於テ駐在員全部引揚ケ以テ支那官憲並ニ周圍ノ視聽ヲ離レ彼等ヲミテ斯種ノ野望ヲ断念セシメ恩ル後練々ニ根本的管理経営ノ方針ヲ定ムルニトカ大局ヨリ觀テ得策ト思料セラレ

尚駐在員引揚後差當リノ土地管理方法トシテ左記程

度トナスコト

(1) 既買收地ニ對シテ夫々管理人ヲ定メ土地ノ管理小作人ノ指導監督並ニ小作料ノ收納ニ當ラシムルコト

(2) 地方ニ於テ適任者ヲ得ラルモノハ一定小作料ヲ定メ委託管理トスルコト

(3) 今地方有力解人ニ多少ノ手當ヲ給シ當社ノ土地關係ニ付總括的監視ヲナシメ時々其狀況報告ヲ求メ以テ連絡ヲ採ルコト

(4) 小作料ノ收納及分納稅及浮多地測量等ノ場合ハ通宜社員來出張知理スルコト

(四) 土地買收關係者救済

當社ノ土地買收ニ付仲介ヲナシ又ハ名義人トナリ為メ國土盜賣嫌疑ヲ受ケ支那官憲ニ拘禁セラレ或ハ逮捕拘禁

ヲ悞レ適ケ廻リ若ルモノアリ也等ノ者ハ買収當時得タル
少ノ仲介料名義料ノ如キハ該問題解決運動ノ為ニ費
消シ終シ洵ニ悲慘ナル状態ニアリ彼等ハ当初仲介料
名義料ヲ同的ニテシタルモノトハズヘ會社トシテハ名義人タル特
殊ノ關係モアリ將來利用ノ必要アルモノナレハ其者ノ窮境ニ
アルヲ他人事視顧ミサルニ於テハ必スヤ其及惑ヲ受ケ固ラ
ザル不利ヲ招来スルニ至ルヘキヲ以テ也等ノ者ニ對シテハ相當
救済又ハ慰安ノ方法ヲ講スル必要アリト信ス

整理
公簿
地目
地積
南
相
積地
斗

土地代金
買收費
諸賦
仲介費

賣主
名義人

三三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	香第
一五五	四五	一五五	三六	一三〇	四七〇	一五五	五五	九五	六八	三三	七六	地目
一	一	一	一	一	二一〇	一	一	一	一	一	一	地積
一〇	七〇	七〇	一	七八	一四〇	三〇	二四〇	一四〇	一	一	八三	南
一九〇	一九五	三四五	三〇〇	三三二	一〇九〇	三〇	三三六	五六	一四〇	一〇八	一〇八	相
二〇〇	二〇〇	三五〇	三〇〇	三〇	一四四〇	六〇	五六〇	五四	一四〇	一〇八	八三	積地
一三〇〇	一三〇〇	二一〇〇	一三五〇	二九〇	一三〇〇	五〇	一九五〇	三二〇	三五〇	〇	一三八	斗
四〇	一一	六一	一	四六七	一九二	八	三二〇	五六	六一三五	七〇	二〇八	土地代金
三四	六五	三六	二六	二九二	一三〇	五	一九五	三二	三五	四	一八	買收費
二二	二二	三一	一三五	二九二	一三〇	五	一九五	三二	三五	四	一八	諸賦
趙福和	康振福	刘德仁	李典俊	黃永財	粘鳳財	林青業	高徳山	樊廣珍	趙勳臣	曹林凱	徐化雨	賣主
崔魁南	李德雲	金真奎	崔魁南	金鳳鶴	金奉鶴	申子商	姜子善	李國祥	李國祥	李國祥	崔成瑞	名義人

計	三八	三七	番界	管理
一三四〇〇〇	一八七	一八〇	公簿	公簿
一三九六五	一	一三九	附	附
一八八	六〇	三〇	稻	稻
五八四	一六〇	一	米	米
七三九	二二〇	一五九	計	計
六九	二五五〇〇	七、七〇〇	土地代金	土地代金
四五〇〇〇			名義書換料	名義書換料
三五三三三			名義料	名義料
五五〇〇			仲介料	仲介料
四九五五七五			計	計
	六三五〇〇	七七〇〇	黃元俊	黃元俊
	張元俊	黃元俊	張元俊	張元俊
	外二名	外二名	外二名	外二名

備考

(イ) 實際面積ハ步測及目測ニヨル

(ロ) 本表土地代金、名義書換料、名義料、仲介料、内未支拂内

款左ノ如シ

一土地代金、二號五〇〇圓ニ號五五〇〇圓計五五〇〇圓

一、名義書換料五號四、八〇〇圓三三號六、四三圓計七、四三圓

一、名義料五號三、〇〇圓二號二、六〇圓三號三、四〇圓計四、七六〇圓

一、仲介料一二號七、五〇圓二號一、三五〇圓三號一、四〇圓計一、四九七圓

(ハ) 名義書換米済ノモノ五冊(土地ノ三〇〇〇日ノ内名義書
換米済ノ分三〇〇〇圓) 三冊ノ二件ナリ

買收地管理狀況一覽表 (昭和五年五月三十一日現在)

番號	地目	地積	面積	地目	地積	面積	地目	地積	面積	姓名	管理狀況
一	地	二七五	一四四	地	二六〇	一六六	地	五七六	五七六	青島主 名義人	管理狀況
二	學田	七五	一	學田	六四八	一六六	學田	八六四	八六四	崔成 崔祥南 外一名	楊振山管理、決定
三	地	二四五	一八〇	地	四四二	一六六	地	四四二	四四二	周玉庫 玄敬瑞	令
四	地	一九〇	一	地	一六六	一六六	地	三三六	三三六	喬永祥 金奉鶴	李秉椿管理、決定
五	地	一四六	一	地	一八〇	一八〇	地	一八〇	一八〇	鄭志泰 柳昌根	柳昌根分、金敬瑞管理、決定 地六廿五、崔君物色中
六	地	三六六	一	地	八〇〇	八〇〇	地	八〇〇	八〇〇	呂發 車衛弼	車衛弼管理、決定
七	地	三七三	一	地	五五〇	五五〇	地	五五〇	五五〇	姜學友 金奉鶴	韓納權管理、決定
八	地	六五二	一	地	四六九四	四六九四	地	四六九四	四六九四	劉鶴松 車衛弼	車衛弼管理、決定
九	地	九〇	一	地	一〇〇	一〇〇	地	二〇〇	二〇〇	郭克明 車衛弼	令
一〇	學田	二六六	二五	學田	一〇八	一〇八	學田	八八八	八八八	楊德芳 崔祥南 外一名	楊振山管理、決定
一一	地	二五五	一	地	四〇〇	四〇〇	地	四五〇	四五〇	宋紹亭 趙養一	李文奎、管理、決定

整理 番号	地目	地目 の敷	苗 付	畑 付	雑 地	井	管理 状況
一二	地	七六〇	一町	八六〇	一町	八三〇	賣主 名義人 管理状況 徐化雨 崔成瑞 管理看物色中
一三	地	三五〇	一町	一	一〇〇〇	一四〇	叢林凱 李国祥 李正律管理・決定
一四	地	二八	一町	一	一〇〇〇	一〇〇〇	趙勳臣 李国祥 合
一五	地	九五	一町	一四〇	三六〇	五〇四	樊廣珍 李国祥 合
一六	地	五五〇	一町	二四〇	三三六〇	五二〇	高徳山 姜子善 管理看物色中
一七	地	一〇五	一町	三三〇	三三〇	六〇〇	林青業 申子西 李仁琦管理・決定
一八	地	四七〇	二町	一四〇	一〇九〇	一四〇	粘鳳欺 金奉鶴 米武宣管理・決定
一九	地	一五〇	一町	七八	二二〇〇	三〇〇〇	黄永欺 金鳳鶴 李秉椿管理・決定
二〇	地	三六〇	一町	六八	五〇六一	五六六一	李興俊 崔舞南 管理看物色中
二一	地	一五五	一町	七〇	三〇〇〇	三五〇	刘徳仁 金真奎 合
二二	地	四五	一町	七〇	一九五〇	二〇〇	席振福 李徳雲 合
二三	地	一五五	一町	一〇〇	一九〇〇	二〇〇	趙福和 崔舞南 合

三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	地	地 學用	地	地 學用	ノ	ノ	地
七〇	五〇	三八八	二六八	六九〇	三三三	六五	二六一 七〇	一三〇	六六一 五〇	四四五	三九〇	一五五
一	一	一	一	五三三	一	一	一〇	一	一	四六〇	一	一
六六	八〇	二四四	二〇〇	三三四	三二六	三〇	一八八	一五〇	五五〇	一	二〇〇	一〇〇
一	一三〇	〇三	一	三三〇	一	三三〇	六八八	三三〇	二一六	八四	一三〇	一九〇
六六	二〇〇	二四七	二〇〇	三五六	三二六	三五〇	二〇八八	三五〇	五五〇	五〇四	一五〇	二〇〇
許洽	崔奎南	李濟微 外二名	李政敏 外二名	韓雲陞	崔成瑞 外二名	趙鴻益	南君弼	趙朋芳	金京俊	崔樹樞 外三名	李振邦	康振山
令上	令上	令上	令上		令上	崔魁南	南君弼	吳永山	金京俊	鄭松南	崔魁南 外一名	李登雲
楊振山管理、決定	崔奎南管理、決定	李用謙管理、決定	金淑儀管理、決定	丁德章管理、決定	崔成瑞管理、決定	崔魁南管理、決定	南君弼管理、決定	崔管理、決定	金京俊管理、決定	鄭松南管理、決定	令	令

警備		地目		面積		賣主名義人		管理狀況	
三七	地	一六〇	一三九	三〇	一五九	黃成五	黃成五	車衡到、定組と契約	
三八	地	八六七	一	六〇	一六〇	張元俊	合上	張壽小管理、決定	
計	地	一三九六	一	一六八	四三三				
	學田	二六〇	一	一六八	四三三				

備考 學田ハ評價外ノモノナルモ便宜義表ニ附記ス

引継諸帳簿權利書類其他

一 諸帳簿類 二十二冊

内 認別紙ノ通リ

二 權利書類

(一) 地券其他權利書類 參依入件分

内 第一號 二號 三號 四號 五號 (柳島根石義分) 七號 九號

一〇號 一一號 一二號 一三號 一四號 一五號 一六號 一七號 一八號 一九號

二〇號 二一號 二二號 二三號 二四號 二五號 二六號 二七號 二八號

三〇號 三一號 三二號 三三號 三四號 三五號 三六號 三七號 三八號

(以上本社保管)

第五號 (柳志義分) 一二號 二八號

(以上当所保管)

第六號 八號 車平均關係 (東拓出張所預入)

(2) 税票 參拾八件分 民国十八年度分迄

但右ノ内三五號ノ十六十七十八年度分不足納稅手

傍中

(3) 念ノ為提出セシメタル賣契並賣渡証 拾參通

内款別紙ノ通り

(4) 名義人ヨリ提出セシメタル白紙委任狀 六拾八通

内款別紙ノ通り

(5) 名義人ヨリ提出セシメタル白紙印形 貳拾八通

内款別紙ノ通り

三 學子田關係

(1) 買收地ニ附屬セル評價外學子田六件

内第一七號一九號二七號二九號 (以上本社保管)

第一號一〇號 (名義書換手傍中)

(2) 吉田親數氏ヨリ引継間際ニ提供シタル借入金関係

租屋十八枚券契方通(内別紙一通)ハ吉田氏ヨリ別紙

理由ニヨリ昭和五年五月三十一日提供アリ当方ニ及メレタルモノ

ニシテ檢テ見テ名義書換ヲナスニト

但シ從來ノ税金並名義書換料名義料ハ当社ニ於テ

負担ノコト

貸付人全関係

(1) 小作人ニ對スル貸付金関係

昭和四年度分 金 一六八五圓 下五圓

別紙一通

昭和五年度分 金 一三〇圓九〇

(2) 車平均揚禁中殺放運動費トシテ貸付タルモノ

金額 三五〇圓 担保執照 五枚 借用証 一通

賣渡証書 四通 白紙委任状 四通

五 韓昇山提出ノ借用証書 卷通

今人カ土地向題運費返済ノ代リニ提供シタル土地カ書換
今人名義ニテアリシ爲メ一應今人名義ニ書換セシムルコト、
シタルモノ人カ名義書換料ヲ支出シ能ハサルヲ以テ当社
ニ於テ乃貝租書換シタルモ將來今人ニ責任ヲ負ハス採買
係ヲ結ビ置テ必要上今人名義ニ書換スヘキ書換料ハ尙
然今人カ負租スヘキモノトノ理由ヲ貸付金ノ形トシ本証
ヲ徴シ居ルモノナリ

六 現金引継額 金參百七拾五圓七拾七錢也

七 什器 内訳別依ノ通り

八 土地管理人ノ差入証 拾七圓

賣契及賣渡記

整理番

名義人

枚数

摘要

五 柳昌根

一枚

上記ノ名義トナリテモノヲ買取ニタルニヨリ何時コトモ名義書換ホ未得ル様本賣契ヲ提出セシメタルモノ

六 呂發

一枚

二通提出セシメ一通ハ書換ノ際提出

七 姜學友

一枚

合

九 郭克明

一枚

合

一 車衡

一枚

上記ノ名義トナリテモノヲ買取ニタルニヨリ何時コトモ名義書換ホ未得ル様本賣契ヲ提出セシメタルモノ

三 李成敏

一枚

合

三 李成敏

一枚

合

三 鄭心汝

一枚

合

三 姜元夏

一枚

合

二 徐化雨

一枚

予備ノ為本賣契提出セシメタルモノ

計

二枚

以上賣契

整
番
理

名義人

枚数

摘
要

三

車
衛
弼

一枚

三七

黄
成
立

一枚

計

二枚

以上賣渡迄

合
計

一
三
枚

上記名義人カ名義人トナリ
本是ノ賣渡ニナリ
實際ノ世主アリ合名
爲メ提出セシメタル
モノ

金京俊	孔元俊	申子酉	金鳳鶴	金奉鶴	姜子善	玄敏瑞	趙恭五	趙恭一	車衡弼	崔魁南	名義人
=	=	一	=	六	=	四	一	=	八	六	枚數
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

白依委任狀

摘要

鍾李	許	鄭	姜	李	崔	李	鄭	南	李	金	李	柳	名義人
錫	元	元	元	奎	奎	錫	錫	君	德	真	登	昌	根
錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫	錫
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	一	=	枚數
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

摘要

計

名義人
黃成立
李國祥
張元俊
崔成瑞
吳永山

六八枝

一枚
一枚
一枚
三枚
二枚
一枚

摘要

齊州府志
二三八

白紙印形

崔成瑞	李國祥	張張張 李元奎俊	崔奎南	許允	北李元俊	崔元俊	金真奎	金京俊	李登雲	車衡弼	崔魁南	名義人
-----	-----	-------------	-----	----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

一枚	三枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	二枚	四枚	七枚	枚數
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

												摘要
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

				計	李忠南	吳永山	金錫燦	李錫燦	黃成立	鄭松南	名義人
--	--	--	--	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

				二入枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	枚數
--	--	--	--	-----	----	----	----	----	----	----	----

												摘要
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

五節都若養土也否
美入トニモ也

借付人貸付金

(昭和四年度)

摘要

住所	氏名	貸付額	回収額	未回収額
倒木溝	李範導	一三五	一三五	一
北流樹河	李身山	一〇	一	一
明月溝	李文奎	五〇	一〇	三〇
銅佛寺	韓炳権	一〇	一〇	一
寬善摺子	張相爰	二三五	一	二三五
明月溝	孔利俊	四〇	一	三九
計		一五九	三六	一二三
半截溝	李茶銀	一三六		一三五
墩名溝	嚴天弘	三〇	五〇	一五
四道溝	金基濬	二二四		一五
計		六五	五	一五

以上中茶銀圓係

以上車平均圓係

小作人貸付人金

(昭和五年度)

貸付者

貸付金額

摘

要

住戸名

東盛湧 握道心
外五名

一三〇〇

六弗也

車平均関係

大門洞 李文奎

一ニ〇〇

一弗也

申茶鉾関係

太平薄 楊振山

一〇〇〇

一弗也

銅佛寺 孫炳權
外三名

一〇〇〇

七弗也

龍井村 南君弼
外三名

二五〇〇

二九弗也

南君弼関係
上記の四九〇〇に依り貸付したる旨を證明する

大西沟也 金基煥
外六名

二五〇〇

三二弗也

丁燒草関係

小延吉河 張壽山

一六〇〇

三八弗也

申茶鉾関係 小作人

計

一三三〇

覚書

一今般貴殿ヲ通シテ東亞勸業ニ納メセル土地ニ隣接
 セル學園ハ他日境界向題等ノ紛争ヲ根絶スルノ意味ニ
 於テ無料貴殿ニ提供可致候為念覚書一札如件
 昭和五年五月二十日

李 容 碩

保 祐 人 茂 久 茂 一 郎

吉田親数殿

權利書類

内 訳

- 一 租 照 拾 入 枚 也
- 一 賣 契 六 枚 也

考 備

計

夕 夕 夕 夕 夕 夕 夕

夕 夕 夕 夕 夕 夕 夕

四

一 一 一 一 一 一 一

五

五_リ 五_リ 五_リ 五_リ 五_リ 五_リ 五_リ

西至	東至	西至	東至	西至	東至	西至	東至	西至	東至	西至	東至	西至	東至
				岩	本	岩	本	岩	本	岩	本	岩	本
				姓	姓	地	水	地	水	地	水	地	水

北至	南至	北至	南至	北至	南至	北至	南至	北至	南至	北至	南至	北至	南至
				本	崗	本	崗	本	崗	本	崗	本	崗
				地	地	地	地	地	地	地	地	地	地

夕	夕	夕	夕	夕	夕	夕
人	人	人	人	人	人	人

江種標

志田親數

拜啓其後ハ先程申上候處益々ハ清栄ニ此奉カス候
却就昨年来ハ生ヨリ勸業ニ向テ致候間島月講土
地ニ度シテハ別紙ノ通り覺書ニ依リ後日永久ニ隣接地等
ノ紛争ヲ根絶スルノ意味ニ於テ解人仲介人トシテ間ニ取極メ
置候處今又勸業トシテ間島方面ノ買收中興ノ報ニ接
シ候ニ付テハ該學田ニ関スル書類一切モ何卒貴方ニ以保
管被下度先ハ別紙書類送付申上候間以受領被
下度候

猶書類ニ付ハ不明ノ矣アコトハ面會ノ折要細裁明

可致候

木引継候也

昭和五年五月参終卷日

引継者 江種 淡市郎

引受者 井上 権 共藏

本件引継ハ満鉄本社負杉本吉五郎、横岡茂富樫

金雄、三氏立會ノ上セリナシタルモノニシ

在滿鮮人對策私案

一、根本政策ノ確立

- a、土地所有權及租稅權並雜居權ノ確定
 - b、歸化問題ノ決定（自由認可主義ニスル）
 - c、教育權問題ノ解決
 - d、滿鐵進出ノ可否（自然流出ニ委ス）
 - e、保護協會ノ發底。・・・三矢協定ノ廢棄
- 之ガ爲ニハ中央ニ外務、拓務、内務各省ト朝鮮總督府並滿鐵ヨリ委員ヲ出シ、在滿鮮人調査機關ヲ設置シ、討究連絡ヲ計ル

ニ、現在ノ施設

支那側ノ壓迫問題等ニ微温的交渉ヲシテ居

昭和五年五月



(タイフ紙四號)

a、政治的 外務省ハ

警備ト保護ヲ不徹底ナラセテ居ル

民會ニ補助金ヲ與ヘテ居ル位ニ至ル

教育施設ヲ不徹底且ツ部分的ニヤツテ居ル

病院及巡回醫院疫豫防ノ不徹底ナル施設ヲ

b、社會的 總督府トガ

シテ居ル

巡回活動寫眞ヲ小規模ニ部分的ニヤツテ居

ル

金融部ヲ總督府ハ設置シテ居ル

農事關係ノ施設ヲ施設ハ多少ヤツテ居ル

c、經濟的 總督府トガ

三、將來ノ施設

一ツニ第一項ノ根本政策ガ確立シナケレバ何事モ出來ヌ譯デアル。然レココニハ土地所有權及商租權並雜居權、教育權等ノ問題ハ今日ノ儘トシ、歸化問題ハ自由認可主義採用、鮮人滿蒙進出ノ可否ニ就



テハ自然流出ニ委ス方針採用ヲ前提トシテ討ズルナラバ
a、政治的

先ヅ百萬鮮人が均シク希フ三矢協定ヲ廢棄シ、支那側ノ壓迫問
題等ニモ今少シ力強キ外交ヲ望ミ、替價保護等ニ就テモ一層ノ
努力ヲ希望ス

b、社會的

第二項 b ニ示セル現在施設ヲ助長シ、一段ト文化施設ニ留意ス
c、經濟的

金融機關ノ不備ヲ補ヒ、或ハ「契」ヲ利用シ、「糧棧」式金融
機關ヲ設ケ、農業倉庫、農業組合、購買販賣信用組合等ヲ助成
ス

又産業方面ニハ、農事試驗場、種苗場等ヲ設ケ、農事ノ獎勵優
良種ノ配付等ヲ爲シ、一面牛、豚、鶏等ノ防疫改種ニ努ム

之ヲ要スルニ在滿鮮人ヲ救済スルノ途ハ一ニモ一ニモ經濟的施設ノ
ミデアリ、精神的方面等ニ就テハ多ク言フヲ欲シナイ。救フ可カラ
ザル亡國的民族性ノ所有者デアアルカウデアアル



四 滿鐵將來ノ施設

以上ヲ前提トシテ、滿鐵ハ將來如何ナル態度方針ヲ以テ、在滿鮮人ニ對スル施設ヲ爲スベキカヲ論ジテ見タイト思フ

a、地域の
地理的歴史的關係上、間島(西間島ヲモ含ム)ノ施設ハ總督府ニ一任シ、所謂奧地ニ於ケル鮮人關係ハ外務省ノ所管トシ、滿鐵ハ鐵道沿線及同附近ノ地ニアル鮮人ニ對シ施設ノ任ニ當ルモノトス。交通機關ノ便不便ヲ考フルヲ要ス

b、政治的
三矢協定ノ廢棄、歸化問題等ニ就テハ、他動的ニ外務省及總督府ニ交渉スルコト

c、社會的
イ、教育

滿鐵沿線附屬地内及ビ隣接地ニ於ケル學校經營ハ從前通りトシ、附屬地外ニシテ交通其他ノ點ヨリ施設可能ノ箇



所ニハ或ハ私學、或ハ私塾ノ形トシ、非公式ニ之ヲ經營
又ハ援助ス

口、衛生
地域ニヨリ普通教育ノ外ニ徒弟教育法ヲ加味スルヲ要ス

ト
從來滿鐵ガ奥地支那人ノ爲ニ巡回醫療ヲ爲セシツ、出來
得ル限り回数ヲ多ク、特ニ鮮人部落ヲ目標ニ施行スルコ

ト
地域ニヨリ鮮人醫師ヲ配置スルコト

ハ、文化

誌字新聞、雜誌等ノ補助、其他適宜文化施設

ニ、救濟

(1) 風水旱害等ニ於ケル救濟（地域の考慮ヲ要ス）

(2) 必要ニ應ジ鐵道運賃ノ減免

(3) 滿鐵ノ鮮人採用ニツキ留意スルコト



d、經濟的

所ニヨリテハ支那人ノ代リニ朝鮮人ヲ普通勞働者ニ採用スルコト

(由農家ノ副業及ビ一般授産事業ノ研究ト實行トヲ要ス

從來滿鐵ハ東亞勸業ヲシテ其ノ商租土地ヲ小作セシメ、鮮農ニ金融シ、又鮮人移住ノ爲土地買收ヲ行ツテ居タガ

イ、土地買收

ニ就テハ現在ノ狀態ニ於テハ、進ンデ買收スルコトヲ避ケ、從來買收セル土地ヲ完全ニ整理シ、之ヲ如何ニ利用スルカヲ攻究スルヲ以テ急務トス。例ヘバ間島ニ於ケル土地ノ如キ、教化附近ニ於ケル買收地ノ如キ、數ヘ來フバ猶多々アルベク、之ヲ整理シテ、ソコニ鮮農ヲ移植スルニ努ムルヲ要ス。勿論ソハ滿鐵自身之ヲ施行スルニハ非ラズシテ、東亞勸業等ノ機關ヲシテ管掌セシム。



於將來土地ヲ買收スル必要アル場合ニハ、或ハ支那側有力者ト結ブ等ノ便法等モアレド、ソハ特殊的ノ方法ニシテ一般ニハ行ヒ難シ、一般ニハ東亞勸業等ヲシテ東拓ノ例ニ倣ヒ、支那人地主ニ金融シ、擔保流レノ形式ニヨリテ、支那側ノ瞭解ノ下ニ合法的ニ所有權ヲ獲得スルカ、歸化鮮人ヲシテ買收セシム

但シ遼寧省ト吉林省トハ省政府ノ主義方針モ違ヒ、殊ニ間島ハ間島條約ニ準據シ得ル點モアレバ、之等ヲ考慮スルト共ニ支那側ノ鮮人壓迫ノ口實トナフザル程度ニ合法的ニ處理スルヲ要ス。

ロ、金融

東亞勸業等ヲシテ團體ヲ目標ニ金融セシムルコトハ従前ノ通りトシ、他面或ハ「契」ヲ利用シ、同鄉關係、氏族關係、或ハ「擔保」式金融機關ヲ設置シ、又鮮人經營ノ精米所等ヲモ助



成ス。但レ右施設ハ滿洲ガ從來在滿邦人ニ對スル産業助成ノ
程度トス

ハ、人物

以上ノ施設ヲ爲スニハ金ニ次イデ人物ヲ要ス。例ヘバ
ノ、鮮人指導ノ中心トナル善良ナル鮮人ノ養成

2、鮮人指導ノ任ニ當ル日本人ノ適任者ヲ選定スルニ留意スル

事

ニ、團體

口ニ述ベレガ如キ經濟的團體ヲ指導助長スルコト

(昭和五年四月二五打字)

本書發送先

副總裁、地方部長、文書課長、情報課長、業務課長、臨時
經濟調査委員會委員長、調査課長、興業部長、鹽炭炭礦庶
務課長、各地方事務所長 宛

四地第三四一號

昭和五年六月七日

四平街地方事務所長

地方部長 敬

附屬地居住者ノ私經濟及其ノ補助情況報告ノ件
首題ノ件昭和四年度下半年期分別紙ノ通報告ス

三、附屬地居住者戸口ノ移動及其ノ遷移情況

(1) 戸數

(全管内)

計	日滿鐵社員			本國人			中國人			其ノ他外國人
	實數	比率	實數	實數	比率	實數	實數	比率	實數	
三〇二五	六〇五	一九九	一一九	二五六	二八〇	三四七	二二二	四九七	一八六	七
一〇〇%	一九九	三〇	三〇	二八〇	四二	一〇九	〇七	四九五	六三	〇
二、九七〇	五五一	一八八	九〇	三七一	三七一	三七一	二二三	四八七	一八二	七
一〇〇%	一八八	三一	三一	三七一	三六	一〇八	〇七	五〇七	六二	四
二、八六五	五三五	一八九	八九	二九〇	二九〇	二九〇	二三	四五一	一七	四
一〇〇%	一八九	三一	三一	二九〇	二九〇	二九〇	〇八	五〇一	六	九
(1) 九五	(1) 五四	(1) 三九	(1) 三九	(1) 三五	(1) 二〇	(1) 三〇	(1) 一〇	(1) 一〇	(1) 四〇	(1) 一〇
(1) 一六〇	(1) 七〇	(1) 四〇	(1) 四〇	(1) 五五	(1) 二四	(1) 五五	(1) 一	(1) 四六	(1) 一〇	(1) 三

(口人)

(全管内)

計	其ノ他外國人	國			本			日滿鐵社員	區別	本期調査期末現在	前期調査期末現在	前年同期調査期末現在	前期比較	前年同期比較	
		人小計	其ノ他	官公吏	中滿鐵社員	人小計	其ノ他								官公吏
一六三〇二	二	一、七九五	一〇、五五六	六二	一、二二七	四、五〇五	一、五七二	三、〇六八	實數比	二、六二二	三、〇一〇	一、二〇四	一、九八四	一、二七七	增
一〇〇%	一	七二、四	六四、五	〇、四	七、五	二七、六	九、六	二、六	比率	三、二	三、二四	二、〇	二、九三	一、八	增
一六〇八	六	一、八三六	一〇、五九三	五八	一、一四五	四、二六六	一、五七七	三、〇一〇	實數比	△	三、二四	一、二〇	一、九八四	一、二七七	增
一〇〇%	〇、二	七三、三	六五、七	〇、五	七、一	二六、五	九、七	二、四	比率	△	三、二四	一、二〇	二、九三	一、八	增
一五五〇六	三	一、三九四	一〇、一六二	一〇六	一、一二六	四、一〇九	一、五〇九	三、〇一〇	實數比	二、九三	二、九三	二、九三	二、九三	一、八	增
一〇〇%	〇、一	七三、五	六五、二	〇、六	七、二	二六、四	九、七	二、四	比率	一、八	一、八	一、八	一、八	一、八	增
(一)一九四	(一)四	(一)四一	(一)七七	(一)四	(一)七二	(一)三三九	(一)八五	(一)五八	前期比較	(一)九七	(一)九七	(一)九七	(一)九七	(一)九七	增
(一)七九五	(一)三	(一)四〇一	(一)三五四	(一)四四	(一)九一	(一)三九六	(一)六三	(一)八四	前年同期比較	(一)二八	(一)二八	(一)二八	(一)二八	(一)二八	減

説明 朝鮮人ノ増加ハ各附屬地背後地居住ノ農民カ冬期間附屬地内ニ

移住セルカ爲ナリ

外國人ハ英國人加奈太生レノ宣教師ナリ

三、公費及手数料其ノ他各種課金賦課徴收並給水料及土地建物貸付料收納

賦課上ヨリ觀タル附屬地居住者私經濟ノ遷移情況

(1) 戸數割

區別	今期		前期		前年同期末		前年同期末比較増減		前年同期比較増減
	今	末	前	末	前	末	前	末	
賦課額	二三、三六七	二五、八	二〇、二三一	二九、三九三	一六、九六	一三、一三六	二九		
徴收費額	二一、三一	一九、五九	一九、七四	八七	三七、四七三	八三	一、五七二	七二	
滞納額	一、六一	一、六三六	四、八四	四、二	一、四八六	五八	(一、一三一)	九四	
減免(賦課)處分額	四、三一	六三			三五六	五五			

説明 前年同期末ハ昭和三年度ノ全額ヲ示シタルタメ比較シ得ス省略



1
14-1
14

東亞勸業株式會社

第百七號
昭和元年一月九日

南滿洲鐵道株式會社
興業部農務課長・松島 傑

東亞勸業株式會社
專務取締役 花井 脩治

問島買收土地ニ關スル件

拜啓陳者朝鮮總督府ヨリ首題ノ件ニ關シ別紙ノ通申越有之候處管理
經營ノ方途相立候ヘハ至極結構ノコトトモ被存候得共本土地ハ舊社
ニ御引續可致コトニ相成居候爲總督府關ヘハ差當リ回答並撥ヘ居候
次第ニ有之右御舍被成下本件可然御考慮相煩置度此段得肯意候

敬具

官秘第二六號

昭和五年五月二十八日

朝鮮總督府官房外事課長種積眞六郎

奉天

東亞勸業株式會社

專務取締役 吉

植

庄

三

嚴

間島買收土地ニ關スル件

昭和三年以來貴社カ間島ニ於テ買收シタル土地ノ利用方法ニ關シテロ日下對計畫中ノコトトハ存スル次第ナルカ客年末以來在露鮮人ノ間島殖春方面ニ引揚ケ來タレルモノ多數ニ上リ中ニハ全地方ニ於テ未墾地ヲ開墾シテ農業ニ從事セムトスルモノアル旨ノ情報モ有之ヲ以テ此際貴社買收地ノ利用方法トシテ此等引揚鮮人ニ對シ長期年賦譲與ノ方法ヲ講シ之レヲ收容シ生活ヲ安定セシムルコトヲ得ハ土地買收ノ目的ニモ合致スルモノトモ思惟セラルル次第ニ付何分ノ御研究相煩シタシ

3

30
内

回 議 箋

號 番 (2號)	昭和十一年 五月 六日	所屬課所
日 起 決 定 送 達	任 主	者 任 擔
藥 部 長 野 村 部 長 興、庶務課長		
名 件 間島買収土地の圖面件 馬 井		
津田新助様 馬井 隆 野村 部 長		

南滿洲鐵道株式會社

(4 2. 欄内読)

五考五〇第 四七號 三ノ四

考查課長

昭和五年六月十六日

奉第三八〇號 一、二

昭和五年六月十六日

東亞勸業株式會社

白紙 考査一課 長

謹啓 兼、御高配相蒙、候東北三省ニ於ケル
昭和四年度水田作付面積及收穫高註朝鮮
人戶數集計致候別冊一通ニ付、御参考
迄、御送付申上候也



水田作付面積及收穫高註朝鮮人戶數表(昭和四年度)

省別	作付面積		水稻收穫高		朝鮮人戶數	
	男	女	男	女	男	女
遼寧省	三六、六六二	三〇	六四、三六四	四〇	六九、三三五	六〇、八四九
吉林省	二七、四六五	三〇	六二、八七三	八二	七五、六九九	一九七、九〇七
黑龍江省	四、七二一	七〇	二八、三三〇	〇	五、七一一	三、四三七
計	六八、八四九	三〇	一五七、四三八	三二	一〇四、〇一六	三〇七、六三五
					二六二、一九三	五二九、八二八

備考

一本表各領事館調査ヲ集計シタルモノナリ

開島
(三八、五六一)

開島
(三八、五六一)

各年度比較對照表

區/年 別	元 年	二 年	對前 年 度 增 減	三 年	對前 年 度 增 減	四 年	對前 年 度 增 減
作 付 面 積	四、三、三、四一	五、七、三、六、三四	十 一、三、九、五、二、八三	六、六、六、七、六	十 四、四、二、五、五	六、八、四、九、二、〇	十 四、一、一、〇、五、四
收 獲 高	七、〇、五、八、九、三、八、九	一、七、五、七、三、五、〇	十 四、七、八、四、一、五、一	一、三、九、一、〇、九	十 一、五、五、六、四、八、九	一、三、七、四、四、八、八	四、五、三、五、九、九
戶 數	九、七、五、九、四	九、五、三、七	二、四、六、七	一、〇、四、三、三、五	十 九、二、〇、八	一、〇、四、〇、一、六	三、一、九
人 口	五、四、三、八、六、九	五、五、八、七、一、七	四、一、五、二	五、八、〇、二、八、五	十 四、一、五、六、八	五、六、九、八、二、八	五、四、五、七

縣名/區分

作付面積

水稻收穫高

反當收量

朝鮮人戶數

男

女

計

遼寧省

所

石

石

戶

男

女

計

瀋陽

二,三七五〇〇

四五,七四〇〇

一九〇

六,四四八

五,七二五

三,七二五

九,四五一

新民

一,四四〇〇

一八,三三八〇

一三〇

五,四二二

八,八六六

八,六六六

一七,五三二

撫順

一,三三一〇

一七,八八八〇

一三〇

一,三三一

二,三三八

一,六八一

四,〇一九

本溪

三,五〇〇

七〇,二〇〇

二,四〇

一,六三

五,四〇

四,三〇

九,七〇

彰武

三,六三六

四八,四五六〇

一,五三

三七

一,六七

一,三〇

二,九七

通化

三,九〇九

七,七八三六〇

二,二〇

一,五七九

四,四二二

四,〇三六

八,四四八

興京

五,八二七

七,七六一四〇

二,〇〇

二,七八二

一〇,九〇九

九,七五五

二〇,六五四

桓仁

五,一四八

一〇,一七六〇

二,一〇

一,六六三

五,一五五

四,七三七

九,八七〇

鐵峯

一,一四〇

一四,八三〇

二,〇九

五五一

一,〇五一

八八六

一,九一七

開原

三,一五二

一五,三七〇

四八

五三八

一,五一九

一,五五〇

三,八四九

康平

一,四〇

五〇

三四

三四

七九

五七

一三六

海龍	柳河	金川	輝南	清原	法庫	昌圖	安東	鳳城	莊河	岫巖	寬甸	輯安
八三七〇〇	五、二四三〇〇	六八六〇〇	三、五六〇〇	五八七〇〇	一五〇〇		六九三〇〇	四七三〇〇	七九〇	五八一〇〇	五四七〇〇	一一八八〇〇
一六、七四二〇〇	一〇、二六五八〇〇	一五、七三〇〇	六、七二〇〇	二、六四八〇〇	四、五〇〇		一、九八九二〇〇	一〇、〇四五〇〇	二、三四〇〇	一、八八〇〇	一、四、六、七六〇〇	二、六、一、四九〇〇
二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、一〇	三、〇		二、八七	二、一〇	二、九七	六、七	二、六八	二、二〇
一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、九二	七	一	一、九四三	五、七〇	八	一、八	一、七、五、八	二、八、七、三
一、三四九	四、四七九	七、三一	四、一七	六、〇七一	三、三	三	五、二四八	一、九〇一	一、五	五、〇	五、二、五、二	七、七、九、九
一、〇四一	三、六、五、〇	五、九、六、六	三、四〇	六、四二	一、五	二	四、四〇一	一、七、三、六、六	二、八	五、〇	四、八、六、二	七、〇、三、九
二、六、九、〇	八、一、〇、九	一、三、七、七	七、五、七	一、九、一、四	三、八	五	九、五、四、九	三、六、七、七	四、三	一、〇、二	一、〇、〇、九、四	一、四、八、三、八

突泉	洮安	洮南	錦縣	錦西	蓋平	復縣	海城	營口	遼中	遼陽	長白	臨江
二五三〇	一四四〇	九三六〇		三六〇〇			一八三六〇	一八六〇〇	九〇〇〇	六五〇〇	七五〇〇	一一五〇
二六八八〇	七六八〇	一九二〇		〇七〇			四五三九〇	四一八〇〇		九四四〇〇	二、三〇九〇	三四五〇
一〇六	五三	〇		七〇			二四〇	二二〇		一五〇	五〇七	五〇
三七	三二	九六	五	五	一	一八	三四	一四六	六	一〇	二〇六九	二三一
一〇四	八七	二八六	一〇	一三	二	三九	一七五	四〇六	二〇	三五	五九〇三	七四八
八五	七二	二二六	一〇	六	三	五二	一九六	三九〇	一三	三八	五〇二五	四七二
一八九	一五九	五一	二〇	一九	五	七一	三七一	八一六	三三	七三	一〇、九二八	一、三三〇

梨樹	稷惠	懷德	伊通	長春	吉林省	計	康豐	西安	西豐	天山	綏東	通遼
五六〇	四八〇	四二〇	五一三	二一三		五六六六二	四五〇	四六〇	一三二	五〇四	三四八	二三四
〇	〇	〇	〇	六		三〇	〇	〇	一	〇	〇	〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一六三	八三		六四三	一四六	一七一	五四九	二二一	一一三	一八四
〇	〇	〇	八七	二四		四四〇	〇	〇	〇	四〇	六〇	八〇
三	三	三	三	三			四	四	四	二	三	七
〇	五	〇	九	八			一六	一六	一六	〇	六	九
五	三	七	二	一		二六四	九	一	三	一	一	一
五	四	一	五	三		八五	八	三	七	一	四	一
七	七	一六	五	三		六九	二八	三	一〇	六	七	三
五	〇	二	九	六		二五	六	九	五	一	八	六
七	八	九	四	一		六〇	二	九	九	二	五	二
四	四	四	七	九		八四	三	九	六	〇	五	四
二	一	二	九	五		一三〇	五	七	二	四	三	五
四	五	五	八	二		〇七	二	一	〇	六	三	四
九	四	六	八	八		七四	五	六	四	三	三	四

珠 河	五 常	阿 城	榆 樹	扶 餘	雙 城	瀕 江	瑋 春	汪 清	和 龍	延 吉	長 春	農 安
四〇六〇	一九〇	六四六八	二九八〇	三九〇六	二一八四	一四〇〇	一〇六二	一八六八	一〇一〇	七、三三四	九〇〇	三〇
一〇、九六二	四、九五〇	一七、四六四	八、〇五一	九、七六五	五、八九七	三、七八〇	二一、五三七	三、六六七	一八、九一〇	一四七、五〇六	三、五一〇	一、一七〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二六	二七	二六	二七	二五	二七	二七	二〇	一七	一九	二〇	三九	三九
二九	一三六	四六二	二一三	二七九	一五六	四八〇	八、六六九	七、〇〇四	一六、七九六	五、四、九八五	四	一三
八一	四五五	一、二四五	六〇九	八六〇	四七三	九七七	二六、五六八	一九、七五七	五、三、八三	一〇五、六六一	一三三	三九
五三	一一	六七三	三九〇	四七二	二五二	八五五	二五、五六四	一七、四一三	四、〇六六	九〇、四五四	一一〇	三〇
一三四	六六六	一八一五	一〇〇一	一三三五	七三五	一八三〇	四九、九五二	五七、一五〇	一〇、〇、五四四	一九四、一五	二四三	六九

虎林	饒河	綏遠	富錦	樟川	依蘭	方正	賓嶺	東寧	穆稜	寧安	革河	同嶺
一一九	六四九	九一五	四三四	三九二	一三八	九八〇	三四一	八一七	四三七	八六二	一三八	二〇三
〇〇	六〇	六〇	四〇	二〇	六〇	〇〇	六〇	六〇	〇〇	〇〇	六〇	〇〇
三四九九	一六六二	一八八〇	八六〇	七八〇	一八八〇	六二五	八八八	三〇四	一〇六七	四〇六	三六〇	五三七
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇
八五	四六四	六五五	三一	二八	九九	七〇	二四四	五八四	五〇五	一六〇	九九	一四五
二〇〇	一四一五	一八四五	九四	八〇	三三一	二二三	七〇五	一六一八	九二〇	五九九六	三三一	四四〇
一一	五二九	一五二	六六	六〇	一七五	一五三	四三六	一〇五三	六〇九	二〇八一	一五六	二〇八
三〇一	一九三〇	六九九七	一五七	一四二	四九六	三五六	一六一	二八七一	一五九九	五四七七	四七七	七二八

黑龍江省	計	雙陽	濛江	舒蘭	敦化	綏穆	盤石	樺甸	吉林	寶清	勃利	密山
	二七、四六五	三三八	一、一六	二七六	一、二一五	一、三六九	一、一三七	一、四七〇	八一三		一六八	二三八
	三〇	二〇	二〇	〇	一〇	〇	〇	四〇	八〇		〇	二〇
	六、二、八、七、三	八、四、七、六	三、二、四	七、一、六、一	五、三、四、一、七	三、七、八、八	三、五、五、三	九、四、三、二	二、三、〇、一、九		三、五、三、八	四、七、九、二
	八、二	一、六	八、八	六、〇	九、八	〇	〇	〇、八	五、二		〇	〇
		二六六	二六八	二五九	二七五	二七七	二九八	二六八	二七七		二一〇	二一〇
	七、八、四、一、九	一、四、九	三、三、八	一、二、〇	六、三、一	七、八、五	六、一、六	八、四、六	四、四、六		一、二、〇	一、六、三
	三、三、二、六、九、九	三、四、八	八、〇、一	三、二、五	一、九、四、九	二、七、二、五	一、三、一、六	一、八、一、二	一、一、〇、五		三、八、一	四、一、二
	一、九、七、九、〇、七	二、三、三	五、〇、一	二、四、五	一、五、一、三	一、六、七、七	一、〇、四、五	一、三、二、〇	七、五、一		三、一、八	三、四、七
	四、五、〇、六、〇、六	五、八、一	一、三、〇、二	五、六、八	三、四、六、二	四、四、〇、二	三、三、六、一	三、一、三、二	一、八、五、六		六、九、九	七、一、九

海倫	綏楞	望奎	綏化	慶城	木蘭	泰來	景星	青崗	肇東	安達	龍江	雅魯
一四	一四			一七二	三八八	一〇六三	一八七	五〇			一四	三三四
四〇	四〇			八〇	八〇	二〇	二〇	四〇			四〇	〇〇
三〇〇	三〇〇			二二五	八一〇	四三、五〇	三九〇	一〇五			三〇〇	六、七五〇
〇〇	〇〇			〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			〇〇	〇〇
〇〇	〇〇			一三〇	二〇八	四一〇	二〇八	二〇八			二〇八	二〇〇
〇	〇			五三	二八〇	二二三	七六	一〇〇	五	一五	七二	一六二
〇〇	一八	七	六	一六二	六三四	四五〇	一五一	三〇八	一〇	二五	一三七	三三六
一四	一〇	四	四	一〇四	三七六	三一六	一〇五	一九三	一一	二四	一二五	二〇六
三〇	二八	一一	一〇	二六六	一〇一〇	七六六	二五六	五〇一	二二	四九	二五二	五四二

總計	計	黑河	瓊瑯	烏雲	羅北	綏東	渤海	通河	巴彥
六八八四九三〇	四七三一七〇			三六〇〇		一八四六一〇	二八五八〇	二八三八〇	四一四〇
一五七四四八二五	二八、三三〇〇			七五〇〇		五八、四六〇〇	五九、五五〇〇	五八、五〇〇〇	八五五〇〇
二五									
				二〇〇八		二〇〇八	二〇〇七	二〇〇六	二〇〇六
一〇四、〇一六	六、一一二	一一〇	六	一六〇	一五八	二八〇	一八七	一八八	二〇
三〇七、六五五	五七二	三六〇	二〇	六四〇	四六〇	七九〇	五七六	五五一	六〇
二六二、九三五	三四三七	一九〇	一〇	三六〇	三八〇	四六〇	三一九	二八五	四〇
五五、六九八二八	九、一四八	五五〇	三〇	一〇〇〇	七四〇	一、三五〇	八九五	八三六	一〇〇



寫發送先 副總裁、文書課長、業務課長、調査課長、資料課長
 殖産部長、各地方事務所長、撫順炭礦庶務課長
 安地勅第九八號ノ一

昭和五年六月二十五日

安東地方事務所長

地方部長 殿

附屬地居住者ノ私經濟及其ノ移動情況報告ノ件

首題ノ件ニ關シ昭和四年下半年分左記ノ通報告ス

記

一 附屬地居住者私經濟生活ノ消長ト概觀

安東人ノ私經濟生活ハ木材、柞蠶特産物ノ消長ト密接ナ關係ヲ
 有スルニ久シク不況ヲ持續セシ經濟界ハ未曾有ノ銀暴落ニ禍サ
 レテ一層之ヲ惡化セシメ各方面ノ取引上及事業上ニ惡影響ヲ及
 セリ

愈々結水期ニ入り諸工事一段落ヲ告ケ製材工場ノ如キハ殆ント
 休止状態ニテ工場ノ煙突ヲ通シテ私經濟生活ノ消長ヲ觀ヘル觀
 カスル

油房業モ活氣乏シク賣物極度ニ細ク引合更ニ振ハス近年稀有ノ
 閑散状ヲ呈セリ大連市場粕豆トモ大暴落ヲ傳ヘ内地朝鮮トモ買
 氣一頓挫ヲ來セリ

銀安ニ依ル對内爲替ノ有利ニ依リ日滿輸出貿易ノ促進ヲ羨望セ
 レタルモ事實之ニ反シ金融逼迫ノ爲メ期待セシ程ニナラス却ツ
 テ支那側ノ購買力ノ激減ヲ招キ一般商取引ハ貸倒ヲ慮レ頗ル閑
 散ノ状態ナリ

一 般ニ緊縮勸行徹底シ邦人側モ消費節約現金取引ヲ勵行シ一ニ
 資金回轉ノ敏捷ヲ圖リ併セテストツクノ減少ニ努力シ居レリ
 二 附屬地居住者ノ戸口ノ移動及兵ノ趨勢情況

イ、戸 數

區別	今期調查期		前期調查期		前年同期調查期		增	前期比較	前
	末現在	數比率實	末現在	數比率實	末現在	數比率實			
日滿鐵社員	40,700	70.0	38,900	66.5	31,500	54.0	↑	30.0	↑
	5,100	8.9	4,000	6.8	3,500	5.8	↑	3.0	↑
	10,000	16.5	11,100	19.0	14,500	23.8	↓	13.0	↓
	24,600	40.6	23,800	40.7	20,000	32.4	↑	19.0	↑
日本官公吏	17,100	28.8	16,900	29.0	16,900	28.0	↑	16.0	↑
	2,000	3.3	2,000	3.4	2,000	3.3	↑	2.0	↑
	15,100	25.5	14,900	25.6	14,900	24.7	↑	14.0	↑
	10,000	16.8	9,000	15.6	9,000	14.0	↑	8.0	↑
中國滿鐵社員	11,000	18.3	11,200	19.4	10,000	16.4	↑	10.0	↑
	1,000	1.7	1,000	1.7	1,000	1.6	↑	1.0	↑
	10,000	16.6	10,200	17.7	9,000	14.8	↑	9.0	↑
	100	0.2	100	0.2	100	0.2	↑	0.1	↑
國官公吏	1,000	1.7	1,000	1.7	1,000	1.6	↑	1.0	↑
	1,000	1.7	1,000	1.7	1,000	1.6	↑	1.0	↑
	1,000	1.7	1,000	1.7	1,000	1.6	↑	1.0	↑
	1,000	1.7	1,000	1.7	1,000	1.6	↑	1.0	↑
人小計	85,800	143.8	82,000	141.8	78,000	129.0	↑	75.0	↑
	10,000	16.7	10,000	17.2	10,000	16.4	↑	10.0	↑
	75,800	127.1	72,000	124.6	68,000	112.6	↑	65.0	↑
	100	0.2	100	0.2	100	0.2	↑	0.1	↑
其他外國人	100	0.2	100	0.2	100	0.2	↑	0.1	↑
	100	0.2	100	0.2	100	0.2	↑	0.1	↑
	100	0.2	100	0.2	100	0.2	↑	0.1	↑
	100	0.2	100	0.2	100	0.2	↑	0.1	↑
計	177,400	296.0	172,000	293.0	164,000	275.0	↑	160.0	↑



口 人 口

今期末現在前期末現在前年同期末現在

増減

區 別	實 數		比 率		前 年 同 期 末 現 在		比 率	
	實 數	比 率	實 數	比 率	實 數	比 率	實 數	比 率
日 滿 鐵 社 員	22,883	88.9	17,684	80.6	22,314	81.5	22,883	88.9
日 官 公 吏	1,070	4.1	1,229	5.6	1,094	3.9	1,070	4.1
日 其 他	1,018	3.9	1,031	4.7	1,030	3.7	1,018	3.9
小 計	24,971	96.9	19,944	91.0	24,438	88.1	24,971	96.9
中 滿 鐵 社 員	8,791	33.0	10,024	45.9	11,224	40.8	8,791	33.0
國 官 公 吏	1,891	7.3	2,211	9.9	2,129	7.7	1,891	7.3
其 他	5,809	22.6	5,874	26.8	6,871	24.5	5,809	22.6
小 計	16,491	62.9	18,109	82.6	20,224	73.0	16,491	62.9
其 他 外 國 人	9	0.0	101	0.5	18	0.0	9	0.0
計	28,512	100.0	21,154	100.0	27,700	100.0	28,512	100.0

註 △印ハ朝鮮人ヲ示ス

ハ勞 銀

日 給

勞賃ハ平均ヲ示ス

二八〇

職 名	日支別	今 期 末	前 期 末	前 年 同 期 末
大工職	日本人 支那人	三、五〇〇圓 一、三〇〇	三、二〇〇 一、六〇〇	三、一〇〇 一、五〇〇
托物職	日本人 支那人	八〇〇〇 三、五〇〇	三、一〇〇 一、五〇〇	三、一〇〇 一、五〇〇
左官職	日本人 支那人	四〇〇〇 一、五〇〇	三、六五〇 一、九〇〇	三、五五〇 一、八〇〇
洋服職	日本人 支那人	五、五〇〇 三、七〇〇	二、八五〇 一、八五〇	二、七五〇 一、七五〇
靴 工	日本人 支那人	二、五〇〇 八〇〇	二、〇〇〇 一、〇〇〇	二、〇〇〇 一、〇〇〇
ペンキ職	日本人 支那人	二、八〇〇 九〇〇	二、七五〇 一、一〇〇	二、七五〇 一、一〇〇
活版職	朝鮮人 支那人	一、二五〇 一、〇五〇	一、七五〇 一、二五〇	一、七五〇 一、二五〇
苦 力		小洋五〇	六〇	六〇

本地第四九五號

昭和五年六月三十日

殖産部長

大島

商工課長

地方部長 殿

本溪湖地方事務所長

輸出貿易係 田

附屬地居住者ノ私經濟及其ノ移動狀況報告ノ件

首題ノ件昭和四年度下半年分左記報告ス

記

一 附屬地居住者ノ私經濟生活ノ消長ノ概況

當地居住者ノ八割ハ煤鐵公司滿鐵及軍隊ノ俸給生活者ニシテ其他ト雖之等ニヨリ生活スル者大部分ヲ占メ居ルカ煤鐵公司、滿鐵軍隊ニテハ移動ナク從テ居住者ノ生活狀態モ殆ト前期ト差異ナキモ緊縮宣傳ノ效ハ顯著ニシテ勤勞者ノ消費ハ節約セラレ一般營業者ハ之カ影響ヲ受ケ加フルニ銀安益々甚シク爲ニ邦商ニ於テ三〇〇〇圓華商ニ於テ一〇〇〇圓ノ賣上ケ減衰來セリ之カ結果商取引ハ次第ニ

滑ヲ缺キ殊ニ華商ハ賣掛代金未拂ノ爲警察署ヨリ支拂方設法ヲ受クルモノ多數アリト云フ状態ナリ一方金融機關ヲ利用セントスルモノアルモノ預金増加ニ反シ貸出引締ノニ依リ通貨ノ流通力衰へ經濟界ニ一層不況化ヲ惹起セシム

附屬地居住者ノ戸口移動及狀況

(1) 戸數

小計	區別		日 清 鐵 社 員	實 數	今 期 末 現 在	前 期 末 現 在	前 年 同 期 末 現 在	增 減
	本 官 公 吏	人 其 他						
△ 九 三 九	△ 三 九 八	△ 七 一	四 六 八	四 三 〇	四 九 八	四 三 二	四 二 二	△ 三 〇
六 八 %	三 一 %	七 %	〇 %	〇 %	二 %	二 %	二 %	△ 三 〇
△ 九 五 〇	△ 三 八 八	△ 七 二	四 九 八	四 三 二	四 九 八	四 三 二	四 二 二	△ 三 〇
六 八 %	三 〇 %	六 %	〇 %	〇 %	二 %	二 %	二 %	△ 三 〇
△ 八 九 二	△ 四 一 〇	△ 七 二	四 九 八	四 三 二	四 九 八	四 三 二	四 二 二	△ 三 〇
七 〇 %	三 二 %	六 %	〇 %	〇 %	二 %	二 %	二 %	△ 三 〇
△ 九 三 九	△ 三 九 八	△ 七 一	四 六 八	四 三 〇	四 九 八	四 三 二	四 二 二	△ 三 〇
六 八 %	三 一 %	七 %	〇 %	〇 %	二 %	二 %	二 %	△ 三 〇

(四) 人口

計	其他外國人	小計	中滿鐵社員	
			人其 他	國官 公吏
△ 三 一 六		三 七 七	一 九 七	一 七 二
一 〇 〇 %		三 二 %	一 七 %	一 四 %
△ 三 一 〇		五 七 五	一 六 九	一 九 八
一 〇 〇 %		五 二 %	一 五 %	一 六 %
△ 二 一 七		五 八 八	二 五 五	一 四 六
一 〇 〇 %		五 〇 %	一 八 %	一 一 %
┌ 一 八		┌ 二	┌ 二 八	┌ 二 六
┌ 二 九		┌ 一 一	┌ 五 六	┌ 二

人其 他	本官 公吏	日滿鐵社員	區 別	
			實 數	今 期 末 前 期
△ 六 五 三	△ 二 六 三	一 一 〇 二	實 數	今 期 末 前 期
五 六 %	五 %	二 二 %	比 率	今 期 末 前 期
△ 三 七 二	二 五 八	一 一 三 二	實 數	前 年 同 期 末
五 六 %	五 %	二 二 %	比 率	前 年 同 期 末
△ 六 一 〇	△ 二 五 二	一 〇 八 一	實 數	增 減
五 五 %	五 %	二 三 %	比 率	增 減
┌ 六 七	┌ 五	┌ 三 〇	現 在	前 期 末 前 年 同 期 末 比 較
┌ 四 九	┌ 二 八	┌ 二 一	比 較	前 年 同 期 末 比 較

料理店營業者ノ業績ノ概況

店計	理朝鮮人	料本人	區別		今 期 末	前 期 末	前 年 同 期 末	前 期 比 較 増 減	前 年 同 期 末 比 較
			營業者數	營業金額					
六	二	四							
一四二五五三〇	八五六八〇	一五三七九五〇							
六	二	四							
一四六九三一二	五三二〇〇	一八一六五二二							
六	二	四							
一四三二一九七	五三三〇〇	一七七八八九七							
	〇	〇							
(+) 五五九一八	(+) 三二四八〇	(+) 二一四三八							
	〇	〇							
(+) 五九一四三三	(+) 三二四八〇	(+) 五九〇五三							



長



本署發送先

地方部長（二通）、副總裁、文書課長、渉外課長、業務課長
 庶務課長、調査課長、興業部長、撫順炭礦庶務課長、
 營口、瓦房店、鐵嶺、本溪湖、開原、安東、四平街、遼陽、
 公主嶺、鞍山、長春、大石橋各地方事務所長 宛

奉地商第八一號ノ一

昭和五年六月

日

奉天地方事務所長

地方部長 殿

附屬地居住者ノ私經濟及其ノ移動狀況
報告ノ件

首題ニ關シ昭和四年下半年分左記報告ス

親展



料理店營業者及民衆娛樂場經營者ノ業績ノ概況

柳町料理店水揚高

柳町ハ春天附屬地ニ於ケル邦人遊廓ニシテ貸座敷營業者二十四軒料理屋七軒合計三十一軒ヲ有ス

今期水揚高金額ノ詳細ハ未タ纏マラサル爲詳報爲ス能ハスト雖モ一般ニ追々不景氣ニシテ前期水揚高ニ比シ約三割減ナルヘシ遊客モ散財程度減少シ實質主義トナリカフエー其他飲食店ニ於ケル散財力之レニ代ツテ繁昌シ尙且ツ柳町ノ景氣ハ十間房一流ノ料理店及ヒ朝鮮人料理店ニ販收セラルルカ如キ感ヲ有ス

一、附屬地外隣接地居住者（主トシテ邦人、朝鮮人ヲ含ム）ノ私經
濟及其ノ遷移狀況

朝鮮人事情

月別	戸數		市人口		市外人口	
	市	外	男	女	男	女
一〇	七三四	四〇九八	二〇二六	一七六〇	一、四一八	九五六八
一一	七八三	四一二七	二一三	一八三二	一、五九五	九六五一
一二	七九二	三〇九〇	二〇一	一、九二四	八、五四一	七二八七
一八	一三三	六五七	二一六	一、五三一	八、五六七	七三五八
二七	九七三	一二七	一、七七一	一、九一九	八、六一九	七、三五〇
三七	九七三	一二八	一、六七一	一、九〇四	八、六九二	七、三七五

市街ハ附屬地、十間村、小西園、城内ニ於ケル居住者
市外ハ北陵、吳家荒、公太屋、碑南、朝陽鎮、北山城
子方面一帯

朝鮮人ノ増加スル原因ハ朝鮮内地ノ生活難ニ追ハレ滿洲ノ耕作有望ナルヲ漫然ト陶キ無智ヨリ起ル憧憬ノ情禁シ難ク何等當ナク渡滬スル者ニシテ一家一族引連レ奉天迄ノ旅費ヲ漸ク工面シテ來ルカ如キ者多シ今二月一日現在ノ戸口數ヲ昨年ニ比較スレハ其ノ増減状態左ノ如シ（北盛、吳家荒、公太屋、五道橋一帶）

増加	市		外	
	戸口	人	戸口	人
一一五	五三六	二二九	六一〇	一
明年	四一八	二〇八	七	一一四
今年	五三三	二六二	三	一四三
今年	五三三	二六二	三	一四三
明年	四一八	二〇八	七	一一四

期クノ如ク鮮人ノ人口増加ニ連レ奉天附近ノ新作水田圃範圍状態ヲ見ルニ昨年比ノ三八一七天堀ニ比シ今年比約五四一大堀ノ増加ハ正ニ之等鮮人ニ依リ増進セラレタルモノナルヘシ

之等新作地ト稱スルハ所關奉天附近北段、吳家堯、公太堡、五道溝附近一帶ノ鮮人新作地ニシテ山山坂子、朝陽鎮方面ハ含マズ尙將來開墾ノ餘地ハ充分アルモノノ如シ

一、昨年ノ水害被害者

昨年七月ニ於ケル非常ナル降雨ノ爲水害トナリ被害甚シカリシ状態ハ前期報告ニ記載シタル通りナルカ其後ノ處置トシテ被害者三千人以上ニ到スル細口ヲ繁ク途ハ居留民會カ主トナリ水害救済會ヲ組織シ領事館其他ニ依頼シテ一般寄附金ヲ募リ春迄ノ食糧ヲ與ヘムトセリ然レ共其寄附金額僅カ壹萬壹千圓ニ達シタノミニシテハ到底斯ク多量ノ被害者ノ食糧ニハ充分ナラス更ニ民會及領事館ハ之等ノ救済ノ爲朝鮮總督府ニ依頼シ然ルヘク救済金ノ賣出万ヲ相談シタル結果壹萬貳千圓ヲ得ルコトトナリ兎ニ角之等ノ金額ヲ以テ一箇月一人當リ一圓二十錢ヲ支給シツツ四月迄細口ヲ潤スコトトセリ

一、農民

奉天管内ニ於ケル鮮人農夫ハ約六千人ト稱セラルルカ奉天附近
 (北陵、吳家荒、公太堡、五道溝)ノ鮮人農夫ハ約四千人ナル
 ヘシ内柳葉公司耕作地ニ五二六町歩ニ對スル鮮農ハ内二千八百
 人(戸數五四五戸)ニシテ毎年増加ノ傾向ニアリ
 彼等農夫ハ主トシテ支那人所有地ニ小作人トシテ佃クモノニシ
 テ地主トハ秋收穫高ヲ切半スルヲ原則トナシツツアルカ毎年人
 口増加ノ結果耕作地面ノ獲得競争トナリ切半以下ニテ契約スル
 傾向ヲ現出セリ尙支那人地主ヨリ借り受クル勞動資金ハ金利高
 ク且常ニ押取セラルル状態ニアレハ株式會社共源公司ハ之等農
 民ニ對スル勞資金ヲ貸シ與ヘ援助シツツアリ今年共源公司貸出
 額ハ四萬四千圓也ト稱セラル
 之等農民ノ生活状態ハ支那人苦力階級ニ等シク常食トシテ粟ヲ
 食シ其生活費ハ一人平均三圓五十錢乃至四圓位ナリ

一 市街鮮人

市街中ニ居住スル鮮人ハ主トシテ十間房西塔ヲ中心トシテ小西園、城内ニ居住シ尙附屬地ノモノヲ合シテ合計七九七戸ヲ有ス主ナル營業トシテハ製米業、特産業、皮革靴、雜貨商、(主トシテ鮮人相手)ゴム靴商、朝鮮料理店等ナルカ例レモ小規模ノモノニシテ小經營者ノミナリ之等鮮人營業者ノ現狀ニ於テハ資金ノ金融ニ便宜ナル機關ナク似々タル存在ヲ辛ウシテ繼續シツツアルノ狀態ナリ

故モ困ルハ農業ノ經驗ナキ労働者ニシテ常ニ工場、筋肉労働ハ支那人ノ占有スル處ニシテ求ムルニ暇ナク四苦八苦ノ生活ニ呻吟シツツアリ其數目下無慮五六百人ニシテ辛ウシテ日傭人夫トナリ雜務ヲ見付ケツツ富庶ナキ生活ニ彷徨シツツアリ

一 労働組合ノ設立

右ノ如キ狀態ニテ鮮人労働者ハ常ニ支那人ニ壓迫セラレテ生活ノ不安ヲ來シツツアリ且職業ニアリツタコトサヘ安定ヲ缺ク狀態ニアルニ依リ在學鮮人有力者李敏應氏(南滿公司ノ出

長地銀七圓五号

昭和五年七月八日

次長不在

地方部長 殿



授與處方書所長



同地銀七圓五号ノ私銀及私銀狀泥銀ノ件
官報ニ附シ昭和四年下半年分左記ノ報報告ス

記

三附屬地居住者ノ戸數移動及遷移狀態

一戸數

長 春

區別	今日未現在				前期未現在				前年同期未現在				前朝比較		前年同期比較	
	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%
本日 人	滿鐵社員	1000	100													
	官公吏	1000	100													
中 人	滿鐵社員	1000	100													
	官公吏	1000	100													
其他 人	小計	1000	100													
	其他外國人	1000	100													
計	1000	100														

備考

一、△印ハ朝鮮人戸數

二、官公吏中ニハ軍人軍屬ヲ含マス

三、前期及前年同期ハ滿鐵社員官公吏ト内譯セザリシヲ比較ス

ルヲ得ス

范家屯

區別	日本日				中國人			
	落後社員	官公吏	其ノ他	小計	落後社員	官公吏	其ノ他	小計
今期末現在	12	1	1	14	2	1	1	4
實數	12	1	1	14	2	1	1	4
%	100	8.3	8.3	100	50	25	25	100
前期末現在								
實數								
%								
前年同期末現在								
實數								
%								
增(+) 減(-)								
前期比較								
前期比較								
前年同期比較								
前年同期比較								

人口

長春

區別	日本				中國				外國人	計
	高等職員	官公吏	其ノ他	小計	高等職員	官公吏	其ノ他	小計		
今期末現在	實數	3,121	19	3,140	10,000	17,500	2,000	19,500	22,640	
前期未現在	實數	3,121	19	3,140	9,800	17,500	2,000	19,300	22,440	
前年同期未現在	實數	3,121	19	3,140	9,098	17,500	2,000	18,598	21,738	
增(+)減(-)	前期比較			0	+240	0	0	+200	+200	
前年同期比較				0	+1,402	0	0	+1,002	+902	

飛家屯

區別	今期末現在			前期末現在			前年向期末現在			增上	前四比較	前年同期比較
	實數	%		實數	%		實數	%				
滿蒙計員	121	4										
官公吏	121	4										
其他	121	4										
小計	121	4										
日本日	121	4										
官公吏	121	4										
其他	121	4										
小計	121	4										
中國人	121	4										
滿蒙計員	121	4										
官公吏	121	4										
其他	121	4										
小計	121	4										
計	121	4										

三公費及手計科其種各種税金賦課徵收並給米料及土產等項

取納成額上ヨリ種々手計科地籍住者以類等ノ為現狀

山獎金及手計科

總務課長

事務課長

事務課長

發第四九七號

手

考查課長

昭和五年七月八日

艾藤 謙

東亞勸業株式會社

事務取締役

井 備 治

五三〇九七一四三

南滿洲鐵道株式會社

考查課長 中山 正三郎 殿

問島土地問題ノ件

拜啓問島土地問題ハ昨年末ヲ以テ一時全ク終熄致候處今春復々別記員
 收土地ニ對シ突如國土盜賣問題ヲ惹起シ名義人車斗均ハ遂ニ支那儲縣
 署ニ拘禁セララルニ至リ去六月九日附延吉縣政府ハ布告ヲ以テ全政府
 行政審判ノ結果本土地奪ハ之ヲ沒收處分トシ無效ヲ公告シ更ニ刑金
 トシテ銀四千圓ヲ課スル旨ノ判決有之候趣報告ニ接シ候ニ付目下訴訟法
 規定ニヨリ車斗均ヨリ吉林省民政廳ニ對シ單純ナル債務關係ナルコト

ヲ立證シ上訴ノ手續ヲ執ラシメタル上更ニ累ヲ他址ニ及サザル様極力
邊ノ聯絡ヲ圖ル必要有之目下支那人囑託ヲ該地ニ急行セシメ各方面

ノ諒解ヲ圖ルヘク手配中ニ有之候一面該地ハ東拓出張所トモ諒解ヲ得
テ本件ハ單純ナル東拓ノ債務關係ニ外ナラサル旨ヲ強固ニ主張シ得ル
様形式ヲ整備致置候モノニ有之候土地權利保全ニ關シテハ多少ノ運費
費ヲ要スルモノトシテモ速ニ解決シ他ニ案ヲ及ホササルヲ得策ト被存
申候ニ付取急キ事件ノ真相ヲ闡明ノ上對策ヲ講スルヘク目下夫々手配
中ニ有之候間何卒御諒知置賜リ度石不取收御報告申上候 敬 具

買整第六號 記

(車斗均阿化名)

名義人 卓 衛 弼

延吉縣勇智鄉二甲帽山前村

面積 地券面積三六畝六 實面積一一一畝一一

買收金額 金一〇、〇〇〇、〇〇〇

原地主名 呂 發

契約月日 昭和四年八月二十日

認訖月日 昭和四年九月十日 (開島日本總領事館)

期 間 三十箇年

地 券 財政部執照 一枚

買整第八號

名 義 人 車 衛 錫

位 置

延吉縣四區五甲四通溝

面 積

地券面積六五_〇〇二 實面積六五_〇〇二

買收價格

金一三、〇〇〇、圓〇〇

原地主名

劉 鶴 松

契約月日

昭和四年八月二十日

認證月日

昭和四年九月十日（間島總領事館）

期 間

三十箇年

地 券

財政部執照 一枚



間島東亞勸業會社買收地
繪 查 及 引 繼

立會報告書

依命小執等昭和五年五月二十五日ヨリ同六月三日迄ノ間間島地方ニ滯
在東亞勸業會社ノ買收地現地調査ニ當リ茲今回同此ヲ退社セル買收地
當者江極原市郎氏ヨリ同社員井上權藏氏ヘノ事務引繼ニ立會ヒタルニ
就キ別冊ノ通り報告書提出ス

昭和五年七月三十一日

大

總 裁

地方部	事務員	杉 本 吉 五 郎
地方部地方課		情 岡 茂
殖産部農務課		富 永 金 雄





第一項 視 察

第一 視察地ノ範圍

小職等一行ハ五月二十五日間烏龍井村到着後、勸業側現地引續ニ立會フヘク種々出發準備ノ手筈ヲ整ヘルト共ニ當時既ニ間島一帯ハ不逞團ノ威感流架ニ依リ秩序感化ノ傾向アリシニ鑑ミ一應出先官感ニ了解打合セノ必要アルヲ認メ早速在龍井總領事館ニ岡田總領事・瀧山副領事・相場警察部長等ヲ訪問一行ノ用務ニ付留意ナキ懸念ヲ為ホタルニ三氏トモ均シク一行ノ奥地視察ハ甚タ時機ヲ得サルモノト爲シ即チ漸ク沈靜セムトスル土地買收問題ヲ再燃セシムルノミナラス支那側ノ感觸ヲ利戟スル結果土地名義人ニ對シテモ不諒不安ヲ與ヘ既買收地ノ權利確保ノ上ニモ重大ナル影響ヲ及ボス虞アルヲ注意サレ此際可及的奥



然モ前記八箇所ノ觀察終ルヤ否ヤ五月三十日ニハ間島一帶ニ不逞共
 産團ノ大暴動突發シ之カ爲第ニ段ノ進行法ニ依ル奥地觀察計劃モ遂ニ
 畫斷ニ歸シ遂ニ間島買收地三十八箇所中僅カニ龍井村ヲ中心トスル八
 箇所ヲ觀察シタルノマニテ引揚タルノ已ムナキニ至リシハ甚タ遺憾ト
 スル所ナリ

第ニ

四買收地ノ現狀

(一)各筆地ノ現狀及附圖

土地ノ現狀ト云フモ素ヨリ前陳ノ事情ニ依リ濶行的ニ觀察セルモノ
 從テ現地附近ニ於ケル鮮人ニ付何等總取ノ機會モ有セサリシ次第ニシ
 テ單ニ買收當事者タル江種氏ノ説明ニ依リ汽車乃至馬車上ヨリ一瞥ヲ
 加ヘタルニ過キサルモノナリ從テ未踏査ニ係ル本觀察地外ニ屬スルモ
 ノニ就テハ當時ノ同地方買地擔當員タリシ井上勸業公司員ノ説明ト左
 記附屬關係圖面ニ依リテ其ノ大体ヲ想見シタルニ過キス



- 第三號地 (所在 延吉縣 守信鄉 面積 公簿 一一四五畷 實際 一一二町)
- (1) 位 置 龍井村ヨリ海蘭河ニ沿ヒ西南ヘ約一里半内外
- (2) 地 勢 本地區ノ東南約三分ノ二ハ山地ニシテ西北方ニ向ヒ緩傾斜スル外他ハ平坦ナリ
- (3) 開 墾 全部開墾サレ平地ノ一部分ハ水田ナルモ他ハ全部畑地ナリ
- (4) 地 味 平地ハ概ネ殖質壤土ニシテ地味良好ナルモ山地桑質土ナレハ地味中等
- (5) 耕 作 物 全部滿耕シアルモ未タ發芽セス
- (6) 交 通 龍井ヨリ頭遺溝ニ至ル道路本地區ヲ貫通スルヲ以テ交通至便ナリ
- (7) 其 他 本區平坦地内ニ鮮人家屋二、三十戸内外アリ



- 第三十一號地 (所在 延吉縣四區 東古城子屯 面積 公簿 三三、三畝 實際 三一、六町)
- (1) 位 置 龍井ノ西兩約二里
- (2) 地 勢 北端ハ龍井頭遺溝街道ニ接シ狹長ナル地形ニシテ平地ナリ
- (3) 用 途 全部畑地ナリ
- (4) 地 味 砂質壤土ナルモ概シテ良好
- (5) 耕 作 物 當時未タ春耕サレス昨年ノ包米ノ切株ソノ莖ノ所モアリタ
リ
- (6) 交 通 龍井、頭遺溝街道ニ接スルヲ以テ交通便利ナリ
- (7) 其 他 本春來相當降雨アリシカ街道ヲ界スル土堤缺壞シ之カ爲街
道ニ沿フ北方地區約二、三町歩面積ノ儘ナルヲ見ル



(キイブ新四號)

- 第三十七號地 (所在 延吉縣四區二甲、東古城子屯
面積 公簿 一八畝 實際 一五町九)
- (1) 位 置 第三十一號地ノ西兩約十町内外
- (2) 地 勢 大体長方形ノ地域ニシテ平坦、兩方ノ一部ハ海蘭河ニ沿フ
- (3) 圃 邊 大部分水田ナリ
- (4) 地 味 壤質壤土ニシテ佳良
- (5) 耕作物 一部澆水サレ居ルノミニテ未タ移植セラレス
- (6) 交 通 龍井頭遺溝街道ニ近接シ運載ノ便大ナリ
- (7) 其 他 本區ハ大体海蘭河ニ沿フヲ以テ用水ハ至便ナリ



	第二十七號地	所在
(1) 位置	天圖鐵道、明滿川、喇佛寺南岸向ノ路中間現立ニ在リ三箇所ニ分在シアルモ各分區トモ相近按ス	延吉縣二區 公簿 六三一噸 學田 三〇 實際 五三町 二一六
(2) 地勢	一般ニ平坦ニシテ本地區ノ北端ハ布爾哈通河沿ノ楊柳素茂地ニ境ス向鐵道ハ本地區ヲ東西ニ貫通ス	
(3) 開墾	大部分ハ畑地ニシテ北部地區ニ約一町内外ノ水田アリ	
(4) 地味	此ノ附近一帶ハ砂質壤土ニシテ地味一般ニ良好ナリ	
(5) 耕作物	畑耕シアルモ作物未タ發達ノ域ニ達セス	
(6) 交通	本區ハ吉林街道ニ接スルヲ以テ交通ノ點ハ至便ナリ	
(7) 其他	河沿附近ノ一部ハ布爾哈通河ノ増水如何ニ依リテハ時ニ浸水アルヤモ保シ難シ	
	向本地區ニハ鮮人家屋五、六戸見エタリ	



(タイゾ紙四號)

- 第三十四號地 (所在 延吉縣二區一甲 馬鹿沟屯 面積 公簿 三二响八 實際二四町七)
- (1) 位置 天圖鐵道、銅佛寺驛ヨリ東方鐵路ニ沿ヒ約半里内外ノ地點ニアリ
- (2) 地勢 地形狹長、全面積ノ約三分ノ二ヲ占ムル北方地區ハ概ネ平坦ナルモ兩方地區ハ一部丘陵ヲ成ス鐵道ハ北方地區ヲ横斷シ線路北約二町内外ニシテ布爾哈通河ニ達スヘシ河沿ニハ險少ナル楊柳繁茂シ河岸ハ斷崖トナル
- (3) 開墾 大部分畑地ニシテ兩方丘陵地ニハ雜木粗生スルヲ見ル
- (4) 地味 北部地區ハ砂質壤土ニシテ地味佳良ナリ
- (5) 耕作物 全部劬耕シアルモ發芽ニ至ラス
- (6) 交通 吉林街道ニ近接シ便利ナリ



第五 區區 (所在 延吉縣尙義郡三甲大蕪箕沟)
面積 公簿一四四畝六 實際 一八〇町

第三十三號區 (所在 全 右)
面積 公簿 二二畝八五 實際二〇町

前記兩地區ハ一團ヲ爲スヲ以テ便宜上一括記述スル

(1) 位 置 綏陽寺驛ヨリ西北約一里内外ノ所ニ在リ第三十三號地ハ線
路ノ北側ニ又第五號地ハ其ノ一部線路ノ北側ニアルモ大部
分ハ線路ノ兩方ニ在リ

(2) 地 形 線路北方地區ハ平坦ナルモ兩方地區ハ緩漫ナル丘陵地ナリ

(3) 開 墾 全部開墾地ニシテ畑地ナリ

(4) 地 味 線路附近ヲ見ルニ大体砂質壤土ニシテ地味中等

(5) 耕 作 物 未タ發芽ニ至ラス

(6) 交 通 吉林街道ニ接スルヲ以テ交通運搬ハ便利ナリ



(タイフ紙四號)

- 第二十八號地 (所在 延吉縣老頭溝
面積 公簿 一三畝 實際 三五〇町)
- (1) 位置 天圖鐵道ノ終端驛タル老頭溝ヨリ西方約二、三町布爾哈通河ノ右岸ニ沿フ地點ニ在リ
- (2) 地勢 東方ニ向フ傾斜地ニシテ上部山頂ニ近キ部分ハ相當傾斜アルモ中部以下ハ緩傾斜ヲ成シ兩端ニ差支ナレ尤モ下線ハ布爾哈通河ニ臨ミテ諸處斷崖ヲ爲ス
- (3) 開墾 下線一帯ニハ雜木多少繁茂シ且中部地域ハ藪々ト開墾サレ畑地トナレルヲ見ルモ他ハ雜草密生スル未墾地ナリ
- (4) 地味 表土多少薄過キルモ開墾當初ナラハ地味ハ比較的可ナラム
- (5) 耕作物 不明
- (6) 交通 老頭溝市街ヲ目ノ前ニ控ヘ極メテ至便ナリ
- (7) 其他 本地區ハ一帶高燥地ナレハ開墾後時ニ多少ノ旱害ヲ受クルコトヲ免レサルヘシ



(二) 一般經營價值

今回觀察セル以上八箇所ノ土地面積ヲ總括スレハ大約七八七町步ニシテ間島ニ於ケル買收土地總面積七二〇九町步ノ約一割強ニシキサルモ現ニ畑乃至水田トシテ利用サルル面積ハ四五三町步ニ達スルヲ以テ之ヲ買收土地總利用面積一三一七町步ニ對比スレハ正ニ其ノ三四%ヲ占ムル關係ニアリ然モ之等土地中第二十八號地ヲ除ケハ他ハ總テ既墾地ニシテ布爾哈通河及海蘭河中下流ニ沿フ平地乃至緩漫ナル丘陵地ナリ之カ土質ヲ見ルモ大部分砂質壤土ナルカ墾質壤土ナルヲ以テ農耕地トシテハ當間島地方ニ關スル限り有政地點ヲ占ムルモノト認メラル

次ニ之ヲ交通運輸上ヨリ觀ルニ海蘭河流域所在土地ハ龍井頭遺溝街遺ニ沿ヒ又布爾哈通河流域所在土地ハ現ニ天圖輕便鐵路ニ依リ貫通横



斷セラルル箇所多ク且延吉、吉林間ノ大街道ニ近接スルノミナラス更ニ販路關係ヨリスルモ前者ハ概ネ一里半乃至二里内外ニシテ龍井村市場ニ到ルヘク後者ハ天圖鐵道老頭溝、銅佛寺、朝陽川各驛及ヒ支那個中心市場タル大延吉(局子街)ヲ間近カニ控ユルヲ以テ種メテ至便有利ノ地點ニアリ從テ以上ヲ以テスレハ龍井村西三里ナル泉盛湧地方買收地(第六區、第九區及第十一區區)ト共ニ本件買收土地三十八箇所中悉クハ第一位ヲ占ムルモノナラムカ尤モ之ヲ管理上ヨリ觀ルトキハ土地所在ソノモノカ集團的ナラサルカ故ニ多少ノ不便不利ハ固ヨリ免レサルヘキモ均シク本件買收地中ニ在リテモ輿地一帯即明月溝、固木溝竝哈蟆塘方面ノ買收地ニ比較スレハ猶有利ノ地點ニ在ルモノト考ヘラル試メニ其ノ面積ニ付キテ見ルモ一〇〇町歩以上ノモノ三筆、五



○町歩以上ノモノ一筆、二〇町歩以上ノモノ三筆、二〇町歩以下ノモノ一筆ナルヲ以テ之カ經營ヲ鮮人小作ニ附スルニ於テハ必スシモ缺少過ナルモノニアラサルヘク且其ノ管理經營方法ニシテ宜敷キヲ得ハ豫算可能ナルモノト思料セラル



第三 買收地價格ニ就テ

買收地ハ大体既墾地及未墾地ノ二種ニ大別スルコトヲ得ヘシ而シテ既墾地中ニモ亦水田アリ陸田アリテ多少ノ種植地ヲ包含スルヲ以テ一畝ニハ之ヲ類別シ雖キニ似タルモ然レトモ初ヨリ全然此等ノ土地ヲ含マサル純然タル未墾地(荒地)ヲ買入タルモノアルヲ以テ此等ニ就テハ價格ノ考察上之ヲ他ノ既墾地ト區別シテ考フルヲ至當ト思爲ス而シテ更ニ買收價格ニ就テモ純然タル土地ノ代金トシテ支拂ハレタルモノト買收ノ爲ニ要シタリシ例セハ買收名義ノ書管料及特定名義人ヲ利用シタルカ爲ノ名義料並買收仲介人ニ對シテ支拂フヘキ仲介料ノ如キモ買收ノ爲ニ要スル必須ノ諸掛リナルヲ以テ寧ロ之ヲ買收地價中ニ一括算入シテ計上スルヲ至當トス依テ此ノ前提ニ依リテ兩者ヲ對照比較ス


 南滿洲鐵道株式會社
 (タイプ紙四號)

ルニ左ノ如シ

買收面積 土地代金 諸掛 計

 既墾地 三、九二一町 三五〇、九六五^圓 九三、四二七^圓 四四四、三九二^圓

未墾地 三、二八八町 一四二、五〇〇 一六、五七二、三〇 一五九、〇七二、三〇

計 七、二〇九町 四九三、四六五 一〇九、九九九、九四 六〇三、四六四、九四

右ニ依リ段別當リ價格ヲ算出スルニ左ノ如シ

 既墾地一段ニ付 八九五六^圓 三三八五^圓 一、一、三四一^圓

 未墾地一段ニ付 四三三三^圓 〇、五〇四^圓 四八三七^圓

右ニ依レハ本買收價格ハ稍々高率ナルモノト思爲セラル然レトモ本表
 ニハ學田二十一町歩ヲ計上シアラサルヲ以テ之ヲ平均地價中ニ算入ス
 ルトキハ(買收手續上無償購入ノ計算トナリ居レルモ買收ニ依リ土地



ノ引渡ヲ受ケ居レルハ事實ナルヲ以テ多少ノ低率トナルヘク又上述
未墾地ノ面積算出方ニ關シ別項ニ注意スル所アリタルヲ以テ若シ同地
積ニ變更アリ面積ヲ増加スルコトアラハ其レタケ段當リ地價ノ低率ヲ
示スニ至ルヘキカ

要スルニ地價ニ就テハ鮮支人間ノ賣買相場ニ比シ稍々高率ナルモノ
ト思爲セラルルモ而カモ當時極メテ急速ニ買収ヲ行ハムトシタル事情
ト更ニ當地方ノ慣行ニ依リ特別ニ名義人ヲ立テ一定ノ名義料ヲ支拂ヒ
タル等ノ事實ニ依リ勢ヒ買收價格ニ影響スルニ至リタルモノノ如ク已
ムヲ得サルニ因ルモノナルヘシ



第二項 引續及引續事項

引續ハ引續者江種源市郎氏ト引續受領者井上權藏氏トノ間ニ行ハレ
 凡テ大体土地ノ踏査ヲ了リタル後昭和五年五月三十一日現在トシテ受
 授セラレタリ其ノ詳細ハ兩氏間ニ授授セラレタル別冊「間島土地買收
 關係引續事項」ニ記載スル所ノ如シ

第一 土地ノ引續

引續地ハ別冊引續書ニ附屬セル圖面ノ示ス所ノ如クエシテ踏査地ヲ
 除ケル明月溝一帶ノ地ハ引續受領者井上氏ニ於テ實際買地事務ニ執掌
 シタル土地ナル上時合モ不逞外人ニ因ル不穩ノ爲一部踏査ヲ略シ實際
 ニ踏査シ得タル土地ハ前項ニ所載ノ數筆ニ過ヤス其ノ他ハ圖面ニ依リ
 テ引續ヲ爲シタリ



第二 事務ノ引繼

事務引繼ノ項目及其ノ内容ハ別冊引繼書記載ノ通ニシテ大体其ノ説明ノ如クナルモ此ノ内一二ニ就キ注意ヲ要スヘキモノアルヲ以テ次ニ其ノ大要ヲ記述セントス

(一) 管理及其ノ狀況ニ就テ

(1) 管理方法

現在管理人ハ今尙物色中ナルモノアルモ大体其ノ選定ヲ了リタリト而シテ其ノ管理ノ形式ハ一管理人ノ系統下ニ數筆地ノ管理ヲ爲サシムルモノアリ又ハ委任經營ノ形式ノ下ニ管理人自カラコレカ研價ヲ爲サシメアルモノアリ何レモ特ニ選定シタルモノ若クハ元トノ地主等ヲレテ之ニ充ラシメ居レリ而シテ前者ニ就テハ左記第一級後者ニ就テハ同



第二號ノ用式ニ依ル覺書ヲ添入シメ居レリ

差 入 證 (第一)

別紙 御所有地本年度ノ管理ヲ拙者御引受致候ニ就テハ / 御

命令ニ從ヒ小作人指導監督小作料ノ收納等凡テ最善ノ注意ヲ拂ヒ土地
 管理事務ニ從事シ誠心誠意ヲ以テ其ノ任務ヲ全フ致シ可申若シ萬一拙
 者ノ疎怠其ノ他ニヨリ ニ損害ヲ生セシメタル場合ハ御指示通
 リ直チニ賠償シモセ ニ對シ御迷惑相掛申間敷爲後日保證人連
 署ヲ以テ不證書ハ入置候也

昭和 年 月 日

住 所

某



南滿洲鐵道株式會社
(タイプ紙四號)

注 所

連帶保證人 某

(別紙地券目錄添付)

差 入 證 (第 二)

別紙記載 御所有地本年度委任管理拙者御引受致候ニ就テハ最
善ノ注意ヲ拂ヒ誠心誠意土地管理ノ任ニ當リ本年作料ヲ豊凶其他ニ不
拘精選シタル大豆 石粟 石計 石(日本採)ヲ確實ニ昭和五
年十二月 日迄ニ 御指定場所ニ納入シ決シテ ニ對
シ御預毛御迷惑相掛申間敷爲後日保證人連署ヲ以テ本證差入置候也

昭和 年 月 日



住所

某

住所

連帶保證人 某

(別紙地券目錄添付)

(2) 管理ノ違否及其ノ難易

管理ノ方法ハ管理系統ノ未定ナル今日ノ事情ニ於テ大體機宜ニ適シ
 タルモノト認メラルルノミナラス既ニ徵收ヲ經タル租穀ノ貯藏セラレ
 タルモノ等アルカ如キモ買收ノ初ニ於テ外間既ニ兎角ノ問題ヲ生シ現
 ニ買收關係人中支那官憲ヨリ拘禁セラレツツアルモノアルカ如キ事情



ノ下ニ在リ且今後尙不遍鮮人ノ横行等豫察セラルヘキ事故ノ發生等ヲ
 顧慮セバ管理費租ノ如キモ此ノ方面ヨリ多少ノ障害アルヘキヲ推知セ
 ラル

(8) 管理上開墾費貸與ノ形式

開墾費ノ所妥額ニ關シテハ別ニ買收員ノ調査方式ヲ參照スルヲ要ス
 ルモ一般ニ土地ニ對シテ投下スル管理費開墾費乃至有益費ノ類ハ地主
 側トシテ支辨スル場合ニ於テモ凡テ管理人又ハ小作人ニ對スル貸付ノ
 形式ニ於テ之ヲ支出スルヲ有利ト思爲セリ他日租石徴收上乃至地分類
 ヲ言惑ニ提示ノ場合ニ於テモ利用スヘキ有利ノ場合多カルヘキヲ以テ
 ナリ

(4) 土地管理員龍井駐在ノ必要



買收地取扱員ハ外間ノ風聞ヲ避クルカ爲ト將來ノ管理上切實公司員ノ龍井引揚ヲ可トスルノ意見アリシモ遺ハ充分考慮ヲ拂フノ餘地アリト思料ス成ル程一時ノ便宜トシテハ成ハ此事アルモ不可ナカラシモ茲ニ將來ノ管理並利用施設ノ完成ヲ企圖セントセハ寧ロ進ンテ駐在員ヲ常置スルヲ有利ト思爲ス特ニ廣汎ナル地域ニ亘リ資金ノ回收又ハ租石ノ徴收等ニ相當ノ成績ヲ擧ケントスルニハ多數人ヲ相手トスル管理事務ノ如キ一時の委託乃至一時の出張員ノ手キノミニ依頼シテハ到底完全ナル處地ヲ期待シ能ハサルノ事情アルオヤ

因ニ

尙モ本報告書作成中東亞勸業會社ヨリ本地買收關係者ノ一人タル車斗均ニ對シ地券沒收ノ上罰金ヲ課スル旨ノ延吉縣署ヨリ判示（行政



審判)スル所アリ目下對策中トノ報本社考査課長宛到着セリ道敷ノ
事故ハ將來モ尙ホ重起スヘキモノナルコトハ考慮ノ内ニ加フルノ必
要アリ此ノ邊ノ都合ヨリスルモ管理員ノ常處ハ區メテ必要アリト認
メラル

(二)買地整理ノ未完了ナルモノニ就テ

(山)瓦聲嶺子地方森林伐採權關係

買收地中明月溝内一帯ノ地ハ開採間ニ狹在セラレタル森林區内ニ
在ルヲ以テ將來ノ開墾ハ主トシテ此ノ林區内ニ行ハルヘキモノナル處
凡ソ開墾ト伐採業トカ同一地方ニ行ハルルハ冬期農圃ノ副業ヲ伴フ上
ヨリ喜フヘキモ然レトモ本地域ノ森林伐採ハ開墾ノ爲ノ伐採ニ非スシ
テ伐採ノ爲ニスル擇伐ナルカ爲開墾ノ進行ヲ牽制セラルル事ノ多大ナ



(タイン紙四號)

ル不利ヲ伴フノ點ハ充分ニ顧慮セラルヘキ事情ニ在リ依テ本買收地上ノ森林權ヲ併セテ獲得スルノ必要アリコレカ爲買地關係者ニ於テ既ニ該森林檢者トノ間ニ内交渉中ナル由ナルモ得テ水引キ易ク寃モスレハ不得要領ニ了リ易キ恐アル此種ノ問題ハ事件ノ解決上可成コレヲ急進セシムルコトニ注意シ置キタリ(詳細ナル事項ハ總務部調査課ノ爲シタル注意ニ對シ東亞勸業社買收員ヨリノ回答參照)

尙森林買收問題ニ就テハ相當期間ヲ定メテ解決上ノ責任ヲ明ニシ置クヲ有利トスヘキ旨附言シ置キタリ

(2) 名義書替未済ノ件

買收地名義書替未済ノモノハ第五號及第三十二號ノ二件ノミナルカ前者ハ外間既ニ風聞高夕俄ニ書替ヲ行フコトハ支那官憲ノ妨害上意外



ノ支障ヲ來ス恐アリ後者モ亦森林問題ノ關係上同一ナル不安ニ由リ急
 遽ニ之ヲ行フノ危險アルヘキハ察知シ得ル所ナルヲ以テ強テ之カ解決
 ヲ計リ却テ事件全体ノ上ニ不利ナル影響ヲ招クノ恐ナキ能ハサルヲ以
 テ萬一サル恐アル場合ニ於テハ寧ロ口下ノ明キ内ニ賣却其ノ他ノ處分
 ヲ爲スコトモ亦一方策タルヘキカ

(B) 秀村仲介人ニ對スル貸金關係

秀村某ハ明月溝一帶ノ森林地域ノ土地ノ提供ヲ爲シタルモ尙同地方
 ノ森林權ヲ眞得シテ併セテ之ヲ提供スヘキ契約ノ下ニ同土地買收費ノ
 外ニ五八千圓ヲ貸與シコレニ對シテ仲介料一萬三千五百圓ノ交付ヲ見
 合セアル由ナル所聞タ所ニ依レハ右森林權ノ買收カ内交渉ニ於テ有望
 ニ進ミ居ルヤナレトモ諸種ノ關係上到底急遽ナル進歩ヲ期待シ能ハサ



ルモノト思爲セラル斯クテ本件ノ未決ノ爲成ハ森林問題ヲ打切り其他ノ關係ヲ整理スルノ必要ヲ生スル場合無キヲ保セス惟フニ本森林問題ノ解決セサル間ハ右貸金ノ回收モ亦困難ナルニ至ルヘク寧ロ森林權ノ取得ヲ斷念シテ以テ其他ノ問題ノ解決ヲ計ルヲ有利トスル場合アルヘキヲ設想セラル

(4) 學田受役形式

買收地中ノ學田トシテ引續カレタルモノ十八筆ニシテ此面積四百四十八町歩餘アリ右ニ關スル權利關係書類トシテハ只單ニ………
 (1) 土地仲介人タリト稱スル李容積及茂久茂一郎兩人ヨリ同シク買收仲介人吉田親敷ニ宛テタル「學田ハ他日境界問題等ノ紛争ヲ根絶スルノ意味ニ於テ無料賣渡ニ提供可致」トノ覺書………



(2) 吉田親數ヨリ買收員江種氏ニ宛テタル「別紙ノ通り覺書ニ依リ後日本久ニ隣接地等ノ紛争ヲ根絶スルノ意味ニ於テ鮮人仲介人トノ間ニ取極メ置候處今同一貴殿ニ御保管被下度云々トノ私信ヲ添付シ其儘之ヲ東亞勸業公司ニ引繼カレタル所此等ノ人々ハ初ヨリ學田租戶ニ非サルヲ以テ(第三者)從テ此種ノ人々ニ依リテ作成セラレタル土地讓渡ノ覺書ハ假令茲ニ引繼ヲ爲シタリトスルモ只單ニ該覺書ヲ江種氏ヲシテ保管セシムルト云フ迄ニテ而カモ其ノ内容カ他ノ買收地ノ境界問題ヲ云々スルノミニテ學田其ノモノノ權利確保ノ爲ニハ何等ノ價值アルモノニ非ス從テ現在ノ學田租戶カ之ニ依リテ其ノ權利ヲ勸業公司ニ移轉シ若クハ設定シタル證左トモ爲シ得ヘカヲサル所ナルヲ以テ此等ハ寧ロ學田租戶ノ名ニ



於テ適當ノ方法ニ依リ別ニ覺書ノ作成ヲ爲サシムルヲ相當トスヘ
キモノト思料ス

追テ本學田ニ就テハ各租戶ノ名ヲ以テ指定鮮人又ハ支那人ニ對
シ租權ノ讓渡ヲ爲サシムルカ又ハ別ニ該租權ノ上ニ商租權ノ設
定契約ヲ締結セシムルヲ相當ト認ムル旨別ニ福利關係ノ注意事
項中ニ記載スル所アリタルヲ以テ參照スルヲ要ス



第三項

間島買收地權利關係注意事項 其一

第一 買收地權利關係一般

間島地方ハ居住民ノ大部分ハ鮮人ニシテ支那人ハ僅ニ其ノ四分ノ一
 ニ充タサル現狀ニシテ特ニ日本人トノ關係ハ其ノ大部分ヲ占ムル鮮人
 トノ間ニ最モ密接ニ行ハレ支那人トノ間ニハ殆ント間接ナル關係ニ留
 マルカ故ニ日本人ノ土地買收乃至土地ヲ擔保トスル金融ノ如キモ主ト
 シテ日本人特ニ東拓會社又ハ其ノ他ノ地方金融業者ノ仕來リニ據ルモ
 ノ多ク特ニ間島ニ特有ノ所謂間島協約ノ關係アリ一般商租權ノ取扱ニ
 關シテモ滿洲ノ一般ト必スシモ其ノ孰ヲ一ニセサルモノアリ從テ今回
 行ハレタル買收ノ跡ニ就テモ之ヲ一般ノ滿洲地方ニ於ケルモノト比較
 シ多少ノ論議ヲ生スヘキ事情ニ在ルモノ少シトセサルハ蓋シ已ムヲ得



サルモノト謂フヘシ

第二 買收手續ニ關スル注意事項

概括シテ之ヲ言ヘハ權利關係ト其ノ證據ニ就テハ極メテ商約ナリ特ニ商租權ノ買得ヲ形式ト爲セル取扱トシテハ現所有者ノ權利ヲ確ムル點ニ於テ簡略ニ矢スルノ觀ナキ能ハサルモノアリ而カモ其ノ是ニ至リタル所以ニ就テハ爾來間島ノ特殊ナル沿革ニ由ル間島總領事館ノ取扱例ニ由來スル點モ亦尠カラサルモノアルカ如シ依テ買收地權利關係書類ヲ一閱シタル上買收關係者ニ就キ二三ノ注意ヲ爲シタルモノアリ其ノ重ナル事項ノ二三ニ就キ左ニ之ヲ敘述シ置ク所アラントス

一 現在取得セル商租權ヲ確保スルカ爲其ノ設定原權タル現在ノ土地所有權ヲ確保シ置クノ必要アリ不動産登記法ニ據リ現在ノ地主ノ所有



權保存ノ登記ヲ爲サシメ該登記證明書ヲ徴シ置クヲ要ス
 買收地ノ土地所有權ヲ確ムルカ爲ノ書類トシテハ只單ニ財政部ノ
 發行スル納稅執照ヲ徴シアルノミニシテ[關]人カ所有權ヲ取得スル
 ニ至リタル地契納稅收單ノ類ハ一トシテ添付セルモノナシ而カモ
 右財政部執照ハ納稅面積ノ變更毎ニ書替ヲ要スルモノニテ一地ニ
 數葉ヲ生スルニ至ルヘク單ニコレノミヲ以テシテモ多少ノ不安ナ
 キ能ハサルモノアリ然ルニ茲ニ現ニ不動産登記法ニ依リテ現地主
 ノ權利ヲ特ニ證明スヘキ方法アルヲ以テ宜シクコレニ依リテ權利
 ノ確保ヲ謀リ置クノ必要アリ特ニ注意スヘキハ支那不動産登記法
 ニ依レハ土地ノ權利ハ登記ヲ爲スニ非サレハ效力ヲ發生セストノ
 規定アリ殊ニ茲ニ登記ヲ必要トスル所以ナリ



二、買收地ニ關係アル地券證書ノ老契類ハ出來得ル丈ケ關係者ヨリ受領シ一括保存シ置クヲ要ス

老契ノ類ハ權利ノ來歴ヲ證明スヘキ貴重ノ證據トシテ土地ト共ニ移轉シ一般ニ之ヲ保存シ置クヲ慣習トス然ルニ本買收地ニハ全部ニ亘リテ之ヲ添付徵收シアルモノナシ間島地方官憲ハ從前コレヲ官ニ徵シテ地主ニ交付セサリシト稱フト雖官規ニ依レハ之ヲ還付スヘキ管ノモノナルカ故ニ出來得ル丈ケ之ヲ徵シテ將來問題ノ發生ヲ避クルノ必要アレハナリ

三、買收地中ノ學田ニ就テハ其ノ用益權ヲ確保スル爲商租權設定ノ契約書ヲ作成シ領事館ノ認證ヲ請ケ置クコトヲ要ス

買收地中ニハ學田ヲ含有スルモノアリ而シテ買收手續トシテハ之



ヲ評價中ニ算入セスシテ無價ノ學田トシテ他ノ商租地中ニ包含セ
 シメアリ萬一商租ヲ否認セラルルコトアルモ買收價格上ノ損失ヲ
 免カルヘキ形式ヲ採リ居レルモノナルカ元來學田ノ商租ハ他日ノ
 問題ノ發生上時ニ及ンテ之ヲ拋棄スル^ハ手段トシテハ或ハ然アラ
 シモ既ニ其ノ用益租權ヲ完全ニ手中ニ收メアル以上ハ無意味ニ之
 ヲ活用シ或ハ何時ニテモ之ヲ拋棄スル準備ヲ爲サンヨリハ寧ロー
 應合法的ニ商租權ヲ設定シテ之ヲ取得シ繼クテ合理的ト思惟セラ
 ルルヲ以テナリ

四 契約書ニ就キ領事館ノ認證ヲ請クルニ際シテハ(一)地契及地方支那官
 憲ノ認證書類(二)土地登記證明書(三)納稅證書又ハ部照(四)關係圖面(五)其
 ノ他關係文書ノ本書又ハ寫ノ類ヲ盡ク添付シ一括シテ領事館ノ認證



檢印ヲ請ケ置クコト

關係書類ノ有無ト多少トハ權利證契ノ證憑力ニ至大ノ關係ヲ有スルコトハ言フ迄モナキ所ナリ然ルニ此等ノ老契證憑ノ如キ之ヲ支那官憲ニ提示シテ時ニ之ヲ引上ケラルルモノアリ有無必スシモ一定ナラサル處アリ然ルニ此等ノ關係書類ハ何等商租關係書類ニ其ノ痕跡ヲ殘シアラサルカ爲證憑保存ノ爲不安ナキ能ハサルヲ以テ此等ノ書類ヲ領事館ニ提示シテ證憑ヲ請クルノ際寫眞又ハ寫シヲトリ本件書類ト一括シテ認印ヲ請ケ後日ニ證憑ヲ殘スノ必要アルヲ以テナリ

五、買收地ノ國稅地方稅其ノ他負擔ニ關スル受領書ノ類ハ一々之ヲ地主ヨリ徴シテ之ヲ保存スルヲ要ス



地契地照ノ類ヲ失フモ納税ノ收單ヲ連年ニ亘リテ所持スルニ依リ
 テ新ナル地照ノ發給セラルル場合アルニ想到スレハ關係地主トシ
 テハ深キ注意ヲ要スルノ理由明ナルヘシ特ニ本買收地ノ如ク關係
 文契ノ殆ント添付セラレアルモノナキ場合ニ於テ殊ニ其ノ必要ヲ
 認ムレハナリ

六、直接買收關係ノ契照ノ類ヲ徵スルノ外ニ別ニ關係地券地照ノ類ヲ擔
 保ト爲セル貸金證書(指契借錢ヲ意味スル押占ノ類)ノ類ヲ作成シ
 置クヲ要ス

土地所有者ハ納税又ハ浮多手續等ノ爲時々官憲ニ對シテ地契地照
 ノ類ヲ提示スルヲ必要トスル場合アリ然ルニ此ノ提示力時ニ或ハ
 不法ナル官憲ノ留置ニ依リテ不安ナル事情ノ發生ヲ見ルコトアリ



萬一新ノ如キ不慮ノ事項ニ備フル爲形式上該契照ノ類ヲ他人ノ權利ノ目的物ト爲シ置クヲ有利トスル場合多ケレハナリ

七 瓦聲嶺子買收地ニ就テハ地照ニ據ル買收地境界ト地價算出面積トノ關係ヲ圖示シ明確ナラシメ置クヲ要ス

瓦聲嶺子一帶ノ買收地ハ山間ノ森林地帯ナリ然ルニ一般圖ノ示ス所ニ依レハ買收地境界ハ傾斜山地ノ中央ヲ長キ直線ヲ以テ劃示シアリ然レトモ惟フニ該買收地ノ地境界ハ悉ラク山頂山間又ハ其ノ他ノ自然地形ニ準據シアルヘキモノナルヲ想定シ得ラルルヲ以テ宜シク地契地照ノ示ス所ニ從ヒ境界ヲ圖示シ前段直線境界カ若シ買收價格算定上有利用線ヲ劃示スル等ノ意義ヲ有スルモノナラハ此ノ關係ヲ明ニシ境界ヲ測定シ置クノ必要アレハナリ



凡間島ニ於ケル畔人所有ノ土地取得ニ當リ土地買收又ハ商租權設定ノ
 契約ヲ締結セスシテ全部土地商租權讓受ノ契約ヲ締結シ日本總領事
 館ノ認證ヲ請ケアル所之ニ對シテハ領事館ノ認證ノ有無ニ拘ラス別
 ニ商租權設定ノ契約書ヲ作成シ置クヲ要ス



第三項 間島買收地權利關係注意事項 其三

第四 地券超過面積ノ過大ナル土地ノ取扱ニ

就テノ注意

(一) 調査課員ノ注意ニ對スル買收員ノ回答

本買收地中買收地面積カ地照ト比較シテ甚シク大ナルモノアリ之ニ對シ松木山田兩調査課員ヨリ總比例ニ於テ七倍中ニハ百十五倍ニ達スルモノアリ此ノ超過地ニ就テ

原額地ヲ超過シタル浮多地ニ對スル地主ノ權利ハ所有權ニ非ス單ニ地券面ノ土地ニ附隨シテ之ヲ占有有益スルコトヲ得ルノ狀態ニ在ルニ過キス

トノ理由ヲ以テ無權地ノ買收ヲ爲シタルト同一ナル結果ヲ招來スルノ



懸念ナキヤニ就キ(他ニ國權ノ事項ヲ擧ケテ)注意ヲ呼起スル所アリ
タルニ對シ江種買收員ヨリ

買收ハ間島ニ於ケル地方ノ通習特ニ東拓會社支店ノ取扱例ニ準據シ
タルモノニシテサル懸念ナシ

トノ意義ノ回答ヲ爲シアル處一ハ理論ニ過キ他ハ單ニ事變ノミヲ說キ
テ其ノ據ル所ヲ示サス互ニ理アリテ而カモ互ニ蓋ササル所アルヤニ境
知セラルル所アルヲ以テ次ニ一應之ヲ檢討シタル上事實上願慮セラル
ヘキ點ニ關シ更ニ取扱上ノ注意ヲ喚起シ置カントス

(一) 原領地ト其ノ内容並四至トノ關係

原領地トハ浮多地ニ對スル稱呼ニシテ浮多ナリ缺地ナリノ生シタル
場合其ノ増減ノ基本トナレル土地乃至其ノ面積ヲ謂フ故ニ事實上原領



地トハ所有地ノ四至以内ニ於テ既ニ認メラレタル公稱面積ヲ指スモノ
 トナル而シテ此ノ公稱面積ハ事實上納稅面積ヲ指スモノナリ（契稅・
 地照ニ應納稅面積トシテ表示シ是ニ基キテ不動産登記ヲ行ヒ更ニ之ヲ
 基本トシテ財政部照ノ發行又ハ書替ヲ行フ）而シテ之ヲ實際ノ土地面
 積ト比較スルニ山該地ハ其ノ地味ノ不良ナルトキハ原山地トシテノ面
 積ヨリモ實際上ノ面積ヲ増大セシメ更ニ荒地又ハ不毛地ナル場合ニ於
 テ其ノ差ヲ更ニ増大セシムルコトヲ得ルモノナルコトハ法規並價例ノ
 認ムル所ナリ現在吉黒地方ニ於ケル殆ント大部分ノ土地カ公稱面積ニ
 比較シテ實際上ノ地積カ遙カニ大ナルヲ通有トスル事實ノ存在ト其ノ
 據ル所ヲ知ルヘキナリ

然ラハ此ノ公稱地積ト實面積トノ比乃至其ノ差ハ如何ニシテ決定セ



ラルヘキヤト云フニ其ノ標準ハ地照又ハ地契ノ表示スル面積ト其ノ表
 示スル四至内ニ於ケル實際面積トヲ比較スルニ依リテ定ムルノ外ナシ
 然ルニ上述ノ如キ法規ト實行トニ依リテ實際面積カ公稱面積ニ比較シ
 テ常ニ大ナルヘキ場合アルノミナラス(勿論反對ノ場合モアリ)更ニ
 (2)一般丈量官吏ノ手心ニ依リテ實際面積ニ比シテ量定面積ヲ過小ナラシ
 ムルルモノアリ且(3)税額ノ手加減ニ當リ税率ヲ動サスシテ實際面積ヲ
 過大ナラシメ置クヲ常トスル行政上ノ仕來リ等アリテ其ノ結果納税面
 積ヲ小ニシ實際面積ヲ過大ニ取入ルルノ實行ノ甚タ盛ニ行ハルルコトモ
 支那民間一般ノ實行ト等シク殊ニ(4)不毛地ノ多ク(5)而カモ勢力ニ據リ
 テ地境ヲ維持スルノ風頗ル多ク殆ントコレヲ通有トスル百黑地方ニ於
 テ此種ノ事實ノ如何ニ多數ナルヘキヤハ想見シ得テ餘リアリトス果シ



テ然テハ實際問題ニ當リ公稱面積ニ比較シテ約幾倍迄ハ公然ノ増加地積トシテ認ムヘキヤ(丈量法規ニハ二倍三倍ト定メタルモノアリ特種地ニハ五倍ヲ認メタルモノ等アルモ更ニ前述ノ慣行上此ノ規定ノ下ニ於テ手加減ニ依リテ更ニ行ハルヘキ増加地積ニ至リテハ元ヨリ定數ノアルヘキ筈ナク數百倍ニ達スルモノ稀シカラス殆ト無制限ニ等シク元ヨリ標準ヲ定メ難キハ事實ナリ)更ニ一般不毛地ノ取扱上如何ナル程度マテヲ當然有スヘキ浮出ノ面積トシ幾多マテカ茲ニ所謂超過面積ト認ムヘキヤノ問題ノ決定セラレサル限り地照ト實面積トノ比較上ノ差ヲ以テ直チニ其ノ超過地ノ性質ヲ斷定スルコトハ容易ニ非ラス

(三) 原嶺地ト浮多地及四至トノ關係

原嶺地ノ性質ハ前述セリ而シテ浮多地トハ此ノ原嶺地ノ浮出ノ地(性



(タイプ紙四號)

質上冊地ニ對スル餘出ノ地即チ餘租地ニ相類ス。(繰延地・支出地)
 トシテ新ニ升科(課稅地内ニ繰入)セラルヘキ土地ノ故ナリ故ニ嚴格
 ニ謂フトキハ浮多地ト認メタレタルトキハ升科ニ依リテ爾後ノ浮多地
 ニ對スル原領地ニ編入セラルヘキモノニテ別ニ浮多地ト稱スル地種目
 ノ存在スル意味ニハ非ルナリ而シテ其ノ浮多地トシテ取扱ハルヘキ土
 地ノ内容ハ

(1) 原領地カ熟地ナル場合新ニ支出セラレタル熟地

(2) 原領地カ荒地又ハ荒地ヲ包含シタル場合新熟地トシテ支出セラレ

タル熟地

(3) 原領地中ノ不良地カ優良地トナリ課稅面積ノ増加シタル熟地

(4) 稅率ノ變更ニ依リ課稅地面積ノ増加シタル熟地又ハ荒地



(5) 原嶺地方荒地ナル場合課税山積ノ増加ヲ必要トシテ新ニ量入セラ

レタル荒地

等ニシテ從テ浮多地トハ初ヨリ所有關係ノ定マレル土地ノ課税上ノ取扱手續ノ順序ニ關スル稱呼ナルコトヲ知ルヘク又從テ前項所稱ノ原嶺地ト其ノ四至トノ關係ニ依リテ既ニ所有ノ決定セラレタル土地ニ關スル第二次的ノモノタルヲ知ルヘシ即チ所有ノ關係決セラレタルカ爲ノ浮多ニシテ浮多地ナルカ故ニ所有權ヲ決スルモノニハ非サルナリ

四 公稱面積ニ比較シ四至内ノ實有面積カ違カニ

超過スルコトアルモ必シモ無權地ヲ以テ論ス

ヘキモノニ非ス

惟フニ調査議員ノ憂慮スル所ハ悉クハ公稱面積ニ比較シテ違カニ超過シタル四至以内ノ實有面積(四至以外ナラハ無權地ノ地ナルカ故ニ



問題トハナラス)ヲ標準トシテ受授スルコトハ果シテ危險ナキヲ得ル
ヤ否ヤト謂フニ在ルモノナルヘシ(此ノ問題ハ州外ノ土地取引上ホニ
必ス一度ハ延着スヘキ厄介ナル問題ノ一トシテ關係者ヲ濶マス所ナリ)
案スルニ本問題ハ

土地ニ公稱上ノ面積(茲ニ納税面積)ト四至内ノ實面積トノ二アリ
テ兩者其ノ積數ニ差異アルトキ取引上其ノ何レヲ標準トスヘキヤ
トノ問題ト關係始終ス蓋シ此ノ問題ハ一般ニ公稱記載ノ面積ハ既ニ官
廳ノ證明アル有ナルヲ以テ證據ニ當ミ之ニ反シテ四至ニ依ル實面積ハ
官ノ證明ナキヲ以テ證據トシテ有力ナラスト思爲スル概括的考察ヨリ
來レル通有ノ杞憂タルニ似タリ(曾テ吉林總領事館カ納税面積ヲ標準
ト爲セル契約ハ之ヲ認證スルモ實際ノ四至ヲ標準トスル契約ニ對シテ



(タイプ紙四號)

ハ絕對ニ認證ヲ拒否シタル事實アリコレ亦同一ナル看察上ノ誤解ナラシム然レトモ實際ヲ按スルニ

(山)公簿上ノ面積ハ當事者ノ手紙ニ依リテ存在スル表示ナリ故ニ一定ノ形体ナク從テ浮多手續ニ依リテ増加シ又缺地ノ申告ニ依リテ減少シ消滅スルコトアルニ比較シ

(乙)四至ハ初ヨリ一定セル事實上ノ存在ナリ故ニ若シ公簿上ノ記載面積ニ増減アル場合アルモ然モ當該四至ノ上ニ變更ナキ限りハ之ニ依リテ丈量セラレタル地積ノ上ニ毫末タモ變動アルヘカラサルノミナラス四至ノ變更ハ却テ公稱面積乃至其ノ表示事項ノ變更ヲ必要トスルニ至ル

畢竟兩者ハ表示(公稱面積)ト事實(四至境界)トノ差異ニシテ而シ



テ兩者ノ面積カ元來同一ナルヘキヲ原則トスルモ事實ニ於テハ常ニ差異アリテ面シテ官憲カ其ノ差異ノ存在ヲ公認シタル法規上ノ取扱トシテハ

(8) 既ニ上述ノ如ク公簿上ノ面積ト四至内ノ面積トノ間ニ差異アルコトヲ法規上當然トシテ認メタルモノアリ更ニ

(4) 實買其ノ他契稅執照ノ上ニ面積ヲ示スニ當リ特ニ其ノ取引上ノ面積トシテ表示セスシテ「應納稅面積」トシテ表示シアリテ向カモ同一執照上ニ實際ノ取引地ノ四至ヲ記載シアリ故ニ此ノ場合ノ表示面積ハ専ラ公稱面積トシテ納稅關係ノミヲ示スモノナルコトヲ知ルヘク別ニ不良地ノ納稅面積ノ減算ヲ規定シアル法規上ノ關係上此ノ表示セル納稅面積ノ外ニ尙之ト異ナル實有面積ノ存在シ居

ルモノナルコトヲ認メタルモノトノ推斷ヲ爲スコトヲ得ヘク尙ホ

又

更ニ進ンテ當事者側トシテハ

(5) 買買契約書ノ上ニ必ス實際ノ四至ヲ示シ且本文中ニ凡ソ四至以内ノ土地ハ除留スル所ナク賣與シタル旨ヲ表示シ旨意モ亦之ニ對シテ承認公證ヲ與ヘ居ルノ事實アリ

更ニ取引ノ實際上

(6) 土地ノ評價ト土地經濟價值ノ標準ハ實際ノ四至境界ニ依ルノ外考察スヘキ方法無キヲ以テ當事者間ニ於ケル取引上ノ標準ハ常ニ目的地ノ四至ノ上ニ在ルモノト見ルノ外ナク旁々

(7) 當事者ノ契約上公稱面積ハ之ヲ參考トスヘキモ取引上ノ意思ハ明



カニ土地其ノモノノ實体ヲ受授スルニ在ルヲ以テ從テ實際ノ四至ヲ履レテ受授交産ノ行ハルヘキ管ナキモノト論結セサルヲ得ストス然ラハ

既ニ上述ノ如キヲ以テ公稱面積ト四至以内ノ實有面積トノ間ニ差異アルト否トヲ問ハス事實ハ實際面積ヲ標準トシテ取扱ハルヘキモノタルナルヲ證シテ餘リアリト謂フヘシ特ニ

(8) 四至以内ノ實面積ハ常ニ必ス公稱面積ヲ超過スルモノトノミ限定セラルヘキニ非スシテ 實 公稱 面積力實面積ニ比較シテ却テ少ナキノ場合アリ此ノ場合ニ於ケル取引ハ實際ノ面積ニ依ルノ外受授ノ範圍ヲ表示スルコト能ハサルニ非スヤ

既ニ然ラハ取引力四至以内ノ標準ニ於テ行ハレタル場合ハ其ノ實面積



カ公稱面積ニ比シテ遙カニ超過スルコトアリトスルモ假シ其ノ超過地カ將來浮多手頃ニ成リテ片料ヲ必要トスル繁雜ナル事宜ハ伴フコトアリトスルモ之ヲ以テ直チニ無權地ヲ受授スルモノトシテ之ヲ否認シ得ヘキモノニ非ルヲ見ルヘシ

(四) 本買收地中公稱面積ニ比較シ實有面積ノ可ナリニ大ナルモノアリ之ニ伴フ危險ニ就テハ管理上特ニ注意ヲ要スヘシ

本買收ノ結果ニ就テハ公稱面積ニ比較シ百五十倍以上ニ及ヘルモノアルニ對シ直チニ之ヲ無權地トシテ危險視スルコトノ是非ニ就テハ暫ク措キ公稱面積ニ比較シ餘リニ實有面積ノ大ナル場合ノ取引ニ就テハ相當危險ノ伴フ場合アルヘキハ充分ニ考慮シ置クノ必要アリ而テニ調査課員ハ地券ト買收員ノ報告セル地積トヲ比較シテ此ノ超過數ヲ百十



五倍ト算定シタルモノナルヘキモ然レトモ買收報告ニ添付セル地形圖
 ニ據ル瓦聲位子地方ニ於ケル買收地ハ相當高キ山梁ノ内ニ夾在スル溝
 地ナリ其ノ境界ハ山頂ト山脚トノ中央ニ可ナリニ長キ直線ヲ以テ表示
 セラレアルモ然レモ斯ノ如キ境界カ實際ニ有リ得ヘカラサル所ナル
 ヲ以テ之ヲ想定線ト見ルノ外ナク特ニ森林地區内ニ在リテ地境ノ表示
 ハ地形地物ヲ利用スルノ外ナキ場合ニ於テ殊ニ然リトス恐ラク山ヲ以
 テ境トスルモノハ山嶺ニ至ル地方ノ慣習上本買收地ノ地境界モ亦一級
 ノ例ト同シク悉ク山頂ヲ界トスモノナルヘキハ察シ得ラルル所ナリト
 ス(買收地ノ執照ニ就キ關係買收員ニ問合中ナリ)(買收地形圖ノ境
 界線ハ各山頂ヲ以テ圍繞セル境界線内ニ於ケル可能耕作面積乃至ハ買
 收價額算出ノ爲ニセル大体ノ計劃線ヲ示シタルマテニシテ買收地ノ面



積ハ山頂ニ達スルモノトシテ算定スルヲ相當トスルモノナラン乎) 假
 シ果シテ此ノ推定ノ如クナランカ本買收地ハ公稱面積ニ比シテ恐ラク
 百十五倍ヲ遙カニ超過シ二百倍乃至二百五十倍ニ至ルモノナラサルヘ
 キカ若シ此ノ推定ヲ以テセハ本買收地ハ頗ル過大ノ超過地ヲ含ムモノ
 ト謂フヲ得ヘシ(一响ノ地券ヲ以テ百响ヲ所有スルハ過大トハ認めラ
 レサル場合アルモ三百六十响ノ地券ヲ以テ四萬响又ハ七萬响以上ノ地
 積ヲ占有スルコトハ常識上過大ト認めラル) 凡ソ斯ノ如キ土地ニ對シ
 テ生スル常有ノ危險トシテハ

(1) 浮多手續ヲ爲スニ際シ官ノ諒解ヲ請ケタルニ面商ヲ伴フノ事アリ特
 ニ**意外**ノ出費ヲ要スル場合多カルヘク

(2) 盜耕者ノ侵佔ニ依リ當該條例ノ取扱ヲ受ケ報領面積ヲ縮少セシメ



テ
ル
ル
恐
ア
リ

(8) 地券超過面積過大ナリトシテ査定ニ依リ其ノ面積ヲ縮少セシメラ
ルル恐アリ

前段ニ對スル場合ハ其ノ土地力自己ノ有スル地券ノ四至以内ニ在ル
コトノ明ナル限リ多クノ場合事無キヲ得ヘキモ後段ノ場合ハ多ク管理
行届カサル場合殊ニ本買收地ノ如キ山間地帯ニ於テ管理ノ困難ノ地域
ニ限リ多ク達著スヘキ事故ニシテ支那人間ニ於テモ種メテ厄介ナル問
題トセラレル所ナリ之ニ對シテハ只實際上ノ問題トシテ

- (1) 其ノ土地力買收地ノ四至以内ニ在ルコトノ證據ノ有力ナルコトト
 (2) 其ノ土地ノ管理力充分ニシテ他人ノ侵佔ヲ招來スヘキ間諷ヲ與ヘ
 サルヘキコトヲ



絕對的必要トスルノ外

(8) 其ノ報償者ニシテ信用ト勢望トカ相當ナル限り多クノ場合此ノ種

ノ危險ハ之ヲ防止スルコトヲ得ヘシ

本買收地ノ如キハ不過ノ鮮人多ク往來居住シ兎角事端ノ發生シ易キ土地柄ナル丈ケニ此邊ニ對スル顧慮ハ一層深甚ナルヲ要スヘク

(4) 取ルヘク時期ヲ利用シテ漸次ニ納稅面積ヲ擴張シ超過面積ノ縮少ヲ訂ルコトヲ必要トス

別項法律的取扱ニ關スル注意事項ト關聯シテ特ニ管理上ノ注意ヲ緊要トスル旨ヲ説明シ置キタリ

昭和五年四月二十日

江 越 郡 市 郎

地籍調査課員調査書（間局土地）ニ對スル説明書

〔一〕公簿面積ニ對シ實際面積ノ大ナル理由

既述地ハ公簿ト實際面積トノ差比較的少キモ未詳地ハ地方一般ニ其差廣大ナルモノ多ク其比率ニ行テモ何奇極事ナク官邊ト連絡アルモノ又ハ地方有力者ノモノハ一層其差大ナル概アリ如此差アルヲ普通トセルハ未詳地ニ對シ面積私相當ノ割合トスルトキハ到底地積ノ負擔ニ堪ヘスシテ放棄スルニ至ルヲ以テ一定ノ四至ニヨリ所有地ノ限外ヲ明ニシ置キ公簿面積ヲ僅少ノモノトシ地積ノ記入ヲ容易ナラシメ面積スルニ從ヒ高次序多量ヲ升科スル方法トセルハ面積突如ノ手段ヨリ出テタルモノナルヘク之ハ單ニ面積ノ實收地力特ニ然リト云フ譯ニアラス全地方未詳地ノ一般カ以上ノ狀態ニテ實際面積ノ如キモ公簿面積乃至實際地積ト浮多地トノ大小は任意ニヨルモノニアラス

シテ凶至内ノ面額ニ依テ取引行ハレ居レリ。

富野ノ土地買収ハ最初面額ノ廣大ニテ割安ナル未幾迄ニ主力ヲ注キタル關係上斯種土地ヲ買収スルニアラザレハ（未幾是ニテ公海面積ト買収面ト相等シキカ如キモノハ尋常無ニテ）目的遂行出来サリシ次第ナリ。

(二) 原野地ニ對スル浮多地ノ大小關係

浮多地ノ廣大ナルハ前項記載ノ理由ニヨルモノニテ小販ハ終始買収ノ實効ニ迫ハレ法成上ノ創死ヲ憂メル際相ナカリシモ東相等ニテ取崩ヘタル處ニヨリ地方官管ニ重キテ買収シタルモノナリ昨節調査書ニ依レハ「母多子少」ノ假管トカ取ハ地券面額ノ一併又ハ一併以上ノ浮多地ハ之レヲ地主ノ浮多地トシテ處メサルヘキコトヲ指令シタルコトアリ」トアルモ買収地名を私撰ニ際シ原野地ニ對スル浮多地ノ大小ニ付テハ當該官廳ニ於テ被定レノ距離ナカリシニ見ルモ實際上管領ニ重キヲ課クコトヲ立證スルモノトス

(三) 浮多地升料ノ場合ノ概算

浮多地ノ自報升科ヲ受タル場合一定ノ租額ヲ安スルコトハ取例ヨリ
 心得居リシモ其額ハ一畝地ニ納シ吉大坪十二元之レヲト員ニ換算ス
 レハ六畝内外ニシテ反當畝未滿ニ迄キス故ニ買取ノ際ハ左ニ許多
 地拂下料トシテ原價ヨリ割引ノ方法ヲ採ラス買取ノ便宜上開帳數ノ
 内ニ倉メテ買取價格ヲ評價セリ即チ全地方一般未墾地ノ開帳數ハ皆
 通帳一反步當二畝乃至三畝番四畝乃至五畝程度ノモノナルモ買取地
 調査表ニハ開帳數見積租額一反步當三畝乃至十畝番一反步當五畝乃
 至十五畝トセリ殊ニ未墾地面積ノ七半ヲ占ムル明月前所在土地三千
 町歩口ノ如キハ諸種ノ點ヲ考へ開帳數モ其取高タル種反當十畝番十
 五畝ヲ計上シ其内ニ右許多地地畝ノ場合ノ租額ヲ倉メ地價安全ヲ其
 セントシタルモノナリ（開帳數ノ基礎トシタル當時ノ調査表ノ紙卷
 照）

四 賣契並老照ト係

全地方一畝ノ名譽賣契ハ私賣契ニ執照ヲ添へ財務廳ニ提出セハ右私
 賣契ニ全應下給ノ契紙ヲ貼附シ縣ニ廻シ縣ニ於テハ吏ニ之ニ印契ナ

ル用紙ヲ貼附シ買主ニ交付ス其際執照ニハ「査此地蓋敷費ハ某名下
年 月 日」ト記載シ照ニ於テ保管ス則シテ更ニ吉林省財政部發給
ノ執照ヲ得ルニハ右費契ヲ提出シ交換的ニ執照即初執照ヲ交クルモ
ノニテ其際費契ニハ「此照已經換領執照註銷作廢」ノ印ヲ押シ照ニ
於テ保管スルコトトナリ居レリ

故ニ賣契並ニ老照ハ例レニアリテモ無効ナルヲ以テ地方一和ニ部照
ヲ以テ補償ナル地券トシ賣契、老照ハ同趣觀シ居ラサルナリ
(四) 浮多地増加ノ場合ノ地券提示

將來土地ノ管理經營ヲ容易ナラシメ且ツ地券保有ノ安全ヲ期スル爲
メニハ舊社名又ハ政策的組法人ヲ設立シテ公然不動產金融ヲ爲スコ
トヲ聲明シ營業セハ地券ヲ擔保トシ金融ヲ計リ利息ノ代リニ土地ノ
使用収益ヲナセル形式トシ地券提示ノ必要生シタル場合ハ擔保タル
地券ヲ換領者ニ交付シ難キ且出ノ下ニ領事館ヲ設テ提出セハ支那官
廳ノ沒收ヲ免ルヘシ此ノ方法ハ現ニ果拍賣局出張所ニ於テ實行シツ
ツアリ又地券ノ所有ヲ確證スル爲メニハ兩照ヲ取り領事館ノ設置ヲ

受ケ置クモ一方広ナルヘシ

内森林伐採権關係

該地ハ仲介者ニ於テ森林伐採權ヲ取得スルコトヲ條件トシ買取ラ爲
シタルモノニシテ土地ハ此ニ所有權移轉ヲ了シ伐採權ハ目下仲介者
ト權利者間ニ買取交渉中ニ處シ仲介者ハ責任ヲ以テ之ヲ整理スヘク
萬一該伐採権買取不能ニ終ルカ如キ場合ハ損害ヲ負擔スヘキハ當然
ノ義務ナリ即チ富田力仲介人ニ對シ負フヘキ義務アラハ當然其責任
ヲ承スト同様ナリ

又原部地ト浮多地トノ大小關係ニ付テハ前記ノ如ク地方的慣習法ハ
此至ニ依リテ其地域ヲ表示シ賣買取引行ハレ此至テ定ムルコトヲ主
大事項トナシ后ルヲ以テ假ヘ浮多地カ大ナル場合ニ於テモ此至確實
ナル限り夫レニヨリテ所稱セル民地カ固有松ノ法規ニヨリテ優先
側セラルヘキモノトハ忠科シ難キヲ以テ此ニハ充分判究ノ價值アリ
ト信ス

代買取地ノ登記

買収一段前ノ後所有権保存登記ヲ受ケ置ク考ヘナリレモ曰下ノ土地
賃云々ノ問題起リ居ル際ナレハ今且ニハ登記申請ニ要スル正副巻長
並ニ図面ノ者ノ作製ヲ取ルコト困難ナレハ且土地賣買問由ノ聲譽マリ
タル際極テ見テ登記ヲナス考ヘナリ

(東拓ニ於テモ買収地保存登記ハ未済ノ儘ニアリ)

凡 名義人數

名義人ハ可成小數トスル方針ナリレモ依テ同局内ニテハ個人ノ財産
狀態ハ一般ニ知レ且リ居リ一人ニテ多クノ土地ヲ取得スルトキハ名
義個人ニ當リ取ニ支那官廳ノ注意ヲ惹キ名稱替換至難トナリ且テ手
乘ヲ停頓セシムル怨アリ該條ノ土地買収ヲ爲スヘキ任務遂行上止
ムヲ待サリシナリ

凡 地租種關係

歸化個人ノ所有權ヲ酌量租ト認メ商租種關係トシタルハ東拓ノ土地
買収當時當屬ニ於テモ相當研究ヲ加ヘ決定セラレタルモノニシテ當
賦モ右方法トシタルモノナリ

(東拓買収地モ全額商租種關係ノ方法ナリ)

開 墾 費 調 査

調査地帯一帯ノ地ニ於ケル荒地ノ開墾ハ普通天記二種ノ地方的慣習ニ依ル方法アリ

(イ) 耕牛及犁貸付開墾

本法ハ地主ヨリ小作者即チ開墾者ニ割シ耕牛及犁ヲ（貧困者ニ割シテハ開墾開始期ヨリ約三ヶ月間内外ノ賃金約一人當一、五〇乃至二石〇〇見當）無料貸付シ開墾ニ従事セシメ耕牛及犁ハ開墾終了後又ハ秋、食糧ハ秋ニ於テ之レヲ返還セシムル方法ニシテ地主ハ是等ノ資本（物品）ヲ無料貸付ケナス以外直接開墾費トシテ何等ノ現金支出ヲ要セサル方法ナリ

又場合ニ依リテハ耕牛及犁ハ使用終了後地主ヨリ小作人ニ割シ適宜評價シタル上該渡ナスコトアリ。耕牛三頭犁一台ヲ以テ一日ニ開墾シ得ル能力ハ畝五畝、乾燥地六畝乃至八畝内外ナリ而シテ本法ニ依ル収益分配率ハ初年度地主二分乃至三分小作者七分乃至八分二

年度折半ニ依ルモノ叙モ多シ

(ロ) 賦下年限ヲ與フルモノ

地主ハ土地開墾ニ對シ何等ノ便法モ講セスシテ全然無償ニテ小作
者ヲシテ開墾セシメ一定ノ賦下年限ヲ與ヘ此賦下年限内ニ於ケル小
作人ノ收益ヲ以テ小作人カ負擔セシ開墾費ノ償却及危險率ノ償却ヲ
ナス方法ナリ而シテ賦下年限ハ土地ノ狀況其他種々ノ事情ニ依リテ
異ナルモ概シテ二年乃至四年又ハ五年ヲ期トスルカ如シ

本法ニヨレハ地主ハ全然荒地開墾費ヲ負擔スルコトナキヲ以テ比較
的有利ノ如ク思料セラルルモ事實ハ是ニ反シ山地ノ如キ場合ニ在リ
テハ故モ收益多キ三、四年間ヲ無料又ハ區分配率ヲ以テ小作セシメ
地力消耗依初メテ地力トシテ分益制度ヲ開始スルモノナルカ故ニ地
主ノ收益率ハ極メテ少額ナルヲ普通トス

上記ノ如ク荒地ノ開墾又ハ開墾費ノ支出ハ實際開墾トシテ是等二種
ノ方法ノ内何レカニ依レハ可ナルモノニテ他ニ特ニ多額ノ支出ヲ爲
ス必要ナキカ如シ從テ今回調査地ニ對スル開墾ノ如キモ實際ハ是等

ノ習慣ニ依リ比較的容易ニ且ツ零細少額ノ資金ヲ以テナシ得ヘシト
信ス然リト雖モ一般事業費支出計算ノ計上ハ原則トシテ及的収大
限度ノモノニ依ルヲ以テ敢モ完全待取トス故ニ調査地ニ對スル収支
計算支出欄中ニ計上スヘキ開墾費ノ計算モ斯ル並見ノ下ニ平地地中
ノ濠地及山地ハ人新開墾、平地高燥地ヲ牛新開墾ノ他新勞力ニ依ル
モノト見做シ次記ノ基礎的計算ヲ算定セリ

平地地畑 牛新三台（新墾二畝）單價四圓 計一二畝（反舊二畝）
平地地畜 人新四〇名（一四） 六〇畝 二四畝（四畝）
山地畑 二〇名（一） 一畝 一二畝（二畝）

（附本調査ハ未熟地ノ大部分ヲ占ムル 聲音子方面ニ於テ開墾計費
カ開墾費ノ基礎トスヘク調査シタルモノニテ一般買収地ニ行テハ
大体之レヲ標準トセリ）



(タイプ紙1號) 南滿洲鐵道株式會社



地方庶經第一九〇號

昭和五年八月十四日

地方庶經部



主計課第8號23ノ21

經理部 部長 殿

主計課長

豫算係 山田氏

昭和五年度營業支出豫算返納並事業費豫算追加申請ノ件

昭和五年度ニ於テハ開原、撫順ノ兩縣人學校校舍建築補助金トシテ金五九一七六圓ヲ地方經費、學校補給費中ニ計上シ之カ令達ヲ得タルモ左記事由ニ依リ其ノ方針ヲ變更シ留社ニテ直接之ヲ建築シ無償ニテ學校經營者ニ貸與スルコトニ致度ニ付別紙ノ通返納及追加方詮議相成度(奉天ニ於ケル縣人教育補助學校ノ



校會ハ既ニ其ノ方針ニテ建築ノ計畫ヲ樹テ目下別案ヲ以テ經
中)

記

- 一、補助金ヲ交付シテ建築セシムルトハ概スルモ全額ヲ會社ヨ
リ補助シ且工事ノ施工ハ管理者タル地方事務所長ヲシテ專
ラ之ニ當ラシムルヲ以テ實質上會社ニテ建築スルト何等差
異ナシ故ニ建築費ハ事業費ヨリ支出シ建物ハ之ヲ會社ノ財
産トナサハ將來學校ノ管理上使利ナリト認ムルコト
- 二、設立者ハ個人又ハ群人民會等ニシテ多クハ日ラ之ヲ經營ス
ルノ能力ナク殆ト會社ニ於テ直營スルト大差ナキコト

3047 106



回 議 箋

號 第

昭和六年五月廿六日

昭和六年 月 日
15日 決

名 任

(2)

所屬課版

總務部長

考查課長

總務次長

文書課長

名 件

一、土地買收關係書類提出方依頼ノ件

月 日

總 務 部 長

東亞勸業株式會社

專務取締役 花井 治 殿

南滿洲鐵道株式會社

3047 48



件名

拜答左記書紙當方必要有之候ニ付別紙添付ノ様式ニ依リ至急御
提出相成度此段及御依頼候也

記

- 一、滿鐵關係土地買收資金殘高表（昭和五年六月末現在）
甲号表ノ様式ニヨリ
 - 二、滿鐵關係土地買收資金使途一覽表（昭和五年六月末現在）
乙号表ノ様式ニヨリ
 - 三、滿鐵關係買收土地明細表（昭和五年六月末現在）
丙号表ノ様式ニヨリ
- 四、滿鐵關係土地買收資金ノ内東亞自身ニ於テ流用シタル資金
使途明細表（土地買收口ト其他口トニ分チテ）（昭和五年



六月末現在)

(1) 東亞自身所有ノ目的ヲ以テ買收シタル土地明細表

丙号表ノ様式ニヨリ

(2) 其他 (生牛資金、羊毛資金、運轉資金、貸付金等各科目

別ニ明細表ヲ作製スルコトハ様式ハ貴方ノ任意)

五買收土地ノ利用狀態並ニ昭和五年六月末日迄ニ至ル收支表

(滿鐵關係土地ト東亞關係土地トハ別箇ニシ各場所別ニ區分スルコト)

追而土地買收關係權利書類並買收ニ關聯シタル支出證書

類ハ豫メ御取揃ヘ置被下度

添附書類 甲号表、乙号表、丙号表、各一道

備考

東亞勸業ニ對スル滿鐵關係土地買收資金使途ノ内容並ニ其收支狀態ヲ明確ニスル必要上資料トシテ取入レントスルモノナリ

特
急

(年報)

回 議 箋

會 議 所 滿鐵在在30第 / 號 / 10
 所 屬 箇 所 神 戶 港 中 津 行
 任 務 主 任 者 擔 任 者
 議 案 經 主 豫 30 第 8 號 2312
 5.8.20 5.8.20

期 間 大 正 8 年 8 月 20 日 起 案 8 月 21 日 決 裁 8 月 21 日 發 行
 5.8.20 5.8.20

件 名 昭 和 五 年 度 鮮 人 学 校 々 各 更 添 實 于 并
 組 替 / 件

社 長

副 社 長 藏

經 理 部 長 5.8.20

理 事

經 理 部 次 長 5.8.20

主 計 課 長 5.8.20

總 務 部 長 } 5.8.20
 總 務 部 次 長 5.8.20

文 書 課 長 5.8.20

5.8.20 5.8.20 5.8.20 5.8.20 5.8.20
 文 書 課 總 務 課 文 書 課 總 務 課
 5.8.20 5.8.20 5.8.20 5.8.20 5.8.20

閱 覽 濟 檢 査 課



案

經理部長



地方部長宛

件名

八月十四日附地方庶務方一九〇号ヲ以テ申請アリタル前
題ノ件ハ申請通承認セラルリ

右案ハ地方補給費トシテ昨年度予算ニ計上シタル南原、松原兩縣
ノ学校々舎建築費ヲ、補助金トシテ支給スルコトヲ止メ、会社ニテ
直接建築シ給費ニテ学校経費者ニ貸付ノストコトナル爲、事業

南滿洲鐵道株式會社



廣(地方施設、茶飲、建物)ニ于テ系組者ヲナサントスモナリ
 市系廣進加テ系ニ対スル形跡ハ市街地、用地ヲ系創條願
 可当ノトニ致ス。

尚、本案ニ付テハ最ニ集役会議ニテ方針決定ノモノナリ



東亞勸業株式會社

五三〇第四七號四ノ九

發第 六八九號

考查課長

第五班

昭和五年九月二日

東亞勸業株式會社

事務

治



南滿洲鐵道株式會社
總務部長 大平

駒植 辰

土地買賣關係官廳提出方ノ件

拜復陳者首題ノ旨ニ關シ總考五第五號ノ七ヲ以テ御田越ノ趣

委細敬承致候有ハ別紙存號ノ通ニ有之候間尚幸御覽賜リ度不

申取御両答申上候

敬具

甲 號 表

一、滿鐵關係土地買收資金殘高表

(イ) 滿鐵ヨリノ借入金總額	金二、三五〇、〇〇〇圓
(1) 滿鐵ノ爲ニ買收シタル土地代金	金一、四四二、七一四九三
(2) 東亞自身カ流用シタル資金	金 七六二、二八五〇七
(ロ) 東亞ヨリ滿鐵ニ返戻シタル資金	金 一四五〇〇〇、〇〇〇
ハ 昭和五年六月末日現在殘高	金二、二〇五、〇〇〇、〇〇〇

島		間			
延吉縣守信鄉	半義溝	畑	10000000	10000000	10000000
延吉縣崇禮鄉	倒木溝	畑	10000000	20000000	20000000
尚義郡	大義箕溝	荒地	10000000	10000000	10000000
帽山前子	勇智鄉	畑	11110000	20000000	10000000
尚義鄉	義箕溝	畑	10000000	10000000	10000000
守信鄉	田道溝	畑	10000000	10000000	10000000
勇智鄉	教台溝	畑	10000000	10000000	10000000
林野			10000000	10000000	10000000

東亞勸業株式會社

島		間			
延吉縣三區	荒地	51240	200	51440	17400 00
柳樹河子	荒地	416666			
(學田)	雜地				
鳳凰山屯	水田	41140	200	41340	1440 00
	畑	12220	200	12420	1120 00
	荒地	10540	200	10740	1120 00
	雜地	28210	200	28410	1120 00
倒木溝	畑	10220	200	10420	1120 00
	荒地	30820	200	31020	1120 00
(學田)	畑	2320			
(學田)	荒地	10220			
(學田)	山林	20000			
	雜地	20000			

島		間	
延吉縣崇禮鄉	畑	22000	22000
	荒地	31000	31000
	林野	60000	60000
銅拂子 二區	畑	27776	19800
馬鹿沟 二區一甲	畑	33889	18360
	雜地	21618	28000
延吉縣二區明月溝 小北明月溝	畑	11111	76000
	雜地	16667	96000
二區	畑	11944	13000
大平沟屯	水田	17916	62450
四區二甲	畑	267	15500
東古城子屯	畑	267	15500

島 間

計	假拂 其他	地所買收諸掛	延吉縣一區	
			北延吉河屯	延吉
			八三三三三	六四〇〇〇
			七六八	六四〇〇〇
			一七〇〇〇〇	〇〇
			〇〇	〇〇
		四四九八二七三		六四〇〇〇〇〇
		三八三〇〇〇		〇〇
		一四四九八一七三		〇〇
		〇八		〇〇
		四三八四五一		〇〇
		一〇一四九八二五		〇〇
		三八八三〇〇		〇〇
		〇六		〇〇
		三八三三三三		〇〇
		二一		〇〇

一九〇〇

車 亞 勒 業 株 式 會 社

假拂金内譯 間 島		(滿鐵關係)		備
區 別	金 額	備	考	
諸拂資金	100000	小作人農資金		
車斗均	50000			
申泰鉉	110000			
南君弼	10000	建築費外		
丁煥章	20000	食料費貸付		
南君弼	9000	種子及食料費貸付		
車斗均	10000	小作人其他貸付		
申泰鉉	30000			
申泰鉉	10000			
其他	5970	電報料未精算其他		
計	810000			

		其他內譯 (滿鐵關係)		場所區別		金額		備考	
計	沿線	開原	間島	全	全	土地買收打切整理費	土地買收中止ニ依ル賠償	秀村得一	辻、末木
	土地調查費			6000.00	00.00	35000.00	00.00		
4158	1158								
	亂石山、開原、鐵嶺、遼陽其他土地調查費								

東亞地產公司
三九〇

其買收土地利用ノ狀態

(1) 滿鐵關係ノ分

(一) 間島

總面積 七二〇九町步

利用面積 約一、〇〇〇町步

四年度小作料收納高 雜穀一、四五〇石三二

全上價格 金 七、五三六圓九四

五年度小作契約面積 約 一、〇〇〇町步

生憎土地係爭ヲ惹起シタルヲ以テ目下社員ヲ派遣シ極力

解決ニ努メ居ル狀態ナレハ確定面積ヲ計上スル能ハス

(二) 新義州

總面積 二七八町步

四年度小作料收納高 雜穀一、一〇九石八九

全上價格 金 九、八二四圓二四

110



雙 箭 回

編 號	47
內 容	4
種 類	

號 冊

71

30

12

5

總五等一〇第四七號一四一四

昭和5年9月23日

昭和4年9月25日

總務部長

總務部次長

考査課長

文書課長



行 務

東京都議會 在田天夜之 等々 同列 地方

土地利用ニ関スル 件

新 録 報 告 書

仲 名

總 裁

南滿洲鐵道株式會社



拜啓秋冷之候益々御清榮ノ段奉慶賀候陳者一昨年來當社山資會社ノ一タル東亞勸業株式會社ニ於テ約七千町歩ノ土地ヲ買收シ爾來之レカ利用竝權利確保ニ關シ種々攻尤罷在候次第ニ御座候處右ハ主トシテ貴府ノ御協力ヲ俟ツニアラサレハ成功困難ノコト、被存候間今回當社義務課長松島鑑及東亞勸業會社專務取締役花井脩治兩名ヲ差遣シ貴府當局トノ間ニ諸事御協議セシムルコトニ致候間何分ノ御配慮ヲ賜リ度此段御紹介旁々得貨意談

御手紙

一九二九年九月五日 貴會ノ政定ニ依リ

南滿洲鐵道株式會社 專務取締役 松島鑑

敬具

回 議 箋

甲號

滿鐵地學三〇第三號ノ七一昭和五年九月二〇日提案

地學施第八號ノ三 昭和五年九月二九日決議

所屬課所 地、學、施、設、係

總 裁

地方部長
次長

學務課長

學事係
視學

副 總 裁

經務部長

庶務課長

公費係
經理係
庶務係

總務部長

主計課長

會計課長

名件

安東六道溝墾補助ニ關スル件

摘 要

一、安東ニ於ケル鮮人學校ノ中會社ニ於テ補助スル學校ハ安東縣普通學校（會社補助金六〇〇〇圓）及安東共濟會夜學校

南滿洲鐵道



(會社補助金五〇〇圓) ニシテ前者ハ朝鮮普通學校令ニ準據シテ教育ヲ施シ後者ハ貧困ニシテ晝間通學出來サル兒童ヲ收容シテ初等教育ヲ施シ居ルモノニシテ右二校ノダニ安東六道溝驛ナルモノアリ同驛ハ六道溝ニアリテ安東獎勵共濟會ノ設立ニ係リ其ノ校舍ハ共濟會夜學校ヲ使用シ居ルモノニシテ現在一年ヨリ五年迄一三七名ノ兒童ヲ收容ス

三、安東縣普通學校ハ經費及校舍ノ關係上漸ク入學志願者ノ半數ヲ收容シ得ルノ狀況ニシテ安東ノ鮮人教育機關トシテ六道溝驛ハ缺クヘカラサルモノナリ而シテ本年度ニ於テ金五〇〇圓ノ經費不足ヲ生シ別紙ノ通其ノ補助方申請シ來リタルモノニシテ事情已ムヲ得サルモノアリト認め茲ニ申出通金五〇〇圓



- 三、同塾ノ算ヲ見ルニ支出ハ二〇一四圓ニシテ人件費一、六〇二圓（中一、二一七圓ハ朝鮮總督府派遣教員二名分）雜件費四一圓ニシテ之ヲ削減スル餘地モ無之收入ハ一、五一七圓（總督府補助一、二一七圓、平北道地方費補助五〇圓、授業料二五〇圓）ニシテ他ニ増收ヲ計ル途ナク結局金五〇〇圓ノ不足ヲ生シ經營困難ニ陥リ居ルモノナリ旁々同塾ハ附屬地内ノ鮮人學校ニシテ會社ノ擔當區域ニ屬スルモノナレハ本案ノ不足額金五〇〇圓ノ補助ヲ爲スコトト致度
- 四、(1) 安東縣普通學校ノ入學志願者及許可者數並(2) 同校及六道等塾ノ兒童數



五 本件財源ハ公費教育費留置ヨリ支出ス

六道溝墾 (六道溝)

安東縣普通學校 (七普通) 五一八名

(四)

昭和五年度 三二四 一七九

昭和四年度 二四八 一〇二

昭和三年度 二三一 一〇三

年 度 一年入學 志願者數 同許可者數

 志願者ニ對
スル許可者
ノ百分比

 〇・四五
〇・四一
〇・四五

(四)



案

安東地方事務所長宛

地方部長

件名

六月十一日附安地地第一四六號ノ一首題ノ件了奉安東六道海峽
ニ對シ左記條件ヲ附シ本年度ニ於テ金五〇〇圓也補助スルコト
ト相成タルニ付此ノ旨設立者ニ傳達相成度

此テ右ハ追加豫算ヲ認ムヘキニ付適當ノ時期ニ申請相成度
記

一、收支決算表ヲ以テ年四月末日迄ニ會社ニ提出スルコト



ニ 毎年五月一日現在ヲ以テ會社所定ノ學校要覽ヲ謄製シ五月十日迄ニ二通會社ニ提出スルコト俱シ昭和五年度ニ限リ十月一日現在ノモノヲ提出スルコト

ト 三 會社所定ノ月末調査表ヲ一通翌月七日迄ニ會社ニ提出スルコト

第五 朝鮮人ニ對スル福利増進施設

本社カ自己ノ農場ニ收容スル朝鮮人小作人ニ對スル農耕改良金ノ貸出ヲ初メトシ在滿朝鮮人ニ對シテハ直接間接ニ金融ノ便ヲ與ヘツアルモ之等ハ既ニ金融事業ノ項ニ於テ記述シタルヲ以テ茲ニハ金融以外ノ福利増進施設ノ狀況ヲ記セトス。

(一) 農事試験及指導

農事試験及指導ニ関シテハ從來採種田ノ設置優良小作人ノ農事見學等ニ評會、肥料ノ使用、耕牛購入ノ爲メ、代金ノ一部ヲ補助スル等各方面ニ涉リ効果ヲ齎サント努力シテアリ

(二) 副業ノ獎勵

鮮人小作人ニシテ生活安定ヲ計ラシムル爲メ、冬期農閑期ニ於テハ副業獎勵力特ニ有勁ナルヲ認メ本社カ何及的援助ヲ

(四) 教 育

在滿鮮人、教育ニ関シテハ夙ニ之カ実施ノ必要ヲ認メ本社事業地ノ内公太堡、公濟號、板橋子ノ各農場ニ於テハ夫々校舍ヲ建築シ教師ヲ招聘シテ本社ニ於テ之ヲ經營シ居レリ又吳家荒ニ校、諾木瑋、孫家套西地各々一校ニ對シテハ其ノ經費ノ大部ヲ補助シ教育ノ普及ニ力ヲ致シソ、アリ

直營並補助學校、教員、生徒數調

校 名	教員數	生徒數
直營學校		
公太堡普通學校	三名	二七名
板橋子普通學校	三	六二
公濟號普通學校	三	一一〇

衛生施設ニ関シテハ教育施設ト同様事情ノ許ス限リ犠牲ヲ拂
 ヒツ、アリ公太堡及吳家荒收納所ニ於テハ共ニ病院ヲ設立シテ

(五)

衛生

補助學校	計	九	二八九
吳家荒私立信興學校	三	一一〇	
吳家荒私立朝天學校	二	六九	
諾水輝普通學校	三	九〇	
孫家套私立共成學校	二	四五	
計	一〇	三一四	
總計	一九	六〇三	

醫師ヲ駐在セシメ尚通遼縣下ニ於テハ白音太未在住醫師ニ
醫療ヲ囑託シ以テ衛生保健ノ改善ニ努メ居レリ奉天ニ於テ
モ亦赤十字病院友隣病院ニ對シ特ニ委囑シテ農場小作人
ヲ治療セシメツアリ

第六 間島方面ニ於ケル施設概況

間島方面ニ於ケル施設ハ外務省朝鮮總督府関東廳及
滿鉄會社等ノ諒解ヲ求メ且ソノ援助ノ下ニ同地ニ於ケル移住鮮
人小農者ニ對シ普ク土地ヲ供給シテ將来自作農タルヘキ素此
ヲ作ラシムル目的ノ下ニ昭和三年十一月以來幾多ノ不便ト防害ヲ
排除シテ土地ノ取得ニ着手シ昨年初春ニ至ル約五ヶ月ノ期間
ニ於テ既耕地未耕地等ヲ合シ約七千二百町步其ノ價格約
五十萬円ノ買收ヲ了シタリ此等ハ專ラ歸化鮮人名義ニヨリ

買收シタルモノナルカ同地ニ於ケル支那官憲ノ干渉圧迫ハ逐時
其ノ熱度ヲ高メ来リ國土盜賣ノ罪名ノ下ニ當社買收名義人
仲介者等ノ拘禁サルモノ相次キ之カ釈放救済等ノ運動等ニ
多大ノ煩勞ト失費ヲ重キ一時其ノ進行ヲ中止セサル可カラサルノ
状態ニ在リタルカ昭和四年七月以降土地買收ヲ打切ルコトナリ
買收地ハ管理經營ヲナシ居ルカ土地權利關係ニ於テ支那官憲
ノ暴戾ナル圧迫ニヨリ各地ニ問題續出シテ甚困難ヲ感シ居ル批
柄最近該地方ニ於ケル共產黨ノ跋扈ニ依リ收穫物ヲ燒却セ
ラレタル事實アルノミナラス鮮農ノ生活ヲ極度ニ脅威セラレラ以
テ目下之カ善後處置ノ根本對策ニツキ講究中ニ屬ス
又前年采同地鮮人民會金融部ニ融通シタル資金二十萬円
ハ依然土地買收費等ニ充當セラレ居リ鮮農扶殖ノ便ヲ計リツ
ツアリ。

地方官廳及事務報告 昭和五年年度

第一款

一般事務

一、地方事務部

1. 公帛事務部 關係此項人員勤十一

2. 人口

種別	日本		朝鮮		中國		計
	男	女	男	女	男	女	
人口	二二五	一一二	一七	二八	四五	三九	八五三
人口		七五			一三		五七九
計							男 一三二七
							女 五三九

二、地方委員會

人員異動

異動年月日

矢野事由

國籍

氏名

名



南滿洲鐵道株式會社

三 賦課徴収

(一) 課金

(1) 戸教割

1 賦課戸教及免除戸教



南滿洲鐵道株式會社

		賦課戸教		免除戸教	
日華人	朝鮮人	日華人	朝鮮人	日華人	朝鮮人
六六三	五三〇	六二	八	二七一	三四一
		計		計	





昭和五年 六月一日		昭和六年 二月二七	異動ノ 年月日
新規採用	長春地方 事務所ヨ リ轉入	四平街地 方事務所 へ轉出	事項
		事務分擔 表ノ通	異動者ノ 分擔事務
職員		事務員	資格職
外勤助手		地方係長	名氏
川右一	橋崎 勇	田 增太郎	名

大石橋區公費事務報告(昭和五年度)

第一款 一般事務

一、地方事務所

二、公費事務ニ關係スル社員ノ異動



計	中國人	朝鮮人	日本人	國人別		計
				戸	數	
一、〇〇四	三、三三八	一七	六五九	男	一、三三七	人 口
二、八一八	一、四三一	四〇	一、二四六	女	一、二四六	
四、六〇三	一、九二四	八六	二、五九三			

(三) 其ノ他 ナシ

(一) 委員ノ選舉

ナシ

(二) 委員ノ異動



(一) 課金

1 戶數割

(1) 賦課戶數及免除戶數

計	中國人	朝鮮人	日本人	國人別	賦課戶數	免除戶數	計	摘要
六七五	一二九	二	五四四			二〇	五六四	
一七四	一四六	八						
八四九	二七五	一〇						

 (四) 寺別一戶課額及賦課、徴収、誤損、未徴收ノ戶數
 金額

海城正事務報告

昭和五年度分

第一款 一般事務

一 地方事務所派出所

(一) 公費事務ニ關係アル社員ノ異動尤ノ如シ

熊岳城派出所勤務ヲ命セラル 外助 前田 耕

海城派出所勤務ヲ命セラル 外助 平山 猛

現在負尤ノ如シ (教育費図書館費支弁ノモノヲ除ク)

主任 事務員 浅井 初

外勤助手 平山 猛

小使 王 万 盛

り

一 官報州裁首朱式會士



1. 南滿洲鐵道株式會社

營口公貨鐵學務報告

昭和五年版

第一款 一般學務

一、地方事務所

(一) 公貨學務ニ關係スル社長ノ長短

以テ事項ナシ

二、戸ノ口

三、戸ノ數

街	戸ノ口	戸ノ數	日本人計	以テ甲種人計	乙種人計
吉川街	七二	五九			
中家屯	一七	三六			
鐵山街	五九	一八六			
計	六七六	二二二			
		五			
		一一〇			
		三			
		一三一			
		五三			
		八十九			



二、財政

(一) 現金

1 戶數別

昭和五年四月一日現在ノ貸付戶數別及免除戶數左ノ如シ

計	外國人	國籍別	
		附保戶數	免除戶數
七三九	三	六六七	一〇五
		中國人	朝鮮人
五三四	二	一六四	五
		三三二	九五

蘇山區公費事務報告

昭和五年度

第一款 一般事務

一、地方事務所

(一) 公費事務：關於本社、異動

異動年月日	事項	異動者	公費事務所長
五月十四日	轉去	江防副監督	平格通
五月十四日	任命		江防長
五月十三日	轉職		山崎卯市
五月十三日	轉甲		久保足三郎
五月十三日		江防見通	劉成漢
			李福仁

氏名

今津今志

安達信雄

山崎卯市

久保足三郎

劉成漢

李福仁

(四) 戸口

昭和六年十月三十一日現在

国籍別	戸数	人		計
		男	女	
日本人	一四六一	五二一四	五〇〇一	一〇二一五
朝鮮人	七〇	三〇一	一五五	五五六
中国人	一、二六二	四、八六六	一、四八八	六、〇五四
外国人	一	一	一	二
計	二、七〇六	一〇、〇六二	六、六四五	一六、七〇七

二 地方奉還會

一 奉還、異動

異動年月

本社奉還

国籍

氏

加

六三七

乙外転去、五

口本

三童野藤

六三七

口上補充

池尻半太郎

二 賦課徴収

(一) 課金

(1) 戸割別

不 賦課戸割及免除戸割

昭和五年四月一日

国籍別	税戸数	賦課戸数	免除戸数
日本人	一三三三	一三八九	二〇八
中国人	一三三五	一〇〇	一三九五
朝鮮人	四九	四	四五
計	二八一七	二四九三	一〇八八

外人已回戸了

昭和五年四月一日



南滿洲鐵道株式會社

(タイプ紙四號)

遼陽中間區事務報告

昭和五年度

□ 戶 口

種別	戶數	人		計
		男	女	
日本人	一七一	三三五	二八七	六二二
朝鮮人	一	七	二	九
中國人	三七五	二六四五	五四八	三一九三
外國人	一	一	一	二
計	五四七	二九八七	八三七	三八二四

第二款 財政事務

一、公費豫算及決算

(一) 豫算

- 1、本豫算ノ調製
- 2、同 認可
- 3、移 算 額

昭和五年一月十二日
昭和五年三月三十一日

備考



南滿洲鐵道株式會社
(タイプ紙四號)

滿洲國事務報告

昭和五年度分

第一款 一般事務

一 地方事務所

(一) 公費事務ニ關係アル社員ノ異動

異動年月	異動者分擔事務	格	職	氏名
五五二三四地へ	公費事務補助	備員	外勤助手	德永 齊
五六三〇公地へ	・	・	・	春藤 茂男
・ 公地ヨリ	・	・	・	轉部 彌次郎
五七 四 鐵地へ	養備衛生一般事務	事務員	消防監督	鈴木 眞
・ 鐵地ヨリ	・	・	・	水越 古次
五七 一 三 地底へ	地方係一般事務	・	地方係長	石岡 武
・ 地底ヨリ	・	・	・	中村 俊夫
六三 二 七 鐵地へ	公費區一般事務	・	事務所長	早坊 田野雄
・ 地底ヨリ	・	・	・	有智 康吉



南滿洲鐵道株式會社

(タイプ紙四號)

約戶口 (昭和六年三月末現在)

種別	戸數		人口		計	備考
	男	女	男	女		
日本人	一七〇	二二一六	一九七九	四一九五		
朝鮮人	二五	七〇	七五	一四五		
中國人	四九〇	二八五〇	九一五	三七六五		
外國人	1	1	1	1		
計	一六八五	五一三六	三九六九	八一〇五		

二地方委員會

(一) 委員ノ選舉

本年度ハ施行ナシ

(二) 委員ノ異動

興動年月日

氏名

古庄重一

事務

由

興動年月日

古庄重一

區外編出ノ爲メ辭任



昭和五年度

奉天 鐵道公費事務報告

奉天 地方事務所

人口

昭和五年三月末現在

種別	人口	
	男	女
日本人	四七六九一	二六〇一〇
内地人	一七六	五五三
朝鮮人	一七六	五五三
中國人	二八八八一	一四六四一
外人	三三〇	六五五
合計	八一六三二	七一一〇九

其他

特記スヘキ事項ナシ

鐵嶺區事務所報告

昭和五年度

第一款 一般事務

一 地方事務所

(一) 公費事務ニ関係スル社員ノ異動

(1) 衛生費支弁外勤員事務員永刈方次昭和五年七月四日
附遼陽地方事務所ニ轉勤シ其後任トシテ遼陽地方事務所
所員外勤員事務員鈴木篤轉入セリ

(2) 事務費支弁外勤助手倉員倉田安次郎 昭和五年十月
三九日附本溪湖尋常高等小學校ニ轉勤其後任トシテ
安東地方事務所瀋冠山在勤ヨリ外勤助手倉員

立石成人轉入率

(二) 人口

人種	人口數	人口		計
		男	女	
日本人	七六一	一四〇〇	一三〇〇	二七〇〇
朝鮮人	一一	六七	一七	八四
中國人	二六四	一三三三	三三六	一四六九
計	一〇三六	二六〇〇	一六七三	四二七三

二 地方奉員會

(一) 奉員ノ選舉

本年夏ハ選舉期ニテ了了ヲ以テ選舉ナレ

一三式





人種別	賦課之數	免除之數	納之數
日本人	五九八	一〇九	七〇七
朝鮮人	一	八	九
中國人	五〇	一六八	二一八
其他外國人	二		二
計	六五一	二八五	九三六

二 賦課徴收

(一) 課金

ノノ數割

(1) 賦課之數及免除之數

昭和五年四月一日現在

新
報
社
印



昭和五年度南條區事務報告

昭和五年度

第一款

一般事務

一、地方事務所

(一) 公費事務 - 關係主任職員、異動

五、七、九	異動職員 事務	異動者 事務	資格	職名	氏名
五、七、九	關係地方事務所 主任職員(轉出)		備員	外勤助手	根本 新
五、七、九	新規採用	公費 課室收			梶原 辰三
五、四、二	依款解備	衛生事務			稻日 勝三
五、五、六	關係地方事務所 主任職員(轉入)				木村 喜代治
五、一、二、九	關係地方事務所 主任職員(轉出)		雇員	消防長	原日 政太郎

南滿洲鐵道株式會社



（一）河口（昭和五年五月三十一日現在）

種別	戸數	人口	
		男	女
日本人	六六六	一三四〇	一五〇一
朝鮮人	一五五	四三一	五七〇
中国人	六〇九	一、二七五	三、六〇五
其他外國人	一	一	一
計	六、九一六	一、四、一四四	五、二七六
			一九、四二〇

二 賦課金收

一 課金

人子數別

不賦課子數及免除子數

種別	賦課子數	免除子數	計
日本人	五六八	六五	六三三
朝鮮人	一五	一三四	一四九
中国人	五二〇	一、二八五	一、七〇五
外国人	=		=
計	一一〇五	一、三八四	二、四八九

昌圖區事務報告 昭和五年度

第一款 一般事務

一、開原地方事務所昌圖出張所

(一) 公費事務 開元社員 員數 11

(二) 戶口

種別	區分	戶數	人口		備考
			男	女	
日本人		六五	一二八	一二四	
朝鮮人		六	一三	一九	
中國人		二七〇	一〇五〇	五二一	
計		三四一	一、一七八	六六四	
					一、八五五

二、地方本員會



南滿洲鐵道株式會社

〇

臨時費計

南洋海運通商工會

歳出總計

一七、七四三、八四

二、賦課徴収

一、産数割

一、賦課産数及免除産数

區別	日本		朝鮮		中国		計
	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	
總産数	三八	三四	一	六	六	二一	六九
賦課産数	二二	二二	一	一	一	二二	四六
免除産数	一六	一二	〇	五	五	〇	二三

口算給到一、産額及賦課徴収款損未徴収ノ

産数金額



四平街區事務報告 昭和五年度分

第一款 一般事務

一、地方事務所

（一）公費事務ニ関係せん社多ノ異動

本年度予算於於中五人市場費又係（定係丈一名
減欠せん、次ア日本人外勤助手一名増欠中
請ノ処認可アリ五月二十三日弁令外勤助手徳永
齊（事務帶又係）瀋陽地方事務所ヲ了職入場
多ス其他異動ナシ

四戸口

二、地方委員会

一、委員ノ異動

人種別	戸数	人		計
		男	女	
日内地人	一、二六	六、〇四	一、八七七	七、八八一
木 朝鮮人	九九	二五〇	二一六	四六六
中国人	一五六	七、五四九	一、四五二	九、〇〇一
其他外人	一	一	二	三
計	二、二六九	一、八〇四	一、四七七	三、二八一

異動年月日

秋 睦

石 橋

氏

名

昭和五年四月五日

村外務局

日 本

竹 村 勝 清

賦課徴収

課金

戸数割

不賦課戸数及要添戸数

昭和五年四月一日現在

青森県公債管理會

不 務 別	日 内 地 人	賦課戸数	免除戸数	計
	木 朝 拜 人	九一 二	七 七	
中 玉 人		一 八	七 二	九 〇
其 他 外 玉 人		三 一 〇	一 一 六	一 四 三 六
計		一 三 五 二	一 一 五 七	二 五 〇 九





(タイフ紙1號) 南滿洲鐵道株式會社

昭和五年度公主嶺中間區公費事務報告

第一款 一般事務

地名別 區鑒別	戶數		日本人		朝鮮人		中國人		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
蔡家	一一	一一	二五	二二			一一	二九	二五	一〇
大榆樹	一一	一一	二五	二二	一五	二四	二五	二二	二五	一〇
劉房子	一一	一一	二二	二七			二六	二一	二八	一八
合計	三三	三三	七二	六九	一五	二四	六二	五七	七二	二八

第一款 財政事務

一、公費豫算及決算

(一) 豫算

(0.4 鮎川鈔)



計	區戶數人口		戶數		男		女		計
	外國人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	
一、六三〇	一	一、〇七六	三	五二二	八	九九二	七	九七六	一、九六八
六、三八〇	一	五、三〇三	八	九二二	一、六八七	七	一、五五〇	六、九九〇	九、一六〇
二、七三六	二	一、六八七	二	一、五五〇	一、九六八	二	一、八四六	三、八一四	九、一六〇

異動年月日	職名	氏名	摘要
昭和五年六月二十四日	外勤助手	齊藤 茂男	全上ヨリ轉入
		輕部 龜次郎	遼陽地方事務所へ轉出

(一) 公費事務ニ出スル職員ノ異動

一、地方事務所

第一款 一般事務

公主嶺區公費事務報告

昭和五年 度



600

南滿洲鐵道株式會社

(タイプ紙1號)

二 賦課徴収

一 課金

一 戸數御

(1) 賦課戸數及免除戸數

計	國籍別				賦課戸數	免除戸數
	外國人	中國人	朝鮮人	日本人		
(四) 等級別一戸賦課額及賦課徴収、未徴収並缺損額左ノ如シ	一、五〇四	一、〇一一	二二	四六八	四一一	五七
	二五	三一四	三			
		二				
	七三〇	六九七	二〇			
	七七四					

(P. 4. 註用紙)

范家化區公費事務報告（昭和五年度）

第一款 一般事務

一、長春地方事務所范家化派出所

(一) 公費事務二回保了社員、異動

異動年月日	今季事務	資格職名	氏名	異動事項
昭和五年六月十四日	派出所 一般事務	事務員在勤員	竹田繁藏	長春地方事務所より転入
全	全	全	金衛金次郎	守東地方事務所より転出

三月二十日現在公費事務（社會事務兼務）

從事員如左

外勤助手一名 久保寺文四郎

(二) 戸口
（昭和六年三月末日現在）

国籍別	戸数		計
	男	女	
日本人	九三三 一七八	一五八	三三四
朝鮮人	四	四	九
中国人	三八一 二一七	五六二	二七三六
計	四七八 二三五七	七二二	五〇七九

二、地方委員會

一、委員ノ選挙

昭和五年九月五日補放選挙ノ結果左記ノ通り

當選確定シタリ

得票数	委員名	国籍別	氏名	備考
一七	委員名	日本	長山 榮	員
	委員名	日本	長山 榮	員



計	外國人	中國人	朝鮮人	內地人	國籍別		口計
					戶數	人	
六〇七〇	一四三	三〇九〇	二五四	二五八三	男	五二七一	一〇、一四九
二三、三六一	二八七	一七一五四	六四九	四八七八	女	五七九	一、二二八
一〇、六〇一	二三六	四九〇八	五七九	二〇、一四九	計	二二、〇六二	一、二二八
三三、九六二	五二三	二二、〇六二	一、二二八	二〇、一四九		二二、〇六二	一、二二八

(口戶口(昭和六三、三一現在))

昭和五年度
長春區公費事務報告

長春地方事務所



三、賦課徴收

1. 課金

1. 戸數割

1) 賦課戸數及免除戸數(昭和五四一現在)

國籍別	賦課戸數	免除戸數	計
內地人	二〇六四	四〇一	二四六五
朝鮮人	四三	一九六	二三九
中國人	七三五	二四五二	三、一八七
外國人	四六	一一八	一六四
計	二、八八八	三、一六七	六〇五五

橋頭區公費事務報告

昭和五年度

第一款 一般事務

一 地方事務所出張所分

(一) 公費事務ニ関係アル社員ノ異動

出張所主務者事務員永井好郎 昭和五年十月

二十四日在勤ヲ免セラレ營口地方事務所事務

員岡田倉吉在勤ヲ命セラル(発令月日前同断)

日本	人数	朝鮮人	台湾人	中国人	其他	計																	
	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数	戸数																	
二五三	一	〇	〇	五	〇	二五九																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">男</td> <td colspan="2">女</td> <td colspan="2">計</td> </tr> <tr> <td>日本人</td> <td>朝鮮人</td> <td>中国人</td> <td>其他</td> <td>計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四三六</td> <td>一三五</td> <td>四六二</td> <td></td> <td>三八四</td> <td>三九九</td> </tr> </table>						男		女		計		日本人	朝鮮人	中国人	其他	計		四三六	一三五	四六二		三八四	三九九
男		女		計																			
日本人	朝鮮人	中国人	其他	計																			
四三六	一三五	四六二		三八四	三九九																		

(三) 其他

記載事項ナシ

二 賦課徴収

(一) 課金

戸数割

一 賦課戸数及免除戸数

二〇二	日本	賦課徴収
四〇	計	賦課徴収
二四二	中国	賦課徴収
三	計	賦課徴収
三	人	朝台其他
一	計	賦課徴収
〇	外国人	免除戸数
一	計	免除戸数
二〇六	賦課免除	戸数計
四〇	計	免除戸数
二四六	計	総戸数

本溪湖地方事務所

昭和五年度

本溪湖中間區公費事務報告

第一款 一般事務

一 一般事務

當區内、主タル中間駅所在、地ハ石橋子、火道、寨官、原、南、攻、下、互、塘、又、柳、家、堡、ノ、六、ヶ、所、ニ、テ、五、月、事、務、整、理、ニ、公、費、関、係、社、員、其、他、諸、機、関、ノ、配、置、十、三、付、特、ニ、記、ス、キ、中、事、項、十、三、

ニ、少、口、

八五	一	二〇〇	三六	男	一五三	二	三五〇	其他	九〇八
日本人	朝鮮人	中国人	計	性別	日本人	朝鮮人	中国人	其他	計
八五	一	二〇〇	三六	男	一五三	二	三五〇	其他	九〇八

本溪湖區事務報告

第一款 一般事務

一 地方事務所

(一) 公費事務ニ關係アル社員、異勤

公費事務但任外勤助手清水忠次、昭和五年十月十二日付

長春地方事務所ニ轉勤後任トシテ同日付ニテ外助長谷川義一

長春地方事務所ヨリ轉入セリ。

(二) 人口

人口		性別		人	
日本人	朝鮮人 中国人	男	女	日本人	朝鮮人 中国人
五九一	八一五	二一九	一一〇	二一九	一一〇
計	七四九	二五	三三	二五	三三
		六五二	一七八	六五二	一七八
		一八六八	一四一三	一八六八	一四一三

報

二 賦課徴收

(一) 課金

1. 户数割

不賦課户数及免除户数

612	是人	總	賦課	免除
7	親類人	戶	户数	户数
149	中人	數		
0	其他 計人			
769	計			
565	是人	賦	課	免
2	親類人	課	戶	除
79	中人	戶	數	戶
1	其他 計人			數
647	計			
47	是 計人	免	除	免
70	親類 計人	除	除	除
5	其他 計人	戶	戶	戶
0	其他 計人			
122	計			



地方委員会
 (一) 委員一男一婦
 庚午度ニ於テハ委員一男一婦ナリ一年度ホ
 於テ委員一男一婦ナ

				(二) 戸口	
長科	中国人	朝鮮人	日本人	戸数	人口
一七	一八	二	一四		
八四	五	五	五	男	人
五	一	一	一	女	
一	七	八	五	計	



資料	中國人	朝鮮人	日本人	國籍別	一、總額之數 二、免除之數 三、總額之數 四、免除之數	一、總額之數 二、免除之數 三、總額之數 四、免除之數	一、總額之數 二、免除之數 三、總額之數 四、免除之數
	一	一	一	總額之數			
	二	一	二	免除之數			
	三	一	三	總額之數			
八	四	一	二	免除之數	四	二	四



中國人	人口		朝鮮人	人口		戶數	戶數	內地人	戶數
	男	女		男	女				
	戶數	戶數		戶數	戶數				
	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	△	△	△	△	△	△	△	△	△

昭和六年三月末日

昭和五年
安東鐵道公債事務報告

安東地方事務所





戸数 八七九〇

人口 男 七〇六六
女 一四四六九

外國人

戸数

人口 (男 九
女 四)

△賣ハ支那街店任省ヲ示ス

③其他 ナレ

②地方委員

①本年度ハ選舉ヲ行ハス現任委員左ノ如シ

地方委員 廿委員

大 津

概



一 試驗收

丁 戶數割

イ、試驗戶數及光附戶數(昭和七年現在)

種別	日本人	朝鮮人	中國人	其他外人
試驗戶數	111	100	100	1
光附戶數	111	100	100	1

ロ、等級別一戶試驗及試驗收未收ノ戶數金額

等級	試驗		收		未收	
	年額	戶數	年額	戶數	年額	戶數
特等	111	100	111	100	111	100
一等	111	100	111	100	111	100
二等	111	100	111	100	111	100
三等	111	100	111	100	111	100
四等	111	100	111	100	111	100
五等	111	100	111	100	111	100



其九二	其八一六	其八一二	其七一六	其七三三	其六三四	其六一八	取 扱 月 日	一、 叔 助
・	・	遺 架 死 証	行 山 新 太 郎 死 人	遺 架 死 証	・	溺 死 証	種 別	本 年 度 ニ 於 ケ ル 行 山 新 太 郎 人 、 死 亡 人 其 他 左 ノ 如 シ
・	・	・	口 今 人	計 人	小 計	計 人	國 籍 別	
・	・	・	・	・	・	男 女	男 女 別	
徳 喜	・	小 計	山 新 太 郎	笠 利 管	・	小 計	氏 名	
・	・	・	・	・	・	取 扱 年	備 考	
・	・	・	・	・	・	取 扱 年	備 考	



六三、一六	六三、九	〃	六三、二六	六三、一二	六三、二七	六三、二九	六三、一九	六三、一五	六三、一五	六三、八五
〃	〃	〃	〃	道榮死	行野死	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	新人	日本人	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	男	女	〃	〃
笠崎京	小計	白仁依	藤仲依	小計	福澤健藏	〃	小計	笠尤追	宇化負	小計
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	取計



共 八 二 四	共 八 一 二	共 八 六	共 二 九	共 一 〇
日 本 人	・	・	新 人	日 本 人
・	・	・	・	男
瀧 澤 健 敏	金 鐵 治	真 金 田	金 丁 澤	知 田 利 太郎

 行
銷
酒
者
收
容

 (新
三
三
三)


吉林特別區事務報告

第一款 一般事務

一、吉林公所

(一) 公費事務ニ關係アル社員ノ異動

十シ

(二) 戸口 昭和六年三月末現在

種別	戸數	人口		計
		男	女	
内地人	二四九	四六九	四三三	九一二
朝鮮人	九八	二五二	一九一	四四三

全

配連同友會

全
謝嘉錫

一二
能發行新聞
足外地教商交
局/配連光

謝嘉錫之辭職中甲出下後引退
心中及二十年以下有即其
狀

教宗團休

東學青年會

全
余永振

二七
傳天對信者/
青年

心回信教者
行下三系
舉一

余永振之辭職中甲出下後引退
心中及二十年以下有即其
狀

全

學界少年會

全
李明植

的八〇
傳天對信者/
少年

李明植之辭職中甲出下後引退
心中及二十年以下有即其
狀

全

天進教青年會

全
李聯求

天進教信者/
青年

最近存教/
タタ方面
里リ延中

最近林江派常理院派合以勢
力擴張之努力中

全	全	全	全
會年青勵勉央中	會年青勵勉山東	會年青督基	少年少教道天
全 金澤烈	全 田性元	會長 鄭昌成	全 鄭光珉
三〇	四〇	約 一五〇	四五
其付對長志 中中中 漢青年	其付對長志 中中中 漢青年	其付對長志 中中中 漢青年	天道福音者 少年
全	全	時々活動者 年付奉團 ル事業中 目下見ルベ キモノ	少年軍・改名セントノ旗アリ
其付對長志 中中中 漢青年	其人其志 中中中 漢青年	會長鄭昌成 中中中 漢青年	少年軍・改名セントノ旗アリ

全	全	全	全
會年青教主天	會年青長安	會年青深聖	會年青 ^{スエド}
會長 金満昌			會長 韓政
六。			四。
天主新書年	基督新書年 長安	天主新書年 深聖	基督新書年 南道 聖禮杯堂
講義書 新書年 天主新書年 見入 見入			
會員一箱 天主教的 精神 圖		會員少年 有野書 年	一冊會 最近 向



教養園體

大成學校友會

執行委員長
金証

大誠學校ノ學生
學生

目下大成東
組西學校
ノ合同團體
ニ據りて
大成學校ノ経営權ヲ引渡シ職守園ト爲シ
時ニ不穩妥ニ據リテ
存在ニ注目セリ云々

會

大成學校友會

金証
善亨範

大誠學校ノ學生

會

會中盟盟組織ニ於テ時々不穩妥
あり得べし

會

大成學校友會

金証
朴載慶

大誠學校ノ學生

會

第一次開會後序中ノ本邦ニシテ
進行ニ對シテ
善亨範朴載慶ニ同僚ノ新印ヲ
付シ
同社ノ友會ト共ニ同社經營ニ
力ヲ盡ス

會

大成學校友會

金証
朴賢善

大誠學校ノ學生

會

會中盟盟組織ニ於テ時々不穩妥
あり得べし
同社經營ニ力ヲ盡ス

経理選考委員会

公

公

公

経理選考委員会

大東同業信用組合

東京興業信用組合

東京信用組合

組合長
金鳳協

組合長
兼 兼 兼

組合長
亦 亦 亦
昌 昌 昌
珪 珪 珪

組合長
兼 兼 兼
英 英 英
應 應 應
律 律 律

三〇

一五

一五

二〇

各種商標指定
組合員を以てし
組合員に優先的
にその利益を以てし
民加入を以て組合
員とす

一、組合員有志
凡大東東洋両業
に於て其利益を
共同して享受す
二、組合員有志
凡大東東洋両業
に於て其利益を
共同して享受す

（東洋興業社）
亦 亦 亦
昌 昌 昌
珪 珪 珪

（東京信用社）
兼 兼 兼
英 英 英
應 應 應
律 律 律

最近一、第五
次口録を以て
組合員に優先的
にその利益を以てし
民加入を以て組合
員とす

目下大東
興業信用組合
の利益を以てし
民加入を以て組合
員とす

公

公

組合員有志
凡大東東洋両業
に於て其利益を
共同して享受す
二、組合員有志
凡大東東洋両業
に於て其利益を
共同して享受す

一、組合員有志
凡大東東洋両業
に於て其利益を
共同して享受す
二、組合員有志
凡大東東洋両業
に於て其利益を
共同して享受す

最近一、第五
次口録を以て
組合員に優先的
にその利益を以てし
民加入を以て組合
員とす

（東京信用社）
兼 兼 兼
英 英 英
應 應 應
律 律 律

<p>女性團體</p>	<p>台</p>
<p>會友權</p>	<p>盟同人家借</p>
<p>全 聖恩</p>	<p>親 會長 全 自 成</p>
<p>三〇</p>	<p>一 五 詳 訂</p>
<p>能 井 市 内 外 左 他 十 性</p>	<p>龍 身 市 内 有 老</p>
<p>最近ハ地 息 散 登 アリ</p>	<p>且下等 家 借 引 下 下 運 動 キ レ ハ ワ リ</p>
<p>能 身 に 於 て ハ 唯 一 ノ 性 運 動 團 体 ニ シ テ 市 域 權 存 在 會 ノ 支 會 ト シ テ 是 ノ 故 年 不 穩 運 動 ニ 携 手 當 白 ノ 秘 意 ヲ シ テ シ テ キ レ キ ト アリ</p>	<p>昨 日 日 本 内 地 ニ 於 テ ハ 家 借 引 下 運 動 會 時 組 織 第 一 次 引 下 運 動 ニ 於 テ 相 應 的 果 ヲ 收 メ 特 手 ノ 計 劃 ト シ テ 地 代 引 下 下 運 動 ヲ 引 下 下 天 無 運 動 引 下 下 下 運 動 ヲ 起 ス ト</p>

貸付金個人別貸去明細表 (貸付金内容別表参考)

貸付月日	金額	債務者	擔	保利率償還期限
二、二六	一、〇〇〇	三宅松菴	無	日歩 六、五、三
二、二二	一、〇〇〇	協濟公司	無	日歩 六、五、二
二、一四	四、八二〇	梁載沃	百天地(用原附近) 十年、商租權	參錢 九、一、二
二、二一	五、〇〇〇	金乃雲	年租地(奉天附近) 三年、商租權 收契紛	參錢 六、一、二
計	七、三二〇			

三宅松藏 (甲號)

滿洲蠶業公司貸付金二口分元利合計金六八六五七圓五二錢也ノ債務
 ヲ客年八月平壤西鮮種苗合資會社代表三宅松藏ヲシテ引受ケシメ之
 カ償還財源トシテ本人經營ノ桑苗賣却代金ヲ以テスルコトトシ弊社
 カ自ラ其ノ經營及生産苗處分ニ干與スル結果賣苗資金トシテ貸付タ
 ルモノニシテ昭和六年ヨリ全八年ノ三回ニ亙リテ償還ヲ受クルモノ
 ナルカ昭和七年度ニハ約五萬圓ノ桑苗賣上高ヲ豫想サレ居レリ

協濟公司 (乙號金融機關)

奉天朝鮮人居留民會區域内ニ於ケル鮮農ニ對シ其ノ生産秘ヲ協濟公
 司倉庫ニ寄託セシメ之ヲ擔保トシテ融通ヲ計ル爲メ同公司ヘ貸出タ
 ルモノニシテ貸付契約額四萬圓ナルモ時期ノ關係上現在迄ノ貸出額
 一三〇〇〇圓ヲ以テ大体打切ル筈ナリ

梁 載 沃 (乙號事業資金)

開原縣施家堡ニ於ケル水田百天地分ノ經營資金トシテ該土地十箇年
間ノ商租權等一切ノ權利ヲ讓渡セシメタル上貸出タルモノニシテ債
務者本人ノ人物相當ノモノニシテ加フルニ經營地ハ當地方稀ニミル
優良地ナルヲ以テ好成績ヲ舉ケ得ルモノト思料セララル

金 乃 靈 (乙號事業資金)

債務者ハ奉天城西英守台居住ノ篤農家ニシテ各年三月年租料ノ一半
トシテ壹千圓也融通シ同年十一月之カ償還期ト相成居リタルモ未曾
有ノ穀價暴落時ニ遭遇シ乍遺憾債務額ノ半額ヲ償還シ得タルノミナ
ルヲ以テ殘額ハ今年十一月ヲ償還期ト爲シ同人本年度耕作地三十天
地ニ於ケル租ヲ出來秋ニ現地ニ於テ徵收スル契約ヲナシ回收方法ヲ
講シタル上切替整理ヲナシタリ

以 上

農場小作人貸付金 (貳月分)

二二五七九・一九

農場別

摘

要

金

額

公太僅農場

權泰祐外二六九名

七五、三〇八〇

吳家荒

金道竜外三一五名

九一、六九六九

公濟柳

張康榮分二七〇・八〇
金徳善外一六一名

三七、七一八〇

張家店

于仙舟

一〇、四三三四

東山

(大欠増種) 河津九七五八〇・〇〇分

九、八〇九九

撫順

尹吉瑞外二一名

五九、二七

計

二二五、七九一

三、一三

五、〇〇〇〇

長春朝鮮金融會

無

〇三八

六、七、三

三、二七

三、五二〇〇

李尚賢

無

〇三

四、六、六日附契約三〇元
五、〇、利息、新規貸付

三、二八

六、五、六八五〇

李尚賢

別紙記載

〇三

九、一、二、二

三、二八

五、〇〇〇〇

金乃雲

別紙記載
草房及敷地二種
元商租權ヲ讓受

〇二

六、一、二、二

三、二〇

一、八、九三三五

羅景錫

別紙記載

〇三

一、五、〇、元利切替
四、二、二、日附契約三九、〇〇

三、二〇

九、〇、三五五二

羅景錫

〃

〇三

ノ利息ヲ新規貸付トス

計

一、三、九、三、四、四、九

農場小作人貸付金 (各月分)

農場別

摘

要

金額

公太堡農場

權泰祐外二六九名

五五〇五〇八七

吳家荒

全道屯外三一五名

七六八三六四四

公濟埭

全德善外一六一名

五三一〇九九七

撫順

尹吉瑞二一名

五九二七八

計

一六五五九〇〇六

一六五五九〇〇六

貸付金個人別貸出内容

○三宅松藏

二月分月報ニテ報告済

○張藤泉

借貸付金一〇七八〇圓昭和四年小作料未納分一、六五六〇〇圓合計
 三、三五六圓八〇ヲ新規貸付金トシテ整理シ張方遠野河南ニ有セル
 三十六地及洹南ニ在ル第三者ノ所有地ニ方地ヲ共保トシテ提供セ
 シノタリ

○大矢進計（二、四五八圓ノ分）

昭和五年六月二十八日附農研資金トシテ貸付ケタル三、〇〇〇圓ト
 昭和五年九月十九日家賃引當トシテ貸出シタル金四五八圓ヲ一括
 シテ新規貸付金トシテ整理セリ

○大矢進計（三、五〇〇圓ノ分）

昭和四年度小作料未収金一、〇〇〇圓及昭和五年五月十日附事務所
 建設費トシテ貸付タル三、五〇〇圓ヲ一括新規貸付金トシテ整理セ
 リ

○大矢進計（七三〇圓分）

昭和四年八月十五日附糧棧經營資金トシテ貸出シタルモノナルカ
共ノ内第一回償還分期限到來セルニ依リ、返済期日ヲ延滞整理セリ

○手廻冊

借貸付金九五八五九二圓假拂金七四七七圓及昭和五年度小作料
未納金六四五七五〇圓ヲ一括シテ新貸付金トシテ既ニ提供セル地
券四方地ノ外新ニ親家厩農場内ニ在ル子ノ所有ニ係ル土地二方地
ヲ擔保トシテ做シ整理セルモノナリ

○奉天朝鮮人農務組合

奉天居留民會管内鮮農ニ依リ組織セラレ組合員ノ幅利増進ヲ目的
トシテ設定セラレタルモノニシテ組合員金保榮ヨリ組合代表者收込
差當リ必要ナル二百圓ノ融通方申込ヲ受ケタルモノナルカ之カ償
還方法ニ就テハ本年春季各組合員カ協濟公司ヨリ融耕資金借入、
際元利支拂ヲ爲サシムルコトニシテ貸出ヲ爲セリ

○長春朝鮮人金融會

長春領事館ノ口添ニ依リ組合員農耕資金ニ充當ノ目的ニテ貸付タルモノナリ

○李尙賢（三、五二二圓分）

昭和四年三月十六日附契約證ニヨリ貸付ケタル一五〇〇圓ノ利息ヲ整理上新規貸付トセリ

○李尙賢（六、五、六、八、五圓分）

貸付金整理上本社ニ於テ擔保物ノ讓渡ヲ受ケ大要左ノ整理ヲ爲セリ

昭和二年九月二十八日附契約ニ依ル貸付金四〇〇〇圓
 昭和三年三月二十日附契約ニ依ル貸付金三〇六、七五圓
 及昭和三年三月二十日附契約ニ依ル貸付金五〇〇圓
 ノ三口分ヲ元加シ之ニ擔保延物ノ改築費七九二〇、七六圓
 及移轉登記料六三九、二九圓ヲ合算以上



一括セル金額ヲ以テ新貸付額トセルモノナリ而シテ擔保提保物ハ
全部買収ノ形式ニテ全部會社ニ引取り漸次處分^シ精算スルコトト
セリ

○金刀妻

奉天居留民會長ヨリ英守臺在任貯蓄金乃臺外十四名ノ居住家屋ヲ
支那人ヨリ買収セン爲メ之カ所安資金ノ借込方申込ヲ受ケ融通セ
シモノニシテ擔保トシテハ該建物及敷地全部ヲ歸化鮮人黃龍場名
義ニテ買収セシモノニ付庶租契約設定セシメ關係地券ヲ差入レシ
メタリ

○雜景編

昭和四年二月二十七日附契約ニヨリ貸出シタル三九〇〇〇圓ニ對
スル利息ヲ新規貸付金トシテ整理セルモノナリ

普通第一七號

昭和六年三月二十四日

在奉天

孫君係

總領事 林久治



南滿洲鐵道株式會社

總裁 仙石 貢殿

奉天居留民會ニ對スル產米助成金補助申請ニ關スル件

當地居留民會ニ於テハ豫テ管内鮮農ニ對スル糧食製造獎勵中ノ處
 々同會社ヨリ產米助成金五千圓ノ補助ヲ受ケ度旨別紙ノ趣申請
 アリタルニ付調査ヲ遂ケタル處右ハ當地鮮農ニ對スル副米助成上
 有效適切ナル施設ト想料セラルニ付詳細ハ別添申請書ニテ御了知
 ノ上補助金下付方御証議相煩度申進ス

在奉天日本總領事館



767



奉民

第六五三號

昭和六年三月十八日

奉天居留民會長 野口多内



南滿洲鐵道株式會社

總裁 仙石貢 殿

産業助成金補助申請ノ件

當民會管内ニ居住スル韓人ハ市内五三三戸ニ、六二三人村落
一、二八五戸、六九四五人合計一、八一八戸九、五八八人ノ多数ニ
達シ、近年々々増加シツ、アリテ市内ニ居住スル一部ノ商
人ヲ除クノ外ハ殆ント水田經營ニ従事シ其ノ生
活ノ根據ヲ造ルヘク努力シツ、有之候處不幸ニシテ
昭和四年ノ大洪水ニ甚シキ慘害ニ罹リ本年ハ亦米價

暴落ノ為メ一般農民ハ今ヤ甚シキ貧困ニ陥リ生活困難ノ
 モノ甚多キヲ以テ當民會ハ彼等鮮農ヲ救済スルノ目的
 ヲ以テ農閑期ヲ利用シ以テ製造ノ副業ヲ奨励スヘク爾來
 以テ織傳習會ヲ催用シ技術ヲ授クル等之カ製造方法ニ付
 極力努力シ來リシ結果其ノ產高ハ相當ノ數量ニ上リタル
 モ未タ技術ノ不熟練又ハ機具不健全ノ為メ其ノ製品
 ハ甚タ粗末ニシテ精緻包装用ニ適セス徒ラ其ノ價格
 モ甚タ低廉ニシテ全ク勞多クシテ功少キノ憾アリテ其
 ノ成績ノ十分ニ舉カラサリシハ甚遺憾トシ居リシ處ニ有之
 候現今滿洲ニ於ケル以ノ需用高ハ一ケ年間概ネ百萬枚ニ上
 リ而年々増加ノ傾向ヲ示シツ、アリテ之等ノ以テ殆ント朝
 鮮產(專ラ滿洲向トシテ製作セルモノ)ヲ輸入使用スル狀態
 ニシテ其ノ價格ハ實ニ十万円ヲ越エルト云フ茲ニ於テ當民

會ハ高一層其ノ製造方法ヲ改良シ品質ノ向上ヲ圖リ漸
 次滿洲ニ於ケル需用ハ滿洲産ヲ以テ充テシムルト共ニ鮮人
 農民ノ福利ヲ増進セシムヘク這回更ニ當地全滿米穀同業
 組合及勸業公司並協濟公司ト折衝協議シ製産品ハ全部
 勸業公司ニ於テ引受テ買収スルコトニ協定シ別紙計劃ヲ樹テ
 積極的指導獎勵ヲ為スヘク當民會ハ右計劃第一項第一節
 ニ依ルハ茲三百三十五本ヲ管下貧農ノ一部ニ無償ニテ配付
 スルト共ニ時々實地ニ就テ指導ヲ為シ全滿米穀同業組合ハ
 去ル一月二十一日ヨリ以生産検査ヲ開始シタル數其ノ成績頗ル
 良好ニシテ一月二十一日ヨリ五月五日迄ノ検査枚數ハ一等合格
 四九四三枚、二等合格一〇、五五一枚、等外二八九六枚合計一八、三九〇枚其ノ代
 價ハ一千五百七十一月五十五元ニ達シ益製産増加シツテアリ之カ為
 又一般鮮農ハ余ク救ハレタル心地ニテ大ニ喜ヒ一層勸業ヲ勵

ミツ、アル現象ニ有之候。或ルニ當氏會ヨリ配付セル箴及徒米
 所持箴ハ各向適宜作製セルモノニシテ、何レモ四斗入以用又ハ寸法
 不揃ニシテ機台モ亦農家自作ノモノニ屬シ作業上不便ノ點多
 ク斯ル機具ニテハ到底改良セラレタル優良品ヲ製出シ高品トシテ
 市上ニ出スコト甚ク困難ノ次第ニ有之候就テハ先ツ以テ機具
 類ノ改善統一ヲ必要ト被認候モ當氏會ハ之等ノ資金ニ
 充ツヘキ財源ナク農民ハ之亦殆ント赤貧者ニシテ購入ノ資力
 無之候余右事情御諒察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ貴社
 産業助成金ヨリ左記ノ通り御補助被成下度此段奉
 懇願候也

記

一金五千圓也

内譯

金壹千貳百円也

當民會管内村落居住農家総戸數一三八五戸其ノ約八割ニ対シ以織ヲ奨励スルモノトシテ一戸木トシテ一千本購入資金一本ニ付一円二十銭ノ割

金参千円也

檜台走千台購入資金一台ニ付参円ノ割

金八百円也

以織實地指導給昭和六年十月ヨリ翌年四月迄

六ヶ月間一ヶ月五十円二人分六百円

機具運搬賃及雜費 八百円

昭和六年三月編成

東京電報局 資本金 五百萬

大正十四年一月五日 二人合六百圓

心齋橋通新橋町 昭和六年三月五日 昭和六年四月迄

金昭和六年度事業計畫書

資本金 一十台 額入資金 一十台 林業 田舎

金 十圓

額入資金 一本 二廿一圓二十餘

昭和六年三月五日 昭和六年三月五日



三

東亞勸業株式會社



第一 土地經營

(一) 奉天農場

奉天農場ハ會社創立當初ヨリ、經營ニ係ルモノニシテ土地ノ改良農事ノ刷新其他諸事、設備ヲナシ銳意經營ノ改善ニ努メタル爲メ新ク完成ニ達セントス。

農村開發以來九星霜其間水旱霜害ニ將又穀價低落ニ依リ就中鮮農ノ蒙リタル損害ハ甚カラサルモノアリ之等損失ハ轉シテ貸付金ノ增高ヲ来シ延イテハ彼等生計上ノ大ナル苦悶感トナリ其ノ甚シキニ至リテハ思想上ニモ影響ヲ生スルニ至ルナキヲ保シ難キモノアルヲ慮リ先ツコノ苦境ヨリ離脱セシメ將來ニ種ノ光明ヲ懷抱セシメ以テ農事ニ従ハシムルコトハ最

緊要ナルヲ認メ六年度ニ於テハ經營方法ヲ根本的^ニ改革シ
 會社ハ相當多大ノ犧牲ヲ拂ヒ左記方針ヲ樹立シ其ノ實行
 ヲ期スルコトセリ

一 朝鮮人小作人ニ對スル耕作割免面積ハ大体自家勞力ニ依
 リ耕作シ得ルモノヲ標準トシ大作一戸尙四天地ヲ以テ標
 準トシ勤勉ナル農民タラシムルコトニ努ムルコト

二 新貸付金ハ既往ノ実績ニ徴シ小作人ノ所得ニ鑑ミ耕作
 面積一田地尙金二十五圓以内トシ貸出ノ増加ヲ絶作ニ避
 ケシムルコト

三 舊貸付金ハ無利息年賦償還トシ負担ノ輕減ヲ圖ルコト
 旧貸付金ノ回收ハ大作新債ヲ支拂ヒタル殘存粉五石以

下(五石ヲ含ム)ナルトキハ二分一五石以上ナルトキハ三分二ニテ償還ニ充テシムルコト。

四、播種ノ改善、種籽ノ精選、耕作方法ノ改善、施肥効率増進ヲ図ルコト

五、灌漑ノ合理化ヲ行ヒ適期灌漑ヲ勵行スルコトニ萬全ヲ期スルコト。

六、農事指導ヲ一層適切ニスルコト

七、農区別(部落別)ニ自治的発展ヲ助長鼓吹スルコト。

八、各種ノ副業ヲ積極的ニ奨励シ多角主義トシ農家經濟ノ緩和ヲ図ルコト

九、小作人共済組合ニ對シ補助金ヲ増加シ醫師ノ回診及ヒ吊慰金ヲ増加シ保健ノ萬全ヲ期セシムルコト

十、消費組合ヲ指導援助シテ農具及生活必需品ノ廉價供給ヲ圖ルコト。

(イ) 吳家荒收納所

管内靜安堡大西家子ノ西農区面積三十八町歩ハ從來ノ成績ニ鑑ミ直営ヲ廢シ他ニ出租スルコト、シ又公太堡收納所諾水環農区ハ管理ノ都合上本收納所ニ附隨セルムコト、セリ從テ本收納所ノ経営総面積ハ九百五十一町歩ニシテ職員四名僱員二名ヲシテ之カ管理ニ當ラシム

本農場ニ於ケル灌漑用水ノ引用ハ從來適期ヲ失シ時付遅速スル為收穫量ニ多大ノ影響ヲ有ルヲ以テ本年度ハ特に適期灌水ヲ失セサル様支那側ノ諒解ヲ求メタルヲ以テ例年ヨリ作業ヲ早メ播種ヲ五月上旬ニ勵行スルコト、セリ又板

橋子也。牛永、諾木、禪、谷農区ハ地勢上播種期ニ於ケル用
水不足ノ虞アルヲ以テ耕作上ノ安全ヲ期スル為本年度ハ乾
田時ニ改メ以テ全地域ヲ養テテ成績向上ノ為ニ努ムルコト
トセリ。

(四) 今太堡收納所

本年度ヨリ諾木、禪、農区ヲ吳家荒收納所管内ニ所管替ヲナ
シタル為面積减小シ年租地ヲ併セテ総面積五百四十一町歩ニ對
シ職員二名、傭員二名ヲシテ管理ニ當ラシム。

本收納所ノ灌排水溝ハ一昨年ノ洪水ニヨリ慘害ヲ蒙リタルモ
昨年度ニ於テ其ノ修築ヲ終リタルヲ以テ本年度ハ孫家套
及五道溝ノ如キ低濕地ニハ客土ヲ行ヒ土地ノ改良ヲ施ス等一
層收穫ノ向上ニ努ムルコトナリ。

(二) 通海農場

公濟号農場ハ従来職傭員各一名ヲシテ管理セシメ居リ錢
家店農場ハ昭和三年度ヨリ支那人ニ委任經營ヲナシ居タル
中本年度ヨリ之ヲ直營ニ変更シ西農場ヲ併合シテ通海
農場ト改稱シ事務所ヲ旧公濟号農場内ニ置キ職員ニ
名傭員一名ヲ増加シテ經營ノ任ニ當ラシム耕作面積ハ水田ニ
百餘町歩畑三千七百五十八町歩ノ豫定ナリ然ルニ本農場ハ
従来屢々水害ヲ被リクルノミナラス昨年ハ清河細河流域
氾濫シ前後三回ニ互ル大洪水ニ龍衣ハレ水田ノ一部ヲ除キ全滅慘
状ヲ呈シテ依リテ之カ根本解決ヲ期スル為蓄分濟号ニ五千
九百十間蓄錢家店ニ萬五百九十九間ノ大堤防ヲ築造シ以
テ水害ノ慘禍ヲ防止シ成績ノ確實ヲ期セントス

又本年度ニ於テモ引續キ滿鉄公山嶺農事試驗場ヨリ改良大豆種子ノ分譲ヲ受ケ漸次普及シ以テ增收ヲ計ルト共ニ特用作物ノ試作ヲ為シ耕作物ノ改良及經營ノ合理化ニ努メ經濟的經營ノ實ヲ奏ケントス。

(三) 東山農場

本農場ハ各年五月日本人管理ハカ農場内ニ事務所ヲ設置スヘク建築材料ヲ携へ入場中祈轄縣知事ノ命令ナリト稱シ無暴ニモ公安局長ハ局員及保衛團員二十数名ヲ同行シ来リ管理人以下使用人ヲ捕縛シ放逐以來日支官憲間ニ於テ折衝案件ト為リ居レルカ本農場ノ權利關係ハ確立ナルヲ以テ有利ニ解決スルモノト信セラレモ暫ク交渉ノ推移ニ係キ相宜ノ措置ヲ講スルコトセリ。

(四) 大末農場

本農場ハ土地甚ク輕鬆ニシテ地味悪シク一昨年ヨリ凶作引續キ加フルニ墾賦ノ進行甚シク為小作人等ハ他ニ轉住シ殆ント荒廢ニ等シキ状態ニ陥リタルヲ以テ最近社員ヲ派遣シテ今調査ノ上根本対策ヲ樹立スル方針ナリ

(五) 利興公司

本公司ハ從來表面上支那側ト合併経営ノ組織ナリシ処大正十二年以來今日ニ至ル迄正式ニ支那側ノ承認ヲ経ルニ至ラス且土地粗悪ニシテ経営價値乏シキニ拘ラス支那側ト合併組織ナリシ關係上毎年数千余圓ノ欠損ヲ特統セルヲ以テ本年一月ニ至リ茲ニ合併組織ヲ改メ先ツ経営ノ節制ヲ圖ルコト

トセルニ付 本年度ニ若干ノ小作料ヲ以テ土地管理費ニ充當
シ單ニ權利維持ニ努メ適當ノ機會到來ヲ俟ツル有リ
ニ轉回セムトス

(六) 大孤山土地

本土地ハ大正十一年ヨリ速大ナル計畫ノ下ニ土地買收ニ着手
シ豫定面積二千五百町歩中既ニ千七百八十三町歩余ヲ買
收シタルカ依然トシテ經營ニ着手スル能ハナルモ引續キ社員ヲ
駐在セシメ土地ノ調査並ニ利用開拓ニ關シ有ユル運動ヲ
試ミタルモ未ダ以テ奏効ヲ見ルニ至ラス然ルニ四圍ノ事情ハ此
ノ儘ニ推移シテ許ササル状態ニアルヲ以テ別ニ何等カノ進展
方策ヲ試ムヘク目下講究中ニ屬ス

(七) 札魯特旗土地

本土地モ亦從來會社カ進シテ經營ヲナシ能ハサル狀態ニアリ
 シカ毎年莫大ノ税金ヲ要シ之カ經營ノ能否ハ營業成績
 ニ影響著ク及ホスヲ以テ常ニ腐心シツ、在リシカ最近ニ至リ
 稍々宿望達成ノ端緒ヲ得ルニ至リタルヲ以テ此ノ機ヲ逸セ
 ス先以テ本年度ハ現場ニ事務所ヲ設置シテ差當リ支
 那人社員ヲシテ經理トシ小作人ヲ招来シ以テ將來大規模
 ノ土地開拓利用ノ準備ニ當ラシムルコトセリ。

(八) 撫順水田

本水田面積ハ四十五町歩ニシテ地味肥沃水利灌漑至便ナルモ
 現在面積ハ狭小ニシテ点在シ未タ經營ノ單位ヲナスニ足ラサ

ルヲ以テ社員ヲ駐在セシメテ之カ経営管理ヲ為サシムルヲ得
ス故ニ前年度同様小作人ノ代表者ニ委ネ本社ヨリハ播種
其ノ他必要ナル時期ニ社員ヲ派シ指導監督ヲ為サシメント
ス。

(九) 舊蒙古產業公司土地

大巴林旗内ニ於ケル土地永代使用權ハ之ヲ債權ニ引直シタル
ヲ以テ本年度以降ニ於テ之カ回收ニ努メントス尚高爾齊
及黑山頭土地ハ從來ハ通り満鉄ニ貸付綿羊改良事業ニ
使用セシムル豫定ナリ。

第二 新規買收土地

昭和三年所謂對滿蒙積極方針ニ響應シテ買收セル土地ハ
本年度ニ於テ暫ク左ノ方法ニヨリ經營ニ當ラムトス

(一) 間島土地

間島買收土地ニ付テハ今尚支那官憲ノ妨害ニ遭ヒ事故發生
ヲ免ルヲ得サルモ會社ハ全然無抵抗主義ヲトリ居ル為大
ナル問題ヲ惹起スルコトナルヘク思料セラル買收總面積七千
二百九町步中本年度耕作面積ハ水田百三十九町步畑一千
百八十五町步ノ作付ヲモシテ作料粃及雜穀約二千石ヲ收納
豫定ニシテ荒蕪地ニ對シテハ支那側ノ關係ヲ考慮シ漸次
移住鮮人ヲ以テ開拓ニ從事セシメントス

(三) 新義州土地

昭和製鋼所建設地未決定ヲサル迄、本年度モ單ニ耕地トシテノ利用ニ止ルコトセリ、本年度ニ於テ農耕地ハ水田七十町歩、畑九十七町余ニ對シ作付ヲナシ、小作料、籾及雜穀一千九十石ヲ收納ノ見込ナリトス

(三) 蓋平土地

蓋平土地ハ水田經營ノ目的ニシテ、既ニ八百三十町歩ノ買收ヲナシタルモ、尙ル九畝、水路、地ノ買收ヲ終ラサルヲ以テ之カ完了ヲ俟、以テ經營ニ着手セムトス

第三 畜産事業

(一) 羊毛取引

滿鉄分王嶺及黑山頭種ニ市場ニ於ケル綿羊改良事業ハ着々進展ノ結果同管内本年度生産羊毛改良種雜種併セテ約五萬七千封度ニ上ル見込ナルヲ以テ之ヲ買付當地毛織會社及内地斯業者ニ供給セムト又在來種ノ林西ニ於ケル買付及内地移出方ニ關スル研究ハ將來忽緒ニスハ必ラサル問題ナリト思ハレモ差當リ本年度ハ錦州市場ニ於ケルモノ買付ヲササムトス

(二) 滿蒙牛取引

滿蒙牛ノ内地輸出ニ付テハ一昨年一未甚カラサル犠牲ヲモ顧ミス事ニ當リタルカ最近稀々其ノ緒ニ就キタルモノ如ク陸海

軍初メ内地新界ノ需要大ニ喚起セラレ之カ移出ノ機
運漸ク熟シ来レルニ鑑ミ本年年度ハ軍部一百貨店直營
食堂中央卸売市場及雜貨商等ニ對シ優良品ノ
大量供給ヲ試ミ以テ販路ノ開拓並ニ市價ノ調節ニ努
力セムトス

取扱豫定數量凡一萬三千頭ナリ

(三) 鉄山嶺屠場

近來輸出入牛數量ノ増加ヲ来シタル為本屠場成績モ良
好ニ赴キツ、アリシ處本年度ニ在リテハ別途會社自身ノ滿
蒙牛輸出入計畫確立スルト共ニ屠殺數モ更ニ増加スヘキヲ
以テ良好ナル成績ヲ揚クルヲ得ヘシト認ム

第四 金融事業

(一) 地方金融機關貸付

在滿鮮農ニ對スル農資金融ノ便ヲ供與セシカ為本社ニ於テ
資金ヲ供給セル金融機關ハ奉天ニ於ケル株式會社煥濟
公司ヲ初メトシ撫順、安東、海林、通化、長春、鉄嶺、海龍及
間島ノ各金融組合等ナリトス。斯種資金ノ融通ハ大衆ヲ
目的トシ頗ル効果アルヲ以テ尚適當ト認ムル地矣ニシテ經營
上ノ中心人物ヲ得ルニ至ラハ此種金融機關ノ増設ヲ計ラハト
ス。

(二) 事業資金貸付

在滿鮮人中土地ノ經營ヲナスモノニシテ信用且經驗アリ事業
遂行上確實ト認メラル、モノニ對シテハ資金ノ融通ヲ計ルト同時

ニ事情ノ許ス限リ企畫事業ノ遂行ニ對シ助長援護ヲ與ヘ
ントスルモノナルカ輓近鮮内地ニ於ケル所有土地ヲ担保トシ營農
資金融通ノ申込ヲナスモノ漸次其ノ數ヲ増加シ而モ之等ハ
皆比較的計畫ノ規模大ナルト共ニ其ノ多クハ構ヲ見テ土地ヲ
買收スル企畫ヲモ有シ經營ノ根據ヲ定メントスルモノニシテ經營
上ニ健全味ヲ加フルニ至リタルノミナラス殊ニ當初ヨリ土地ヲ買收
シ將來小作人ノ自立ヲ計ラシムヘク安全農村ノ設置ヲ企畫ス
ル者ヲモ生シタルカ如キ眞執手ナル經營者ヲ見ルニ至リタルハ誠ニ
喜ブヘキ現象ニシテ之等中心人物ニヨリテ以テ多クノ鮮農等

第五 精米事業

會社工場生産品ノ優良ナルハ夙ニ世評ニ聞ク處ナルカ今後益
々努力シ聲價ノ維持ニカムヘク本年度ハ繰越叔ニ二八〇石

生活安定ヲ期セシメントス

(三) 長期営農資金貸付

地方的ニ鮮農ノ実勢力相劣扶殖セラレ居リ且將來ヲ囑望ス
ヘキ廣大ナル未墾地ヲ擁シ大イニ發展ノ余地アルニ拘ラス金融
ノ梗塞ニヨリ往々シテ其ノ驥足ヲ伸ハシ得サルモノアリ之等ニ對
シテハ環境ノ実情ニ鑑ミ可及的援助シ長期営農資金ノ融通
ヲ因リ以テ一新生面ヲ拓カシムヘク新方針ヲ樹立セリ

六年度新穀七二。〇石ヲ用ヒ白米凡ソ二九。〇石ヲ精搗セトス尚之
カ販賣ハ大作滿鉄社員消費組合ニ供給スルコトシ副産物ハ地元
及沿線大口消費者ニ供給スルモノトス

第六 出資事業

東洋冷蔵株式會社及滿蒙冷蔵株式會社ハ依然トシテ營業不振ナルハ遺憾ナリ。

株式會社換濟公司ハ五年度ニ於テハ回收物價格ノ慘落ニ依リ相當交換ヲ鬼カレサルヲ認ムルモ倉庫業ニ或ハ精米業ニ就中穀價低落ノ現状ニ鑑ミ計畫シクル叔担保貸付ノ実行ニ付テハ一般農民ノ期待ニ副フ所大ナルモアリ益々一般鮮農ノ信賴ヲ受ケ居ルヲ以テ本年度ニ於テハ成績ハ大作順調ナルモノト認め居リ滿洲蚕絲株式會社ハ養蚕部製糸部製衣織部ヲ置キ營業旺盛ナルモ五年度ニ於テハ絲價ノ鉤瓶格シノ難関ニ當面シ之又損失ヲ計上スルノ止ムナキ状態ニ立至レリ然レドモ本年度

ニ在リテハ該市場モ稍々健全ヲ望ムル豫想ナルヲ以テ若干ノ利
潤ヲ見ルモノト信セラレ

第七 農事試験及獎勵

由來天惠薄キ通遼方面ニ於ケル適種作物ノ栽培ハ独リ本
社ノミナラス同地方一般農民ノ福音ナルヲ以テ本年度ハ改良大
豆並特用作物ノ試作ヲナシ漸次普及ニ努メントス

又奉天通遼ノ西農場小作人ニ對スル耕牛、種豚及改良農具
ノ購入、農事見學旅行、優良小作人並多收穫者ノ表彰、
堆肥ノ獎勵等ハ前年同様之ヲ指導スルハ勿論、耕作法ノ改
良、農区制單位ニ依ル優良農村ノ表彰等農事ノ改良ニ
資スヘキ事項ニ関シテハ極力督勵指導セムトス

尚ハ製造ニ付テハ客年米指導了及研究ヲナシ本年一月全
滿米穀同業組合ニ於テハ検査規則ノ制定ヲ見ルニ至リ穀用
ハトシテ一般ニ使用サルコトナリタルヲ以テ之カ主産地タル奉天附
近ノ製品ハ即時全部本社ニ買収シ他ノ纒及荒葦等ト同様
販賣ノ斡施ヲナシツアリ之單ニ鮮農ノ福音ニ止ラス勤儉ノ美
風ヲ作興シ其ノ効果多大ナルモノアルヲ以テ倍々之カ振興ヲ圖ル
ヘク本年一度ニ在リテハ尚一層其ノ普及發達ヲ期セムトス

第八 教育及保健

會社直營ニ係ルハ太堡板橋子及分濟号ノ三校ハ大作前年
度ノ方針ヲ踏襲スルモハ太堡普通學校ハ本年ヨリ六學年
制ニ改メ以テ一般向學ノ要求ニ應セムトス補助校ハ前年度ニ

引續キ吳家荒、大石橋、諾水環、孫家套、四校アリ之ニ對シテハ
夫々補助金ヲ交付シ以テ鮮人農民教育ノ普及ヲ圖ラントス。

衛生施設ニ関シテハ奉天農場ニ於テハ吳家荒及分太堡ニ駐在
スル朝鮮統督府派遣醫ヲ會社ノ有給囑託トシテ小作人ノ診
療ニ從ハシムル外小作人共濟組合ニ對シ補助金ヲ増額シテ醫師
ニ對シ巡回月額旅費ノ支給及小作人相互ノ保健並ニ慶弔ノ費
用ヲ補助シ組合ノ運用ヲ圓滑ナラシムルコトセリ。分濟号農場
ニ於テハ白音太末在任醫師ニ診療ヲ依頼シ又本年ハ農場
事務費附近ニ對シ診療科ノヲ設置シ衛生保健ノ改
善ニ努カントス。